# 昭和五十七年大蔵省令第十号

銀行法施行規則

銀行法及び銀行法施行令の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、銀行法施行細則（昭和二年大蔵省令第三十一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次


第一章　総則（第一条―第十一条）
第二章　業務（第十二条―第十七条）
第三章　子会社等（第十七条の二―第十七条の七の三）
第四章　経理（第十七条の七の四―第二十一条）
第五章　合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け（第二十二条―第二十四条）
第六章　廃業及び解散（第二十五条―第二十七条の二）
第七章　外国銀行支店（第二十八条―第三十四条）
第七章の二　外国銀行代理業務に関する特則（第三十四条の二―第三十四条の二の四十六）
第八章　株主
第一節　通則（第三十四条の二の四十七―第三十四条の五）
第二節　銀行主要株主に係る特例
第一款　通則（第三十四条の六―第三十四条の八）
第二款　監督（第三十四条の九）
第三節　銀行持株会社に係る特例
第一款　通則（第三十四条の十―第三十四条の十四の二）
第二款　業務及び子会社等（第三十四条の十四の三―第三十四条の二十三の二）
第三款　経理（第三十四条の二十四―第三十四条の二十八）
第四款　監督（第三十四条の二十八の二・第三十四条の二十八の三）
第五款　合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け（第三十四条の二十九―第三十四条の三十一）
第八章の二　銀行代理業
第一節　通則（第三十四条の三十二―第三十四条の四十）
第二節　業務（第三十四条の四十一―第三十四条の五十七）
第三節　経理（第三十四条の五十八―第三十四条の六十）
第四節　監督（第三十四条の六十一・第三十四条の六十二）
第五節　所属銀行等（第三十四条の六十三・第三十四条の六十三の二）
第八章の三　電子決済等取扱業
第一節　通則（第三十四条の六十三の三―第三十四条の六十三の十二）
第二節　業務（第三十四条の六十三の十三―第三十四条の六十三の十六）
第三節　監督（第三十四条の六十三の十七―第三十四条の六十三の二十）
第四節　認定電子決済等取扱事業者協会（第三十四条の六十三の二十一―第三十四条の六十三の二十八）
第五節　雑則（第三十四条の六十三の二十九・第三十四条の六十四）
第八章の四　電子決済等代行業
第一節　通則（第三十四条の六十四の二―第三十四条の六十四の八）
第二節　業務（第三十四条の六十四の九―第三十四条の六十四の十九）
第三節　監督（第三十四条の六十四の二十―第三十四条の六十四の二十二）
第四節　認定電子決済等代行事業者協会（第三十四条の六十四の二十三―第三十四条の六十四の二十六）
第八章の五　指定紛争解決機関
第一節　通則（第三十四条の六十五―第三十四条の六十八）
第二節　業務（第三十四条の六十九―第三十四条の七十六）
第三節　監督（第三十四条の七十七・第三十四条の七十八）
第九章　雑則（第三十五条―第四十条）
附則


## 第一章　総則

（定義）

**第一条**　この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「電子決済等取扱業」、「電子決済等取扱業者」、「電子決済等関連預金媒介業務」、「電子決済等取扱業者」、「認定電子決済等取扱事業者協会」、「電子決済等代行業」、「電子決済等代行業者」、「認定電子決済等代行事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、電子決済等取扱業、電子決済等関連預金媒介業務、電子決済等取扱業者、外国電子決済等取扱事業者協会、電子決済等代行業、電子決済等代行業者、認定電子決済等代行事業者協会、指定紛争解決機関、銀行業務等、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。

（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる要件）

**第一条の二**　法第二条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第六項第二号イからホまでに掲げる要件とする。

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

**第一条の三**　法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第七項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十六項、第十七条の三第六項、第十七条の五第十一項、第十七条の五の二第五項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第五項、第二十二条第二項、第二十二条の二第二項、第二十三条第二項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第十四項、第三十四条の十九第十一項、第三十四条の十九の二第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十三の二第五項、第三十四条の二十八の三第二項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十三第二項及び第三十五条第十三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）、第八章の三、第八章の五及び第九章において同じ。）とする。

一　有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）及び外国の会社が業務として所有する株式等

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等（当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び

議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五　前二号に準ずる株式等で、金融庁長官の承認を受けたもの

2　法第二条第十一項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第十条の規定により当該会社が投資信託委託会社（同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。

3　銀行は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式等について、当該申請をした銀行が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができないものであるかどうかを審査するものとする。

（総資産の額等）

**第一条の三の二**　法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日における貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日）後において会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、株式交付、合併、会社分割、事業の譲受け、事業の譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え、又は除いた額とする。

2　法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める資産は、銀行持株会社（金融庁長官が指定するものに限る。）の子会社（金融庁長官が指定するものに限る。）に対する貸付金その他金融庁長官が定める資産とする。

3　法第二条第十二項に規定する内閣府令で定めるところにより算出した額は、会社が会社法第四百三十五条第二項の規定により作成した最終の事業年度に係る計算書類の附属明細書に別紙様式第十五号に基づき記載された前項に規定する資産の合計金額（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立時の貸借対照表に記載された前項に規定する資産の合計金額）とする。

（電子決済等代行業に該当しない行為）

**第一条の三の三**　法第二条第二十一項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、預金者（同項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第三十四条の六十四の九第三項第一号及び第三十四条の六十四の十一において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（銀行が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。以下同じ。）を取得して行うものを除く。

一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う法第二条第二十一項第一号に掲げる行為

二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う法第二条第二十一項第一号に掲げる行為

三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う法第二条第二十一項第一号に掲げる行為

四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う法第二条第二十一項第一号に掲げる行為であつて、当該行為に先立つて、同号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

五　法人等（令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下この章及び次章において同じ。）がその属する法人等集団（一の法人等並びに当該法人等の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の集団をいう。）に属する他の法人等である預金者又は法第二条第二十一項第二号に規定する預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託（その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る。）を含む。）を受けて行う同項各号に掲げる行為

（電子決済等代行業に該当する方法）

**第一条の三の四**　法第二条第二十一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が同号の銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法とする。

（法人に準ずるもの）

**第一条の四**　法第三条の二第一項第一号に規定する法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものとする。

（計算書類等に係る連結の方法等）

**第一条の五**　法第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社とする。

2　法第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算される数は、当該会社の保有する当該銀行の特定議決権（法第二条第六項に規定する議決権から会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を除いたものをいう。以下この条において同じ。）の数に、その連結する会社等（同号に規定する会社等をいう。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。）について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該銀行の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率（その保有する一の銀行の特定議決権の数を当該銀行の総株主の特定議決権の数で除して得た数をいう。）を当該銀行の総株主の議決権の数に乗じて得た数とする。

一　当該会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。）その保有する当該銀行の特定議決権の数

二　当該銀行に係る議決権の行使について財務諸表等規則第八条第六項第三号に規定する認められる者及び同意している者となる者　その保有する当該銀行の特定議決権の数

三　当該会社の関連会社（財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。）（前号に掲げる者を除く。）　当該関連会社の純資産のうち当該会社に帰属する部分の当該純資産に対する割合を当該関連会社の保有する当該銀行の特定議決権の数に乗じて得た数

（密接な関係を有する会社等）

**第一条の六**　法第三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

一　当該会社等が他の会社等の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

二　他の会社等が当該会社等の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

2　前項の場合において、他の会社等によつてその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有されている会社等が保有する議決権は、当該他の会社等が保有する議決権とみなす。

3　前二項の場合において、会社等又は他の会社等が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）

において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（連結基準対象会社等に準ずる者）

**第一条の七**　法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一　銀行持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。）その保有する当該銀行持株会社の議決権の数を当該銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該銀行持株会社の子会社である銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該銀行持株会社及び当該銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。次号において同じ。）が保有する当該銀行持株会社の子会社である銀行の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

二　法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「銀行」を「銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該銀行持株会社の子会社である銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該者の連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第三十四条の五において同じ。）、当該銀行持株会社及び当該銀行持株会社の子会社等が保有する当該銀行持株会社の子会社である銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

（営業の免許の申請等）

**第一条の八**　法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該株式会社に関する次に掲げる書面

イ　定款

ロ　会社の登記事項証明書

ハ　創立総会の議事録（会社法第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）（当該株式会社が株式移転により設立された場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）その他必要な手続があつたことを証する書面）

ニ　事業開始後三事業年度における収支及び自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面

ホ　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ヘ　会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

ト　会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

チ　株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

リ　営業所の位置を記載した書面

ヌ　最近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書面

ル　銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

三　当該株式会社が子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等又は法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面

イ　当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　当該子会社等の業務の内容を記載した書面

ハ　当該子会社等の最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

ホ　当該株式会社の事業開始後三事業年度における当該株式会社及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第三項第三号において同じ。）の収支及び連結自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面

四　前各号に掲げるもののほか法第四条第二項及び第三項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　銀行業以外の株式会社が従前の目的を変更して銀行業を営むため法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、前項各号に掲げる書面（同項第二号ハに掲げる書面を除く。）のほか、次に掲げる書面を免許申請書に添付しなければならない。

一　株主総会の議事録

二　従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにした書面

三　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一　銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）の資本金の額が令第三条に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二　事業開始後三事業年度を経過する日までの間に申請者の一の事業年度における当期利益が見込まれること。

三　申請者並びに申請者及びその子会社等の自己資本の充実の状況が事業開始後三事業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。

四　銀行の業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は従業員の確保の状況、銀行の経営管理に係る体制等に照らし、申請者が銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。

五　銀行の業務の内容及び方法が預金者等の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。

（営業の免許の予備審査）

**第二条**　法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする者は、前条に定めるところに準じた書面を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

（外国銀行に係る特殊関係者）

**第三条**　令第一条の二第七号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（法第四条第五項に規定する銀行等を除く。第十条の二第一項を除き、以下「外国銀行」という。）又は当該外国銀行に係る令第一条の二第一号から第六号までに掲げる者と銀行業の免許を申請した者の議決権の一部を保有している場合における当該外国銀行又は当該外国銀行に係る令第一条の二第一号から第六号までに掲げる者と主たる営業所の所在地を同一の国とする者で、当該銀行業の免許を申請した者の議決権の一部を保有しているもの

二　銀行が支店の設置又は銀行業を営むための会社の設立をすることができない国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式等」という。）の百分の五を超える数又は額の株式等を保有しているものに限る。）により合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

（法第四条第三項に規定する総株主の議決権に乗じる率）

**第四条**　法第四条第三項に規定する内閣府令で定める率は、百分の五十とする。

（銀行等に含まれる金融機関）

**第四条の二**　法第四条第五項に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　株式会社商工組合中央金庫

二　信用金庫連合会

三　農林中央金庫

（資本金の額の減少の認可の申請）

**第五条**　銀行は、法第五条第三項の規定による資本金の額の減少の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

一　理由書

二　資本金の額の減少の方法を記載した書面

三　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四　最近の日計表

五　会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六　株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

（商号変更の認可の申請等）

**第六条**　銀行は、法第六条第三項の規定による商号変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　株主総会の議事録

2　金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る商号が他の銀行の商号と同一又は類似の商号でないかどうかを審査するものとする。

（取締役等の兼職の認可の申請等）

**第七条**　銀行の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該銀行を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　履歴書

三　銀行及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四　銀行と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五　当該他の会社の定款、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

2　金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る取締役が銀行の常務に従事することに対し、当該申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

3　第一項の規定による銀行に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録（法第二十条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）で作成されている場合には、電磁的方法（同条第六項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）をもつて行うことができる。

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

**第七条の二**　法第七条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（営業所等の定義等）

**第八条**　法第八条第一項及び第二項に規定する営業所とは、銀行が法第十条第一項各号に掲げる業務の全部又は一部を営む施設又は設備（携帯型の設備及び銀行以外の者が占有し又は管理する設備を除く。以下同じ。）をいう。

2　法第八条第一項に規定する本店とは、銀行の業務を統括する施設であつて、本店として登記がなされているものをいう。

3　法第八条第一項及び第二項に規定する支店とは、営業所のうち本店に従属し、当該営業所の名において、かつ、その計算において、銀行の業務を営む施設をいう。

4　法第八条第一項及び第二項に規定する種類の変更とは、銀行の本店（第二項に規定する本店をいう。以下同じ。）及び支店（前項に規定する支店をいう。以下同じ。）以外の営業所（以下「出張所」という。）から支店へ並びに支店から出張所への変更をいう。

（営業所等の設置等の届出等）

**第九条**　法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　営業所（法第十五条第一項に規定する休日又は第十六条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものに限る。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

二　出張所（前号に規定する営業所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

三　営業所（第一号に規定する営業所及び前号に規定する出張所を除き、法第十五条第一項に規定する休日以外の日の第十六条第一項に規定する営業時間の全部においてその業務を営むものに限る。）の設置をする場合

四　出張所の種類の変更をする場合

五　増改築その他のやむを得ない理由により営業所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

六　前号に規定する位置の変更に係る営業所を変更前の位置に復する場合

2　銀行は、法第八条第一項の規定による営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（外国における営業所の設置等の認可の申請等）

**第九条の二**　銀行は、法第八条第二項の規定による外国における営業所の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　認可を受ける事項が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（会社法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）

三　種類の変更をする場合には、当該営業所の最近の業況を記載した書面

四　その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2　金融庁長官等は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファー非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第二項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファー非対象区分に該当するものであること。

二　当該申請をした銀行の経営管理に係る体制等に照らし、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

三　当該営業所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、顧客の情報の管理が適切に行われること。

3　法第八条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の設置をする場合
二　出張所を廃止する場合
4　金融庁長官等は、第一項の規定による営業所の廃止の認可の申請があったときは、当該営業所の顧客に係る取引が当該申請をした銀行の他の営業所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該営業所の顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。
（外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等）
**第十条**　銀行は、法第八条第三項の規定により法第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約（以下この条及び次条第三項において「委託契約」という。）の締結又は当該委託契約の終了の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
一　理由書
二　その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面
2　金融庁長官等は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一　当該委託契約の締結が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファー非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファー非対象区分に該当するものであること。
二　当該委託契約の締結の相手方（以下この条及び次条第三項において「外国銀行代理業者」という。）が次に掲げる全ての要件を満たすこと。
イ　当該委託契約に係る業務（以下この条及び次条第三項において「委託業務」という。）を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること。
ロ　人的構成等に照らして、委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、社会的信用を有する者であること。
ハ　他に業務を営むことによりその委託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。
三　当該申請をした銀行が当該外国銀行代理業者の委託業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。
3　前項第二号に掲げる基準に適合するか審査をするときは、第三十四条の三十七各号に掲げる事項に配慮するものとする。
4　金融庁長官等は、第一項の規定による委託契約の終了の認可の申請があったときは、当該外国銀行代理業者の委託業務に関する顧客に係る取引が当該申請をした銀行の他の営業所又は他の金融機関等へ支障なく引き継がれる等、当該外国銀行代理業者の委託業務に関する顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。
（外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の届出）
**第十条の二**　法第八条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　銀行の子会社等である外国銀行（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者をいう。以下この項において同じ。）
二　銀行を子会社等とする外国銀行
三　銀行を子会社等とする銀行持株会社の子会社等である外国銀行（前二号に掲げる者を除く。）
四　銀行を子会社等とする親会社等の子会社等である外国銀行（前三号に掲げる者を除く。）
2　前項第四号に規定する「親会社等」とは、他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、同項各号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。
3　銀行は、法第八条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
一　銀行が外国銀行代理業者との間で委託契約を締結しようとする場合　次に掲げる書面
イ　理由書
ロ　外国銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面
ハ　銀行と外国銀行代理業者との間の資本関係を記載した書面
ニ　銀行と外国銀行代理業者との間の当該届出に係る委託契約の内容を記載した書面
ホ　ニの規定による委託契約の締結予定日を記載した書面
ヘ　外国銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面
二　銀行が外国銀行代理業者との間で委託契約を終了しようとする場合　次に掲げる書面
イ　理由書
ロ　外国銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面
ハ　外国銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面
ニ　当該銀行及び外国銀行代理業者との委託契約の終了予定日を記載した書面
**第十一条**　削除
**第二章**　業務
（金銭債権の証書の範囲）
**第十二条**　法第十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。
一　譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第十三条の五第一項第一号において同じ。）の預金証書
二　コマーシャル・ペーパー
三　住宅抵当証書
四　貸付債権信託の受益権証書
四の二　抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券
五　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書
六　外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの
七　法第十条第二項第十二号又は第十四号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書
（特定社債に準ずる有価証券）
**第十二条の二**　法第十条第二項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、金銭債権（法第十条第二項第五号の二に規定する金銭債権をいう。以下この条において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。
（業務の代理又は媒介）
**第十三条**　法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　銀行、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）、株式会社商工組合中央金庫又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理又は媒介
二　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第三十四条の四十三第二項を除き、以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合（同法第九十三条

第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介

二の二　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。以下同じ。）の代理又は媒介

三　信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第十一条各号に掲げる業務に該当するものを除く。）

イ　信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号に掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務に該当するものを除く。）を受託する契約の締結

三の二　金融商品取引業者若しくは登録金融機関（金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）の投資顧問契約（同条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。）又は投資一任契約（同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）の締結の代理又は媒介

四　保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）又は外国保険会社等（同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十七条の二第六項第八号及び第三十四条の五第二項第一号において同じ。）の資金の貸付けの代理又は媒介

四の二　貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいい、第十七条の三第二項第七号に掲げる業務を主として営む会社に限る。）が営む貸金業（同法第二条第一項に規定する貸金業をいい、当該業務に附帯して営むものに限る。）の業務の媒介

五　法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならない法人で、金融業を行うものの業務の代理又は媒介

六　特別の法律により設立された法人で、特別の法律により銀行に業務の一部を委託し得るものの資金の貸付けその他の金融に関する業務の代理又は媒介（前号に掲げる業務の代理又は媒介に該当するものを除く。）

七　前各号に掲げる業務の代理又は媒介のいずれかに準ずるもので金融庁長官が別に定めるもの

（外国銀行の業務の代理又は媒介）

**第十三条の二**　法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　銀行の子会社である外国銀行の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからニまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからニまでに規定する銀行が行う場合における当該代理又は媒介

イ　銀行の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行を除く。）

ロ　銀行を子法人等とする外国銀行

ハ　銀行を子会社とする銀行持株会社の子法人等である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

ニ　銀行を子会社とする親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）の子法人等である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行並びにイからハまでに掲げる者を除く。）

二　銀行の子会社である外国銀行及び前号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又は媒介を外国において行う場合に限る。）

2　前項の規定にかかわらず、外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に係る法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所（法第四十七条第三項に規定する外国銀行外国営業所をいう。以下同じ。）の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介

イ　外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等である外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする外国銀行

ロ　外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする外国銀行

ハ　外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

二　外国銀行支店に係る外国銀行の外国営業所及び前号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又は媒介を外国において行う場合に限る。）

（デリバティブ取引）

**第十三条の二の二**　法第十条第二項第十二号及び第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

一　有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）

二　暗号等資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）又は暗号等資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第十七条の二第二項第一号において同じ。）に係る取引

（金融等デリバティブ取引）

**第十三条の二の三**　法第十条第二項第十四号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

イ　差金の授受によつて決済される取引

ロ　商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

(1)　当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2)　当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二　当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ　差金の授受によつて決済される取引

ロ　算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三　当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

2　法第十条第二項第十四号に規定する銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

3　法第十条第二項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（ニを除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

（リース契約の要件）

**第十三条の二の四**　法第十条第二項第十八号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

2　法第十条第二項第十八号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

（地域の活性化等に資する業務）

**第十三条の二の五**　法第十条第二項第二十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務（当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一　他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下「経営相談等業務」という。）

二　高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。第十七条の四の三第三号、第三十四条の十八の二第三号及び第三十四条の十九の六第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三　他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務

四　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

五　当該銀行の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

（算定割当量の取得等）

**第十三条の二の六**　法第十一条第四号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

（預金者等に対する情報の提供）

**第十三条の三**　銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一　主要な預金等（法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下同じ。）の金利の明示

二　取り扱う預金等に係る手数料の明示

三　取り扱う預金等のうち預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示

四　商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用いて行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

イ　名称（通称を含む。）

ロ　受入れの対象となる者の範囲

ハ　預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

ニ　最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項

ホ　払戻しの方法

ヘ　利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

ト　手数料

チ　付加することのできる特約に関する事項

リ　預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

ヌ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定銀行業務紛争解決機関（法第十二条の三第一項第一号に規定する指定銀行業務紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合　当該銀行が同号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合　当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル　その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

五　次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ　市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

ロ　法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ　先物外国為替取引

ニ　有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。）に関する事項

ホ　金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第十三条の五第一項第二号、第十四条の十一の二十七第十三号ホ及び第三十四条の五十三の十二第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

ヘ　変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2　銀行は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該銀行は、当該書面を交付したものとみなす。

3　銀行は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第十九条第七項各号に掲げる方法のうち銀行が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

4　前項の規定による承諾を得た銀行は、当該預金者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該預金者等に対し、商品情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該預金者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5　銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行（法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等

に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行うときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（特定社債等の権利者に対する情報の提供）

**第十三条の四**　銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（以下この条において「旧合併転換法」という。）第十七条の二第一項（旧合併転換法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する普通銀行で旧合併転換法第十七条の二第一項の認可を受けたものが発行する債券及び金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）附則第百六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第百六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（同項に規定する消滅金融機関が外国為替銀行であるものに限る。）が発行する債券を含む。）を取り扱う場合には、前条（第五項を除く。）に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

**第十三条の五**　銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一　法第十条第二項第五号に規定する金銭債権（国内で発行された譲渡性預金の預金証書をもつて表示されるものを除く。）

二　金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）

三　保険業法第二条第一項に規定する保険業（第十七条の二第一項第二号、第十七条の三第二項第二十四号及び第三十四条の五第二項第二号において「保険業」という。）を行う者が保険者となる保険契約

2　銀行は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項（当該銀行が発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。）にあつては、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）を説明するものとする。

一　預金等ではないこと。

二　預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。

三　元本の返済が保証されていないこと。

四　契約の主体

五　その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3　銀行は、その営業所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

4　銀行は、法第十条第二項第八号又は法第十二条の規定に基づき元本の補塡の契約をしていない信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合には、元本の補塡の契約をしていないことを当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示し、元本の補塡の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第七十八条各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

5　前二項の場合において、銀行は、これらの規定による掲示の内容を当該銀行のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。

（投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）

**第十三条の六**　銀行は、投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）が当該銀行の営業所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券（以下この条において「受益証券等」という。）を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（銀行と他の者との誤認防止）

**第十三条の六の二**　銀行は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該銀行と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

（特定取引勘定）

**第十三条の六の三**　銀行は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない銀行が特定取引勘定を設けることを妨げない。

一　直近の期末（中間期末を含む。以下この項において同じ。）の前の期末から直近の期末までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円以上であり、かつ、直近の期末の前の期末の総資産の十パーセントに相当する額以上であること。

二　直近の期末における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が千億円以上であり、かつ、当該期末の総資産の十パーセントに相当する額以上であること。

2　前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一　有価証券の売買（国債等（国債、地方債又は政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。）をいう。以下この条において同じ。）、金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号に掲げる有価証券（同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあつては、法第十条第三項第一号に掲げる短期社債、同項第五号に掲げる短期社債及び同項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イに掲げる取引に限る。）及び有価証券関連デリバティブ取引（同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引並びに第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二　国債等の引受け（国債等の発行に際して当該国債等の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

三　金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（法第十条第三項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。）、金融商品取引法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四　金銭債権（第十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて

表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡
四の二　短期社債等（法第十条第三項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。）の取得又は譲渡
五　店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの
六　削除
七　先物外国為替取引
八及び九　削除
十　商品デリバティブ取引
十一　第十三条の二の三第一項第二号に掲げる取引
十二　削除
十三　第十三条の二の三第一項第三号に掲げる取引
十四　法第十条第二項第十六号の規定により営むことができる有価証券関連店頭デリバティブ取引（同条第十項に規定する有価証券関連店頭デリバティブ取引をいう。）
十五　法第十一条第二号に掲げる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引
十六　法第十一条第四号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡
十七　前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）に類似し、又は密接に関連する取引

3　特定取引勘定設置銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三十五条第七項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。
一　特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取引勘定以外の勘定に振り替えること。
二　特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産以外の取引又は財産を特定取引勘定に振り替えること。

4　前項の行為には、一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5　特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時において決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。
一　市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）　金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額
二　店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号、第四号及び第六号に掲げる取引並びに有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び先物外国為替取引　当該取引により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額
三　店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第十三条の二の三第一項第三号に掲げる取引　当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額
四　選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、店頭デリバティブ取引（前二号に掲げる取引に該当するものを除く。）及び商品デリバティブ取引　前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（預金の受払事務の委託等）

**第十三条の六の四**　銀行は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（銀行代理業者に銀行代理業に係る業務として委託する場合を除く。）には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。
一　現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。）を行う場合における次に掲げる全ての措置
イ　現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（当該銀行が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託するための措置
ロ　顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置
ハ　顧客が当該銀行と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置
ニ　当該銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。ヘにおいて同じ。）を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該銀行の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該銀行が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出し（現金自動支払機等受払事務に該当するものを除く。）を行う場合における次に掲げる全ての措置
イ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置
ロ　顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置
ハ　顧客が当該銀行と当該預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者（ニ及びヘにおいて「受託者」という。）その他の者を誤認することを防止するための適切な措置
ニ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置
ホ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置
ヘ　カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置又は顧客が送信する情報の処理に係る電子計算機及び電子機器が正当な権限を有しない者によつて作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、銀行、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置
ト　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

（個人顧客情報の安全管理措置等）

**第十三条の六の五**　銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（個人顧客情報の漏えい等の報告）

**第十三条の六の五の二**　銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に

関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

（返済能力情報の取扱い）

**第十三条の六の六**　銀行は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び銀行に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（特別の非公開情報の取扱い）

**第十三条の六の七**　銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

**第十三条の六の八**　銀行は、その業務を第三者に委託する場合（次項の規定により当該銀行の属する銀行持株会社グループ（法第十二条の二第三項第一号に規定する銀行持株会社グループをいう。以下同じ。）に属する銀行持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合を除く。）には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二　当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三　受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四　受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置

五　銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

2　法第十二条の二第三項第一号の規定により当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる銀行持株会社は、次に掲げる内容の当該持株会社における経営管理に係る方針の策定及びその実施を確保するための措置を講じなければならない。

一　当該銀行持株会社グループに属する会社であつて当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該業務を委託すること。

二　当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三　受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理すること。

四　受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該業務を委託した銀行持株会社グループに属する二以上の会社に対し、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置を求めること。

五　当該業務を委託した銀行持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該会社に対し、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を求めること。

（電子決済手段の発行に係る健全かつ適切な運営を確保するための措置）

**第十三条の六の九**　銀行は、顧客との間で電子決済手段（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。）の発行による為替取引を行う場合には、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又はその業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない。

（電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

**第十三条の六の十**　銀行は、その営む業務のうち、電子決済手段（暗号等資産に該当するものを除く。次条第一項において同じ。）を取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

2　銀行は、その営む業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条第二項及び第十七条の三第二項第十四号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

**第十三条の六の十一**　銀行は、その営む業務のうち、電子決済手段を取得し、又は保有することとなる業務について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、銀行の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

2　銀行は、その営む業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、銀行の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

（電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置）

**第十三条の六の十二**　銀行は、次に掲げる事項について定めた電子決済等代行業者（第三十四条の六十四の七第二項に規定する電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一　電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

二　電子決済等代行業者がその営む電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該銀行に係る電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第二条第二十一項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

三　前号に規定する体制のうち、法第二条第二十一項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

四　前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

五　当該銀行において電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

六　その他電子決済等代行業者が当該銀行との連携及び協働を検討するに当たつて参考となるべき情報

2　銀行は、電子決済等代行業者との間で法第五十二条の六十一の十第一項の契約を締結しようとするときは、当該電子決済等代行業者がその営む電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該銀行に係る電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

（社内規則等）

**第十三条の七**　銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該銀行が講ずる法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等

（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

**第十三条の八**　法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げる全ての措置を講じること。

イ　銀行業務関連苦情（銀行業務に関する苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ　銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ　銀行業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二　金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）が行う苦情の解決により銀行業務関連苦情の処理を図ること。

三　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあっせんにより銀行業務関連苦情の処理を図ること。

四　令第十六条の十四各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。

五　銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第五十二条の六十二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号並びに第三十四条の六十三の二十八第一項第四号及び第二項第四号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。

2　法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあっせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあっせんをいう。）により銀行業務関連紛争（銀行業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

三　消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあっせん又は同条に規定する合意による解決により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

四　令第十六条の十四各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

五　銀行業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、銀行は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により銀行業務関連苦情の処理又は銀行業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一　法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

二　法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第十六条の十四各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ　法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ハ　法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第十六条の十四各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

**第十三条の九**　令第四条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）又は当該同一人自身を合算子法人等（同条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表規則第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第十三条の十一第一項第一号において同じ。）に該当する場合に限る。）の親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

（受信者連結基準法人等）

**第十三条の十**　令第四条第二項第一号括弧書に規定する連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人等とする。

一　連結財務諸表提出会社

二　法第二十一条第二項前段の規定により書類を作成しなければならない銀行その他当該規定に類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前号に掲げる者を除く。）

三　連結財務諸表規則又は前号の法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前二号に掲げる者を除く。）

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

**第十三条の十一**　令第四条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合　財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）　前号に掲げる場合以外の場合　同号に定める者に類する者

2　令第四条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（受信合算対象者（同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。）にあ

つては、金融庁長官が定める者を除く。）とする。

一　前項第一号に掲げる場合　受信者連結基準法人等の関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。）

二　前項第二号に掲げる場合　前号に定める者に類する者

（同一人に対する信用の供与等）

**第十四条**　令第四条第六項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、別紙様式第三号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第四号（第三十五条第一項第二十八号に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行つた外国銀行支店（以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。）にあつては別紙様式第四号の二）中の貸借対照表（以下この条及び次条第一項第一号ハにおいて「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるもの（金融庁長官が定めるものを除く。）とする。

一　コールローン勘定

二　買現先勘定

三　貸出金勘定

2　令第四条第六項第二号に規定する債務の保証として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の支払承諾見返勘定に計上されるもの及び金融庁長官が別に定めるものとする。

3　令第四条第六項第三号に規定する出資として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定又はその他の証券勘定として計上されるもの（その他の証券勘定として計上されるものについては、外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの（次項において「外国法人の発行する株式等」という。）に限る。）とする。

4　令第四条第六項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの（金融庁長官が定めるものを除く。）及び金融庁長官が別に定めるものとする。

一　現金預け金勘定のうち預け金勘定

二　債券貸借取引支払保証金勘定

三　買入手形勘定

四　買入金銭債権勘定

五　商品有価証券勘定（特定取引勘定設置銀行以外の銀行に限る。）

六　特定取引資産勘定（特定取引勘定設置銀行に限る。）

七　金銭の信託勘定

八　有価証券勘定のうち短期社債勘定、社債勘定又はその他の証券勘定（外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）

九　外国為替勘定

十　その他資産勘定のうち次に掲げる勘定

イ　先物取引差入証拠金勘定

ロ　先物取引差金勘定

ハ　金融商品等差入担保金勘定

ニ　リース投資資産勘定（法第十条第二項第十八号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）

5　第二項及び前項の規定は、銀行の清算機関（銀行（当該銀行以外の銀行を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関（金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）、商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の三まで、第十四条の五及び第十四条の六において同じ。）であつて、清算機関が行う業務（金融商品取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第百七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。）に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、適用しない。

6　一又は複数の資産（以下この項において「原資産」という。）を裏付けとして間接的に行う信用の供与等（以下この項において「間接的信用供与等」という。）のうち、金融庁長官が定める取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産及び取引（以下この項において「個別資産等」という。）に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、金融庁長官が定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、又は算出される個別資産等ごとの信用の供与等の額が法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額の一万分の二十五に相当する額を下回る場合又は当該方法により信用の供与等の額を計上し、若しくは算出することが不適当である場合として金融庁長官が定める場合は、この限りでない。

（法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

**第十四条の二**　銀行の同一人（法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等の額（次項及び第十四条の五第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により、又は金融庁長官が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等（銀行その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一　前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ　当該銀行に対する預金等に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

ロ　国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

ハ　貸借対照表の貸倒引当金勘定に計上されるものの額のうち当該貸出金に対して計上される額

ニ　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第四十四条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第四十四条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る同項に規定する普通貿易保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う同法第二条第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同条第十三項第一号又は第三号に掲げる貿易保険法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額

ホ　貨物の輸入者に対する当該貨物の代金（当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。）の決済に係る本邦通貨による貸付金（当該貨物に係る船積書類到着後六月以内に返済期限が到来するものに限る。）の額

ヘ　信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

二　前条第二項に規定する債務の保証に係る次に掲げる額の合計額

イ　法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額

ロ　銀行その他の金融機関が支払人となつている手形の引受け又は裏書きの額

ハ　国税又は地方税の徴収猶予又は延納の担保等についてする保証の額

ニ　輸入取引に伴つてされる保証又は手形の引受けの額

ホ　貿易保険法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付されている保証の額のうち当該保険金額

三　前条第三項に規定する出資又は同条第四項第一号、第七号若しくは第八号に掲げる勘定に計上されるものの貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四　前条第四項第八号に掲げる社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。）

五　前条第四項各号に掲げるもの及び同項の金融庁長官が別に定めるものに係る次に掲げる額の合計額

イ　当該銀行に対する預金等に係る債権を担保とするもののうち当該担保の額
ロ　国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額
六　前各号に掲げる額に準ずるものとして金融庁長官が定める額

2　銀行が、自己資本比率（法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の銀行の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により、又は金融庁長官が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3　法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額は、法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

**第十四条の三**　令第四条第九項第二号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業とする。

2　令第四条第九項第四号に規定する内閣府令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一　当該銀行が預金保険法第六十一条第一項若しくは第百二十六条の二十九第一項の認定又は同法第六十二条第一項若しくは第百二十六条の三十のあつせんを受け、同法第五十九条第二項に規定する合併等又は同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行うこと。

二　当該銀行の資本金の減少により一時的に自己資本の額が減少すること（増資等により信用供与等限度額を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。）。

三　その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。

3　銀行は、法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が同項本文に規定する信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書面

三　その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

（当該銀行と特殊の関係のある者）

**第十四条の四**　法第十三条第二項前段に規定する当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該銀行の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第十四条の六の二において同じ。）とする。

（法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項）

**第十四条の五**　法第十三条第二項前段に規定する当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、合算信用供与等総額から当該同一人に係る調整対象額を控除して計算するものとする。

2　前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一　当該銀行について第十四条の二第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額

二　当該銀行の子法人等について第十四条の二第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

3　第一項に規定する「調整対象額」とは、当該子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）のする資金の貸付けの額のうち当該銀行又は他の子会社等が保証している額その他金融庁長官が定める額をいう。

4　法第十三条第二項前段に規定する自己資本の純合計額は、法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

**第十四条の六**　第十四条の三第二項の規定は、令第四条第十二項第五号（令第十六条の二の三第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十四条の三第二項第一号及び第二号中「当該銀行」とあるのは「当該銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2　銀行は、法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十四条の三第三項各号に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（法第十三条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方）

**第十四条の六の二**　法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該銀行又は当該銀行の子法人等をいう。

（銀行の特定関係者）

**第十四条の七**　令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（令第四条第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二　他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ　当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ　当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ　当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条において同じ。）を行つていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ　その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の

意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2　令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第二項に規定する子法人等をいう。第三十四条の十五第七項を除き、以下同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等（当該法人等の子法人等を含む。）

二　法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ　当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ　当該法人等から重要な融資を受けていること。

ハ　当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ　当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ　その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三　法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3　第一項の規定にかかわらず、連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によらずに連結財務諸表規則の定めるところにより連結財務諸表を作成する者（以下「特例企業会計基準等適用法人等」という。）に係る令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、その採用する企業会計の基準において第一項各号に掲げる法人等と同様に取り扱われている法人等とする。

4　第二項の規定にかかわらず、特例企業会計基準等適用法人等に係る令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、その採用する企業会計の基準において第二項各号に掲げるものと同様に取り扱われている法人等とする。

5　特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。第三十四条の六十三の二十四第三項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由等）

**第十四条の八**　法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一　当該銀行が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与える取引又は行為を、当該銀行の特定関係者（法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下この条から第十四条の十一までにおいて同じ。）に該当する特定金融機関（破綻金融機関（預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下この号において同じ。）及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定金融機関の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二　当該銀行が外国銀行を当該銀行の子法人等又は関連法人等として有する場合（当該外国銀行が所在する国において当該銀行が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。）において、当該銀行が当該外国銀行との間で当該銀行の本店と支店その他の営業所との間で行う取引又は行為と同様の条件の取引又は行為を行わなければ当該外国銀行の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

三　当該銀行が、当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与える取引又は行為を経営の状況の悪化した当該銀行の特定関係者との間で合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

四　前三号に掲げるもののほか、当該銀行がその特定関係者との間で当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、金融庁長官が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。

2　法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、当該銀行が当該銀行を子会社とする銀行持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。）の子会社（当該銀行以外の銀行に限る。）との間で行う取引又は行為で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与えるもの（以下この項において「特定取引等」という。）に関し、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　当該銀行が特定取引等を行うことが当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと。

二　当該銀行が特定取引等の条件を明確に定めていること。

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

**第十四条の九**　銀行は、法第十三条の二ただし書の規定によるやむを得ない理由があることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該銀行に関する次に掲げる書面

イ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該承認後における収支の見込みを記載した書面

三　第十四条の八第二項第二号に規定する条件を記載した書面

四　第十四条の八第二項第二号に規定する条件の決定が取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する取締役会の議事録

五　その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第十四条の八第二項に掲げる要件の全てに該当するかどうかを審査するものとする。

（特定関係者との間の取引等）

**第十四条の十**　法第十三条の二第一号に規定する内閣府令で定める取引は、当該銀行が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該銀行に不利な条件で行われる取引をいう。

（特定関係者の顧客との間の取引等）

**第十四条の十一**　法第十三条の二第二号に規定する内閣府令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一　当該特定関係者の顧客との間で行う取引で、当該銀行が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者の顧客と同様であると認められる当該特定関係者の顧客以外の者との間で、当該特定関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該銀行に不利な条件で行われる取引（当該特定関係者と当該特定関係者の顧客が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその取引の条件にしているものに限る。）

二　当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの

三　何らの名義によってするかを問わず、法第十三条の二の規定による禁止を免れる取引又は行為

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

**第十四条の十一の二**　法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、銀行が不当に取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為ではないものとする。

（銀行の業務に係る禁止行為）

**第十四条の十一の三**　法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二　顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。）

三　顧客に対し、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

**第十四条の十一の三の二**　法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行が営むことができる業務（以下「銀行関連業務」という。）とする。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

**第十四条の十一の三の三**　銀行は、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等（法第十三条の三の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二　次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ　対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ　対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ　対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ　対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三　前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四　次に掲げる記録の保存

イ　第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ　第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2　前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3　第一項の「対象取引」とは、銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

（特定預金等）

**第十四条の十一の四**　法第十三条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　預金者等が預入期間の中途で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの（以下この号において「違約金等」という。）を支払うこととなる預金等であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該預金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により預入金額を下回ることとなるおそれがあるもの

二　預金等のうち、外国通貨で表示されるもの

三　預金等のうち、その受入れを内容とする取引に金融商品取引法第二条第二十二項第三号（ロを除く。）に掲げる取引（通貨の売買に係るものに限る。）が付随するもの

（契約の種類）

**第十四条の十一の五**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約（法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

**第十四条の十一の六**　削除

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

**第十四条の十一の七**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行つた銀行のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第十四条の十一の九の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

**第十四条の十一の八**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　銀行（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該銀行の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第十三条の四において準用す

る金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法

ハ　銀行の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四　前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ　前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は銀行の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電磁的方法の種類及び内容）

**第十四条の十一の九**　令第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号又は第十四条の十一の九の三第一項各号に掲げる方法のうち銀行が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

**第十四条の十一の九の二**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　復帰申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ　対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五　復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

**第十四条の十一の九の三**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　銀行の使用に係る電子計算機と法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2　前項各号に掲げる方法は、銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

**第十四条の十一の十**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一　当該日

二　次項に規定する日を期限日（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第十四条の十一の十二において同じ。）とする旨

2　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第十四条の十一の十二において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

**第十四条の十一の十一**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第十四条の十一の十二の二において同じ。）に関して申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二　申出者は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第十四条の十一の十二**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

**第十四条の十一の十二の二**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

**第十四条の十一の十三**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二　その締結した商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

**第十四条の十一の十四**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第十四条の十一の十六第二項第三号及び第十四条の十一の十六の二において同じ。）における申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第十四条の十一の十六において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）

ロ　デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る権利

ハ　法第十三条の四に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ　農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト　商品市場における取引（商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。）及び店頭商品デリバティブ取引（同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。）に係る権利

チ　電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第四十三条各号に掲げるもの

三　申出者が最初に当該銀行との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

**第十四条の十一の十五**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一　当該日

二　次項に規定する日を期限日（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第十四条の十一の十六の二において同じ。）とする旨

2　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同

法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

**第十四条の十一の十六**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第十四条の十一の十六の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二　申出者は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

**第十四条の十一の十六の二**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

**第十四条の十一の十六の三**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（広告類似行為）

**第十四条の十一の十七**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一　法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二　個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ　商品の名称（通称を含む。）

ロ　この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする銀行の商号又はその通称

ハ　令第四条の五第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ　次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1)　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第十四条の十一の三十までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

(2)　第十四条の十一の二十五第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3)　第十四条の十一の二十五第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法）

**第十四条の十一の十八**　銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2　銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告等をするときは、令第四条の五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3　銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。以下同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は第十四条の十一の二十一第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

**第十四条の十一の十九**　令第四条の五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価（以下「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

**第十四条の十一の二十**　令第四条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二　その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

**第十四条の十一の二十一**　令第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。以下同じ。）の放送設備により放送をさせる方法

二　銀行又は当該銀行が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三　常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2　令第四条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条の十一の十七第三号ニに掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

**第十四条の十一の二十二**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定預金等契約の解除に関する事項

二　特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三　特定預金等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

四　特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

**第十四条の十一の二十三**　契約締結前交付書面には、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第十四条の十一の二十七第十一号に掲げる事項

二　第十四条の十一の二十七第十二号に掲げる事項

3　銀行は、契約締結前交付書面には、第十四条の十一の二十七第一号に掲げる事項及び法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（情報の提供の方法）

**第十四条の十一の二十四**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

**第十四条の十一の二十五**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第十四条の十一の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第十四条の十一の二十七第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第十四条の十一の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二　特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付している場合を含む。）

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び次項並びに第十四条の十一の三十の二第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四　一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第十四条の十一の二十七第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五　当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ　当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見やすい箇所に第十四条の十一の二十三に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第十四条の十一の八第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ　当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

2　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四条の三の規定並びに第十四条の十一の八及び第十四条の十一の九の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3　外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4　契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

5　第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第十四条の十一の八第一項各号に掲げる方法による提供を

し、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二　契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三　顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

**第十四条の十一の二十六**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

**第十四条の十一の二十七**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

二　商品の名称（通称を含む。）

三　預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別

四　受入れの対象となる者の範囲

五　預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

六　最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項

七　払戻しの方法

八　利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

九　付加することのできる特約に関する事項

十　預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

十一　顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

十二　当該銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三　次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細

イ　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

ロ　法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ　先物外国為替取引

ニ　有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ　金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

十四　変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五　当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六　顧客が当該銀行に連絡する方法

十七　当該銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつている認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第十七号及び第三十四条の六十三の五十五第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称）

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定銀行業務紛争解決機関が存在する場合　当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合　当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九　その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

（契約締結時交付書面の記載事項）

**第十四条の十一の二十八**　特定預金等契約が成立したときに作成する法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該銀行の商号

二　預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）

三　預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別

四　預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）

五　払戻しの方法

六　利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

七　預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

八　当該特定預金等契約の成立の年月日

九　当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項

十　顧客の氏名又は名称

十一　顧客が当該銀行に連絡する方法

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

**第十四条の十一の二十九**　契約締結時交付書面に係る法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二　特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付している場合を含む。）

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

四　一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

2　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四条の三の規定並びに第十四条の十一の八及び第十四条の

十一の九の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3　外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4　契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

**第十四条の十一の三十**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）の付与した信用格付については、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。第三十四条の二の三十第二項第二号、第三十四条の五十三の十七第二項第二号及び第三十四条の六十三の五十八第二項第二号において同じ。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三　当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。第三十四条の二の三十第二項第三号、第三十四条の五十三の十七第二項第三号及び第三十四条の六十三の五十八第二項第三号において同じ。）を示すものとして使用する呼称

四　信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五　信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

**第十四条の十一の三十の二**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　第十四条の十一の三各号に掲げる行為

二　次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約を締結する行為

イ　契約締結前交付書面

ロ　外貨預金等書面

ハ　契約変更書面

三　特定預金等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

四　特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

五　特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（行為規制の適用除外の例外）

**第十四条の十一の三十一**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（銀行の子会社等）

**第十四条の十二**　法第十四条の二第二号に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

一　当該銀行の子法人等

二　当該銀行の関連法人等

（休日の承認等）

**第十五条**　令第五条第二項第二号に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げるものとする。

一　本店（外国銀行支店にあつては、法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店）

二　災害その他の事象が発生した場合における銀行の危機管理に関する事務その他の銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所（前号に掲げるものを除く。）

2　銀行は、令第五条第二項第二号の規定による承認を受けようとするとき、又は同項第三号の規定による届出（同号に規定する営業所を設置する際に当該営業所についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）

イ　金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

ロ　当該承認の申請又は届出に係る営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

二　令第五条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三　その他参考となるべき事項を記載した書面

3　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

二　当該申請に係る営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

4　銀行は、令第五条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　銀行は、令第五条第二項第二号の規定による承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一　令第五条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日（第三十二条の二において「指定休日」という。）以外の休日

二　前号の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三　当該営業所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

（営業時間）

**第十六条**　銀行の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

2　前項の営業時間は、営業の都合により延長することができる。

3　銀行は、その営業所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。

一　当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合

二　当該営業所の顧客の利便を著しく損なわない場合

4　銀行は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示するとともに、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一　変更後の営業時間

二　前号の営業時間の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三　当該営業所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5　前各項の規定にかかわらず、銀行の外国に所在する営業所の営業時間は、当該営業所の所在地の法令により認められる時間とする。

（臨時休業の届出等）

**第十七条**　銀行は、法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三　その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2　法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

二　法第十五条第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する営業時間以外の時間に、業務の全部又は一部を営む銀行の営業所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三　銀行の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四　休業期間が一営業日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五　台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により営業所においてその業務を営むことが当該営業所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該営業所の業務の全部又は一部を休止する場合

六　外国に所在する銀行又はその委託を受けて当該銀行の業務を営む者の当該業務を営む営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

七　当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。次項において同じ。）において当該銀行のために営む銀行代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

3　法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる掲示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該営業所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

一　法第十六条第一項前段の規定による掲示　銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日

二　法第十六条第一項後段の規定による掲示　銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

4　法第十六条第二項の銀行は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　銀行の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合

二　第二項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する場合

三　銀行のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により法第十六条第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合

6　法第十六条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　銀行の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

## 第三章　子会社等

（専門子会社の業務等）

**第十七条の二**　法第十六条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　次条第一項各号に掲げる業務であつて、当該銀行、その子会社（法第十六条の二第一項第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。）その他第四項各号に掲げる者（次項第二号及び第十五項第二号イにおいて「当該銀行等」という。）の営む業務のために営むもの

二　次条第二項各号に掲げる業務（当該銀行が証券専門会社等（法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（第十七条の七の二及び第三十四条の二十二において「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（第十七条の七の二及び第三十四条の二十二において「証券仲介専門会社」という。）又は有価証券関連業を営む外国の会社をいう。第十五項第二号ロ及び第三十四条の十六第十三項第二号ロにおいて同じ。）を子会社としていない場合にあつては次条第二項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該銀行が保険会社等（保険会社、保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。）又は保険業を営む外国の会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合にあつては次条第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該銀行が信託専門会社等（法第十六条の二第一項第六号に規定する信託専門会社、同項第十一号ロに規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第三十四条の五第二項第二号及び第三十四条の六十三の二十六第二号において同じ。）を営む外国の会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合（当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。）にあつては次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

2　法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等（暗号等資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号等資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第四号及び第十四号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第四号及び第十四号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

二　次条第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、当該銀行等の営む業務のために営むもの

三　次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該銀行が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲

げる業務を、当該銀行が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。）にあつては同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

3　法第十六条の二第一項第四号及び第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一　金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

二　累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三　金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四　前項第二号に掲げる業務

五　次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該銀行が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該銀行が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。）にあつては同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

4　法第十六条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該銀行の子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいい、当該銀行の子会社（法第十六条の二第一項第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。）を除く。）

二　当該銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいい、当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）を除く。）

5　法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行つている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

6　法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一　中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する承認を受けている会社

二　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

三　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

五　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項の認定を受けている会社

八　合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第十六条の八第一項各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号並びに第三十四条の十六第四項第二号及び第五項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、外国保険会社等、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第十八号及び第十八号の二において同じ。）若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社（次条第二項第三十二号において「保険持株会社」という。）又はこれらの子会社（以下この号及び次号並びに第三十四条の十六第四項第二号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ　当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ　当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ　当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

九　当該会社に対する金銭債権を有する銀行等（当該銀行等がない場合にあつては、銀行又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該銀行）及び次のいずれかに該当するものが関与して策定した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ　官公署

ロ　商工会又は商工会議所

ハ　イ又はロに準ずるもの

ニ　弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人

ホ　公認会計士又は監査法人

ヘ　税理士又は税理士法人

ト　他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社（当該銀行の子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

十　代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

7　法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める要件は、銀行又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十六条の二第一項第十三号の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　前号の事業計画について、前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

8　法第十六条の二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ　当該銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

ロ　当該株式会社に当該銀行又はその子会社が出資しているもの

二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

9　第五項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を銀行若しくはその子会社（子

会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

10　前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第十六条の二第一項第十二号」とあるのは、「第十六条の二第一項第十三号」と読み替えるものとする。

11　第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第十六条の二第一項第十二号」とあるのは、「第十六条の二第一項第十四号」と読み替えるものとする。

12　第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第十六条の二第一項第十二号に規定する特定子会社をいう。次項及び第十七条の七の三第三項において同じ。）がその取得した第五項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下この項、第十七条の六第一項第九号、第十七条の七の三第四項並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行に係る同項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該銀行に係る同項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下この章並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において同じ。）の議決権について百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権について百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13　第六項及び第十項の規定にかかわらず、銀行又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　中小企業者の発行する株式等に係る議決権　十年

二　中小企業者以外の会社の発行する株式等に係る議決権　三年

14　法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一　次条第二項第十二号に掲げる業務

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

15　法第十六条の二第一項第十六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社

イ　銀行

ロ　長期信用銀行

ハ　保険会社

ニ　少額短期保険業者

二　前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ　次条第一項各号に掲げる業務であつて、当該銀行等の営む業務のために営むもの

ロ　次条第二項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する銀行が信託兼営銀行である場合（当該銀行の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあつては同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

16　法第二条第十一項の規定は、第六項第九号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（銀行の子会社の範囲等）

**第十七条の三**　法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　他の事業者等のための不動産（原則として、自らを子会社とする銀行又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二　他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三　他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四　他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六　他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七　他の事業者等の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）の保守、点検その他の管理を行う業務

八　他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う業務又は封書の作成又は発送を行う業務

九　他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十　他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等の

ために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一　他の事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十二　他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十三　他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十四　他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五　他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七　他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八　他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九　他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十　他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務

二十一　他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二　他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三　自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

二十四　自らを子会社とする銀行、その子会社である銀行、長期信用銀行又は保険会社（以下この号において「親銀行等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該親銀行等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五　その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六　前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

2　法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二　農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の三　銀行業を営む外国の会社の業務の代理又は媒介（国内において営む場合にあつては、有価証券の保護預り、顧客からの指図に基づく有価証券の取引に関する決済、当該保管している有価証券に係る利金等の授受、指図に基づく当該保管している有価証券の第三者への貸付け若しくは当該保管している有価証券の指図に基づく権利の行使又はこれらに附帯する業務の媒介に限る。）

一の四　資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

一の五　資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務

一の六　信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一の七　信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に該当するものを除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

二　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号から第一号の三までに掲げる業務に該当するものを除く。）

二の二　金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

二の三　電子決済等代行業に係る業務

三　法第十条第二項に規定する業務（同項第八号、第八号の二、第十八号及び第二十一号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

三の三　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

三の四　保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第三十四条の四十八第一項において「保険募集」という。）

三の五　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第三十四条の四十八第一項において「保険媒介業務」という。）

四　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

五　削除

六　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七　それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「カード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をする業務

八　利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

九　資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十　削除

十一　機械類その他の物件を使用させる業務（金融庁長官が定める基準により主として法第十条第二項第十八号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

十二　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該会社の発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ　イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三　投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務（外国においてはこれらと同種類のもの。投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

十四　投資助言業務又は投資一任契約（暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

十四の二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十四の三　他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五　経営相談等業務

十六　金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

十七　個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十八　主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第三十二号において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二　主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第二十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十八の三　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

十八の四　法第十一条第四号に掲げる業務

十八の五　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

十九　有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

二十　有価証券に関する顧客の代理

二十一　株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

二十二　有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十三　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

二十四　保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五　削除

二十六　保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務

二十七　保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

二十八　老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

二十九　健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務

三十　事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

三十一　健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務

三十二　主として保険持株会社、少額短期保険持株会社（保険業法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。）、子会社対象会社に該当する会社（保険会社等に限る。）又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三十三　自動車修理業者等のあっせん又は紹介に関する業務

三十四　保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務

三十五　財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する銀行（当該銀行が信託兼営銀行である場合に限り、当該銀行の子会社が当該議決権を保有する場合における当該銀行を含む。）又は当該業務を営む会社の議決権を保有する銀行若しくは銀行持株会社（これらの子会社が当該議決権を保有する場合における当該銀行又は当該銀行持株会社を含む。）が子会社とする信託専門会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限り、第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）及び当該財産の管理に関する業務に係る代理事務

三十六　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（当該業務を行う会社の議決権を保有する銀行又は銀行持株会社（これらの子会社が当該議決権を保有する場合における当該銀行又は当該銀行持株会社を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。）における当該業務の範囲については当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限り、第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

三十七　信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務

三十八　その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三十九　前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

3　法第十六条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　前項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二　その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三　前項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

4　法第十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二　その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三　第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

5　法第十六条の二第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務
二　その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
三　第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

6　法第二条第十一項の規定は、第二項第三十五号及び第三十六号に規定する議決権について準用する。

（法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

**第十七条の四**　法第十六条の二第三項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　銀行又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
二　銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）
三　銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。）（当該銀行又はその子会社の請求による場合を除く。）
四　銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）
五　銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更
六　銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得
七　銀行の子会社である法第十六条の二第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社による株式等の取得

2　法第十六条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

3　法第十六条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由は、銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4　法第十六条の二第十二項本文に規定する内閣府令で定める事由は、第一項各号に掲げる事由とする。

5　法第十六条の二第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、第一項第七号に掲げる事由とする。

（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）

**第十七条の四の二**　法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　第十七条の三第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
二　前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
三　第十七条の三第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

（一定の銀行業高度化等会社）

**第十七条の四の三**　法第十六条の二第四項、第十三項及び第十六項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社（外国の会社を除く。）又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下この条、第三十四条の十八の二及び第三十四条の十九の六において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。第三十四条の十八の二及び第三十四条の十九の六において同じ。）とする。

一　専ら情報通信技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）
二　特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの
三　高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）
四　他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該銀行若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該銀行若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）
五　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
六　他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
七　成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号、第三十四条の十八の二第七号及び第三十四条の十九の六第七号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務
八　前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十二号から第十五号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの
九　前各号に掲げる業務に附帯する業務

（外国特定金融関連業務会社の業務）

**第十七条の四の四**　法第十六条の二第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の三第二項第二号、第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

**第十七条の五**　銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十五号に掲げる会社（第十七条の四の三に規定する会社を除く。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書
二　当該銀行に関する次に掲げる書面
イ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ロ　当該認可後における収支の見込みを記載した書面
ハ　株式交換により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面
(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
(2)　株式交換契約の内容を記載した書面
(3)　株式交換費用を記載した書面
ニ　株式交付により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面
(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
(2)　株式交付計画の内容を記載した書面
(3)　株式交付費用を記載した書面
三　当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する次に掲げる書面
イ　当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ロ　当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率（第十九条の三第三号チに規定する連結レバレッジ比率を除く。）をいう。以下この章から第五章まで及び第三十五条第一項第三十号において同じ。）の見込みを記載した書面
四　当該認可に係る子会社対象銀行等（当該子会社対象銀行等を子会社とする法第十六条の

二第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。）に関する次に掲げる書面
イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ　業務の内容を記載した書面
ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
五　当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一　当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る子会社対象銀行等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
二　申請銀行及びその子会社等（当該認可に係る子会社対象銀行等を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。
三　申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
四　当該申請の時において申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。
五　申請銀行が子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。
六　当該認可に係る子会社対象銀行等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

3　前二項の規定は、法第十六条の二第五項ただし書の認可（銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた同条第一項第十五号に掲げる会社（第十七条の四の三に規定する会社及び外国の会社を除く。第九項、次条、第五章及び第三十五条第一項において「他業銀行業高度化等会社」という。）の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）及び法第十六条の二第七項において準用する同条第四項の認可について準用する。

4　銀行は、法第十六条の二第八項の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一　理由書
二　当該承認に係る子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ　業務の内容を記載した書面
ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
三　その他法第十六条の二第八項の承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

5　銀行は、法第十六条の二第十項の規定による延長を申請しようとするときは、延長申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一　理由書
二　当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面
三　当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ　業務の内容を記載した書面
ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

6　銀行は、法第十六条の二第十一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一　理由書
二　当該銀行に関する次に掲げる書面
イ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ロ　当該認可後における収支の見込みを記載した書面
三　当該銀行及びその子会社等に関する次に掲げる書面
イ　当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ロ　当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
四　当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ　業務の内容を記載した書面
ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
五　当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

7　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一　当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
二　申請銀行及びその子会社等（当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。
三　申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
四　当該申請の時において申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。
五　申請銀行が子会社対象会社以外の外国の会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。
六　当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
七　申請銀行が現に子会社としている子会社対象外国会社（法第十六条の二第九項第一号に規定する子会社対象外国会社をいう。）又は外国特定金融関連業務会社（同条第六項第一号に規定する外国特定金融関連業務会社をいう。以下この号において同じ。）の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務（同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第三十四条の十九第七項第五号において同じ。）における競争力に限る。）の確保その他の事情に照らして、申請銀行が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を子会社とすることが必要であると認められること。

8　前二項の規定は、法第十六条の二第十二項ただし書の認可について準用する。

9　第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第十三項において準用する同条第四項の認可（他業銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

10　第四項の規定は、法第十六条の二第十四項の承認について準用する。

11　法第二条第十一項の規定は、第一項第五号及び第二項第一号（これらの規定を第三項及び第九項において準用する場合を含む。）、第三項、第五項第二号並びに第六項第五号及び第七項第一号（これらの規定を第八項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（他業銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

**第十七条の五の二**　銀行は、当該銀行若しくはその子会社が合算して他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社（法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社をいう。以下この条、第五章及び第三十五条第一項第九号において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該銀行に関する次に掲げる書面

イ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における収支の見込みを記載した書面

ハ　株式交換により当該銀行若しくはその子会社が合算して他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交換契約の内容を記載した書面

(3)　株式交換費用を記載した書面

ニ　株式交付により当該銀行若しくはその子会社が合算して他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書面

三　当該銀行及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ　当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四　当該認可に係る他業銀行業高度化等会社又は外国の銀行業高度化等会社（次項において「他業銀行業高度化等会社等」という。）に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五　当該銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る他業銀行業高度化等会社等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二　当該申請に係る他業銀行業高度化等会社等に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請銀行及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三　申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四　当該申請の時において申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五　当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六　申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、申請銀行の営む銀行業の高度化若しくは申請銀行の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。

七　申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八　申請銀行又は当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等の顧客に対し、申請銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該他業銀行業高度化等会社等の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業銀行業高度化等会社等の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九　申請銀行又は当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等が行う取引に伴い、申請銀行又は当該他業銀行業高度化等会社等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3　前二項の規定は、法第十六条の二第五項ただし書の認可（銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた他業銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4　第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第十三項において準用する同条第四項の認可（他業銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十六項の認可について準用する。

5　法第二条第十一項の規定は、第一項並びに第二項第一号、第四号、第六号及び第七号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（銀行による銀行グループの経営管理の内容等）

**第十七条の五の三**　法第十六条の三第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一　銀行グループ（法第十六条の三第一項に規定する銀行グループをいう。以下同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二　災害その他の事象が発生した場合における銀行グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2　法第十六条の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該銀行における当該銀行グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当

する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3　法第十六条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における銀行グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

**第十七条の六**　法第十六条の四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得

二　銀行又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

三　銀行又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式等の取得（当該銀行又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式等の取得によつて相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

四　銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五　銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該銀行又はその子会社の請求による場合を除く。）

六　銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て

七　銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八　銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

九　新規事業分野開拓会社等の議決権について第十七条の二第十二項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十三項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十　銀行又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三　当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその議決権の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三　当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその議決権の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3　法第二条第十一項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

**第十七条の七の二**　法第十六条の四第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第四項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2　法第十六条の四第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該銀行が法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により他の銀行又は長期信用銀行の事業を承継した場合

二　当該銀行が法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

3　法第十六条の四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該銀行が法第三十条第三項の認可を受けて他の銀行若しくは長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の事業の譲受けをした場合

二　当該銀行が法第三十条第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

（特例対象会社）

**第十七条の七の三**　法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第三十五条第一項第十七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ　当該銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

ロ　当該株式会社に当該銀行又はその子会社が出資しているもの

二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第十七条の二第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

2　前項に規定する会社のほか、会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。）であつて、その議決権を銀行又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の第十七条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

3　第一項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権数を超

える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4　法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社が当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権を保有する会社（当該銀行又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有していないものに限る。）とする。

5　法第二条第十一項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

## 第四章　経理

（法第十八条の規定による準備金の計上）

**第十七条の七の四**　銀行が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

一　当該剰余金の配当をする日における資本準備金又は利益準備金（以下この条において「準備金」と総称する。）の額が当該日における資本金の額以上である場合　零

二　当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における資本金の額未満である場合　イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に資本剰余金配当割合（次条第一号イに掲げる額を会社法第四百四十六条第六号に掲げる額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額

イ　当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額（資本金の額から準備金の額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）

ロ　会社法第四百四十六条第六号に掲げる額に五分の一を乗じて得た額

2　銀行が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

一　当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における資本金の額以上である場合　零

二　当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における資本金の額未満である場合　イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に利益剰余金配当割合（次条第二号イに掲げる額を会社法第四百四十六条第六号に掲げる額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額

イ　当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額

ロ　会社法第四百四十六条第六号に掲げる額に五分の一を乗じて得た額

（減少する剰余金の額）

**第十七条の七の五**　銀行が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の次の各号に掲げる額は、当該剰余金の配当の直前の当該額から、当該各号に定める額を減じて得た額とする。

一　その他資本剰余金の額　次に掲げる額の合計額

イ　会社法第四百四十六条第六号に掲げるのうち、銀行がその他資本剰余金から減ずるべき額と定めた額

ロ　前条第一項第二号に掲げるときは、同号に定める額

二　その他利益剰余金の額　次に掲げる額の合計額

イ　会社法第四百四十六条第六号に掲げるのうち、銀行がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

ロ　前条第一項第二号に掲げるときは、同号に定める額

（業務報告書等）

**第十八条**　法第十九条第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（外国銀行支店にあつては中間事業概況書、中間貸借対照表及び中間損益計算書）に分けて、別紙様式第一号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第一号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第二号（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第二号の二）により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2　法第十九条第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（外国銀行支店にあつては事業概況書、貸借対照表及び損益計算書）に分けて、別紙様式第三号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第四号（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第四号の二）により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

3　法第十九条第二項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この章、次章及び第三十五条第一項において同じ。）の業務及び財産の状況について、中間事業概況書及び中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第五号により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

4　法第十九条第二項の規定による業務報告書は、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、別紙様式第五号の二により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

5　銀行は、やむを得ない理由により前各項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の二の規定により当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

6　銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

7　金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第五項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（貸借対照表等の公告等）

**第十九条**　法第二十条第一項の規定により作成すべき中間貸借対照表等（同項に規定する中間貸借対照表等をいい、同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。第六項において同じ。）は別紙様式第六号第一（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の二第一）により、貸借対照表等（同条第一項に規定する貸借対照表等をいい、同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。第六項において同じ。）は別紙様式第六号の三第一（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の四第一、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の三第一（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては、別紙様式第七号の四第一）により作成しなければならない。

2　法第二十条第二項の規定により作成すべき中間連結貸借対照表等（同項に規定する中間連結貸借対照表等をいい、同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。第六項において同じ。）は別紙様式第八号第一により、連結貸借対照表等（同条第二項に規定する連結貸借対照表等をいい、同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。第六項において同じ。）は別紙様式第八号の二第一により作成しなければならない。

3　法第二十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

4　銀行は、法第二十条第四項ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

5　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が法第二十条第四項ただし書の規定による公告の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

6　法第二十条第五項の規定により銀行が公告すべき中間貸借対照表等の要旨は別紙様式第六号第二（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の四第二、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の三第二（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては、別紙様式第七号の四第二）に、中間連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第

八号第二に、連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第八号の二第二に定めるものとする。

7　法第二十条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

8　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

9　法第二十条第六項の規定による措置は、第七項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によつて行うものとする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

**第十九条の二**　法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ（１１）、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

一　銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ　経営の組織（当該銀行が他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない場合にあつては、当該銀行の子会社等（法第二十一条第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の経営管理に係る体制を含む。）

ロ　持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

(1)　氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2)　各株主の持株数

(3)　発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

ハ　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名

ニ　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

ホ　会計監査人の氏名又は名称

ヘ　営業所の名称及び所在地

ト　当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項

(1)　当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名

(2)　当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称

チ　外国における法第二条第十四項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項

(1)　当該受託者の商号、名称又は氏名

(2)　当該受託者が当該銀行のために法第二条第十四項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称

二　銀行の主要な業務の内容（信託業務を営む場合にあつては、信託業務の内容を含む。）

三　銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況

ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（（１３）から（１９）までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

(1)　経常収益

(2)　経常利益又は経常損失

(3)　中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失

(4)　資本金及び発行済株式の総数

(5)　純資産額

(6)　総資産額

(7)　預金残高

(8)　貸出金残高

(9)　有価証券残高

(10)　単体自己資本比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率（第五号ルに規定する単体レバレッジ比率を除く。）をいう。以下同じ。）

(11)　配当性向

(12)　従業員数

(13)　信託報酬

(14)　信託勘定貸出金残高

(15)　信託勘定有価証券残高（（１８）に掲げる事項を除く。）

(16)　信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証電子決済手段をいう。）残高

(17)　信託勘定暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第五号ヘ（５）において同じ。）残高及び履行保証暗号資産（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第五項に規定する履行保証暗号資産をいう。）残高

(18)　信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高

(19)　信託財産額

ハ　直近の二中間事業年度又は二事業年度における業務の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項

四　銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の体制

ロ　法令遵守の体制

ハ　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

ニ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定銀行業務紛争解決機関が存在する場合　当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合　当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五　銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書

ロ　銀行の有する債権（別紙様式第三号又は第三号の二中の貸借対照表の社債（当該社債を有する銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。次条第三号ロ及び第三十四条の二十六第一項第四号ロにおいて同じ。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行つている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。次条第三号ロ及び第三十四条の二十六第一項第四号ロにおいて同じ。）をいう。ハにおいて同じ。）のうち次に掲げるものの額及び（１）から（４）までに掲げるものの合計額

(1)　破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻

に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。以下同じ。）

(2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（(1)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

(3) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げる貸出金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）

(4) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(1)から(3)までに掲げる貸出金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）

(5) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。以下同じ。）

ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

ホ 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（ニに掲げる事項を除く。）

ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) 有価証券

(2) 金銭の信託

(3) 第十三条の三第一項第五号イからホまでに掲げる取引

(4) 電子決済手段

(5) 暗号資産

ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

チ 貸出金償却の額

リ 法第二十条第一項の規定により作成した書面（同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ヌ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ル 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率（単体自己資本比率を除く。）をいう。）の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

ヲ 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

七 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、当該銀行が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第五号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イに掲げる事項を除く。）とする。

一 外国銀行支店の概況に関する次に掲げる事項

イ 外国銀行支店の日本における代表者の氏名及び役職名

ロ 外国銀行支店に係る外国銀行の株式等につき、保有の多い順に十以上の株式等の保有者に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（株式等の保有者が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 株式等の各保有者が有する株式等の数又は額

(3) 発行済株式等に占める株式等の各保有者が有する株式等の割合

ハ 営業所の名称及び所在地

ニ 当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項

(1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名

(2) 当該銀行代理業者が当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称

二 外国銀行支店の直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況

三 外国銀行支店の直近の二中間事業年度又は二事業年度の中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書

3 外国銀行支店は、前項に規定する事項を記載した説明書類に加え、当該外国銀行支店に係る外国銀行又は当該外国銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立された会社（次項において「外国銀行持株会社」という。）の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書面（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国銀行支店（無人の営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項に規定する書面が日本語以外で記載されたものである場合には、外国銀行支店は、当該書面に加え、当該外国銀行支店に係る外国銀行又は外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、当該外国銀行支店に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

5 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一 銀行の無人の営業所

二 銀行の外国に所在する営業所

**第十九条の三** 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号へ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一 銀行及びその子会社等（法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

ロ 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) 名称

(2) 主たる営業所又は事務所の所在地

(3) 資本金又は出資金

(4) 事業の内容

(5) 設立年月日

(6) 銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

二 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況

ロ 直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益又はこれに相当するもの

(2) 経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの

(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失

(4) 包括利益

(5) 純資産額

(6) 総資産額

(7) 連結自己資本比率

三　銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書（これらに類する事項を含む。トにおいて同じ。）

ロ　銀行及びその子会社等の有する債権（別紙様式第五号の二中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び（1）から（4）までに掲げるものの合計額

(1)　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

(2)　危険債権

(3)　三月以上延滞債権

(4)　貸出条件緩和債権

(5)　正常債権

ハ　自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

ニ　経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（ハに掲げる事項を除く。）

ホ　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの

ヘ　法第二十条第二項の規定により作成した書面（同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ト　銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

チ　連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率（連結自己資本比率を除く。）をいう。）の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

四　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

五　事業年度の末日（中間説明書類にあっては、中間事業年度の末日）において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

六　特例企業会計基準等適用法人等にあっては、その採用する企業会計の基準

**第十九条の四**　銀行は、法第二十条第一項又は第二項及び法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書面（外国銀行支店にあっては、第十九条の二第三項及び第四項に規定する書面を含み、法第二十条第三項及び法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該銀行の中間事業年度及び事業年度経過後四月以内（外国銀行支店にあっては、中間事業年度及び事業年度経過後六月以内）に開始し、当該中間事業年度及び事業年度の翌中間事業年度及び翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2　銀行は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する銀行以外の銀行にあっては、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあっては、福岡財務支局長）。）の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3　銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした銀行が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

5　法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

**第十九条の五**　銀行は、四半期ごとに、法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

（事業報告等の記載事項）

**第二十条**　法第二十二条の規定による事業報告は、別紙様式第九号（特定取引勘定設置銀行にあっては別紙様式第九号の二）により作成しなければならない。

2　法第二十二条の規定による附属明細書は、別紙様式第十号により作成しなければならない。

（銀行がその経営を支配している法人）

**第二十一条**　法第二十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子法人等（当該銀行の子会社を除く。）とする。

## 第五章　合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け

（合併の認可の申請）

**第二十二条**　銀行は、法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三　合併契約の内容を記載した書面

四　合併費用を記載した書面

五　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに最近の日計表

六　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

六の二　会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七　合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七の二　合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項の規定による届出をしたことを証明する書面

九　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が会計参与設置会社である場合には、当該銀行の会計参与の履歴書

九の三　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の会計監査人の履歴書

十　合併の当事者の一部が銀行でない場合には、当該銀行でない当事者の従前の定款及び第五号に掲げる書面
十一　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、銀行業高度化等会社（第十七条の四の三に規定する会社を除く。）を除く。次条第一項第十一号及び第二十三条第一項第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書面
十一の二　合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面
十二　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
十三　合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
十四　その他法第三十一条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　法第二条第十一項の規定は、前項第十一号の二及び第十三号に規定する議決権について準用する。

（会社分割の認可の申請）

**第二十二条の二**　銀行は、法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書
二　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
三　新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面
四　会社分割費用を記載した書面
五　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに最近の日計表
六　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
六の二　会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
七　株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
七の二　会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面
八　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第二項又は第三項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面
九　当該会社分割を行つた後における銀行の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面
九の二　当該会社分割を行つた後における銀行が会計参与設置会社である場合には、当該銀行の会計参与の履歴書
九の三　当該会社分割を行つた後における銀行の会計監査人の履歴書
十　会社分割の当事者の一部が銀行でない場合には、当該銀行でない会社の従前の定款及び第五号に掲げる書面
十一　当該会社分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書面
十一の二　当該会社分割により銀行又はその子会社が他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面
十二　当該会社分割を行つた後における銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
十三　当該会社分割により当該銀行の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面
十四　当該会社分割により銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
十五　その他法第三十一条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　法第二条第十一項の規定は、前項第十一号の二及び第十四号に規定する議決権について準用する。

（事業譲渡等の認可の申請）

**第二十三条**　銀行は、法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書
二　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
三　事業譲渡等の契約の内容を記載した書面
四　最近の日計表
五　法第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による公告及び催告（法第三十四条第三項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該事業譲渡等をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
六　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面
七　当該事業譲渡等を行つた後における銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
八　当該事業の譲渡により当該銀行の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面
九　当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書面
九の二　当該事業の譲受けにより銀行又はその子会社が他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関することとなる第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面
十　当該事業の譲受けにより銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
十一　その他法第三十一条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　法第二条第十一項の規定は、前項第九号の二及び第十号に規定する議決権について準用する。

（合併等の場合に催告を要しない債権者）

**第二十四条**　令第七条に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、次に掲げる債権者とする。

ただし、第二号から第六号までに掲げる債権者については、法第三十三条の二第一項に規定する会社分割（会社分割により事業を承継させる場合に限る。）の決議をした場合に限る。

一　保護預り契約に係る債権者

二　先物為替取引（一定の基準及び方法により行われるものに限る。）に係る債権者

三　金利又は外国為替に係る店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第六号に掲げる取引を除き、公正な商慣習に基づく一定の基準及び方法により行われるものに限る。）に係る債権者

四　信用状取引（国際取引における公正な商慣習に基づく輸出入取引に係るものに限る。）に係る債権者

五　銀行が自己を振出人として振り出した小切手に係る債権者

六　当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する当せん金付証票の発売等に係る債権者

**第六章**　廃業及び解散

（廃業及び解散等の認可の申請）

**第二十五条**　銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　銀行業の廃止又は解散

イ　理由書

ロ　株主総会の議事録（外国銀行支店にあっては、当該事項を決議すべき機関の議事録）

ハ　最近の日計表

ニ　資産及び負債の内容を明らかにした書面

ホ　債権債務の処理の方法を記載した書面

ヘ　その他法第三十七条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

二　合併

イ　第二十二条第一項各号（第九号、第九号の二及び第十一号を除く。）に掲げる書面

ロ　合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並びに取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）の履歴書

ハ　合併後存続する会社又は合併により設立される会社が会計参与設置会社である場合には、当該会社の会計参与の履歴書

ニ　前号ホ及びヘに掲げる書面

（廃業等の公告等）

**第二十六条**　銀行は、法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示をするときは、預金等その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2　法第三十八条第二項の銀行は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（免許の効力に係る承認の申請等）

**第二十七条**　法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者は、法第四十一条第四号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　法第四条第一項の免許を受けた日から六月以内に業務を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二　合理的な期間内に業務を開始することができると見込まれること。

三　当該免許の際に審査の基礎となつた事項について業務の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

**第二十七条の二**　法第四十四条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

**第七章**　外国銀行支店

（外国銀行の営業の免許の申請）

**第二十八条**　外国銀行は、法第四十七条第一項の規定に基づきその主たる外国銀行支店（同項に規定する主たる外国銀行支店をいう。第三十七条第三項において同じ。）を定めて法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　定款又は当該外国銀行の性質を識別するに足りる書面

三　当該外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四　当該外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五　当該申請に係る外国銀行支店の位置を記載した書面

六　当該申請に係る外国銀行支店の事業開始後三事業年度における収支の見込みを記載した書面

七　当該外国銀行支店の日本における代表者の履歴書

七の二　当該外国銀行支店が法第四十七条の二に規定する資本金に対応する資産を国内において保有していることを証する書面

八　当該外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

九　当該外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十　当該申請に係る外国銀行支店の設置が外国の行政機関の許可、認可その他の行為（以下この号及び第三十二条第二項において「許可等」という。）を要するものである場合には、当該許可等があつたことを証明する書面

十一　その他法第四条第二項及び第三項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　内閣総理大臣は、前項の免許の申請に係る法第四条第二項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一　当該申請に係る外国銀行支店の法第四十七条の二に規定する資本金に対応する資産の額が令第十三条第二項に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする外国銀行支店の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二　事業開始後三事業年度を経過する日までの間に当該申請に係る外国銀行支店の一の事業年度における当期利益が見込まれること。

三　当該申請に係る外国銀行支店の業務に関する十分な知識及び経験を有する日本における代表者又は従業員の確保の状況、外国銀行支店の経営管理に係る体制等に照らし、当該申請をした外国銀行が外国銀行支店の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。

四　当該申請に係る外国銀行支店の業務の内容及び方法が預金者等の保護その他信用秩序の維持の観点から適当であること。

（外国銀行の営業の免許の予備審査）

**第二十九条**　法第四十七条第一項の規定に基づき法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする外国銀行は、前条第一項に定めるところに準じた書面を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

（外国銀行の業務の代理又は媒介とみなされるもの）

**第二十九条の二**　法第四十七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、外国銀行支店と当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を別の法人とみなした場合に、当該外国銀行の外国銀行外国営業所の代理又は媒介に該当すると認められる行為とする。

（外国銀行の免許に係る特殊関係者）

**第三十条**　令第十一条第四号に規定する内閣府令で定める者は、第三条第二号に規定する国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も外国銀行の発行済株式等の百分の五を超える数又は額の株式又は持分を保有しているものに限る。）により合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者とする。

（預金者等に対する情報の提供）

**第三十条の二**　外国銀行支店は、預金等の受入れ（特定預金等の受入れを除く。）に関し、預金者等の保護に資するため、預金者等に対し、次に掲げる事項を明示しなければならない。

一　取り扱う預金等は、預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象ではないこと。

二　外国銀行支店に係る外国銀行が破綻した場合において、預金等の払出しがある場合であ

つても、当該払出しが迅速に行われないことがあること。

三　その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

**第三十条の三**　令第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行関連業務とする。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

**第三十条の四**　外国銀行支店は、当該外国銀行支店、当該外国銀行支店に係る外国銀行、当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の親金融機関等（令第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（令第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該外国銀行支店、当該外国銀行支店に係る外国銀行、当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二　次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ　対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ　対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ　対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ　対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三　前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四　次に掲げる記録の保存

イ　第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ　第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2　前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3　第一項の「対象取引」とは、外国銀行支店、当該外国銀行支店に係る外国銀行、当該外国銀行支店に係る外国銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該外国銀行支店、当該外国銀行支店に係る外国銀行、当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

（国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金）

**第三十一条**　令第十三条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（外国銀行支店に係る令第十二条の二に規定する特殊の関係のある者（同条第一号から第五号までに掲げる者に限る。）に対するものを除く。）とする。

一　貸借対照表のコールローン勘定に計上されるもの

二　国内において確実な担保を徴しているもの（前号に掲げるものを除く。）

（従たる外国銀行支店の設置等）

**第三十二条**　法第四十七条の三に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の設置

二　出張所の廃止

2　外国銀行支店は、法第四十七条の三の規定による従たる外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。以下この条及び次条において同じ。）の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該従たる外国銀行支店の設置が外国の行政機関の許可等を要するものである場合には、当該許可等があつたことを証明する書面

三　その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

3　金融庁長官等は、前項の規定による従たる外国銀行支店の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請をした外国銀行支店の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした外国銀行支店に係る外国銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に相当する区分に該当し、かつ、当該申請をした外国銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に相当する区分に該当するものであること。

二　当該申請をした外国銀行支店の経営管理に係る体制等に照らし、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

三　当該従たる外国銀行支店において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、顧客の情報の管理が適切に行われること。

4　金融庁長官等は、第二項の規定による従たる外国銀行支店の廃止の認可の申請があつたときは、当該営業所の顧客に係る取引が当該申請をした外国銀行支店の他の営業所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該従たる外国銀行支店の顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

（休日の承認の審査等）

**第三十二条の二**　従たる外国銀行支店において、指定休日以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による前条第二項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、同条第三項の規定による審査のほか、第十五条第三項各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするものとする。

2　外国銀行支店が前項に規定する申請書に基づく法第四十七条の三に規定する認可を受けたときは、当該認可に係る従たる外国銀行支店が指定休日以外の日を休日とすることについて、令第五条第二項第二号の承認を受けたものとみなす。

（外国銀行支店の届出）

**第三十三条**　法第四十九条第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があつた場合とする。

2　法第四十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の位置の変更をする場合

二　増改築その他のやむを得ない理由により位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

三　前号に規定する位置の変更に係る外国銀行支店を変更前の位置に復する場合

3　法第四十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　出張所（前項第一号の出張所を除く。）を廃止する場合

二　銀行代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した銀行代理業を再委託することについて許諾を行つた場合を含む。）

三　法第十条第二項に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

4　外国銀行支店は、法第四十九条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。

（外国銀行の駐在員事務所の設置の届出事項）

**第三十四条**　法第五十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　外国銀行に関する次に掲げる事項

イ　名称

ロ　主たる営業所の所在地

ハ　業務の内容

二　国内に設置しようとする駐在員事務所その他の施設に関する次に掲げる事項

イ　名称

ロ　代表者の住所及び氏名

ハ　設置の理由

ニ　設置の年月日

2　外国銀行は、法第五十二条第一項の規定による駐在員事務所その他の施設に係る届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　支店その他の営業所及び駐在員事務所の数を記載した書面

二　資本金の額又は出資の総額を記載した書面

三　代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載した書面

## 第七章の二　外国銀行代理業務に関する特則

（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

**第三十四条の二**　銀行（外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行（法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）として外国銀行代理業務（同項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとする銀行を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が銀行の子会社である外国銀行及び第十三条の二第一項第一号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面

三　所属外国銀行の代表権を有する役員の氏名又は名称を記載した書面

四　所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号及び第五項第五号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

五　所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を記載した書面

六　当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面

七　当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面

八　当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

九　その他第三項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとする銀行は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合には、第二号及び第三号に掲げる書面を除き、申請者が外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第二号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面

三　当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面

四　当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

五　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　金融庁長官は、前二項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準（認可の申請が銀行の子会社である外国銀行及び第十三条の二第一項第一号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行並びに外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第三号に掲げる基準を除く。）に適合するかどうかを審査するものとする。

一　所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

二　所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三　所属外国銀行及び当該所属外国銀行と次に掲げる特殊の関係のある者（ハに掲げる者については所属外国銀行の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）の主たる営業所が所在する国において、銀行に対し、法による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていると認められること。ただし、当該審査が、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、この限りでない。

イ　所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有している者

ロ　イに掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有している者

ハ　主たる営業所の所在地を同一の国とする二以上の者により合計して所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

ニ　第三条第二号に規定する国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も所属外国銀行の発行済株式等の百分の五を超える数又は額の株式又は持分を保有しているものに限る。）により合計して所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

4　法第五十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一　銀行（外国銀行支店を除く。以下この号において同じ。）次に掲げる外国銀行

イ　銀行の子法人等である外国銀行

ロ　銀行を子法人等とする外国銀行

ハ　銀行を子会社とする銀行持株会社の子法人等である外国銀行（イ及びロに掲げる外国銀行を除く。）

ニ　銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（イからハまでに掲げる外国銀行を除く。）

二　外国銀行支店　次に掲げる外国銀行

イ　外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所

ロ　外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等である外国銀行

ハ　外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする外国銀行

ニ　外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（イからハまでに掲げる外国銀行を除く。）

5　銀行は、法第五十二条の二第二項の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　所属外国銀行の商号を記載した書面

三　所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面

四　所属外国銀行の代表権を有する役員の氏名又は名称を記載した書面

五　所属外国銀行（銀行の子会社である外国銀行及び外国銀行支店に係る外国銀行を除く。）の主要株主等の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

六　所属外国銀行の属する外国銀行グループ（法第五十二条の二第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下同じ。）の連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

七　当該銀行と所属外国銀行及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループとの間の資本関係を記載した書面

八　所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面

九　所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面

十　当該銀行と所属外国銀行（外国銀行支店に係る外国銀行（申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行を所属外国銀行とするものに限る。）を除く。）との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面

十一　当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

十二　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

6　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　所属外国銀行の属する外国銀行グループが、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

二　所属外国銀行の属する外国銀行グループが、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者の集団であること。

三　所属外国銀行の属する外国銀行グループに関するリスク管理及び法令遵守に関する方針が策定され、これらに基づく業務の運営の検証がされる等、的確なリスク管理及び法令を遵守した運営が確保されると認められること。

四　第三項第三号に掲げる基準

（外国銀行代理業務に係る届出）

**第三十四条の二の二**　法第五十二条の二第三項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

一　銀行が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行

イ　法第十六条の二第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることについての認可

ロ　法第十六条の二第五項ただし書の認可

ハ　法第三十条第一項から第三項までの認可

ニ　金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項の認可

二　銀行持株会社が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行（前号に掲げる外国銀行を除く。）

イ　法第五十二条の二十三第三項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第三項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることについての認可

ロ　法第五十二条の二十三第四項ただし書の認可

ハ　法第五十二条の三十五第一項から第三項までの認可

2　銀行は、法第五十二条の二第三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面

三　所属外国銀行の代表権を有する役員の氏名又は名称を記載した書面

四　所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五　当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面

六　当該銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面

七　当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

（委託契約の内容を記載した書面の記載事項）

**第三十四条の二の三**　第三十四条の二第一項第七号、第二項第三号及び第五項第十号並びに前条第二項第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　外国銀行代理業務を営む営業所の設置、廃止又は位置の変更に関する事項

二　外国銀行代理業務の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項

三　外国銀行代理業務の営業日及び営業時間に関する事項

四　所属外国銀行が、不当に外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理銀行及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理銀行及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定

五　現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行の顧客に対する責任に関する事項

六　契約の期間、更新及び解除に関する事項

七　外国銀行代理業務の内容、営業日及び営業時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

八　その他必要と認められる事項

（外国銀行代理業務の内容及び方法）

**第三十四条の二の四**　第三十四条の二第一項第八号及び第二項第四号並びに第三十四条の二の二第二項第七号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一　取り扱う所属外国銀行の業務の種類

二　取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三　外国銀行代理業務の実施体制

2　第三十四条の二第五項第十一号に規定する外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一　取り扱う外国銀行グループに係る業務の種類

二　取り扱う外国銀行グループに係る業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三　外国銀行代理業務の実施体制

3　第一項第三号及び前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一　外国銀行代理行為（外国銀行代理業務に係る行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合　当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二　電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を営む場合　顧客が当該外国銀行代理銀行と他の者を誤認することを防止するための体制

（契約の種類）

**第三十四条の二の五**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約とする。

**第三十四条の二の六**　削除

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

**第三十四条の二の七**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行つた外国銀行代理銀行のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第三十四条の二の九の二において同じ。）に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

**第三十四条の二の八**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該外国銀行代理銀行の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載

事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十四条の三において準用する令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四　前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ　前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電磁的方法の種類及び内容）

**第三十四条の二の九**　令第十四条の三において準用する令第四条の三第一項及び令第十四条の四において準用する令第四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号又は第三十四条の二の九の三第一項各号に掲げる方法のうち外国銀行代理銀行が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

**第三十四条の二の九の二**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　復帰申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ　対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五　復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

**第三十四条の二の九の三**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2　前項各号に掲げる方法は、外国銀行代理銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家以外の顧客とみなされる法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

**第三十四条の二の十**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一　当該日

二　次項に規定する日を期限日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十四条の二の十二において同じ。）とする旨

2　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第三十四条の二の十二において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

**第三十四条の二の十一**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同

項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の二の十二の二において同じ。）に関して申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二　申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

**第三十四条の二の十三**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二　その締結した商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

**第三十四条の二の十四**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第三十四条の二の十六第二項第三号及び第三十四条の二の十六の二において同じ。）における申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十四条の二の十六において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（第十四条の十一の十四第二号イからチまでに掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

三　申出者が最初に外国銀行代理業務に係る特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

**第三十四条の二の十五**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一　当該日

二　次項に規定する日を期限日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十四条の二の十六の二において同じ。）とする旨

2　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であって承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

**第三十四条の二の十六**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の二の十六の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二　申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第三号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の十七**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の十八**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の十九**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の二十**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の二十一**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の二十二**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の二十三**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の二十四**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の二十五**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の二十六**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の二十七**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の二十八**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の二十九**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の三十**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の三十一**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の三十二**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の三十三**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の三十四**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の三十五**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の三十六**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の三十七**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の三十八**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の三十九**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の四十**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の四十一**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の四十二**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の四十三**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の四十四**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の四十五**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の四十六**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の四十七**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の四十八**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の四十九**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の五十**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の五十一**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の五十二**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の五十三**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の五十四**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の五十五**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の五十六**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の五十七**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の五十八**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の五十九**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の六十**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の六十一**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の六十二**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の六十三**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の六十四**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の六十五**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の六十六**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の六十七**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の六十八**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の六十九**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の七十**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の七十一**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の七十二**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の七十三**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の二の七十四**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項第一号に規定する期限日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出

の四第六項において準用する同法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

**第三十四条の二の十六の三**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（広告類似行為）

**第三十四条の二の十七**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一　法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二　個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ　商品の名称（通称を含む。）

ロ　この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする外国銀行代理銀行の商号又はその通称

ハ　令第十四条の五第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ　次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1)　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第三十四条の二の三十の二までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

(2)　第三十四条の二の二十五第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3)　第三十四条の二の二十五第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

**第三十四条の二の十八**　外国銀行代理銀行がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2　外国銀行代理銀行がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第十四条の五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3　外国銀行代理銀行がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第三十四条の二の二十一第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

**第三十四条の二の十九**　令第十四条の五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

**第三十四条の二の二十**　令第十四条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二　その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

**第三十四条の二の二十一**　令第十四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法

二　外国銀行代理銀行又は当該外国銀行代理銀行が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三　常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2　令第十四条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十四条の二の十七第三号ニに掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

**第三十四条の二の二十二**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定預金等契約の解除に関する事項

二　特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三　特定預金等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

四　特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

**第三十四条の二の二十三**　契約締結前交付書面には、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の二の二十七第十一号に掲げる事項

二　第三十四条の二の二十七第十二号に掲げる事項

3　外国銀行代理銀行は、契約締結前交付書面には、第三十四条の二の二十七第一号に掲げる事項及び法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（情報の提供の方法）

**第三十四条の二の二十四**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

**第三十四条の二の二十五**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の二の二十七第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第三十四条の二の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の二の三十の二までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

二　特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては、次に掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下この条から第三十四条の二の三十の二までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四　当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（前号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあっては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、前号ロに規定する場合にあっては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があった場合を除く。）

イ　当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に第三十四条の二の二十三に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第三十四条の二の八第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ　当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

2　第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3　外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4　契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

5　第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第三十四条の二の八第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二　契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三　顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

**第三十四条の二の二十六**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

**第三十四条の二の二十七**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

二　商品の名称（通称を含む。）

三　預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別

四　受入れの対象となる者の範囲

五　預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

六　最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項

七　払戻しの方法

八　利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

九　付加することのできる特約に関する事項

十　預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

十一　顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

十二　当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあっては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三　次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細

イ　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

ロ　法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ　先物外国為替取引

ニ　有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ　金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場におけ

る同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

十四　変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五　当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六　顧客が当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行に連絡する方法

十七　その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

（契約締結時交付書面の記載事項）

**第三十四条の二の二十八**　特定預金等契約が成立したときに作成する法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行の名称又は商号

二　預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）

三　預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別

四　預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）

五　払戻しの方法

六　利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

七　預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

八　当該特定預金等契約の成立の年月日

九　当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項

十　顧客の氏名又は名称

十一　顧客が当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行に連絡する方法

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

**第三十四条の二の二十九**　契約締結時交付書面に係る法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二　特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2　第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3　外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4　契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

**第三十四条の二の三十**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人の付与した信用格付については、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三　当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称

四　信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五　信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

**第三十四条の二の三十の二**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　第三十四条の二の四十四各号に掲げる行為

二　次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

イ　契約締結前交付書面

ロ　外貨預金等書面

ハ　契約変更書面

三　特定預金等契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

四　特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

五　特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（行為規制の適用除外の例外）

**第三十四条の二の三十一**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（所属外国銀行の説明書類等の縦覧）

**第三十四条の二の三十二**　外国銀行代理銀行は、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社（法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をい

う。以下この条において同じ。）がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの（法第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。以下この条において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属外国銀行又は当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2　縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理銀行は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について、顧客の求めに応じ、日本語で記載された書面又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示さなければならない。

3　外国銀行代理銀行は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する銀行以外の外国銀行代理銀行にあつては、当該外国銀行代理銀行の本店所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長）の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

4　外国銀行代理銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

5　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理銀行が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

6　法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（外国銀行代理業務の健全化措置）

**第三十四条の二の三十三**　外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制の整備等の措置

二　外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、所属外国銀行との間の委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

三　代理又は媒介を行おうとする所属外国銀行の業務について、法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に該当するかどうかを必要に応じて自ら審査を行うための措置

四　顧客との間で外国電子決済手段（外国において発行される法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう。以下この号において同じ。）の発行による為替取引の代理又は媒介を行う場合には、外国電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は外国銀行代理業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる外国電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

五　所属外国銀行に外国銀行代理銀行から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置

六　外国銀行代理業務を営む営業所の廃止にあたつては、当該営業所の顧客に係る取引が、所属外国銀行を同一とする他の外国銀行代理銀行又は他の営業所へ支障なく引き継がれる等、当該営業所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

七　外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

（所属外国銀行に関する届出等）

**第三十四条の二の三十四**　法第五十二条の二の九第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があつた場合とする。

2　外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の九第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、同項第一号に係る届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

3　外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の九第二項による公告及び掲示をするとき（同条第一項第三号から第六号までに掲げる届出を行つた場合に限る。）は、所属外国銀行における預金等その他その営む外国銀行代理業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

4　法第五十二条の二の九第三項の外国銀行代理銀行は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（標識の様式等）

**第三十四条の二の三十五**　法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十号の二に定めるものとする。

2　外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（分別管理）

**第三十四条の二の三十六**　外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により外国銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属外国銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

（明示事項）

**第三十四条の二の三十七**　法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　外国銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属外国銀行からの権限の付与がある旨

二　所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属外国銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三　所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属外国銀行のために行つているときは、その旨

四　所属外国銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属外国銀行の商号又は名称

（外国銀行代理銀行の預金者等に対する情報の提供）

**第三十四条の二の三十八**　第十三条の三（第五項を除く。）の規定は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理銀行が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

（外国銀行代理銀行が締結する契約との誤認防止）

**第三十四条の二の三十九**　外国銀行代理銀行は、外国銀行代理行為を行うときは、顧客に対し、次に掲げる事項を説明するものとする。

一　契約の主体が、当該外国銀行代理銀行ではなく、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行であること。

二　その他外国銀行代理銀行が締結する契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項

（他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供）

**第三十四条の二の四十**　外国銀行代理銀行は、第三十四条の二の三十七第三号に掲げる事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

（外国銀行代理業務の従事者に対する研修の実施等の措置）

**第三十四条の二の四十一**　外国銀行代理銀行は、外国銀行代理業務の従事者に対し、外国銀行代理業務の指導、外国銀行代理業務に関する法令等（外国の法令等を含む。）を遵守させるための研修の実施等の措置を講じなければならない。

（外国銀行代理銀行の密接関係者）

**第三十四条の二の四十二**　法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第三号

に規定する内閣府令で定める外国銀行代理銀行と密接な関係を有する者は、当該外国銀行代理銀行が銀行である場合にあつては、当該銀行の特定関係者（法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該外国銀行代理銀行である銀行の子会社を除く。）とし、当該外国銀行代理銀行が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店の特殊関係者（令第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の二に規定する特殊関係者をいい、当該外国銀行支店に係る外国銀行の子会社を除く。）とする。

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

**第三十四条の二の四十三**　法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、外国銀行代理銀行が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

（外国銀行代理業務に係る禁止行為）

**第三十四条の二の四十四**　法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為（法第五十条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

二　顧客に対し、外国銀行代理銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

三　顧客に対し、不当に、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

四　法令等（外国の法令等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある所属外国銀行の行為に係る契約の締結の代理又は媒介を行う行為

（外国銀行代理業務に関する帳簿書類）

**第三十四条の二の四十五**　外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十九の規定により、外国銀行代理業務の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類（所属外国銀行の業務の代理を行わない場合は、第三号に掲げるものに限る。）を所属外国銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一　総勘定元帳　作成の日から五年間

二　外国銀行代理勘定元帳　作成の日から十年間

三　外国銀行代理業務に係る顧客に対して行つた所属外国銀行の業務の媒介の内容を記録した書面　当該媒介を行つた日から五年間

（外国銀行代理業務に関する報告書の様式等）

**第三十四条の二の四十六**　法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の五十第一項の規定による外国銀行代理業務に関する報告書は、別紙様式第十号の二の二により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2　外国銀行代理銀行は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に外国銀行代理業務に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の二の規定により当該外国銀行代理銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該外国銀行代理業務に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3　外国銀行代理銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4　金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理銀行が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

## 第八章　株主

### 第一節　通則

（銀行議決権保有届出書の提出等）

**第三十四条の二の四十七**　法第五十二条の二の十一第一項の規定により同項に規定する銀行議決権保有届出書（以下この項及び第三十四条の五において「銀行議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第十号の二の三により当該銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2　法第五十二条の二の十一第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　保有する議決権の数に増加がない場合（第三号に掲げる場合を除く。）　銀行議決権大量保有者（法第五十二条の二の十一第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第三十四条の四第二項第二号及び第三号において同じ。）となつたことを知つた日から五日（日曜日及び令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第三十四条の四第二項第一号において同じ。）を経過した日又は銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日（当該日が銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、当該日が銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日）のいずれか早い日

二　銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人（法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第三十四条の四第二項第二号及び第三号において同じ。）である場合（次号に掲げる場合を除く。）　銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三　銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加がない場合　銀行議決権大量保有者となつたことを知つた日から一月を経過した日又は銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から一月を経過した日（当該日が銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日前である場合にあつては、銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日）のいずれか早い日

（国等が保有する議決権とみなされる議決権）

**第三十四条の三**　次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める議決権の保有について、令第十五条の法人とみなす。

一　預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行　同法附則第二十二条第一項に規定する協定に基づく譲受け等に係る株式に係る議決権、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）第四条第一項第一号に規定する優先株式等の発行等に係る株式に係る議決権及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第三十五条第二項第六号に規定する取得株式等である株式に係る議決権

二　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第七十四条第一号に規定する協定債権回収会社　同法第七十七条第一項の規定による資産の買取りの委託に係る株式に係る議決権

三　保険業法附則第一条の二の三第一号に規定する協定銀行　同法附則第一条の二の十二第一項に規定する協定に基づく資産の買取りに係る株式に係る議決権

（変更報告書の提出等）

**第三十四条の四**　法第五十二条の三第一項の規定により同項に規定する変更報告書（以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第十号の二の三により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2　法第五十二条の三第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　保有する議決権の数に増加又は減少がない場合（議決権保有割合（法第五十二条の二の十一第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が百分の一以上増加し又は減少した場合に限り、第三号に掲げる場合を除く。）　議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少したことを知つた日から五日を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日のいずれか早い日

二　銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加がない場合（次号に掲げる場合を除く。）　銀行議決権大量保有者となつたことを知つた日から一月を経過した日又は銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から一月を経過した日（当該日が銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日前である場合にあつては、銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日）のいずれか早い日

三　銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加がない場合　銀行議決権大量保有者となつたことを知つた日から一月を経過した日又は銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から一月を経過した日（当該日が銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日前である場合にあつては、銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日）のいずれか早い日

（国等が保有する議決権とみなされる議決権）

**第三十四条の五

る事項の変更があつた日から一月を経過した日

三　銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加又は減少がない場合（議決権保有割合が百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。）　議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から一月を経過した日のいずれか早い日

3　法第五十二条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、議決権保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合とする。

（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等）

**第三十四条の五**　法第五十二条の四第一項の規定により銀行議決権保有届出書を提出すべき者又は同条第二項の規定により変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第十号の三により当該銀行議決権保有届出書又は当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2　法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、外国保険会社等、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

二　外国の法令に準拠して外国において銀行業、有価証券関連業、投資運用業、信託業又は保険業を営む者であつて前号に掲げる者以外の者

三　前二号に掲げる者（以下この号及び第四項において「銀行等」という。）を共同保有者とする者であつて銀行等以外の者

3　法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める数は、百分の十とする。

4　法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行等に銀行等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に銀行等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の議決権保有割合が百分の一を超える場合とする。

5　法第五十二条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したこととする。

6　法第五十二条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　変更報告書に係る基準日（法第五十二条の四第三項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の属する月の後の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合　当該末日の属する月の翌月十五日

二　変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合　当該後の基準日の属する月の翌月十五日

三　変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合　当該後の基準日以外の月の末日の属する月の翌月十五日

四　法第五十二条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合　当該後の基準日以外の月の末日の属する月の翌月十五日

五　法第五十二条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合　当該末日の属する月の翌月十五日

六　法第五十二条の二の十一第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合　当該末日の属する月の翌月十五日

七　法第五十二条の二の十一第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合　当該基準日の属する月の翌月十五日

7　基準日の届出又は当該基準日の変更をしようとする者は、別紙様式第十号の四により届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

## 第二節　銀行主要株主に係る特例

### 第一款　通則

（銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等）

**第三十四条の六**　法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であることその他の理由により次に掲げる書面の一部がない場合には、当該書面に類する書面）

イ　定款

ロ　法人の登記事項証明書

ハ　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ニ　会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ホ　その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

ヘ　当該認可に係る法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（これらに準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面を含む。）

ト　主たる事務所の位置を記載した書面

チ　業務の内容を記載した書面

リ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ヌ　当該銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書面

ル　その保有する当該銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該銀行の議決権の数を記載した書面

ヲ　その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三　当該認可後五事業年度におけるその保有する当該銀行の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュー（当該議決権の保有を直接又は間接の原因とする収入又は支出の増加及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金に係るそれぞれに対応する期間の金利を用いて現在価値として割り引いて得た値を合計した値をいう。第三項において同じ。）を記載した書面

四　前号のネットプレゼントバリューに係るストレステスト（ネットプレゼントバリューの

計算の前提となる事項について当該事項の過去の一定期間の変化その他の合理的な範囲での変化があつたものとして、当該ネットプレゼントバリューとは異なる値を別途計算することをいう。第三項において同じ。）の結果を記載した書面

五　当該認可後に当該銀行との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針（当該関係が当該銀行の業務の運営に影響を与える可能性がある場合にあつては、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。第三項において同じ。）

六　その他法第五十二条の十第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書面並びに次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書面

二　その保有する当該銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該銀行の議決権の数を記載した書面

三　当該者が総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

四　その他法第五十二条の十第二号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であることその他の理由により次に掲げる書面の一部がない場合には、当該書面に類する書面）

イ　定款

ロ　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ハ　会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ニ　その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

ホ　当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

ヘ　主たる事務所の位置を記載した書面

ト　業務の内容を記載した書面

チ　資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書面

リ　当該銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書面

ヌ　その保有する当該銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該銀行の議決権の数を記載した書面

ル　その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三　当該設立後五事業年度におけるその保有する当該銀行の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリューを記載した書面

四　前号のネットプレゼントバリューに係るストレステストの結果を記載した書面

五　当該設立後に当該銀行との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針

六　その他法第五十二条の十第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

4　金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一　当該認可の申請をした者又は当該認可を受けて設立される法人（以下この項において「申請者等」という。）が当該銀行の議決権を取得又は保有する目的が銀行の業務の公共性を損なわないことが明らかであり、かつ、当該申請者等の財産及び収支の状況、当該保有に基づき当該申請者等が当該銀行と有する関係その他の当該保有に係る事由により当該銀行の業務の健全かつ適切な運営が損なわれるおそれが極めて少ないと認められる体制が整備されていること。

二　当該銀行の議決権の保有に係る体制等に照らし、申請者等が当該銀行の的確かつ公正な経営管理の遂行を妨げないことが明らかであり、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

5　法第五十二条の九第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　担保権の実行による株式の取得

二　代物弁済の受領による株式の取得

三　当該銀行の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該銀行の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四　当該銀行が株式の転換を行つたことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該銀行の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

五　当該銀行が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行つたことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

六　当該銀行が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七　当該銀行が自己の株式の取得を行つたことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

6　前項の規定は、令第十五条の四第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

（銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする場合の予備審査）

**第三十四条の七**　銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立しようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項、第二項又は第三項に定めるところに準じた書面を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

（特定主要株主に係る認可の申請）

**第三十四条の八**　特定主要株主（法第五十二条の九第二項に規定する特定主要株主をいう。）は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　第三十四条の六第一項第二号ハからホまで、トからヌまで及びヲ並びに同項第三号から第六号までに掲げる書面

三　その保有する当該銀行の議決権の数を記載した書面

2　第三十四条の六第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十の規定による審査について準用する。

## 第二款　監督

（銀行主要株主と特殊の関係のある会社）

**第三十四条の九**　法第五十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

一　当該銀行主要株主（連結基準対象会社（法第三条の二第一項第二号に規定する連結基準対象会社をいう。第三号において同じ。）である者に限る。次号において同じ。）の子会社（第一条の五第二項第一号に規定する子会社をいう。）

二　当該銀行主要株主の関連会社（第一条の五第二項第三号に規定する関連会社をいう。）

三　当該銀行主要株主（連結基準対象会社以外の者に限る。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社その他の法人

2　第一条の六第三項の規定は、前項第三号の場合において同号の銀行主要株主が保有する議決権について準用する。

## 第三節　銀行持株会社に係る特例

## 第一款　通則

（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

**第三十四条の十**　銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一

項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該会社に関する次に掲げる書面（当該会社が外国の会社であることその他の理由により次に掲げる書面の一部がない場合には、当該書面に類する書面）

イ　定款

ロ　会社の登記事項証明書

ハ　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ニ　会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ホ　会計監査人の履歴書

ヘ　株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

ト　当該認可に係る法第五十二条の十七第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録

チ　事務所の位置を記載した書面

リ　業務の内容を記載した書面

ヌ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ル　当該会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書面

ヲ　銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

三　当該会社の子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は法第五十二条の二十五に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

ハ　業務の内容を記載した書面

ニ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

四　当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に係る算式により得られる比率（第三十四条の二十六第一項第四号チに規定する連結レバレッジ比率を除く。）をいう。第三十四条の十九の五第二項第二号及び第三十四条の十九の七第一項第三号ロを除き、以下この節及び第三十五条第三項第十九号において同じ。）の見込みを記載した書面

五　当該会社が銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この節において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立会社が外国の会社であることその他の理由により次に掲げる書面の一部がない場合には、当該書面に類する書面）

イ　定款

ロ　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ハ　会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ニ　会計監査人の履歴書

ホ　株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

ヘ　当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

ト　事務所の位置を記載した書面

チ　業務の内容を記載した書面

リ　資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書面

ヌ　当該設立会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書面

ル　銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

三　当該設立会社の子会社等に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

ハ　業務の内容を記載した書面

ニ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

四　当該設立後三事業年度における設立会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

五　当該設立により、設立会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一　当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「申請者等」という。）及びその子会社等の収支が当該認可後又は設立後三事業年度において良好に推移することが見込まれること。

二　申請者等及びその子会社等の連結自己資本比率が当該認可後又は設立後三事業年度において適正な水準となることが見込まれること。

三　銀行の業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は従業員の確保の状況、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、申請者等が、その子会社であり、又はその子会社となる銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができ、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

4　法第五十二条の十七第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　担保権の実行による株式の取得

二　代物弁済の受領による株式の取得

三　有価証券関連業を営む金融商品取引業者が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

四　当該銀行の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該銀行の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五　当該銀行が株式の転換を行つたことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該銀行の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

六　当該銀行が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行つたことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七　当該銀行が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

八　当該銀行が自己の株式の取得を行つたことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

5　前項の規定は、令第十六条の二第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

6　法第二条第十一項の規定は、第一項第五号及び第二項第五号に規定する議決権について準用する。

（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の予備審査）

**第三十四条の十一**　銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書面を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

（特定持株会社に係る届出事項等）

**第三十四条の十二**　法第五十二条の十七第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該会社が銀行を子会社とする持株会社になつた旨

二　当該会社が銀行を子会社とする持株会社になつた事由及びその時期

三　当該会社及びその子会社の名称及び業務の内容

四　その他金融庁長官が必要と認める事項

2　特定持株会社（法第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、法第五十二条の十七第二項の規定による届出（特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社（令第十六条の四に規定する銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。）である場合にあつては、令第十六条の五の規定による届出）をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　定款

二　会社の登記事項証明書

三　当該特定持株会社及びその子会社の最終の貸借対照表

3　特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該銀行を子会社とする外国の持株会社は、令第十六条の五ただし書の規定による届出の期限の延長の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国の持株会社が令第十六条の五ただし書の規定による届出の期限の延長をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5　特定持株会社は、法第五十二条の十七第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつた時期を記載した書面

三　当該特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなるために講じた措置又は銀行を子会社とする持株会社でなくなつた事由を記載した書面

（特定持株会社に係る認可の申請）

**第三十四条の十三**　特定持株会社は、法第五十二条の十七第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　第三十四条の十第一項第二号ハからヘまで及びチからヲまで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項の規定による審査について準用する。

（銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

**第三十四条の十四**　銀行持株会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役、外国所在銀行持株会社（銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。）は、法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該銀行持株会社を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　履歴書

三　銀行持株会社及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四　銀行持株会社又はその子会社と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五　当該他の会社の定款、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

2　金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社の常務に従事する取締役が他の会社の常務に従事することにより当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないかどうかを審査するものとする。

3　第一項の規定による銀行持株会社に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

**第三十四条の十四の二**　法第五十二条の十九第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

**第二款**　業務及び子会社等

（銀行持株会社による銀行持株会社グループの経営管理の内容等）

**第三十四条の十四の三**　法第五十二条の二十一第四項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一　銀行持株会社グループの収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二　災害その他の事象が発生した場合における銀行持株会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2　法第五十二条の二十一第四項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該銀行持株会社における当該銀行持株会社グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3　法第五十二条の二十一第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行持株会社グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における銀行持株会社グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

**第三十四条の十四の四**　法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社の資産の運用に係る業務

二　当該銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転、株式交付又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

三　当該銀行持株会社グループに属する会社が信用供与を行おうとする場合における当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務

四　当該銀行持株会社グループに属する会社のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務

五　当該銀行持株会社グループに属する会社に対する不動産（原則として、事業用不動産に限る。）の賃貸又は当該会社が所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

六　当該銀行持株会社グループに属する会社の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

七　当該銀行持株会社グループに属する会社の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

八　当該銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務
九　当該銀行持株会社グループに属する会社に機械類その他の物件を使用させる業務
十　当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社の顧客である事業者等の経営に関する相談に応ずる業務
十一　当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社の顧客である個人の財産形成に関する相談に応ずる業務
十二　当該銀行持株会社グループに属する会社の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（当該銀行持株会社グループに属する会社の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を除く。）
十三　法第十条の規定により営む業務に係る商品の開発を行う業務
十四　当該銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る計算を行う業務
十五　当該銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
十六　当該銀行持株会社グループに属する会社と当該会社の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
十七　当該銀行持株会社グループに属する会社の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務
十八　前各号に掲げる業務に附帯する業務

2　法第五十二条の二十一の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務は、前項第六号から第九号まで、第十二号及び第十四号から第十七号までに掲げる業務（当該業務に附帯する業務を含み、当該銀行持株会社グループに属する外国の会社に係る業務を除く。）とする。

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等）

**第三十四条の十四の五**　銀行持株会社は、法第五十二条の二十一の二第二項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書
二　当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。第四号において同じ。）につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
三　当該認可後における当該認可に係る業務の収支の見込みを記載した書面
四　当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等の収支の見込みを記載した書面
五　当該認可に係る業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書面
六　当該認可に係る業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面
七　その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一　申請をした銀行持株会社が当該認可に係る業務を行うことにより、当該銀行持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営が促進されると見込まれること。
二　申請をした銀行持株会社が、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る業務を開始した後も、当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。
三　申請をした銀行持株会社が、その人的構成に照らし、当該認可に係る業務を的確かつ公正に遂行することができること。

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

**第三十四条の十四の六**　法第五十二条の二十一の三第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行関連業務とする。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

**第三十四条の十四の七**　銀行持株会社は、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等（法第五十二条の二十一の三第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備
二　次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備
イ　対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
ロ　対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
ハ　対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
ニ　対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法
三　前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表
四　次に掲げる記録の保存
イ　第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録
ロ　第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2　前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3　第一項の「対象取引」とは、銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

**第三十四条の十五**　第十四条の四の規定は、法第五十二条の二十二第一項本文に規定する当該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある者について準用する。

2　第十四条の二の規定は、銀行持株会社又はその子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項について準用する。この場合において、「当該銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社」と読み替えるものとする。

3　銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、当該銀行持株会社又はその子会社等それぞれについて、前項において準用する第十四条の二第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額の合計額（当該銀行持株会社が当該同一人に対してする第十四条第三項に規定する出資の額、劣後特約付金銭消費貸借（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。以下同じ。）による貸付けの額及び劣後特約付社債（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。以下同じ。）の引受けの額を除く。）から当該同一人に係る調整対象額を控除して計算するものとする。

4　前項に規定する「調整対象額」とは、当該子会社等のする資金の貸付けの額のうち当該銀行持株会社又は他の子会社等が保証している額その他金融庁長官が定める額をいう。

5　法第五十二条の二十二第一項本文に規定する自己資本の純合計額は、法第五十二条の二十五に規定する基準に従い算出される自己資本の額について金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

6　銀行持株会社は、法第五十二条の二十二第一項ただし書の規定による当該銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十四条の三第三項各号に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

7　法第五十二条の二十二第二項第二号に規定する信用の供与等を行う銀行持株会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該銀行持株会社又は当該銀行持株会社の子法人

等（第一項において準用する第十四条の四に規定する子法人等をいう。）をいう。

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

**第三十四条の十六**　法第五十二条の二十三第一項第十号に規定する当該銀行持株会社又はその子会社に類する者として内閣府令で定めるものは、当該銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいい、当該子会社を除く。）とする。

2　法第五十二条の二十三第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　他の事業者等のための不動産（原則として、自らを子会社とする銀行持株会社又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二　他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三　他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四　他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六　他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七　他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

八　他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う業務又は封書の作成又は発送を行う業務

九　他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十　他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一　他の事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十二　他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十三　他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十四　他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五　他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七　他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八　他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九　他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十　他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務

二十一　他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二　他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三　自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

二十四　自らを子会社とする銀行持株会社の子会社である銀行、長期信用銀行又は保険会社（以下この号において「兄弟銀行等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該兄弟銀行等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五　その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六　前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

3　法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第五項に規定する会社とする。

4　法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一　第十七条の二第六項第一号から第十号までに掲げる会社（同項第九号に掲げる会社にあつては、当該銀行持株会社の子会社である銀行又は当該銀行の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。）

二　当該会社に対する金銭債権を有する銀行等（当該銀行等がない場合にあつては、銀行持株会社又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該銀行持株会社）及び次のいずれかに該当するものが関与して策定した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ　官公署

ロ　商工会又は商工会議所

ハ　イ又はロに準ずるもの

ニ　弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人

ホ　公認会計士又は監査法人

ヘ　税理士又は税理士法人

ト　他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社（当該銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

5　法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、銀行持株会社又はその子会社が前項に規定する会社（第十七条の二第六項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十二条の二十三第一項第十二号の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　前号の事業計画について、前項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

6　法第五十二条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ　当該銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

ロ　当該株式会社に当該銀行持株会社又はその子会社が出資しているもの

二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第四項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

7　第三項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を銀行持株会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該銀行持

株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第三項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8　前項の規定は、第四項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十二条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十二条の二十三第一項第十二号」と読み替えるものとする。

9　第七項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第七項中「第五十二条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十二条の二十三第一項第十三号」と読み替えるものとする。

10　第三項から前項まで（第五項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する特定子会社をいう。次項及び第三十四条の二十三の二第三項において同じ。）がその取得した第三項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第四項に規定する会社若しくは第八項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この款並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において「事業再生会社」という。）又は第六項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第十七条の二第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下この項、第三十四条の二十第一項第九号、第三十四条の二十三の二第四項並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行持株会社に係る同項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該銀行持株会社に係る同項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第五項に定める要件に該当するものに限る。以下この款並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

11　第四項及び第八項の規定にかかわらず、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から第十七条の二第十三項各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12　法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の二第十四項各号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

13　法第五十二条の二十三第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社

イ　銀行

ロ　長期信用銀行

ハ　保険会社

ニ　少額短期保険業者

二　前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ　第二項各号に掲げる業務であつて、当該銀行持株会社、その子会社（銀行並びに法第五十二条の二十三第一項第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。）その他第一項に規定するものの営む業務のために営むもの

ロ　第十七条の三第二項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該銀行持株会社の子会社である信託兼営銀行が当該持株会社の議決権を保有する場合（当該信託兼営銀行の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあつては同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

14　法第二条第十一項の規定は、第四項、第五項、第七項（第八項及び第九項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十項、第十一項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（法第五十二条の二十三第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

**第三十四条の十七**　法第五十二条の二十三第二項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　銀行持株会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

二　銀行持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

三　銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該銀行持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

四　銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て

五　銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六　銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

七　銀行持株会社の子会社である法第五十二条の二十三第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社による株式等の取得

2　法第五十二条の二十三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

3　法第五十二条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める事由は、銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4　法第五十二条の二十三第十一項本文に規定する内閣府令で定める事由は、第一項各号に掲げる事由とする。

5　法第五十二条の二十三第十一項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、第一項第七号に掲げる事由とする。

（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるものの業務）

**第三十四条の十八**　法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　第十七条の三第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二　その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
三　第十七条の三第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

（一定の銀行業高度化等会社）

**第三十四条の十八の二**　法第五十二条の二十三第三項、第十二項及び第十五項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社（外国の会社を除く。）又は障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社とする。

一　専ら情報通信技術を活用した当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）
二　特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの
三　高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行持株会社の子会社である銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）
四　他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該銀行持株会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該銀行持株会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）
五　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
六　他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
七　成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務
八　前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十一号から第十四号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの
九　前各号に掲げる業務に附帯する業務

（外国特定金融関連業務会社の業務）

**第三十四条の十八の三**　法第五十二条の二十三第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の四の四に規定するものとする。

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

**第三十四条の十九**　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第三項の規定による子会社対象銀行等（同項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十四号に掲げる会社（第三十四条の十八の二に規定する会社を除く。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書
二　当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面
イ　当該銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面
ロ　銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面
ハ　株式交換により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面
(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
(2)　株式交換契約の内容を記載した書面
(3)　株式交換費用を記載した書面
ニ　株式交付により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面
(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
(2)　株式交付計画の内容を記載した書面
(3)　株式交付費用を記載した書面
三　当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この款（第三十四条の十九の五第二項第二号及び第三十四条の十九の七第一項第三号ロを除く。）及び第五款並びに第三十五条第三項第十九号において同じ。）に関する次に掲げる書面
イ　当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ロ　当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
四　当該認可に係る子会社対象銀行等（当該子会社対象銀行等を子会社とする法第五十二条の二十三第五項第一号に規定する特例持株会社を含む。）に関する次に掲げる書面
イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ　業務の内容を記載した書面
ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
五　当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請の時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。
二　申請をした銀行持株会社及びその子会社等（当該認可に係る子会社対象銀行等を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。
三　申請をした銀行持株会社が、その人的構成及び子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る子会社対象銀行等の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。
四　当該認可に係る子会社対象銀行等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

3　前二項の規定は、法第五十二条の二十三第四項ただし書の認可（銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた同条第一項第十四号に掲げる会社（第三十四条の十八の二に規定する会社及び外国の会社を除く。以下この節及び第三十五条第三項において「他業銀行業高度化等会社」という。）の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）及び法第五十二条の二十三第六項において準用する同条第三項の認可について準用する。

4　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第七項の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書
二　当該承認に係る子会社対象会社（法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ　業務の内容を記載した書面
ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

三　その他法第五十二条の二十三第七項の承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

5　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第九項の規定による延長を申請しようとするときは、延長申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三　当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　業務の内容を記載した書面

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四　その他法第五十二条の二十三第九項の規定による延長に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

6　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第十項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ　当該銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

ロ　銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

三　当該銀行持株会社及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ　当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四　当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　業務の内容を記載した書面

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

7　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請の時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二　申請をした銀行持株会社及びその子会社等（当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三　申請をした銀行持株会社が、その人的構成及び子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

四　当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

五　申請をした銀行持株会社が現に子会社としている子会社対象外国会社（法第五十二条の二十三第八項第一号に規定する子会社対象外国会社をいう。）又は外国特定金融関連業務会社（同条第五項第一号に規定する外国特定金融関連業務会社をいう。以下この号において同じ。）の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。）の確保その他の事情に照らして、当該銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を子会社とすることが必要であると認められること。

8　前二項の規定は、法第五十二条の二十三第十一項ただし書の認可について準用する。

9　第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第十二項において準用する同条第三項の認可（他業銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

10　第四項の規定は、法第五十二条の二十三第十三項の承認について準用する。

11　法第二条第十一項の規定は、第一項第五号（第三項及び第九項において準用する場合を含む。）、第三項、第五項第二号及び第六項第五号（第八項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（他業銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

**第三十四条の十九の二**　銀行持株会社は、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社（法第五十二条の二十三第一項第十四号に掲げる会社をいう。以下この条、第五款及び第三十五条第三項第六号において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ　銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ロ　株式交換により当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交換契約の内容を記載した書面

(3)　株式交換費用を記載した書面

ハ　株式交付により当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書面

三　当該銀行持株会社及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ　当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四　当該認可に係る他業銀行業高度化等会社又は外国の銀行業高度化等会社（次項において「他業銀行業高度化等会社等」という。）に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五　当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社

の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請の時において、申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二　当該申請に係る他業銀行業高度化等会社等に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請をした銀行持株会社及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三　当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

四　当該申請をした銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。

五　当該申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

六　当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等の顧客に対し、当該銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該他業銀行業高度化等会社等の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、当該銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業銀行業高度化等会社等の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

七　当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行又は当該他業銀行業高度化等会社等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3　前二項の規定は、法第五十二条の二十三第四項ただし書の認可（銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた他業銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4　第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第十二項において準用する同条第三項の認可（他業銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十五項の認可について準用する。

5　法第二条第十一項の規定は、第一項並びに第二項第一号、第四号及び第五号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（銀行持株会社及びその子会社に類する者）

**第三十四条の十九の三**　法第五十二条の二十三の二第一項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行持株会社の子会社等（当該銀行持株会社の子会社（銀行並びに法第五十二条の二十三第一項第一号及び第六号に掲げる会社に限る。）を除く。）とする。

（特例子会社対象業務）

**第三十四条の十九の四**　法第五十二条の二十三の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買とする。

（特例子会社対象業務を営む会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

**第三十四条の十九の五**　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の二第三項の規定による特例子会社対象業務会社（同条第一項各号に掲げる会社をいう。以下この条及び第三十五条第三項第十六号において同じ。）を持株特定子会社（法第五十二条の二十三の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条並びに第三十四条の十九の九第一項第一号及び第二項において同じ。）とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ　当該銀行持株会社が行う持株特定子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

ロ　銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ハ　株式交換により特例子会社対象業務会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交換契約の内容を記載した書面

(3)　株式交換費用を記載した書面

ニ　株式交付により特例子会社対象業務会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書面

三　当該銀行持株会社及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ　当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四　当該認可に係る特例子会社対象業務会社に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　業務の内容を記載した書面

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請の時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第三十四条の十第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。）、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第十七条の五第一項第三号ロに規定する連結自己資本比率をいう。）並びに当該銀行の単体自己資本比率がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象業務会社を持株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

二　当該申請の時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第三十四条の十第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。）、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第十七条の五第一項第三号ロに規定する連結自己資本比率をいう。）並びに当該銀行の単体自己資本比率がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象業務会社を持株特定子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

三　申請をした銀行持株会社が、その人的構成及び子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る特例子会社対象業務会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

四　当該認可に係る特例子会社対象業務会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

五　申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社が当該認可に係る特例子会社対象業務会社を持株特定子会社とした後も当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがないこと。

3　前二項の規定は、法第五十二条の二十三の二第四項ただし書の認可について準用する。

4　第一項の規定は、法第五十二条の二十三の二第五項において準用する同条第三項の認可について準用する。

（特例銀行業高度化等業務）

**第三十四条の十九の六**　法第五十二条の二十三の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務又は障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社として行う事業とする。

一　専ら情報通信技術を活用した当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二　特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三　高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行持株会社の子会社である銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四　他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該銀行持株会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該銀行持株会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六　他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七　成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八　前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十一号から第十四号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務

（特例銀行業高度化等業務を専ら営む持株特定子会社に係る認定の申請等）

**第三十四条の十九の七**　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の二第七項の認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出するものとする。

一　理由書

二　当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ　当該銀行持株会社及びその子会社の集団における業務の適正を確保するための体制を記載した書面

ロ　銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ハ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名、氏名又は名称及び略歴を記載した書面

三　当該銀行持株会社及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ　当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第三十四条の十第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。）、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第十七条の五第一項第三号ロに規定する連結自己資本比率をいう。）並びに当該銀行の単体自己資本比率（次項第一号において「自己資本比率等」という。）を記載した書面

四　その他法第五十二条の二十三の二第七項の認定に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　法第五十二条の二十三の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　自己資本比率等が金融庁長官が定める比率以上であること。

二　当該銀行持株会社及びその子会社の集団における業務の適正を確保するための体制が適切に整備されていること。

三　当該銀行持株会社が指名委員会等設置会社であること又は当該銀行持株会社の取締役に占める当該銀行持株会社の株主との利益が相反するおそれのない社外取締役（会社法第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。）の割合が三分の一以上であること。

（届出）

**第三十四条の十九の八**　認定銀行持株会社（法第五十二条の二十三の二第六項に規定する認定銀行持株会社をいう。）は、同条第八項及び第九項ただし書の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　特例銀行業高度化等業務（法第五十二条の二十三の二第六項に規定する特例銀行業高度化等業務をいう。第三十五条第三項第十四号において同じ。）を専ら営む会社に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　当該特例銀行業高度化等業務の内容を記載した書面

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

二　その他参考となるべき事項を記載した書面

（銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件）

**第三十四条の十九の九**　法第五十二条の二十三の二第十項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第三十四条の十九の四に規定するものは、次に掲げるものとする。

一　持株特定子会社が第三十四条の十九の四に規定する業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

二　商品の保管又は運搬のための施設を保有しないこと。

三　商品の精製、加工その他の処理を行わないこと。

2　法第五十二条の二十三の二第十項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第三十四条の十九の六第二号に掲げる業務に係るものは、持株特定子会社が同号に掲げる業務の結果として保有する商品及び役務の用に供する物品（第四項において「物品等」という。）の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこととする。

3　第一項第一号に規定する商品の額は時価によるものとする。ただし、当該商品の額の合計額が当該商品を取得したときの価額（当該商品の価額の低下について損益計算上損失として処理した場合にあつては、当該処理をした額を差し引いた金額）を合計した金額を超える額である場合は、当該合計した金額とする。

4　第二項に規定する物品等の額は当該物品等を取得したときの価額（当該物品等の価額の低下について損益計算上損失として処理した場合にあつては、当該処理をした額を差し引いた金額）によるものとする。

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

**第三十四条の二十**　法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得

二　銀行持株会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

三　銀行持株会社又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式等の取得（当該銀行持株会社又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式等の取得によつて相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

四　銀行持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行持株会社又は

その子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五　銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該銀行持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

六　銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て

七　銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八　銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

九　新規事業分野開拓会社等の議決権について第三十四条の十六第十項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十一項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十　銀行持株会社又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三　当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

**第三十四条の二十一**　銀行持株会社は、法第五十二条の二十四第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

三　当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3　法第二条第十一項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

**第三十四条の二十二**　法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の二十三第三項の認可を受けて銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2　法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

3　法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

（銀行持株会社の子会社等）

**第三十四条の二十三**　法第五十二条の二十五に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

一　当該銀行持株会社の子法人等

二　当該銀行持株会社の関連法人等

（特例対象会社）

**第三十四条の二十三の二**　法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行持株会社の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第三十五条第三項第十四号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ　当該銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

ロ　当該株式会社に当該銀行持株会社又はその子会社が出資しているもの

二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第三十四条の十六第四項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

2　前項に規定する会社のほか、会社（銀行持株会社の子法人等に該当しないものに限る。）であつて、その議決権を銀行持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の第二十四条の二十第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

3　第一項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4　法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社が当該会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有する会社（当該銀行持株会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して当該会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有していないものに限る。）とする。

5　法第二条第十一項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

### 第三款　経理

（銀行持株会社に係る業務報告書等）

**第三十四条の二十四**　法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十一号により作成し、当該期間経過後三月以内（外国所在銀行持株会社にあつては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

2　法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十二号により作成し、事業年度経過後三月以内（外国所在銀行持株会社にあつ

ては、事業年度経過後六月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

3　銀行持株会社は、やむを得ない理由により前二項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の三の規定により当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4　銀行持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

5　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告）

**第三十四条の二十五**　法第五十二条の二十八第一項の規定により作成すべき中間連結貸借対照表等（同項に規定する中間連結貸借対照表等をいい、同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。第四項において同じ。）は別紙様式第十三号第一により、連結貸借対照表等（同条第一項に規定する連結貸借対照表等をいい、同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。第四項において同じ。）は別紙様式第十三号の二第一により作成しなければならない。

2　銀行持株会社は、法第五十二条の二十八第三項ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社が法第五十二条の二十八第三項ただし書の規定による公告の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

4　法第五十二条の二十八第四項の規定により銀行持株会社が公告すべき中間連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第十三号第二に、連結貸借対照表等の要旨は別紙様式第十三号の二第二に定めるものとする。

5　法第五十二条の二十八第五項の規定による措置は、第十九条第七項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行うものとする。

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

**第三十四条の二十六**　法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからヘまで、第二号、第四号ヘ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一　銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ　経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等（法第五十二条の二十九第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）

ロ　資本金及び発行済株式の総数

ハ　持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

(1)　氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2)　各株主の持株数

(3)　発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

ニ　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名

ホ　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

ヘ　会計監査人の氏名又は名称

二　銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ　銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

ロ　銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)　名称

(2)　主たる営業所又は事務所の所在地

(3)　資本金又は出資金

(4)　事業の内容

(5)　設立年月日

(6)　銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

(7)　銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

三　銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況

ロ　直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　経常収益又はこれに相当するもの

(2)　経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの

(3)　親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失

(4)　包括利益

(5)　純資産額

(6)　総資産額

(7)　連結自己資本比率

四　銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書（これらに類する事項を含む。トにおいて同じ。）

ロ　銀行持株会社及びその子会社等の有する債権（別紙様式第十二号中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行つている場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び（1）から（4）までに掲げるものの合計額

(1)　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

(2)　危険債権

(3)　三月以上延滞債権

(4)　貸出条件緩和債権

(5)　正常債権

ハ　自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

ニ　経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（ハに掲げる事項を除く。）

ホ　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの

ヘ　法第五十二条の二十八第一項の規定により作成した書面（同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ト　銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

チ　連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率（法第五十二条の二十五に規定する銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に係る算式により得られる比率（連結自己資本比率を除く。）をいう。）の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

五　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、銀行持株会社及びその子会社等の

業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

六　事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、当該銀行持株会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

七　特例企業会計基準等適用法人等にあつては、その採用する企業会計の基準

2　前項の規定にかかわらず、外国所在銀行持株会社は、当該外国所在銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書面（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3　前項に規定する書面が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在銀行持株会社は、当該書面に加え、当該外国所在銀行持株会社に関する事業の概況並びに中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4　法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一　銀行持株会社の子会社である銀行の無人の営業所

二　銀行持株会社の子会社である銀行の外国に所在する営業所

**第三十四条の二十七**　銀行持株会社は、法第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書面（外国所在銀行持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書面）（法第五十二条の二十八第二項及び法第五十二条の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該銀行持株会社の中間事業年度及び事業年度経過後四月以内（外国所在銀行持株会社にあつては、中間事業年度及び事業年度経過後六月以内）に開始し、当該中間事業年度及び事業年度の翌中間事業年度及び翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2　銀行持株会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する銀行持株会社以外の銀行持株会社にあつては、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3　銀行持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して、金融庁長官等に提出しなければならない。

4　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社が第一項の規定による縦覧の開始の延期をすることについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

5　法第五十二条の二十九第三項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

**第三十四条の二十七の二**　銀行持株会社は、四半期ごとに、法第五十二条の二十九第五項に規定する当該銀行持株会社の子会社である銀行の預金者その他の顧客が当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

（銀行持株会社の事業報告等の記載事項）

**第三十四条の二十八**　法第五十二条の三十の規定による事業報告は、別紙様式第十四号により作成しなければならない。

2　法第五十二条の三十の規定による附属明細書は、別紙様式第十五号により作成しなければならない。

**第四款**　監督

（銀行持株会社がその経営を支配している法人）

**第三十四条の二十八の二**　法第五十二条の三十一第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行持株会社の子法人等（当該銀行持株会社の子会社を除く。）とする。

（特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を引き続き持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

**第三十四条の二十八の三**　第三十四条の十九第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の三十四の二第二項の認可について準用する。

2　法第二条第十一項の規定は、前項において準用する第三十四条の十九第一項第五号に規定する議決権について準用する。

**第五款**　合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け

（銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

**第三十四条の二十九**　銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三　合併契約の内容を記載した書面

四　合併費用を記載した書面

五　当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

六の二　会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七　合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七の二　合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条第二項の規定による届出をしたことを証明する書面

九　合併後存続する銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに合併後における銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二　合併後存続する銀行持株会社又は合併により設立される銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該銀行持株会社の会計参与の履歴書

九の三　合併後存続する銀行持株会社又は合併により設立される銀行持株会社の会計監査人の履歴書

十　合併の当事者の一部が銀行持株会社でない場合には、当該銀行持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十一　合併後存続する銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

十二　銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

十三　合併後存続する銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社（法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいい、銀行業高度化等会社（第三十四条の十八の二に規定する会社を除く。）を除く。次条第一項第十四号及び第三十四条の三十一第一項第十号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書面

十三の二　合併後存続する銀行持株会社が当該合併により他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十四　合併後存続する銀行持株会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十五　その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査について準用する。

3　法第二条第十一項の規定は、第一項第十三号の二及び第十四号に規定する議決権について準用する。

（銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請）

**第三十四条の三十**　銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三　新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面

四　会社分割費用を記載した書面

五　当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

六の二　会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七　株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七の二　会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第二項又は第三項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面

九　当該会社分割を行つた後における銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二　当該会社分割を行つた後における銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該銀行持株会社の会計参与の履歴書

九の三　当該会社分割を行つた後における銀行持株会社の会計監査人の履歴書

十　会社分割の当事者の一部が銀行持株会社でない場合には、当該銀行持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十一　当該銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

十二　銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

十三　当該会社分割により当該銀行持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面

十四　当該会社分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書面

十四の二　当該会社分割により他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十五　当該会社分割により銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十六　その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査について準用する。

3　法第二条第十一項の規定は、第一項第十四号の二及び第十五号に規定する議決権について準用する。

（資産の額等）

**第三十四条の三十の二**　令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する債務の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一　吸収分割の直後に当該銀行持株会社の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額から会社法第七百九十五条第二項第二号の株式等（社債（吸収分割の直前に当該銀行持株会社が有していた社債を除く。）に限る。）につき会計帳簿に付すべき額を減じて得た額

二　吸収分割の直前に当該銀行持株会社の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

2　令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一　吸収分割の直後に当該銀行持株会社の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

二　吸収分割の直前に当該銀行持株会社の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額から会社法第七百九十五条第二項第二号に規定する金銭等（同号の株式等のうち吸収分割の直前に当該銀行持株会社が有していた社債を含む。）の帳簿価額を減じて得た額

3　前項の規定にかかわらず、当該銀行持株会社が連結配当規制適用会社である場合において、吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。）が当該銀行持株会社の子会社であるときは、令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

一　第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額

二　前項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額

（銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請）

**第三十四条の三十一**　銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三　事業譲渡等の契約の内容を記載した書面

四　当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出を要

する場合には、当該届出をしたことを証明する書面
六　当該事業譲渡等を行つた後における銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
七　当該銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面
八　銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面
九　当該事業の譲渡により当該銀行持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面
十　当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書面
十の二　当該事業の譲渡により他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面
十一　当該事業の譲受けにより銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
十二　その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査について準用する。

3　法第二条第十一項の規定は、第一項第十号の二及び第十一号に規定する議決権について準用する。

## 第八章の二　銀行代理業

### 第一節　通則

（銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

**第三十四条の三十二**　法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　個人であるときは、次に掲げる事項

イ　他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ　当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1)　当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2)　(1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二　法人であるときは、次に掲げる事項

イ　その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ　当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1)　当該法人の子法人等

(2)　当該法人の親法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3)　当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三　銀行代理業再委託者（法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四　銀行代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける銀行代理業再受託者（法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再受託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2　前項の規定にかかわらず、法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3　第一条の六第三項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。

（銀行代理業の業務の内容及び方法）

**第三十四条の三十三**　法第五十二条の三十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　取り扱う法第二条第十四項各号に規定する契約の種類（預金の種類並びに貸付先の種類及び貸付けに係る資金の使途を含む。）

二　取り扱う法第二条第十四項各号に規定する契約の種類ごとに契約の締結の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三　銀行代理業の実施体制

2　前項第三号に規定する銀行代理業の実施体制には、法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

一　銀行代理行為（法第五十二条の四十三に規定する銀行代理行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合　当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二　電気通信回線に接続している電子計算機を利用して銀行代理業を営む場合　顧客が当該銀行代理業者と他の者を誤認することを防止するための体制

三　兼業業務（銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下この節及び次節において同じ。）を営む場合　銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）

**第三十四条の三十四**　法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第三十四条の六十八第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第三十四条の三十七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

一の二　個人である申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二　法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第三十四条の三十七及び第三十四条の四十八第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二の二　法人である申請者の役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

三　所属銀行の委託を受けて銀行代理業を営むときは、当該所属銀行との間の銀行代理業に係る業務の委託契約書の案

四　銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営むときは、当該銀行代理業再委託

者との間の銀行代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該銀行代理業再委託者が当該再委託について所属銀行の許諾を得たことを当該所属銀行が誓約する書面

五　銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）

六　個人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度（個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。以下同じ。）の前事業年度に係る別紙様式第十六号により作成した財産に関する調書

七　法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

八　会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第三十四条の六十三の四第八号、第三十四条の六十三の十一第二号及び第三十四条の六十四の四第一号において同じ。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告（同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告をいう。第三十四条の六十三の四第八号、第三十四条の六十三の十一第二号及び第三十四条の六十四の四第一号において同じ。）の内容を記載した書面

九　銀行代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面

十　所属銀行（銀行代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該銀行代理業再委託者を含む。）が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号又は第七号に規定する書面

十一　他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面

十二　銀行代理業の運営に関する社内規則等

十三　銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む銀行代理業の業務運営を指揮する所属銀行の営業所の名称を記載した書面

十四　前各号に掲げるもののほか法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（委託契約書の案の記載事項）

**第三十四条の三十五**　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置、廃止又は位置変更に関する事項

二　銀行代理業の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項

三　銀行代理業の営業日及び営業時間に関する事項

四　次に掲げる銀行代理業者の行為を禁ずる規定

イ　所属銀行の営業上の秘密又は取引先の信用に関する事項を所属銀行及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該所属銀行及び当該取引先以外の者のために利用する行為

ロ　法第五十二条の四十五各号に掲げる行為

五　現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する銀行代理業者の責任に関する事項

六　銀行代理業の再委託に関する事項

七　所属銀行による監督、監査又は報告徴求に関する事項

八　契約の期間、更新及び解除に関する事項

九　銀行代理業の内容、営業日及び営業時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十　その他必要と認められる事項

2　前項の規定は、前条第四号に規定する銀行代理業再委託者と銀行代理業再受託者との間の銀行代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号及び第五号中「銀行代理業者」とあるのは「銀行代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属銀行」とあるのは「所属銀行及び銀行代理業再委託者」と読み替えるものとする。

（財産的基礎）

**第三十四条の三十六**　法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第三十四条の三十四第六号に規定する財産に関する調書又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

一　個人　三百万円

二　法人　五百万円

2　次に掲げる者は、法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一　個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属銀行（当該個人が銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営む場合は、当該銀行代理業再委託者を含む。）が銀行代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二　地方公共団体

（銀行代理業の許可の審査）

**第三十四条の三十七**　金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一　個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。

二　前条第一項又は第二項に該当し、かつ、銀行代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三　銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ　申請者が個人（二以上の事務所で銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第二条第十四項第二号に掲げる行為（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次の（1）又は（2）に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める者であること。

(1)　当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介　当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

(2)　法第二条第十四項第二号に掲げる行為　資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

ロ　申請者が法人（二以上の事務所で銀行代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該銀行代理業の業務を営む営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該銀行代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所に（従たる営業所等において銀行代理業を営まない場合を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別銀行代理行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の（1）又は（2）に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める者であること。

(1)　当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介　当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

(2)　法第二条第十四項第二号に掲げる行為　資金の貸付け業務に従事したことの

ある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

ハ　法第二条第十四項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等銀行代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ　銀行代理業に関する社内規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等、法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ　人的構成、資本構成又は組織等により、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ　精神の機能の障害により銀行代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。ヘ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト（1）において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)　法第二十七条若しくは第二十八条の規定により法第四条第一項の免許を取り消され、法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、法第五十二条の三十四第一項の規定により法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は法第五十二条の五十六第一項の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(2)　長期信用銀行法第十七条において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(3)　信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(4)　労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(5)　中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(6)　農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(7)　水産業協同組合法第百八条第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第百六条第一項の許可を取り消され、又は同法第百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(8)　農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(9)　貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。ヘにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11)　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている（1）から（10）までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第五十二条の三十六第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条

と同種類の認可、許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1)　法第二十七条若しくは法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2)　長期信用銀行法第十七条において準用する法第二十七条若しくは法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3)　信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4)　労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5)　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6)　農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(7)　水産業協同組合法第百八条第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(8)　農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(9)　貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(10)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11)　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

チ　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五　申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ　前号ニ（1）から（11）までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ　前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ　役員のうちに精神の機能の障害のため銀行代理業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ　役員のうちに前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

六　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ　兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ　兼業業務の内容が銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ　銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ（2）において同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合及び所属銀行から地域における人口の減少等に伴う当該所属銀行の営業所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて銀行代理業を営む場合を除く。）。

ニ　兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、銀行代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ホ　その他銀行代理業の内容に照らして兼業業務を営むことが顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあると認められること。

七　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、かつ、銀行代理業として行う法第二条第十四項第二号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと。）。

イ　所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

ロ　事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1)　貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2)　規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。

(3)　兼業業務として信用の供与を行つている顧客に対し、銀行代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属銀行に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属銀行が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

（銀行代理業の許可の予備審査）

**第三十四条の三十八**　法第五十二条の三十六第一項の規定により銀行代理業の許可を受けようとする者は、法第五十二条の三十七に定めるとこ

ろに準じた書面を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

（変更の届出を要しない場合）

**第三十四条の三十八の二**　法第五十二条の三十九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二　前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

（変更の届出）

**第三十四条の三十九**　法第五十二条の三十九第一項及び第二項の規定により届出を行う銀行代理業者は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

（標識の様式等）

**第三十四条の四十**　法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十七号に定めるものとする。

2　銀行代理業者は、法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

三　その営む銀行代理業が一の銀行代理業再委託者の再委託を受けて営むもののみである場合において、当該銀行代理業再委託者が、当該銀行代理業を営む者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該銀行代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

## 第二節　業務

（兼業の承認の申請等）

**第三十四条の四十一**　銀行代理業者は、法第五十二条の四十二第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　兼業業務の内容及び方法を記載した書面

三　その他参考となるべき事項を記載した書面

2　前項第二号に掲げる書面は、銀行代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められないことが明確となるよう記載しなければならない。

3　金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があったときは、第三十四条の三十七第六号に掲げる事項に該当するとき又は同条第七号に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

（分別管理）

**第三十四条の四十二**　銀行代理業者は、法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

（明示事項）

**第三十四条の四十三**　法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属銀行からの権限の付与がある旨

二　所属銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三　所属銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属銀行のために行っているときは、その旨

四　所属銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属銀行の商号又は名称

2　前項各号（第一号を除く。）の所属銀行には、銀行代理業者が長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者である場合にあつては同項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合にあつては同項の認可を受けた農林中央金庫又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会を含むものとする。

（銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）

**第三十四条の四十四**　第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十四第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十三条の三第五項中「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行（法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該銀行代理業者の所属銀行」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

**第三十四条の四十五**　銀行代理業者（法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

2　銀行代理業者は、銀行代理行為を行う営業所又は事務所の窓口には、銀行代理行為を行う旨を顧客の目につきやすいように掲示しなければならない。

3　第一項の規定は、銀行代理行為を行わない窓口については、適用しない。

4　銀行代理業者は、顧客に対し、その営業所又は事務所の銀行代理行為を行わない窓口を銀行代理行為を行う窓口と誤認させないための措置を講じなければならない。

5　第一項において準用する第十三条の五第四項又は第二項の場合において、銀行代理業者は、これらの規定による掲示の内容を当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

（他の所属銀行の同種の契約に係る情報提供）

**第三十四条の四十六**　銀行代理業者は、第三十四条の四十三第一項第三号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2　前項の場合においては、第三十四条の四十三第二項の規定を準用する。

（個人顧客情報の取扱い）

**第三十四条の四十七**　第十三条の六の五から第十三条の六の七までの規定は、銀行代理業者について準用する。

（顧客情報の使用に係る書面による同意等）

**第三十四条の四十八**　銀行代理業者（所属銀行又は所属銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。以下この条において同じ。）は、銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第十三条の六の六に規定する情報及び前条において準用する第十三条の六の七に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集及び保険媒介業務に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2　銀行代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報（その兼業業務上知り得た公表されていない情報（前条において準用

する第十三条の六の六に規定する情報及び前条において準用する第十三条の六の七に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。次項において同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3　銀行代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく所属銀行に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

（銀行代理業に係る社内規則等）

**第三十四条の四十九**　銀行代理業者は、その営む銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該銀行代理業者の所属銀行が講ずる法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（銀行代理業者の密接関係者）

**第三十四条の五十**　法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める銀行代理業者と密接な関係を有する者は、当該銀行代理業者の所属銀行の特定関係者（法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該銀行代理業者の子会社を除く。）とする。

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

**第三十四条の五十一**　法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、銀行代理業者が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

（所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの）

**第三十四条の五十二**　法第五十二条の四十五第四号に規定する所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、所属銀行が法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものとする。

（銀行代理業に係る禁止行為）

**第三十四条の五十三**　法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　顧客に対し、その営む銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二　顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、法第二条第十四項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為（法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

三　顧客に対し、銀行代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

四　顧客に対し、不当に、法第二条第十四項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

五　顧客に対し、兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、銀行代理業に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為

六　所属銀行に対し、銀行代理行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為

（広告類似行為）

**第三十四条の五十三の二**　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一　法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二　個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ　商品の名称（通称を含む。）

ロ　この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする銀行代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ　令第十六条の六の二第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ　次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1)　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第三十四条の五十三の十七の二までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

(2)　第三十四条の五十三の十第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3)　第三十四条の五十三の十第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

**第三十四条の五十三の三**　銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2　銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第十六条の六の二第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3　銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第三十四条の五十三の六第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条の六の二第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

**第三十四条の五十三の四**　令第十六条の六の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

**第三十四条の五十三の五**　令第十六条の六の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該銀行代理業者の所属銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二　その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

**第三十四条の五十三の六**　令第十六条の六の二第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法

二　銀行代理業者又は当該銀行代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三　常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2　令第十六条の六の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十四条の五十三の二第三号ニに掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

**第三十四条の五十三の七**　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定預金等契約の解除に関する事項

二　特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三　特定預金等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

四　特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

**第三十四条の五十三の八**　契約締結前交付書面には、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の五十三の十二第十一号に掲げる事項

二　第三十四条の五十三の十二第十二号に掲げる事項

3　銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第三十四条の五十三の十二第一号に掲げる事項及び法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（情報の提供の方法）

**第三十四条の五十三の九**　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

**第三十四条の五十三の十**　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の五十三の十二第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第三十四条の五十三の八に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の五十三の十七の二までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二　特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び次項並びに第三十四条の五十三の十七の二第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四　一の特定預金等契約の締結について、当該銀行代理業者の所属銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

五　当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ　当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見やすい箇所に第三十四条の五十三の八に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第三十四条の五十三の十三第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ　当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

2　第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3　外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4　契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

5　第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第三十四条の五十三の十三第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二　契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三　顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

**第三十四条の五十三の十一**　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定

めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

**第三十四条の五十三の十二**　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

二　商品の名称（通称を含む。）

三　預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別

四　受入れの対象となる者の範囲

五　預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

六　最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項

七　払戻しの方法

八　利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

九　付加することのできる特約に関する事項

十　預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

十一　顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

十二　当該銀行代理業者の所属銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三　次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細

イ　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

ロ　法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ　先物外国為替取引

ニ　有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ　金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

十四　変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五　当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六　顧客が当該銀行代理業者の所属銀行に連絡する方法

十七　当該銀行代理業者の所属銀行が対象事業者となつている認定投資者保護団体の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称）

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定紛争解決機関が存在する場合　当該銀行代理業者の所属銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定紛争解決機関が存在しない場合　当該銀行代理業者の所属銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九　その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

（情報通信の技術を利用した提供）

**第三十四条の五十三の十三**　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項（法第五十二条の四十五の二において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　銀行代理業者（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該銀行代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十六条の六の三において準用する令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四　前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ　前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨の通知した場合は、この限りでない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は銀行代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電磁的方法の種類及び内容）

**第三十四条の五十三の十四**　令第十六条の六の三において準用する令第四条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち銀行代理業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（契約締結時交付書面の記載事項）

**第三十四条の五十三の十五**　特定預金等契約が成立したときに作成する法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該銀行代理業者の所属銀行の商号

二　預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）

三　預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別

四　預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）

五　払戻しの方法

六　利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

七　預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

八　当該特定預金等契約の成立の年月日

九　当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項

十　顧客の氏名又は名称

十一　顧客が当該銀行代理業者の所属銀行に連絡する方法

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

**第三十四条の五十三の十六**　契約締結時交付書面に係る法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二　特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

四　一の特定預金等契約の締結について、当該銀行代理業者の所属銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

2　第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3　外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4　契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

**第三十四条の五十三の十七**　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人の付与した信用格付については、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三　当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称

四　信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五　信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

**第三十四条の五十三の十七の二**　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　第三十四条の五十三各号に掲げる行為

二　次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

イ　契約締結前交付書面

ロ　外貨預金等書面

ハ　契約変更書面

三　特定預金等契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

四　特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

五　特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（特定銀行代理行為）

**第三十四条の五十四**　法第五十二条の四十六第一項に規定する内閣府令で定める預金は、当座預金とする。

（特定銀行代理業者の休日の承認等）

**第三十四条の五十四の二**　令第十六条の七第二項第二号イに規定する内閣府令で定める営業所等は、次に掲げるものとする。

一　主たる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）

二　災害その他の事象が発生した場合における特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下同じ。）の危機管理に関する事務その他の特定銀行代理業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所等（前号に掲げるものを除く。）

2　特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号イの規定による承認を受けようとするとき、又は同号ロの規定による届出（同号ロに規定する営業所等を設置する際に当該営業所等についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）

イ　金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

ロ　当該承認の申請又は届出に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。

二　令第十六条の七第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三　その他参考となるべき事項を記載した書面

3　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

二　当該申請に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。

4　令第十六条の七第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合とする。

5　特定銀行代理業者は、令第十六条の七第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

6　特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号イの規定による承認を受けたとき、又は同号ロの規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所等の店頭に掲示するとともに、第四項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一　令第十六条の七第一項に定める日以外の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

二　当該営業所等の最寄りの営業所等又は当該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

（特定銀行代理業者の営業時間等）

**第三十四条の五十五**　特定銀行代理業者の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

2　前項の営業時間は、営業の都合により延長することができる。

3　特定銀行代理業者は、その営業所又は事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所又は事務所について営業時間の変更をすることができる。

一　当該営業所又は事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合

二　当該営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

4　特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一　当該営業時間の変更の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

二　当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5　特定銀行代理業者の特定銀行代理行為（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定銀行代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。）の営業時間については、第一項、第三項及び前項の規定は適用しない。

6　銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示するとともに、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合を除き、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

（特定銀行代理業者の臨時休業の届出等）

**第三十四条の五十六**　法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定銀行代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一　特定銀行代理行為に係る業務（第四号において「業務」という。）の全部又は一部を休止する営業所又は事務所の名称及び所在地

二　休止の理由

三　休止期間

四　業務再開予定日又は業務再開日

五　法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

2　法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合（次項に規定する内閣府令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。

一　法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定により所属銀行が業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

二　法第五十二条の四十六第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する営業時間以外の時間に、特定銀行代理行為に係る業務の全部又は一部を営む特定銀行代理業者の営業所又は事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三　特定銀行代理業者の特定銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四　休業期間が一営業日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五　台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により営業所又は事務所においてその業務を営むことが当該営業所又は事務所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該営業所又は事務所の業務の全部又は一部を休止する場合

六　法第五十二条の五十六第一項の規定により特定銀行代理行為に係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

3　法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令で定める場合は、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合とする。

4　特定銀行代理業者は、法第五十二条の四十七第一項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　法第五十二条の四十七第二項に規定するその他の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　特定銀行代理業者の特定銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

（所属銀行の廃業等の掲示等）

**第三十四条の五十七**　銀行代理業者は、法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置をするときは、所属銀行から通知を受けた内容及び当該所属銀行における預金等その他その営む銀行代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2　銀行代理業者は、法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　法第五十二条の四十八に規定する内閣府令で定める場合は、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合とする。

## 第三節　経理

（銀行代理業に関する帳簿書類）

**第三十四条の五十八**　銀行代理業者は、法第五十二条の四十九の規定により、銀行代理業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類（法第二条第十四項各号に規定する契約の締結の代理を行わない場合は、第三号に定めるものに限る。）を所属銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一　総勘定元帳　作成の日から五年間

二　銀行代理勘定元帳　作成の日から十年間

三　銀行代理業に係る顧客に対して行った法第二条第十四項各号に規定する契約の締結の媒

介の内容を記録した書面　当該媒介を行った日から五年間

（銀行代理業に関する報告書の様式等）

**第三十四条の五十九**　法第五十二条の五十第一項の規定による銀行代理業に関する報告書は、銀行代理業者が個人である場合においては別紙様式第十八号により、法人である場合においては別紙様式第十九号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十六号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2　銀行代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に銀行代理業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の四の規定により当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該銀行代理業に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3　銀行代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4　金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行代理業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5　金融庁長官等は、その許可をした銀行代理業者の直前事業年度に係る銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十七条の四の規定により当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（所属銀行の説明書類等の縦覧）

**第三十四条の六十**　銀行代理業者は、その所属銀行が法第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書面（当該所属銀行が外国銀行支店である場合にあつては、第十九条の二第三項及び第四項に規定する書面を含む。）又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が法第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書面（当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が外国所在銀行持株会社である場合にあつては、第三十四条の二十六第二項及び第三項に規定する書面）（法第二十条第三項及び第二十一条第三項又は第五十二条の二十八第二項及び第五十二条の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の事業年度経過後四月以内（当該所属銀行が外国銀行支店である場合又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が外国所在銀行持株会社である場合にあつては、事業年度経過後六月以内）に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2　銀行代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する銀行代理業者以外の銀行代理業者にあつては、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長）の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3　銀行代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行代理業者が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

5　法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

## 第四節　監督

（廃業等の届出）

**第三十四条の六十一**　法第五十二条の五十二の規定により届出を行う者は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

（許可の効力に係る承認の申請等）

**第三十四条の六十二**　法第五十二条の三十六第一項の許可を受けた者は、法第五十二条の五十七第三号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　法第五十二条の三十六第一項の許可を受けた日から六月以内に銀行代理業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二　合理的な期間内に銀行代理業を開始することができると見込まれること。

三　当該許可の際に審査の基礎となつた事項について銀行代理業の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

## 第五節　所属銀行等

（所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

**第三十四条の六十三**　所属銀行は、銀行代理業者の銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　銀行代理業者及びその銀行代理業の従事者に対し、銀行代理業に係る業務の指導、銀行代理業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

二　銀行代理業者（所属銀行の属する銀行持株会社グループに属する銀行であるものを除く。以下この号において同じ。）における銀行代理業に係る業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、銀行代理業者が当該銀行代理業の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三　銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、銀行代理業者との間の委託契約及び銀行代理業再委託者と銀行代理業再受託者との間の再委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

四　銀行代理業者が行う法第二条第十四項第二号に規定する行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置

五　銀行代理業者に所属銀行から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置

六　所属銀行の商号、銀行代理業者であることを示す文字及び当該銀行代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合を除き、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

七　銀行代理業者の営業所又は事務所における銀行代理業に係る業務に関し犯罪を防止するための措置

八　銀行代理業者の銀行代理業を営む営業所又は事務所の廃止にあたつては、当該営業所又は事務所の顧客に係る取引が所属銀行の営業所、他の金融機関、他の銀行代理業者等へ支障なく引き継がれる等、当該営業所又は事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

九　銀行代理業者の銀行代理業に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

2　前項（第四号及び第八号を除く。）の規定は、銀行代理業再委託者が銀行代理業再受託者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置について準用する。この場合において、同項の規定中「銀行代理業者」とあるのは「銀行代理業再受託者」と、「銀行代理業」とあるのは「再委託を受けて営む銀行代理業」と読み替えるものとする。

（銀行代理業者の原簿の記載事項）

**第三十四条の六十三の二**　所属銀行は、当該所属銀行に係る銀行代理業者に関し、法第五十二条の六十第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　銀行代理業者の商号、名称又は氏名

二　銀行代理業者が法人であるときは、その代表者の氏名又は名称
三　銀行代理業の内容
四　銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称又は所在地
五　法第五十二条の三十六第一項の許可を受けた年月日

2　前項各号に掲げるもののほか、当該所属銀行に係る銀行代理業者が次の各号に掲げる区分に該当する場合には、当該各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。
一　銀行代理業再委託者　当該銀行代理業再委託者が再委託を行う銀行代理業再受託者に係る前項各号に掲げる事項
二　銀行代理業再受託者　当該銀行代理業再受託者が再委託を受ける銀行代理業再委託者に係る前項各号に掲げる事項

3　法第五十二条の六十第一項に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。
一　所属銀行の無人の営業所
二　所属銀行の外国に所在する営業所

## 第八章の三　電子決済等取扱業

### 第一節　通則

（電子決済等取扱業の登録申請書の記載事項）

**第三十四条の六十三の三**　法第五十二条の六十の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における営業所に限る。）の所在地及び連絡先
二　主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。）の氏名、商号又は名称
三　加入する認定電子決済等取扱事業者協会の名称
四　電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所
五　他に業務を営むときは、その業務の種類

2　前項第一号及び第五号に掲げる事項は、銀行等（銀行又は株式会社商工組合中央金庫をいう。以下この章及び第三十五条第五項において同じ。）が登録申請者（法第五十二条の六十の四第一項に規定する登録申請者をいう。次条第八号において同じ。）である場合には、登録申請書（法第五十二条の六十の四第一項の登録申請書をいう。次条第三号において同じ。）に記載することを要しない。

（登録申請書のその他の添付書類）

**第三十四条の六十三の四**　法第五十二条の六十の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第五十二条の六十の三の登録の申請をする場合は、この限りでない。
一　役員（法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号から第四号まで及び第三十四条の六十三の十九第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
二　役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
三　役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
四　役員が法第五十二条の六十の六第一項第九号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
五　株主の名簿
六　外国電子決済等取扱業者である場合にあつては、法に相当する外国の法令の規定により当該外国において法第五十二条の六十の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者であることを証する書面
七　登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面
八　登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面
九　事業開始後三事業年度における電子決済等取扱業に係る収支の見込みを記載した書面
十　電子決済等取扱業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）
十一　電子決済等取扱業を管理する責任者の履歴書
十二　電子決済等取扱業に関する社内規則等
十三　電子決済等取扱業の顧客と電子決済等取扱業に係る取引を行う際に使用する契約書類
十四　委託銀行との間の電子決済等取扱業に係る業務の委託契約書の案
十五　電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書の案
十六　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面
イ　指定電子決済等取扱業務紛争解決機関（法第五十二条の六十の十五第一項第一号に規定する指定電子決済等取扱業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第三十四条の六十三の十三第二項第九号において同じ。）が存在する場合　法第五十二条の六十の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名称
ロ　指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在しない場合　法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
十七　その他参考となるべき事項を記載した書面

（電子決済等取扱業者登録簿の縦覧）

**第三十四条の六十三の五**　金融庁長官等は、その登録をした電子決済等取扱業者に係る電子決済等取扱業者登録簿を当該電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（財産的基礎）

**第三十四条の六十三の六**　法第五十二条の六十の六第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一　資本金の額が千万円以上であること。
二　純資産額（第三十四条の六十三の四第七号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこと。

（心身の故障のため電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行することができない者）

**第三十四条の六十三の七**　法第五十二条の六十の六第一項第九号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（あらかじめ届け出ることを要しない場合等）

**第三十四条の六十三の八**　法第五十二条の六十の七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　委託銀行から法第二条第十七項第一号の委託を受けることをやめようとする場合
二　電子決済等取扱業の内容又は方法のうち、電子決済等取扱業の顧客からの申込みの受付方法以外の事項を変更しようとする場合

2　法第五十二条の六十の七第一項の規定により届出を行う電子決済等取扱業者は、別表第三の二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

3　法第五十二条の六十の七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　増改築その他のやむを得ない理由により営業所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）
二　前号に規定する所在地の変更に係る営業所を変更前の所在地に復した場合
三　第三十四条の六十三の三第一項第五号に掲げる事項を変更した場合

4　法第五十二条の六十の七第二項の規定により届出を行う電子決済等取扱業者は、別表第三の三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添

付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

（電子決済等取扱業に関する特例）

**第三十四条の六十三の九**　法第五十二条の六十の八第二項の規定により読み替えて適用する法第五十二条の六十一の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次条第一項各号に掲げる事項とする。

2　法第五十二条の六十の八第二項の規定により適用する法第五十二条の六十一の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、第三十四条の六十四の七第一項の規定にかかわらず、前条第三項第一号及び第二号に掲げる場合とする。

（電子決済等代行業を営む場合の届出）

**第三十四条の六十三の十**　法第五十二条の六十の八第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所（法第五十二条の六十の八第三項の規定により届出を行う電子決済等取扱業者（次項及び次条において「届出者」という。）が外国法人である場合にあつては、国内における営業所に限る。）の所在地及び連絡先

二　加入する認定電子決済等代行事業者協会の名称

三　電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

2　前項第一号に掲げる事項は、銀行等が届出者である場合には、記載することを要しない。

（電子決済等代行業を営む場合の届出書の添付書類）

**第三十四条の六十三の十一**　法第五十二条の六十の八第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、銀行等が届出者である場合は、この限りでない。

一　法第五十二条の六十の八第三項の規定による届出の日（以下この条において「届出日」という。）を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、届出日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

二　届出者が会計監査人設置会社である場合にあつては、届出日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

（標識の様式等）

**第三十四条の六十三の十二**　法第五十二条の六十の九第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十九号の二に定めるものとする。

2　法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、当該電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供する方法とする。

3　法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録番号

二　加入している認定電子決済等取扱事業者協会の名称（認定電子決済等取扱事業者協会に加入していない場合にあつては、その旨）

## 第二節　業務

（顧客に対する説明）

**第三十四条の六十三の十三**　法第五十二条の六十の十一第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　顧客との間で継続的に法第二条第十七項各号に掲げる行為を行う場合において、直前に当該顧客との間で当該行為を行つた時以後に法第五十二条の六十の十一第一項各号に掲げる事項に変更がないとき。

二　法第二条第十七項各号に掲げる行為に係る取引について委託銀行が顧客に対し法第五十二条の六十の十一第一項の規定に準じて同項各号に掲げる事項を明らかにしたとき。

2　法第五十二条の六十の十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録番号

二　法第二条第十七項各号に掲げる行為に係る取引の内容

三　顧客が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

四　顧客との間で継続的に法第二条第十七項第一号に掲げる行為を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五　電子決済等取扱業者の営む電子決済等取扱業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は顧客の金銭その他の財産を預託させるときは、その預託についての委託銀行からの権限の付与がある旨

六　顧客が委託銀行に対して有する権利の内容及びその行使に係る手続

七　第三十四条の六十三の二十六第四号に掲げる場合に該当するものとして顧客から金銭を受け入れる場合にあつては、当該金銭を委託銀行に交付するために要する時間

八　電子決済等取扱業に関し顧客の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した顧客の損失の補償その他の対応に関する方針

九　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在する場合　当該電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在しない場合　当該電子決済等取扱業者の法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十　その他当該電子決済等取扱業者の営む電子決済等取扱業に関し参考となると認められる事項

（銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の顧客への提供）

**第三十四条の六十三の十四**　電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業の顧客との間で法第二条第十七項各号に掲げる行為を行う場合には、あらかじめ、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、電子決済等取扱業者の業務を銀行が営むものではないことの説明を行わなければならない。

（電子決済等取扱業に係る情報の安全管理措置）

**第三十四条の六十三の十五**　電子決済等取扱業者は、その業務の内容及び方法に応じ、電子決済等取扱業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（個人顧客情報の安全管理措置等）

**第三十四条の六十三の十六**　電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である電子決済等取扱業の顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（個人顧客情報の漏えい等の報告）

**第三十四条の六十三の十七**　電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である電子決済等取扱業の顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

（特別の非公開情報の取扱い）

**第三十四条の六十三の十八**　電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である電子決済等取扱業の顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（顧客情報の使用に係る同意等）

**第三十四条の六十三の十九**　電子決済等取扱業者（委託銀行又は委託銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。以下この条において同じ。）は、電子決済等取扱業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等又は為替取引に関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（電子決済等取扱業及び電子決済等取扱業に付随する業務以外の業務をいう。以下この条において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2　電子決済等取扱業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報（その兼業業務上知り得た公表されていない情報をいう。次項において同じ。）が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当

該顧客の同意を得ることなく電子決済等取扱業に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3　電子決済等取扱業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく委託銀行に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

**第三十四条の六十三の二十**　電子決済等取扱業者は、その業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二　委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三　委託先が行う電子決済等取扱業の顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四　委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、電子決済等取扱業の顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五　電子決済等取扱業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

（その他電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するための措置等）

**第三十四条の六十三の二十一**　電子決済等取扱業者は、その営む電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　電子決済等取扱業者が、その営む電子決済等取扱業について、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二　電子決済等取扱業者が、その営む電子決済等取扱業に係る取引について、捜査機関等から当該電子決済等取扱業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該電子決済等取扱業に係る取引の停止等を行う措置

三　電子決済等取扱業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、顧客と電子決済等取扱業に係る取引を行う場合には、当該顧客が当該電子決済等取扱業者と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

四　電子決済等取扱業者が、顧客から電気通信回線に接続している電子計算機を利用して電子決済等取扱業に係る取引に係る指図を受ける場合には、当該指図の内容を、当該顧客が当該指図に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにするための適切な措置

五　電子決済等取扱業者が、法第五十二条の六十の十九第一項の報告書に添付して金融庁長官等に提出した貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を公表する措置

六　電子決済等取扱業者が、その営む電子決済等取扱業に関し、電子決済等取扱業の顧客から金銭を受領したときは、遅滞なく、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、次に掲げる事項を明らかにする措置

イ　電子決済等取扱業者の商号及び登録番号

ロ　当該顧客から受領した金銭の額

ハ　受領年月日

七　電子決済等取扱業者が、電子決済等取扱業の顧客との間で法第二条第十七項各号に掲げる行為に係る取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、取引の記録を明らかにする措置

2　前項の規定によるもののほか、電子決済等取扱業者は、当該電子決済等取扱業者又はその役員若しくは使用人が認定電子決済等取扱事業者協会の定款その他の規則（顧客の保護又は電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行に関するものに限り、認定電子決済等取扱事業者協会に加入しない法人にあつては、これに準ずる内容の社内規則）に違反する行為であつて、顧客の保護に欠け、又は電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものをすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

（電子決済等取扱業に係る社内規則等）

**第三十四条の六十三の二十一**　電子決済等取扱業者は、その営む電子決済等取扱業の内容及び方法に応じ、電子決済等取扱業の顧客の保護を図り、及び電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該電子決済等取扱業者が講ずる法第五十二条の六十の十五第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（電子決済等取扱業者の密接関係者から除かれる者）

**第三十四条の六十三の二十三**　令第十六条の八の二第一項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　株式会社商工組合中央金庫

二　信託業法第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社（第三十四条の六十三の二十六第二号において「信託会社等」という。）

三　資金移動業者

（電子決済等取扱業者の密接関係者）

**第三十四条の六十三の二十四**　令第十六条の八の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等（同項に規定する会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の会社等その他これらに準ずる他の会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において保有している会社等

二　他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において保有している会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ　当該会社等が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、当該他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ　当該会社等の役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。次項第二号イにおいて同じ。）若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等が当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ　当該会社等と当該他の会社等との間に当該他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　当該他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該会社等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニ及び次項第二号ロにおいて同じ。）を行つていること（当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ　その他当該会社等が当該他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　会社等が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合

わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該会社等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するものに限りでない。

2　令第十六条の八の二第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて会社等（当該会社等の子会社等（同条第四項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この

一　会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等

二　会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ　当該会社等の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ　当該会社等から重要な融資を受けていること。

ハ　当該会社等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ　当該会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ　その他当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三　会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「譲渡会社等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社等に該当しないものと推定する。

3　（議決権の保有の判定）

**第三十四条の六十三の二十五**　令第十六条の八の二第六項に規定する議決権の保有の判定に当たつて、保有する議決権には、他人（仮設人を含む。）の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式等に係る議決権を含むものとする。

一　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社等の議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

二　金融商品取引法施行令第十五条の十に定める特別の関係にある者が会社等の議決権を保有する場合

三　社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により株式等（この項の規定により令第十六条の八の二第一項第三号の特定個人株主が保有する議決権に含むものとされる議決権に係る株式等を含む。）を金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に対抗することができない場合

前項の保有する議決権からは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる株式等に係る議決権を除くものとする。

一　法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式等

二　相続人が相続財産として所有する株式等（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）

（金銭等の預託の禁止から除かれる場合）

**第三十四条の六十三の二十六**　法第五十二条の六十の十三ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　銀行等が業として行う場合

二　信託会社等が信託業として行う場合

三　資金移動業者が資金移動業として行う場合

四　電子決済等取扱業に関して顧客から金銭の預託を受けた後直ちに、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理し、かつ、委託銀行に交付する場合

（委託銀行との間の契約に定めなければならない事項）

**第三十四条の六十三の二十七**　法第五十二条の六十の十四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　電子決済等取扱業に関し、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての委託銀行と当該電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項

二　委託銀行が預金者（法第二条第十七項第一号に規定する預金者をいう。）を把握するために必要な情報を当該電子決済等取扱業者が当該委託銀行の求めに応じて速やかに提供するために必要な事項（当該情報の提供の頻度及び時期に関する事項を含む。）

（電子決済等取扱業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

**第三十四条の六十三の二十八**　法第五十二条の六十の十五第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げる全ての措置を講じること。

イ　電子決済等取扱業務関連苦情（電子決済等取扱業務に関する苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ　電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ　電子決済等取扱業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二　消費者基本法第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。

三　令第十六条の十六第六号又は第七号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。

四　電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する苦情を処理する手続により電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。

2　法第五十二条の六十の十五第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により電子決済等取扱業務関連紛争（電子決済等取扱業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二　消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定す

る合意による解決により電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

三　令第十六条の十六第六号又は第七号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

四　電子決済等取扱業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

3　前二項（第一項第四号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、電子決済等取扱業者は、第十三条の八第三項各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により電子決済等取扱業務関連苦情の処理又は電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図つてはならない。

（契約の種類）

**第三十四条の六十三の二十九**　法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法（以下この章において「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

**第三十四条の六十三の三十**　準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行つた電子決済等取扱業者のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第三十四条の六十三の三十三において同じ。）に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

**第三十四条の六十三の三十一**　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　電子決済等取扱業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う電子決済等取扱業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該電子決済等取扱業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十六条の八の三において準用する令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四　前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ　前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電磁的方法の種類及び内容）

**第三十四条の六十三の三十二**　令第十六条の八の三において準用する令第四条の三第一項及び令第十六条の八の四において準用する令第四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号又は第三十四条の六十三の三十四第一項各号に掲げる方法のうち電子決済等取扱業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

**第三十四条の六十三の三十三**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ　準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ　対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五　復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

**第三十四条の六十三の三十四**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引

法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2　前項各号に掲げる方法は、電子決済等取扱業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

**第三十四条の六十三の三十五**　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等取扱業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該電子決済等取扱業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一　当該日

二　次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十四条の六十三の三十七において同じ。）とする旨

2　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、電子決済等取扱業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第三十四条の六十三の三十七において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

**第三十四条の六十三の三十六**　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の六十三の三十八において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二　申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた電子決済等取扱業者のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の六十三の三十七**　準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

**第三十四条の六十三の三十八**　準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

**第三十四条の六十三の三十九**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二　その締結した商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二　有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

**第三十四条の六十三の四十**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第三十四条の六十三の四十二第二項第三号及び第三十四条の六十三の四十三において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十四条の六十三の四十二において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（第十四条の十一の十四第二号イからチまでに掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

三　申出者が最初に当該電子決済等取扱業者の行う電子決済等関連預金媒介業務に係る特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

**第三十四条の六十三の四十一**　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等取扱業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該電子決済等取扱業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一　当該日

二　次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十四条の六十三の四十三において同じ。）とする旨

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、電子決済等取扱業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

**第三十四条の六十三の四十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の六十三の四十四において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二　申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた電子決済等取扱業者のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三　申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

**第三十四条の六十三の四十三**　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

**第三十四条の六十三の四十四**　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（広告類似行為）

**第三十四条の六十三の四十五**　準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一　法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二　個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ　商品の名称（通称を含む。）

ロ　この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする電子決済等取扱業者の商号又はその通称

ハ　令第十六条の八の五第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ　次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1)　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この章において「契約締結前交付書面」という。）

(2)　第三十四条の六十三の五十三第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3)　第三十四条の六十三の五十三第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務の内容についての広告等の表示方法）

**第三十四条の六十三の四十六**　電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項及び第三十四条の六十三の四十九第一項第二号において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2　電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務の内容について広告等をするときは、令第十六条の八の五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3　電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務の内容について基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第三十四条の六十三の四十九第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条の八の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

**第三十四条の六十三の四十七**　令第十六条の八の五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

**第三十四条の六十三の四十八**　令第十六条の八の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該特定預金等契約に係る委託銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二　その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

三　当該電子決済等取扱業者が認定電子決済等取扱事業者協会に加入している場合にあつては、その旨及び当該認定電子決済等取扱事業者協会の名称

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

**第三十四条の六十三の四十九**　令第十六条の八の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法

二　電子決済等取扱業者又は当該電子決済等取扱業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三　常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2　令第十六条の八の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十四条の六十三の四十五第三号ニに掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

**第三十四条の六十三の五十**　準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定預金等契約の解除に関する事項

二　特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三　特定預金等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

四　特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

五　電子決済等取扱業者の資力又は信用に関する事項

六　電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の実績に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

**第三十四条の六十三の五十一**　契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の六十三の五十五第十一号に掲げる事項

二　第三十四条の六十三の五十五第十二号に掲げる事項

３　電子決済等取扱業者は、契約締結前交付書面には、第三十四条の六十三の五十五第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（情報の提供の方法）

**第三十四条の六十三の五十二**　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

**第三十四条の六十三の五十三**　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の六十三の五十五第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第三十四条の六十三の五十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の六十三の五十九までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

二　特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び次項並びに第三十四条の六十三の五十九第一号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四　一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約に係る委託銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

五　当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ　当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見やすい箇所に第三十四条の六十三の五十一に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第三十四条の六十三の三十一第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ　当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

２　第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

３　外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

４　契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

５　第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第三十四条の六十三の三十一第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二　契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三　顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

**第三十四条の六十三の五十四**　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

**第三十四条の六十三の五十五**　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

二　商品の名称（通称を含む。）

三　預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別

四　受入れの対象となる者の範囲

五　預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

六　最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項

七　払戻しの方法

八　利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

九　付加することのできる特約に関する事項

十　預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

十一　顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該指標

ロ　当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

十二　当該特定預金等契約に係る委託銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三　次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細

イ　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

ロ　法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ　先物外国為替取引

ニ　有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ　金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

十四　変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五　当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六　顧客が当該特定預金等契約に係る委託銀行に連絡する方法

十七　当該特定預金等契約に係る委託銀行が対象事業者となつている認定投資者保護団体の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称）

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定紛争解決機関が存在する場合　当該特定預金等契約に係る委託銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定紛争解決機関が存在しない場合　当該特定預金等契約に係る委託銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九　その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

（契約締結時交付書面の記載事項）

**第三十四条の六十三の五十六**　特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該特定預金等契約に係る委託銀行の商号

二　預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）

三　預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別

四　預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）

五　払戻しの方法

六　利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

七　預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

八　当該特定預金等契約の成立の年月日

九　当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項

十　顧客の氏名又は名称

十一　顧客が当該特定預金等契約に係る委託銀行に連絡する方法

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

**第三十四条の六十三の五十七**　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二　特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがあるとき。

四　一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約に係る委託銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

2　第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3　外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4　契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

**第三十四条の六十三の五十八**　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三　当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称
四　信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法
五　信用格付の前提、意義及び限界
（禁止行為）
**第三十四条の六十三の五十九**　準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
一　次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の媒介をする行為
イ　契約締結前交付書面
ロ　外貨預金等書面
ハ　契約変更書面
二　特定預金等契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
三　特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）
四　特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
（行為規制の適用除外の例外）
**第三十四条の六十三の六十**　準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

**第三節**　監督

（電子決済等取扱業に関する帳簿書類）
**第三十四条の六十三の六十一**　電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の十八の規定により、電子決済等取扱業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類（電子決済等関連預金媒介業務を行わない場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）を委託銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。
一　総勘定元帳　作成の日から十年間
二　法第二条第十七項第一号に掲げる行為に係る取引記録　作成の日から十年間
三　電子決済等関連預金媒介業務の内容を記録した書面　当該電子決済等関連預金媒介業務を行つた日から十年間
四　電子決済等取扱業の顧客との間で電子決済等取扱業に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合にあつては、顧客勘定元帳　作成の日から五年間
2　第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録をもつて作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。
（顧客勘定元帳）
**第三十四条の六十三の六十二**　前条第一項第四号の顧客勘定元帳は、電子決済等取扱業の顧客ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　顧客の氏名又は名称
二　顧客の有する預金債権（法第二条第十七項第一号に規定する預金債権をいう。）の額の増減及びその年月日並びに当該預金債権の差引残高
（電子決済等取扱業に関する報告書の様式等）
**第三十四条の六十三の六十三**　法第五十二条の六十の十九第一項の報告書は、別紙様式第十九号の三（外国電子決済等取扱業者にあつては、別紙様式第十九号の四）により作成し、事業年度経過後三月以内（外国電子決済等取扱業者にあつては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。
2　電子決済等取扱業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の四の二の規定により当該電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該財務局長）の承認を受けて、その提出を延期することができる。
3　電子決済等取扱業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
4　金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした電子決済等取扱業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
5　法第五十二条の六十の十九第二項に規定する内閣府令で定める書類は、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面とする。
（公告の方法）
**第三十四条の六十三の六十四**　法第五十二条の六十の二十三第三項の規定による公告は、官報によるものとする。

**第四節**　認定電子決済等取扱事業者協会

（認定の申請書の添付書類）
**第三十四条の六十三の六十五**　令第十六条の八の七第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　認定業務（法第五十二条の六十の二十五に規定する認定業務をいう。次号及び第三十四条の六十三の六十八第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類
二　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
三　最近の事業年度（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類
四　役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
五　役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第十六条の八の七第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
六　その他参考となるべき事項を記載した書類
（会員名簿の縦覧）
**第三十四条の六十三の六十六**　認定電子決済等取扱事業者協会は、その会員名簿を当該認定電子決済等取扱事業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。
（顧客の利益を保護するために必要な会員に係る情報）
**第三十四条の六十三の六十七**　法第五十二条の六十の三十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。
一　法第五十二条の六十の三の登録を受けないで電子決済等取扱業を営んでいる者を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等取扱業務に関する情報
二　法第二条第十七項各号に掲げる行為を行う前に、委託銀行との間で、法第五十二条の六十の十四に規定する契約を締結せずに電子決済等取扱業を営んでいる電子決済等取扱業者を知つたときは、その者に関する前号に掲げる情報
三　その他顧客の利益を保護するために認定電子決済等取扱事業者協会が必要と認める情報
（認定電子決済等取扱事業者協会への情報提供）
**第三十四条の六十三の六十八**　法第五十二条の六十の三十五に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　法の解釈に関する情報
二　法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報
三　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報

四　電子決済等取扱業者の業務又は電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の内容及び処理内容に関する情報
五　電子決済等取扱業者の業務及び電子決済等取扱業に関する統計情報並びにその基礎となる情報
六　その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

**第五節　雑則**

（廃止の届出等）

**第三十四条の六十三の六十九**　法第五十二条の六十の三十六第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一　商号
二　登録年月日及び登録番号
三　届出事由
四　法第五十二条の六十の三十六第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日
五　電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したときは、その理由
六　事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先

2　法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う電子決済等取扱業者は、同項の規定による掲示の内容を当該電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

3　法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をする場合を除き、同条第五項の規定による債務の履行の完了及び電子決済等取扱業の顧客の財産の返還又は顧客への移転の方法を示すものとする。

4　電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告をしたことを証する書面を添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5　電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

（登録の取消しに伴う債務の履行の完了等が不要な場合）

**第三十四条の六十四**　法第五十二条の六十の三十七に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済等取扱業の全部を他の電子決済等取扱業者に承継させた場合とする。

## 第八章の四　電子決済等代行業

### 第一節　通則

（電子決済等代行業の登録申請書の記載事項）

**第三十四条の六十四の二**　法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。）が法第二条第二十一項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合に限る。

一　電子決済等代行業者の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先（登録申請者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあつては、国内に当該営業所又は事務所を有するときに限る。）
二　加入する認定電子決済等代行事業者協会の名称
三　電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所
四　他に業務を営むときは、その業務の種類

2　前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第三十四条の六十四の四及び第三十五条第六項において同じ。）が登録申請者である場合にあつては、登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）に記載することを要しない。

（電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

**第三十四条の六十四の三**　法第五十二条の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子決済等代行業に係る行為のうち、法第二条第二十一項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）
二　取り扱う電子決済等代行業に係る業務の概要
三　電子決済等代行業の実施体制

2　前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制
二　電子決済等代行業の業務（法第二条第二十一項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制
三　電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及び役職名

（登録申請書のその他の添付書類）

**第三十四条の六十四の四**　法第五十二条の六十一の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第五十二条の六十一の二の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一　登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類
イ　役員（法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
ロ　役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
ハ　役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
ニ　役員が法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ（1）から（6）までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
ホ　登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面
ヘ　登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面
二　登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類
イ　登録申請者の履歴書
ロ　登録申請者（当該登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、その日本における代理人を含む。ハにおいて同じ。）の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
ハ　登録申請者の旧氏及び名を当該登録申請者の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
ニ　登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る別紙様式第二十号により作成した財産に関する調書

（電子決済等代行業者登録簿の縦覧）

**第三十四条の六十四の五**　金融庁長官等は、その登録をした電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業者登録簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。第三十七条第九項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支

局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（財産的基礎）

**第三十四条の六十四の六**　法第五十二条の六十一の五第一項第一号イに規定する内閣府令で定める基準は、純資産額（第三十四条の六十四の四第一号ホに規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第二号ニに規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこととする。

（心身の故障のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等）

**第三十四条の六十四の六の二**　法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ（1）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　法第五十二条の六十一の五第一項第三号ロに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により電子決済等代行業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の届出を要しない場合等）

**第三十四条の六十四の七**　法第五十二条の六十一の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二　前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

三　第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

2　法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決済等代行業者（法第五十二条の六十の八第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。以下同じ。）は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3　電子決済等代行業者は、法第五十二条の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第二条第二十一項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行うこととなつた場合に限る。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（廃業等の届出）

**第三十四条の六十四の八**　法第五十二条の六十一の七第一項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、金融庁長官等に提出するものとする。

一　商号、名称又は氏名

二　登録年月日及び登録番号

三　届出事由

四　法第五十二条の六十一の七第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日

五　電子決済等代行業を廃止したときは、その理由

六　会社分割により電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき又は電子決済等代行業の全部の譲渡をしたときは、その業務の承継又は譲渡の方法及びその承継先又は譲渡先

## 第二節　業務

（利用者に対する説明）

**第三十四条の六十四の九**　法第五十二条の六十一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第二条第二十一項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行つた時以後に法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2　電子決済等代行業者は、法第二条第二十一項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。次条、第三十四条の六十四の十一及び第三十四条の六十四の十六において同じ。）を受けて、法第二条第二十一項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合においては、当該電子決済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該事項を明らかにすることができる。

3　前項の電子決済等代行業再委託者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一　預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、法第二条第二十一項第一号に規定する指図の伝達を受け、電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の銀行に対して伝達することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

二　法第二条第二十一項第二号に規定する預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、同号に規定する情報を当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）を目的として、電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

4　法第五十二条の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録番号

二　利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

三　法第二条第二十一項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四　利用者との間で継続的に法第二条第二十一項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五　利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第二条第二十一項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合には、その旨

六　その他当該電子決済等代行業者の行う電子決済等代行業に関し参考となると認められる事項

（銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

**第三十四条の六十四の十**　電子決済等代行業者は、電子決済等代行業の利用者との間で法第二条第二十一項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、電子決済等代行業者の業務を銀行が営むものではないことの説明を行わなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者（前条第三項に規定する電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、法第二条第二十一項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合においては、当該電子決済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該説明を行うことができる。

（為替取引の結果の通知）

**第三十四条の六十四の十一**　電子決済等代行業者は、法第二条第二十一項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行つたときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき銀行が行つた預金者が当該銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の銀行又は電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者にあつては、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。

（電子決済等代行業に係る情報の安全管理措置）

**第三十四条の六十四の十二**　電子決済等代行業者は、その業務の内容及び方法に応じ、電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（個人利用者情報の安全管理措置等）

**第三十四条の六十四の十三**　電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である電子決済等代行業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（個人利用者情報の漏えい等の報告）

**第三十四条の六十四の十三の二**　電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である電子決済等代行業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

（特別の非公開情報の取扱い）

**第三十四条の六十四の十四**　電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である電子決済等代行業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

**第三十四条の六十四の十五**　電子決済等代行業者は、その業務（法第二条第二十一項第二号に掲げる行為のみを行う場合には、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

（銀行との間の契約に定めなければならない事項）

**第三十四条の六十四の十六**　法第五十二条の六十一の十第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて法第二条第二十一項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務（当該電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に関する事項とする。

（契約の公表方法）

**第三十四条の六十四の十七**　銀行及び電子決済等代行業者は、法第五十二条の六十一の十第一項の契約の他の適切な方法により、電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

（銀行による基準の公表方法）

**第三十四条の六十四の十八**　銀行は、法第五十二条の六十一の十一第一項に規定する基準を、インターネットの利用その他の適切な方法により、電子決済等代行業者及び電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

（銀行による基準に含まれる事項）

**第三十四条の六十四の十九**　法第五十二条の六十一の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十二条の六十一の十第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置

二　法第五十二条の六十一の十第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

### 第三節　監督

（電子決済等代行業に関する帳簿書類）

**第三十四条の六十四の二十**　電子決済等代行業者は、法第五十二条の六十一の十二の規定により、総勘定元帳を作成し、その作成の日から十年間保存しなければならない。

（電子決済等代行業に関する報告書の様式等）

**第三十四条の六十四の二十一**　法第五十二条の六十一の十三の規定による電子決済等代行業に関する報告書は、電子決済等代行業者が個人である場合においては別紙様式第二十一号により、法人である場合においては別紙様式第二十二号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第二十三号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2　電子決済等代行業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に電子決済等代行業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の五第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長が当該電子決済等代行業に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3　電子決済等代行業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした電子決済等代行業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（公告の方法）

**第三十四条の六十四の二十二**　法第五十二条の六十一の十七第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

### 第四節　認定電子決済等代行事業者協会

（認定の申請書の添付書類）

**第三十四条の六十四の二十三**　令第十六条の十第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　認定業務（法第五十二条の六十一の十九に規定する認定業務をいう。次号及び第三十四条の六十四の二十六第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類

二　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

三　最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

四　役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

五　役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第十六条の十第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

六　その他参考となるべき事項を記載した書類

（会員名簿の縦覧）

**第三十四条の六十四の二十四**　認定電子決済等代行事業者協会は、その会員名簿を当該認定電子決済等代行事業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

**第三十四条の六十四の二十五**　法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　法第五十二条の六十一の二の登録を受けないで電子決済等代行業を営んでいる者（法第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をした電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者である者を除く。）を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二　法第二条第二十一項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、法第五十二条の六十一の十第一項に規定する契約を締結せずに電子決済等代行業を営んでいる電子決済等代行業者を知つたときは、その者に関する前号に掲げる情報

三　その他利用者の利益を保護するために認定電子決済等代行事業者協会が必要と認める情報

（認定電子決済等代行事業者協会への情報提供）

**第三十四条の六十四の二十六**　法第五十二条の六十一の二十九に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　法の解釈に関する情報

二　法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報

三　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報

四　電子決済等代行業者の業務又は電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する情報

五　電子決済等代行業者の業務及び電子決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六　その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

## 第八章の五　指定紛争解決機関

### 第一節　通則

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

**第三十四条の六十五**　法第五十二条の六十二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る

職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（割合の算定）

**第三十四条の六十五の二**　法第五十二条の六十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十四条の七十七第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行業関係業者（法第二条第三十二項に規定する銀行業関係業者をいい、当該申請により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下この章において同じ。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十四条の六十七において同じ。）に金融庁長官により公表されている銀行業関係業者（次条及び第三十四条の六十八第二項において「全ての銀行業関係業者」という。）の数で除して行うものとする。

（銀行業関係業者に対する意見聴取等）

**第三十四条の六十六**　法第五十二条の六十二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、銀行業関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、全ての銀行業関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、全ての銀行業関係業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ　当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ　説明会の開催年月日時及び場所

ハ　銀行業関係業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三　前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2　法第五十二条の六十二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての銀行業関係業者の説明会への出席の有無

三　全ての銀行業関係業者の意見書の提出の有無

四　提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五　提出を受けた意見書に法第五十二条の六十二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、銀行業関係業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

4　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

（指定申請書の提出）

**第三十四条の六十七**　法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

**第三十四条の六十八**　法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第五十二条の六十二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第三十四条の七十四第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第五十二条の六十二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第三十四条の六十六第一項第二号の規定により全ての銀行業関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての銀行業関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　銀行業関係業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該銀行業関係業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ　到達した場合　到達した年月日

ロ　到達しなかつた場合　通常の送付方法によつて到達しなかつた原因

3　法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第三十四条の七十七第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第三十四条の七十一及び第三十四条の七十二において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

五　役員が法第五十二条の六十二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

七　紛争解決委員（法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第三十四条の七十五第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第三十四条の七十七において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八　役員等が、暴力団員等（法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第三十四条の七十七第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九　その他参考となるべき事項を記載した書類

## 第二節　業務

（業務規程で定めるべき事項）

**第三十四条の六十九**　法第五十二条の六十七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項

二　営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三　紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四　苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（手続実施基本契約の内容）

**第三十四条の七十**　法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入銀行業関係業者（法第五十二条の六十五第二項に規定する加入銀行業関係業者をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入銀行業関係業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

**第三十四条の七十一**　法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。

一　特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二　指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三　指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四　前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五　指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

六　指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七　指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八　前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九　特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十　第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

**第三十四条の七十二**　法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

一　指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

二　指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者

三　指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四　前二号に掲げる者を代表者とする者

五　第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六　指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七　特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八　前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九　前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

**第三十四条の七十三**　法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一　加入銀行業関係業者の顧客が銀行業務等関連苦情（法第二条第二十八項に規定する銀行業務等関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二　前号の申立てをした加入銀行業関係業者の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入銀行業関係業者の商号

三　苦情処理手続の実施の経緯

四　苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2　指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

**第三十四条の七十四**　法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一　当事者の配偶者又は配偶者であつた者

二　当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであつた者

三　当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四　当該申立てに係る銀行業務等関連紛争（法第二条第二十九項に規定する銀行業務等関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五　当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2　法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一　独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二　一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三　一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

3　法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ　判事

ロ　判事補

ハ　検事

ニ　弁護士

ホ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授

二　次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者
イ　公認会計士
ロ　税理士
ハ　学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授
三　銀行業務等関連苦情を処理する業務又は銀行業務等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者
四　金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

（銀行業務等関連紛争の当事者である加入銀行業関係業者の顧客に対する説明）

**第三十四条の七十五**　指定紛争解決機関は、法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり銀行業務等関連紛争の当事者である加入銀行業関係業者の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2　法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている銀行業務等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法
二　銀行業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式
三　紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該銀行業務等関連紛争の当事者に通知すること。
四　銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手続実施記録の保存及び作成）

**第三十四条の七十六**　指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2　法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
一　紛争解決手続の申立ての内容
二　紛争解決手続において特別調停案（法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
三　紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

## 第三節　監督

（届出事項）

**第三十四条の七十七**　指定紛争解決機関は、法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一　法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合　手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び銀行業関係業者の商号
二　次項第六号に掲げる場合　指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約
三　次項第七号に掲げる場合　銀行業関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該銀行業関係業者の商号
四　次項第八号又は第九号に掲げる場合　次に掲げる事項
イ　行為が発生した営業所又は事務所の名称
ロ　行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名
ハ　行為の概要
ニ　改善策

2　法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。
一　定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。
二　親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。
三　親法人が親法人でなくなつたとき、又は子法人が子法人でなくなつたとき、若しくは保有したとき。
四　子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。
五　総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。
六　法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。
七　銀行業関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。
八　指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。
九　加入銀行業関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3　前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

**第三十四条の七十八**　法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十四号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3　指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4　指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

## 第九章　雑則

（届出事項）

**第三十五条**　法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　定款を変更した場合
二　新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
二の二　新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）
三　銀行を代表する取締役、銀行の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては銀行を代表する取締役、銀行の常務に従事する取締役又は監査等委員（銀行の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（銀行の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）
三の二　役員等の選任又は退任（以下この条において「選退任」という。）があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）
三の三　会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）
三の四　会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）
三の五　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の六　会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の七　第九条第一項第一号に規定する営業所（出張所を除く。以下この号において同じ。）を当該営業所以外の営業所（同項第三号に規定する営業所を除く。）としようとする場合

三の八　第九条第一項第一号に規定する営業所を当該営業所以外の営業所（出張所のうち臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備であるものを除く。）とした場合（前号又は第四号の三に該当する場合を除く。）

四　第九条第一項第二号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の設置、位置の変更若しくは廃止又は第九条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合

四の二　第九条第一項第三号に規定する営業所の設置をした場合

四の三　出張所の種類の変更をした場合

五　第九条の二第三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の位置の変更（次号又は第九条第一項第五号若しくは第六号に該当する場合を除く。）をしようとする場合

五の二　外国に所在する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の廃止又は位置の変更（第九条第一項第五号又は第六号に掲げる場合を除く。）をした場合

六　外国において法第十条第二項に規定する業務の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合

六の二　銀行代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した銀行代理業を再委託することについて許諾を行つた場合を含む。）

六の三　電子決済等取扱業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

六の四　法第十条第二項に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

六の五　特定取引勘定を設けようとする場合

六の六　特定取引勘定を廃止しようとする場合

七　銀行の営業所（出張所を除く。）の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものの設置に係る場合及び第三号の七に該当する場合を除く。）

七の二　銀行の出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をした場合（同条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものの設置に係る場合及び第三号の八に該当する場合を除く。）

八　銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業銀行業高度化等会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十二号において同じ。）とした場合（法第五十三条第一項第二号の規定又は第十号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

九　法第十六条の二第四項の認可を受けて銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業銀行業高度化等会社又は同項の認可を受けて銀行が子会社としている外国の銀行業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（前号又は第十五号に該当する場合を除く。）

十　子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次号及び第十九号において同じ。）以外の外国の会社（同条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）を子会社としようとする場合（同条第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び法第五十三条第一項第三号に該当する場合を除く。）

十一　子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第五十三条第一項第三号又は第五号に該当する場合及び第八号に該当する場合を除く。）

十二　その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行つた場合（法第五十三条第一項第三号又は次号に該当する場合を除く。）

十三　銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十四　法第十六条の二第十四項の承認を受けた事項を実行した場合（法第五十三条第一項第三号に該当する場合を除く。）

十五　第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（銀行の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第十六条の二第四項の認可を受けて銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業銀行業高度化等会社である場合を除く。）

十六　その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十七　銀行又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業銀行業高度化等会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該銀行の子会社又は特殊関係者となつた場合を除く。）

十八　銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十九　銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の子会社対象銀行等（法第十六条の二第四項において同じ。）に該当する会社となつたことを知つた場合（法第五十三条第一項第五号に該当する場合を除く。）

二十　銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象銀行等（当該銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行の特殊関係者（子会社対象銀行等に限る。）が当該子会社対象銀行等に該当しない会社となつたことを知つた場合（前号に該当する場合を除く。）

二十一　銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（当該銀行の子会社及び他業銀行業高度化等会社を除く。）又は銀行の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業銀行業高度化等会社を除く。）に限る。）が他業銀行業高度化等会社となつたことを知つた場合

二十二　法第五十二条の二第二項の認可を受けた銀行が、外国銀行グループに属する外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を締結しようとする場合

二十三　法第五十二条の二第二項の認可を受けた銀行が、所属外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を終了しようとする場合

二十四　法第五十二条の二第三項の規定による届出を行つた銀行が、所属外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を終了しようとする場合

二十五　外国において設置した駐在員事務所の廃止又は位置の変更をした場合

二十六　外国において銀行の業務に関連を有する業務を行う施設（駐在員事務所を除く。）を設置しようとする場合又は当該施設の廃止若しくは位置の変更をした場合

二十七　外国において行う外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ　資本金又は出資の額を変更した場合

ロ　商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ　合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

規定する子会社対象銀行等をいう。次号において同じ。）に該当する会社となつたことを知つた場合（法第五十三条第一項第五号に該当する場合を除く。）

ニ　解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合
ホ　銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合
ヘ　破産手続開始の決定があつた場合
二十八　特定取引勘定設置銀行又は特定取引勘定届出外国銀行支店において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第七項第一号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）
二十九　外国銀行支店が特定取引勘定に類する勘定を設けようとする場合
三十　銀行及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行及び連結子法人等（当該銀行の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第四十二号及び第四十三号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合
三十一　前号に規定する方法の使用を中断しようとする場合
三十二　劣後特約付金銭消費貸借（金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに第三項第二十一号及び第二十二号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに同項第二十一号及び第二十二号において同じ。）を発行しようとする場合
三十三　劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）
三十四　会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議によりその株式を取得しようとする場合
三十五　会社法第百六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第三項第二十四号において同じ。）を取得しようとする場合
三十六　会社法第百七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式（同項前段に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第三項第二十五号において同じ。）の全部を取得しようとする場合
三十七　会社法第百九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式（同法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。第三項第二十六号において同じ。）を引き受ける者の募集をしようとする場合
三十八　銀行、その子会社又は業務の委託先（第九項において「銀行等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該銀行が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合
三十九　準備金の額を減少しようとする場合
四十　会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当（中間事業年度又は事業年度に係るものを除く。）をした場合
四十一　銀行が会社法第四百三十五条第二項の規定により作成する事業報告及び附属明細書を定時株主総会に提出し、又は提供した場合
四十二　専ら銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合
四十三　前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

2

法第五十三条第二項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、銀行主要株主が銀行又は銀行持株会社である場合は、この限りでない。
一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
二　氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

3

法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　定款（外国所在銀行持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合
二　新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
二の二　新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）
三　銀行持株会社を代表する取締役、銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては銀行持株会社を代表する取締役、銀行持株会社の常務に従事する取締役（同法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。第三項第二十六号において同じ。）を引き受ける者の募集をしようとする場合
三十八　銀行、その子会社又は業務の委託先（第九項において「銀行等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該銀行が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合
三十九　準備金の額を減少しようとする場合
四十　会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当（中間事業年度又は事業年度に係るものを除く。）をした場合
四十一　銀行が会社法第四百三十五条第二項の規定により作成する事業報告及び附属明細書を定時株主総会に提出し、又は提供した場合
四十二　専ら銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合
四十三　前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

2

法第五十三条第二項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、銀行主要株主が銀行又は銀行持株会社である場合は、この限りでない。
一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
二　氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

3

法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　定款（外国所在銀行持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合
二　新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
二の二　新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）
三　銀行持株会社を代表する取締役、銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては銀行持株会社を代表する取締役、銀行持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）
三の二　役員等の選退任があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）
三の三　外国所在銀行持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者若しくは当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者（以下この号及び次号において「外国所在銀行持株会社の役員等」という。）を選任しようとする場合又は外国所在銀行持株会社の役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）
三の四　外国所在銀行持株会社の役員等の選退任があつた場合（外国所在銀行持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在銀行持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在銀行持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）
三の五　会計参与を選任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）
三の六　会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）
三の七　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）
三の八　会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）
四　事務所の設置、位置の変更又は廃止をしようとする場合
四の二　第三十四条の十四の四第二項に規定する業務を行おうとする場合
五　銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第三十四条の十七第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業銀行業高度化等会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第九号において同じ。）とした場合（法第五十三条第三項第三号の規定又は第七号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）
六　法第五十二条の二十三第三項の認可を受けて銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業銀行業高度化等会社又は同項の認可を受けて銀行持株会社が子会社としている外国の銀行業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（前号又は第十二号に該当する場合を除く。）
七　子会社対象会社（法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次号及び第十六号において同じ。）以外の外国の会社（法第五十二条の二十三の二第十項に規定する特例子会社対象会社を除き、法第五十二条の二十三第五項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）を子会社としようとする場合（同条第六項において準用する同条第三項又は同条第十項の認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び法第五十三条第三項第四号に該当する場合を除く。）
八　子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第五十三条第三項第四号又は第七号に該当する場合及び第五号に該当する場合を除く。）
九　その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位

置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行つた場合（法第五十三条第三項第二号若しくは第四号又は次号に該当する場合を除く。）

十　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十一　法第五十二条の二十三第十三項の承認を受けた事項を実行した場合（法第五十三条第三項第四号に該当する場合を除く。）

十二　第三十四条の二十三各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（銀行持株会社の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第五十二条の二十三第三項の認可を受けて銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業銀行業高度化等会社である場合を除く。）

十三　その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十四　銀行持株会社又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業銀行業高度化等会社、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該銀行持株会社の子会社又は特殊関係者となつた場合を除く。）

十五　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十六　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社若しくは特例子会社対象業務会社（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。以下この号において「子会社対象会社等」という。）又は銀行持株会社の特殊関係者（子会社対象会社等に限る。）が当該子会社対象会社等に該当する場合を除く。）

十七　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象銀行等（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行持株会社の特殊関係者（子会社対象銀行等に限る。）が当該子会社対象銀行等に該当しない会社となつたことを知つた場合（前号に該当する場合を除く。）

十八　銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第五十二条の二十三第一項第十四号に掲げる会社（当該銀行持株会社の子会社及び他業銀行業高度化等会社を除く。）又は銀行持株会社の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業銀行業高度化等会社を除く。）に限る。）が他業銀行業高度化等会社となつたことを知つた場合

十九　銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等（当該銀行持株会社の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十号及び第三十一号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

二十　前号に規定する方法の使用を中断しようとする場合

二十一　劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を発行しようとする場合

二十二　劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

二十三　会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議によりその株式を取得しようとする場合

二十四　会社法第百六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式を取得しようとする場合

二十五　会社法第百七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式の全部を取得しようとする場合

二十六　会社法第百九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとする場合

二十七　準備金の額を減少しようとする場合

二十八　会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当（中間事業年度又は事業年度に係るものを除く。）をした場合

二十九　銀行持株会社が会社法第四百三十五条第二項の規定により作成する事業報告及び附属明細書を定時株主総会に提出し、又は提供した場合

三十　専ら銀行持株会社の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該銀行持株会社以外の者から資本調達を行おうとする場合

三十一　前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合（銀行である銀行代理業者が変更した場合を除く。）

二　銀行代理業に係る委託契約書又は再委託契約書を変更した場合

三　削除

四　銀行代理業に関する不祥事件が発生したことを知つた場合

五　特定銀行代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、第三十四条の五十五第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合

六　銀行代理業を再委託した場合（銀行である銀行代理業再委託者が再委託した場合に限る。）であつて、当該再委託を受けた銀行代理業再受託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

法第五十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない電子決済等取扱業者が法第二条第十七項各号に掲げる行為を行つているときに限る。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二　法第五十二条の六十の十四に規定する契約の内容を変更した場合

三　第三十四条の六十三の三第一項第五号に掲げる事項を変更した場合

四　電子決済等取扱業に関する不祥事件が発生したことを知つた場合

法第五十三条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない電子決済等代行業者が法第二条第二十一項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行つているときに限る。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二　法第五十二条の六十一の十第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三　第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

銀行、銀行主要株主（銀行持株会社であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者、電子決済等取扱業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三条第一項から第六項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　第一項第六号の五又は第二十九号に掲げる場合　次に掲げる書面

イ　特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書面

ロ　時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書面

ハ　特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行つた取

引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書面

ニ　内部取引（一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十三条の六の三第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面

ホ　勘定間振替（第十三条の六の三第三項各号に掲げる行為（同条第四項に規定する取引を含む。）をいう。）を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書面

二　第一項第二十二号に掲げる場合　第三十四条の二第五項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書面

三　第一項第四十一号に掲げる場合　同号に規定する事業報告及び附属明細書

四　第三項第四号の二に掲げる場合　行おうとする業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書面

五　第三項第二十九号に掲げる場合　同号に規定する事業報告及び附属明細書

六　第四項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

8　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一　法第五十三条第一項第五号又は第三項第七号に該当するときの届出

二　第一項第三号の八から第四号の三まで、第五号の二又は第七号の二に該当するときの届出

三　第一項第十一号又は第三項第八号に該当するときの届出

四　法第五十三条第五項に該当するときの届出（電子決済等取扱業を開始したとき又は第五項第四号に該当するときの届出を除く。）

五　法第五十三条第六項に該当するときの届出（電子決済等代行業を開始したときの届出を除く。）

9　第一項第三十八号、第四項第四号及び第五項第四号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は銀行代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一　銀行の業務、銀行代理業者の銀行代理業の業務又は電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）に違反する行為

三　現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、銀行の業務、銀行代理業者の銀行代理業の業務又は電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四　海外で発生した前三号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの

五　その他銀行の業務、銀行代理業者の銀行代理業の業務又は電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

10　次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一　第一項第三十八号、第四項第四号及び第五項第四号に該当する場合　不祥事件の発生を銀行、銀行代理業者又は電子決済等取扱業者が知つた日

二　第四項第六号に該当する場合　同号の規定による変更があつた日

11　第一項第十八号に掲げる場合において、法第十六条の二第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第十五号に掲げる場合において、法第五十二条の二十三第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十一号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

12　第一項第十七号から第二十一号までに掲げる場合において、第十七条の二第十二項に規定する新規事業分野開拓会社等又は同項に規定する事業再生会社（同条第七項に定める要件に該当するものに限る。）による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第十四号から第十八号までに掲げる場合において、第三十四条の十六第十項に規定する新規事業分野開拓会社等又は同項に規定する事業再生会社（同条第五項に定める要件に該当するものに限る。）による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

13　法第二条第十一項の規定は、第一項第八号、第九号、第十三号、第十五号及び第十七号から第二十一号まで、第三項第五号、第六号、第十号、第十二号及び第十四号から第十八号まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。

（認可の効力に係る承認の申請）

**第三十六条**　銀行、銀行主要株主（法第五十二条の九第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。）又は銀行持株会社（法第五十二条の十七第一項の認可を受けた者を含む。）は、法第五十五条第一項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　法の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二　合理的な期間内に当該認可を受けた事項を実行することができると見込まれること。

三　当該認可の際に審査の基礎となつた事項について当該認可を受けた事項の実行が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

（登記）

**第三十六条の二**　法第五十七条の四第一号及び第二号に規定する内閣府令で定めるものは、銀行又は銀行持株会社が法第二十条第六項又は第五十二条の二十八第五項の規定による措置をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

2　その公告方法（会社法第二条第三十三号に規定する公告方法をいう。）が法第五十七条第二号に掲げる方法である銀行及び銀行持株会社は、会社法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項であつて、中間決算公告等（法第二十条第四項の規定により銀行が行う公告（同条第一項の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書に関する公告を除く。）又は第五十二条の二十八第三項の規定により銀行持株会社が行う公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であつて中間決算公告等以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）

**第三十六条の三**　法第六十三条第一号の二に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

2　法第六十三条第一号の三に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（経由官庁）

**第三十七条**　銀行（外国銀行支店を除く。以下この条において同じ。）は、申請書、業務報告書その他この府令に規定する書面（第六項及び第七項を除き、以下この条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所（以下この条において「財務事務所等」という。）の管轄区域

内にある場合にあつては当該財務事務所長又は出張所長（以下この条において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第十七条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

2　銀行は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

3　外国銀行支店は、第十八条第一項に規定する中間業務報告書又は同条第二項に規定する業務報告書を金融庁長官に提出するときは、主たる外国銀行支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所等の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長等とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、金融庁長官の指定する外国銀行支店については、この限りでない。

4　銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立しようとする者若しくは銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者は、申請書等を金融庁長官に提出するときは、主要株主基準値以上の数の議決権を保有しようとする銀行又は保有している銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所等の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長等とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、金融庁長官が別に定める銀行に係る申請書等については、この限りでない。

5　銀行を子会社とする持株会社（銀行を子会社とする持株会社であつた会社を含む。次項において同じ。）は、申請書等を金融庁長官に提出するときは、当該銀行を子会社とする持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所等の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長等とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

6　銀行代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、銀行代理業に関する報告書その他この府令に規定する書面（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所等の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長等とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第十七条の四第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

7　銀行代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

8　電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の四第一項の規定による申請書、電子決済等取扱業に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

9　電子決済等代行業者（外国法人又は外国に住所を有する個人であつて国内に営業所又は事務所を有しない者を除く。）は、法第五十二条の六十一の三第一項の規定による申請書、電子決済等代行業に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所等の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。ただし、令第十七条の三第四項の規定により金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

（銀行を子会社とする外国の持株会社に係る特例）

**第三十八条**　銀行を子会社とする外国の持株会社（銀行を子会社とする外国の持株会社になろうとする会社、銀行を子会社とする外国の持株会社の設立をしようとする者及び銀行を子会社とする外国の持株会社であつた会社を含む。以下この条において同じ。）は、法第五十二条の六十の四第一項の規定による申請書、電子決済等取扱業に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

2　銀行を子会社とする外国の持株会社がその本国（当該銀行を子会社とする外国の持株会社の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずる書面（以下この項及び次項において「添付書類等」という。）のいずれをも内閣総理大臣又は金融庁長官等に提出することとされる書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを内閣総理大臣又は金融庁長官等に提出することができる。

3　銀行を子会社とする外国の持株会社に対するこの府令の規定の適用については、銀行を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有するものについては国内における主たる事務所を主たる事務所と、銀行を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有しないものについては主たる事務所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなす。

（銀行代理業を営む外国の法人に係る特例）

**第三十八条の二**　銀行代理業を営む外国の法人（銀行代理業を営む外国の法人又は銀行代理業を営もうとする外国の法人の設立をしようとする者を含む。以下この条において同じ。）は、当該銀行代理業を営む外国の法人が法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する書類又はこの府令の規定により申請書又は届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

2　銀行代理業を営む外国の法人がその本国（当該銀行代理業を営む外国の法人の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずる書面（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

3　銀行代理業を営む外国の法人に対するこの府令の規定の適用については、銀行代理業を営む外国の法人の国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。

（外国電子決済等取扱業者に係る特例）

**第三十八条の三**　外国電子決済等取扱業者（電子決済等取扱業を営もうとする外国の法人又は電子決済等取扱業を営む外国の法人の設立をしようとする者を含む。以下この条において同じ。）は、当該外国電子決済等取扱業者が法（第七章の五及び第五十三条第五項に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2　外国電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の四第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3　外国電子決済等取扱業者がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

**第三十八条の四**　法（第七章の六及び第五十三条第六項に限る。）又はこの府令の規定により電

子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2　電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人は、法第五十二条の六十一の三第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3　電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（予備審査）

**第三十九条**　銀行、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者、銀行を子会社とする持株会社又は銀行代理業者は、法の規定による認可又は法第五十二条の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書面に準じた書面を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

（標準処理期間）

**第四十条**　内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認、登録、認定又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

一　金融庁長官が別に定める銀行が金融庁長官に対してする申請に対する認可等

一の二　法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

二　令第十七条の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

二の二　金融庁長官が別に定める銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立しようとする者若しくは銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者が金融庁長官に対してする申請に対する認可等

三　金融庁長官が別に定める銀行を子会社とする持株会社が金融庁長官に対してする申請に対する認可等

四　令第十七条の三第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

五　令第十七条の四第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

六　令第十七条の五第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

**附　則**

1　この省令は、法の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。

2　銀行は、法附則第四条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に銀行業を営む外国の会社に関する次に掲げる事項を記載して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　名称

二　主たる営業所の位置

三　業務の内容

四　資本の額又は出資の総額

五　役員の役職名及び氏名並びに従業員数

六　その他大蔵大臣が必要と認める事項

3　法施行の際現に法第五十二条第一項の施設を設置している外国銀行は、法附則第二十三条に規定する届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　支店その他の営業所及び駐在員事務所の数を記載した書類

二　資本の額又は出資の総額を記載した書類

三　代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載した書類

**附　則（昭和五七年九月二八日大蔵省令第五五号）**

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

**附　則（昭和五八年三月二九日大蔵省令第一〇号）**

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行前に到来した最終の決算期に作成された貸借対照表に記載されている商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号。以下「改正商法」という。）による改正前の商法第二百八十七条ノ二に規定する引当金で、改正商法による改正後の同条の規定により引当金として計上することができないものは、取り崩したものを除き、この省令の施行後最初に到来する決算期に作成すべき貸借対照表においては、資本の部中剰余金の部にその目的のための任意積立金として記載しなければならない。ただし、不動産圧縮引当金については、圧縮記帳により記載しなければならない。

3　この省令の施行後最初に到来する決算期に作成すべき損益計算書における前項の引当金の取崩しに係る表示については、なお従前の例による。

**附　則（昭和五八年八月二六日大蔵省令第四三号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（昭和五九年三月一七日大蔵省令第四号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（昭和五九年四月二八日大蔵省令第一八号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（昭和五九年九月二一日大蔵省令第三六号）**

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

**附　則（昭和五九年九月二八日大蔵省令第四一号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（昭和六〇年四月一二日大蔵省令第二一号）**

1　この省令は、昭和六十年五月一日から施行する。

2　この省令の施行の日前に行われた出張所（無人又は携帯型の設備である場合に限る。）の設置又は位置の変更の認可の申請については、なお従前の例による。

**附　則（昭和六〇年五月三一日大蔵省令第三三号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（昭和六一年五月二一日大蔵省令第二六号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（昭和六二年四月一日大蔵省令第二〇号）**

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**附　則（昭和六二年一一月五日大蔵省令第五九号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成元年三月三〇日大蔵省令第二五号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成元年七月一一日大蔵省令第六一号）**

1　この省令は、平成元年八月一日から施行する。

2　改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成元年四月一日以後に開始する営業年度に係る中間貸借対照表、中間損益計算書、貸借対照表及び損益計算書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る中間貸借対照表、中間損益計算書、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

**附　則（平成三年三月二五日大蔵省令第一〇号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、平成三年四月一日から施行する。

**附　則（平成四年四月一日大蔵省令第一六号）**

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第二項の改正規定は、平成五年四月一日から施行する。

2　改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成四年四月一日以後に開始する営業年度に係る業務報告書及び営業報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る業務報告書及び営業報告書については、なお従前の例による。

**附　則（平成四年六月二二日大蔵省令第三四号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成四年一二月一日大蔵省令第七九号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成五年三月三日大蔵省令第四号）**

1　この省令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

2　銀行は、制度改革法附則第二条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に法第十六条の四第一項第二号に掲げる会社に関する次に掲げる事項を記載して大蔵大臣に提出しなければならない。

一　名称及び主たる営業所の位置

二　業務の内容

三　資本の額又は出資の総額

四　役員の役職名及び氏名並びに従業員数

五　その他大蔵大臣が必要と認める事項

**附　則（平成五年五月三一日大蔵省令第五八号）**

この省令は、平成五年六月一日から施行する。

**附　則（平成五年七月三〇日大蔵省令第七五号）**

この省令は、貿易保険法の一部を改正する法律（平成五年法律第三十六号）の施行の日（平成五年八月一日）から施行する。

**附　則（平成六年四月二六日大蔵省令第四八号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成六年六月三〇日大蔵省令第五九号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成六年七月一日大蔵省令第六五号）**

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

**附　則（平成七年三月三〇日大蔵省令第二〇号）**

この省令は、平成七年三月三十一日から施行する。

**附　則（平成七年三月三一日大蔵省令第二四号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成七年九月二八日大蔵省令第六〇号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成七年一二月一日大蔵省令第八一号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成八年三月二七日大蔵省令第九号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成八年九月五日大蔵省令第四九号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成九年二月二七日大蔵省令第三号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律（次条において「健全性確保法」という。）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、この省令の公布の日から施行し、附則第五条の規定は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令（平成八年大蔵省令第四十号）の施行の日（平成九年三月一日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　健全性確保法附則第二条第一項の規定による認可の手続については、この省令による改正後の銀行法施行規則（次条において「新規則」という。）第十七条の九の規定の例による。

**第三条**　外国銀行支店は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新規則第三十五条第一項第二十一号に掲げる場合に該当するときは、同条の規定の例により大蔵大臣に届け出なければならない。

2　前項の届出を行った者は、施行日において新規則第三十五条第一項第二十一号に掲げる場合に該当し、銀行法第五十三条の規定による届出を行ったものとみなす。

**第四条**　この省令による改正後の別紙様式第一号、第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号は、施行日以後に開始する営業年度に係る銀行法第十九条第一項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書又は同法第二十条本文の規定により銀行が公告をする貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間業務報告書等」という。）について適用し、施行日前に開始する営業年度に係る中間業務報告書等については、なお従前の例による。

**附　則（平成九年五月三〇日大蔵省令第三九号）**

この省令は、平成九年六月一日から施行する。

**附　則（平成九年七月三一日大蔵省令第六〇号）**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の次に二条を加える改正規定並びに次条第一項及び第二項の規定は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　第二十一条の次に二条を加える改正規定の施行前に、銀行から、その自己資本比率（改正後の銀行法施行規則（以下「新規則」という。）第二十一条の二第五項に規定する自己資本比率をいう。以下この項において同じ。）を当該銀行が該当する新規則第二十一条の二第一項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画が大蔵大臣に提出されている場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、当該銀行の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該銀行について、当該銀行が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2　前項本文に規定する場合において、銀行が新規則第二十一条の二第一項の表の第一区分に掲げる命令を受けたときは、前項本文の計画をもつて当該区分の命令の欄に規定する改善計画に代えることができる。

3　新規則別紙様式第一号及び第一号の二は、平成十年四月一日以後に開始する営業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

4　新規則別紙様式第三号、第三号の二及び第七号は、平成九年四月一日以後に開始する営業年度に係る業務報告書及び営業報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る業務報告書及び営業報告書については、なお従前の例による。

**附　則（平成九年一二月二二日大蔵省令第九一号）**

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の銀行法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第一号及び第一号の二は、平成十年四月一日以後に開始する営業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式第三号及び第三号の二は、平成九年四月一日以後に開始する営業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

**附　則（平成一〇年二月二七日大蔵省令第九号）**

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の二第二項及び第七項の改正規定並びに第二十一条の三第四項の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。

2　改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成九年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一〇年三月一〇日大蔵省令第一九号）**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年三月十一日）から施行する。ただし、第二十条の二第二項及び第七項の改正規定、第三十四条の次に二十条を加える改正規定（第三十四条の十八及び第三十四条の十九に係る部分に限る。）並びに次条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

（銀行持株会社及びその子会社の自己資本の充実に係る区分に応じた命令に係る特例）

**第二条**　平成十一年三月三十一日までを限り、改正後の銀行法施行規則（以下「新規則」という。）第三十四条の十八第二項に規定する海外営業拠点を有する銀行等（新規則第三十四条の八第一項第一号に規定する銀行等をいう。）を子会社としていない銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率が当該銀行持株会社及びその子会社が従前に該当していた同条第一項の表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率が確実に四パーセント以上となるための合理的と認められる計画を金融監督庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率は、同表の非対象区分に係る連結自己資本比率とみなす。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、この限りでない。

**附　則（平成一〇年三月一九日大蔵省令第二八号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

**附　則（平成一〇年三月三一日大蔵省令第五二号）**

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成九年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一〇年六月一八日総理府・大蔵省令第三号）**

この命令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

**附　則（平成一〇年八月三一日総理府・大蔵省令第一三号）**

この命令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

**附　則（平成一〇年一〇月二三日総理府・大蔵省令第二一号）**

この命令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成一〇年一一月一六日総理府・大蔵省令第二四号）**

この命令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成一〇年一一月二四日総理府・大蔵省令第三九号）**

（施行期日）

**第一条**　この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

（経過規定）

**第二条**　この命令による改正後の銀行法施行規則（以下「新規則」という。）第十三条の二第一項第五号に規定する取引は、商品取引所法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十二号）の施行の日までの間は、同法第二条第八項に規定する商品市場における取引及び同法第百四十五条の五に規定する店頭商品先物取引を除く取引とする。

2　この命令の施行の際現に、海外で行っているリース物品（銀行法施行規則第十七条の三第二項第十一号に規定するリース物品をいう。）を使用させる業務（改正前の銀行法施行規則第三十五条第一項第十一号の規定による届出がされたものに限る。）については、当分の間、銀行法施行規則第十七条の三第二項第十一号に掲げる業務とみなす。

3　銀行法（以下「法」という。）第二十一条第一項及び第二項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、平成十一年三月三十一日以後終了する営業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する営業年度に係るものについては記載することを要しない。

一　新規則第十九条の二第一項第五号ハに掲げる事項

二　新規則第十九条の三第三号ロ及びハに掲げる事項

三　海外営業拠点（新規則第二十一条の二第三項に規定する海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行における新規則第十九条の二第一項第三号ロ（１０）に掲げる事項

四　海外営業拠点を有しない銀行における新規則第十九条の三第二号ロ（６）に掲げる事項

4　法第二十一条第一項及び第二項に規定する説明書類の記載事項のうち、平成十一年三月三十一日前に終了する営業年度に係る次に掲げるものの記載にあたつては、法第十四条の二各号に掲げる基準に係る算式にかかわらず、なお従前の例による。

一　海外営業拠点を有する銀行における新規則第十九条の三第二号ロ（６）に掲げる事項

二　海外営業拠点を有しない銀行における新規則第十九条の二第一項第三号ロ（１０）に掲げる事項

5　法第二十一条第二項に規定する説明書類の記載事項のうち、平成十一年三月三十一日前に終了する営業年度に係るものについては、新規則第十九条の三第二号及び第三号中「子会社等」とあるのは「子会社及び関連会社（銀行及びその一若しくは二以上の子会社又は当該銀行の一若しくは二以上の子会社が、他の会社の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、当該銀行が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて当該他の会社の財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社をいう。）」と、新規則第十九条の三第三号中「子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）」とあるのは「子会社」とそれぞれ読み替えるものとする。

6　別紙様式第一号及び別紙様式第一号の二は、平成十年四月一日以降に開始する営業年度に係る書類について適用する。

**附　則（平成一〇年一一月二七日総理府・大蔵省令第四九号）**

この命令は、平成十年十二月一日から施行する。

**附　則（平成一〇年一二月一五日総理府・大蔵省令第五七号）**

この命令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成一一年一月二九日総理府・大蔵省令第二号）**

この命令は、債権管理回収業に関する特別措置法の施行の日（平成十一年二月一日）から施行し、第十七条の十二の改正規定は、平成十年十二月一日から適用する。

**附　則（平成一一年三月三〇日総理府・大蔵省令第一一号）**

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十年四月一日以後開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一一年五月二八日総理府・大蔵省令第三四号）**

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十年四月一日以後開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一一年六月三〇日総理府・大蔵省令第三九号）**

この命令は、中小企業総合事業団法の施行の日（平成十一年七月一日）から施行する。

**附　則（平成一一年九月二九日総理府・大蔵省令第四一号）**

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十一年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお、従前の例による。

**附　則（平成一一年九月三〇日総理府・大蔵省令第四四号）**

この命令は、平成十一年十月一日から施行する。

**附　則（平成一一年一一月三〇日総理府・大蔵省令第五七号）**

この命令は、平成十一年十二月一日から施行する。

**附　則（平成一二年三月一日総理府・大蔵省令第二号）**

1　この命令は、新事業創出促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年三月二日）から施行する。

2　新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第四条の規定による廃止前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第四条第一項に規定する認定を受けた会社については、なお従前の例による。

**附　則（平成一二年三月一六日総理府・大蔵省令第三号）**

この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の銀行法施行規則第四十条第一項及び第四十一条第一項の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた認可又は承認の申請について適用し、施行日前にされた認可又は承認の申請については、なお従前の例による。

**附　則（平成一二年三月二四日総理府・大蔵省令第一〇号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この命令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この命令の施行前に和議開始の申立てがあった場合においては、当該申立てに係る次の各号に掲げる命令の規定に定める事項の取扱いについては、この命令の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

一及び二　略

三　銀行法施行規則第三十五条第一項第十九号

（罰則の適用に関する経過措置）

**第三条**　この命令の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（平成一二年三月三〇日総理府・大蔵省令第一一号）**

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十一年四月一日以後開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一二年六月一五日総理府・大蔵省令第二八号）**

この命令は、平成十三年三月三十一日から施行する。

**附　則（平成一二年六月二六日総理府令第六五号）　抄**

1　この府令は、平成十二年七月一日から施行する。

**附　則（平成一二年六月三〇日総理府・大蔵省令第五一号）**

この命令は、平成十二年十月一日から施行する。

**附　則（平成一二年九月八日総理府令第一〇四号）**

この府令は、公布の日から施行する。ただし、その他有価証券の時価評価を行わない銀行、銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）又は銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の九に規定する子会社等をいう。）については、なお従前の例による。

**附　則（平成一二年九月二九日総理府令第一一三号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式は、平成十二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、新規則別紙様式第一号の第1の6、別紙様式第一号の二の第1の6、別紙様式第五号の第1の3及び別紙様式第十一号の第1の5については、その他有価証券の時価評価を行う銀行、銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）又は銀行持株会社及びその子会社等（同法第五十二条の九に規定する子会社等をいう。）（以下「銀行等」という。）に係る書類について適用し、当該銀行等以外の銀行等に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）　抄**

1　この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附　則（平成一二年一一月一七日総理府令第一三七号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

**附　則（平成一二年一一月一七日総理府令第一三九号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十二月一日）から施行する。

**附　則（平成一三年三月一三日内閣府令第一三号）**

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附　則（平成一三年三月二六日内閣府令第一八号）**

この府令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

**附　則（平成一三年三月二九日内閣府令第二〇号）　抄**

（施行期日）

1　この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

**附　則（平成一三年三月二九日内閣府令第二八号）**

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附　則（平成一三年三月三〇日内閣府令第三三号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式は、平成十二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　その他有価証券の時価評価を行わない銀行、銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下「銀行等」という。）又は銀行持株会社及びその子会社等（同法第五十二条の九に規定する子会社等をいう。以下「銀行持株会社等」という。）については、新規則別紙様式第三号の第1の13、別紙様式第五号の二の第1の3及び別紙様式第十二号の第1の8中「その他有価証券の評価差損」欄には記載を要しない。

4　その他有価証券の時価評価を行わない銀行については、新規則別紙様式第三号の第1の13及び別紙様式第三号の二の第1の14中「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45％」を「有価証券の時価と帳簿価額の差額の45％」と読み替えるものとする。

5　その他有価証券の時価評価を行わない銀行等又は銀行持株会社等については、新規則別紙様式第五号の二の第1の3及び別紙様式第十二号の第1の8中「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45％」を「有価証券の時価と帳簿価額の差額の45％」と読み替えるものとする。

**附　則（平成一三年九月二五日内閣府令第七六号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十三年十月一日、以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第七条**　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（平成一三年九月二八日内閣府令第八〇号）**

この府令は、平成十三年十月一日から施行する。

**附　則（平成一三年一〇月五日内閣府令第八五号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式は、平成十三年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式第一号の第2、別紙様式第一号の二の第2においては、自己株式を、資本に対する控除項目として資本の部の末尾に記載することができる。

**附　則（平成一三年一二月七日内閣府令第九〇号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一号に定める日（平成十三年十二月九日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この府令の施行の際現に改正法による改正前の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第一項の規定の認可を受けて特定取引勘定を設けている銀行は、この府令の施行の際に第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（次項において「新規則」という。）第三十五条第一項第六号の二に掲げる場合に該当するものとして銀行法第五十三条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2　この府令の施行の際現に新規則第十三条の六の三第一項に掲げる要件の全てに該当する銀行

については、同項の規定は、この府令の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

**附　則（平成一四年一月二三日内閣府令第一号）**

この府令は、平成十四年二月一日から施行する。

**附　則（平成一四年三月二八日内閣府令第一六号）**

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

**附　則（平成一四年三月二八日内閣府令第一七号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

（商法等の一部を改正する法律に関する経過措置）

**第二条**　商法等の一部を改正する法律（以下この条において「商法等改正法」という。）附則第三条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされた種類の株式は、商法等改正法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下この条において「旧商法」という。）第二百四十二条第一項ただし書の規定又は同条第二項の定款の定めにより当該株式につき株主が議決権を有するものとされる場合を除き、商法等改正法による改正後の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

2　商法等改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権は、新株予約権とみなして、この府令（第七条、第十二条、第十三条及び第四十一条を除く。以下この条において同じ。）による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

3　商法等改正法附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第十三条**　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（平成一四年四月一九日内閣府令第三六号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十三年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一四年八月三〇日内閣府令第五七号）　抄**

1　この府令は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条中銀行法施行規則第三十五条第一項第五号の二の改正規定、第三条中長期信用銀行法施行規則第二十六条第一項第五号の二の改正規定、第四条中信用金庫法施行規則第四条第二号ニの改正規定、同令第十四条第一項第六号及び第八号の改正規定並びに同令第二十条の二第一項第五号ニ（3）の改正規定並びに第五条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十六条第一項第二十三号ハ及び同項第二十四号の改正規定並びに同項に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

**附　則（平成一四年一〇月一五日内閣府令第六三号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十四年四月一日以降に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお、従前の例による。

**附　則（平成一四年一二月六日内閣府令第七七号）**

この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

**附　則（平成一四年一二月二七日内閣府令第九〇号）**

この府令は、平成十五年一月一日から施行する。

**附　則（平成一五年三月二八日内閣府令第一八号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

（銀行等の公告すべき連結貸借対照表等に関する経過措置）

**第三条**　第八条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の三第三号ホ及び第三十四条の二十六第一項第四号ホの規定は、この府令の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、適用しない。

**附　則（平成一五年三月二八日内閣府令第二〇号）**

この府令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附　則（平成一五年四月一四日内閣府令第四五号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則第十九条の二、第十九条の三及び第三十四条の二十六に規定する説明書類の記載事項は、平成十四年四月一日以後に開始する営業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3　この府令による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十四年四月一日（別紙様式第一号、第一号の二、第五号及び第十一号にあっては、平成十五年四月一日。以下この項において同じ。）以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、平成十四年四月一日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一五年四月二二日内閣府令第四七号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則における別紙様式は、平成十四年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一五年九月二四日内閣府令第八二号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年九月二十五日）から施行する。

**附　則（平成一五年一〇月三日内閣府令第八九号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十五年四月一日以降に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一六年一月三〇日内閣府令第三号）　抄**

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附　則（平成一六年三月三一日内閣府令第二九号）**

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附　則（平成一六年四月一二日内閣府令第四〇号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十五年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一六年四月三〇日内閣府令第四七号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成一六年六月三〇日内閣府令第六〇号）**

この府令は、平成十六年七月一日から施行する。

**附　則（平成一六年七月二六日内閣府令第六八号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

**附　則（平成一六年九月三〇日内閣府令第七九号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十六年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一六年一一月二六日内閣府令第九二号）**

この府令は、平成十六年十二月一日から施行する。

**附　則（平成一六年一二月二八日内閣府令第一〇八号）　抄**

**第一条**　この命令は、平成十六年十二月三十日から施行する。

**附　則（平成一六年一二月二八日内閣府令第一〇九号）　抄**

1　この府令は、平成十七年一月一日から施行する。

**附　則（平成一七年二月二八日内閣府令第一三号）**

この府令は、平成十七年三月七日から施行する。

**附　則（平成一七年三月二五日内閣府令第二三号）**

この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

**附　則（平成一七年四月一三日内閣府令第五五号）**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第四条第一号の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号。次項において「旧創造法」という。）第四条第一項に規定する認定を受けている会社については、なお従前の例による。

2　この内閣府令の施行の日の前日において現に旧創造法第十四条の二に規定する指定支援機関による旧創造法第十四条の四に規定する直接金融支援業務に係る支援を受けて株式又は社債を発行した会社については、この府令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

3　中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第四条第二号の規定による廃止前の新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第十一条の二第一項に規定する認定を受けている会社については、なお従前の例による。

**附　則（平成一七年四月一四日内閣府令第五六号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十六年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一七年四月二五日内閣府令第六〇号）**

この府令は、平成十七年五月一日から施行する。

**附　則（平成一七年六月一六日内閣府令第七五号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、金融先物取引法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

**附　則（平成一七年七月八日内閣府令第八四号）　抄**

1　この府令は、平成十七年十二月二十二日から施行する。

**附　則（平成一七年九月三〇日内閣府令第九六号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十七年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一八年三月一〇日内閣府令第九号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、保険業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

**附　則（平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この内閣府令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第三条中銀行法施行規則第十三条の五第四項の改正規定　平成十八年七月一日

三　第三条中銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニの改正規定、第十九条の三第一項第三号ハの改正規定、第十九条の五の改正規定、第三十四条の二十六第一項第四号ハの改正規定、第三十四条の二十七の二の改正規定、第四条中長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第五号ニの改正規定、第十八条の三第一項第三号ハの改正規定、第十八条の五の改正規定、第二十五条の八の二第一項第四号ハの改正規定、第五条中信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニの改正規定、第百三十三条第三号ハの改正規定、第百三十五条の改正規定、第十条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニの改正規定、第七十条第三号ハの改正規定並びに第七十二条の改正規定　平成十九年三月三十一日

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　銀行法等の一部を改正する法律第一条の規定により改正後の銀行法第二十一条第一項に規定する説明書類の記載事項のうち、平成十九年三月三十一日に終了する営業年度に係るものについては、第三条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第三号ハ中「二中間営業年度」とあるのは「中間営業年度」と読み替えるものとする。

2　第三条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、平成十八年四月一日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一八年四月一七日内閣府令第四一号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則別紙様式第三号、第三号の二、第五号の二及び第十二号は、平成十七年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　この府令による改正後の銀行法施行規則別紙様式第一号、第一号の二、第五号及び第十一号は、平成十八年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一八年四月二八日内閣府令第六〇号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、会社法の施行の日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　第二条の規定による改正後の銀行法施行規則（第四項において「新銀行法施行規則」という。）の規定に基づき提出する申請書に添付すべき書類のうち、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第十三条の規定によりなお従前の例によることとされた持分の消却に相当する株式の消却及び整備法第八十三条の規定によりなお従前の例によることとされた株式の消却については、第二条の規定による改正前の銀行法施行規則（以下この条において「旧銀行法施行規則」という。）の定めるところによる。

3　会社計算規則附則第五条の規定の適用については、同条第二号ロ中「旧商法第二百八十八条（旧有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「会社法整備法第二百四条の規定による改正前の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十八条第一項」とする。

4　新銀行法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

5　前項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日以前に開始する事業年度に係る整備法第二百四条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下この条及び次条において「新銀行法」という。）第二十条第一項の規定により作成すべき貸借対照表等（同項に規定する貸借対照表等をいう。次項において同じ。）は、旧銀行法施行規則別紙様式第三号第二及び第三（特定取引勘定設置銀行にあっては旧銀行法施行規則別紙様式第三号の二第二及び第三、外国銀行支店にあっては旧銀行法施行規則別紙様式第四号第二及び第三（特定取引勘定届出外国銀行支店にあっては、旧銀行法施行規則別紙様式第四号の二第二及び第三）により、新銀行法第二十条第二項の規定により作成すべき連結貸借対照表等（同項に規定する連結貸借対照表等をいう。次項において同じ。）は、旧銀行法施行規則別紙様式第五号の二第二の二及び第二の三により作成することができる。

6　第四項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日以前に開始する事業年度に係る新銀行法第二十条第五項の規定により公告すべき貸借対照表等の要旨は、旧銀行法施行規則別紙様式第六号の三（特定取引勘定設置銀行にあっては旧銀行法施行規則別紙様式第六号の四、外国銀

行支店にあっては旧銀行法施行規則別紙様式第七号の三（特定取引勘定届出外国銀行支店にあっては、旧銀行法施行規則別紙様式第七号の四）により、連結貸借対照表等の要旨は、旧銀行法施行規則別紙様式第八号の二とすることができる。

7　第四項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日以前に開始する事業年度に係る新銀行法第五十二条の二十八第一項の規定により作成すべき連結貸借対照表等（同項に規定する連結貸借対照表等をいう。次項において同じ。）は、旧銀行法施行規則別紙様式第十二号第二の二及び第二の三により作成することができる。

8　第四項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日以前に開始する事業年度に係る新銀行法第五十二条の二十八第四項の規定により公告すべき連結貸借対照表等の要旨は、旧銀行法施行規則別紙様式第十三号の二とすることができる。

**附　則（平成一八年一〇月一二日内閣府令第八四号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令第一条による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式、第三条による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式、第四条による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第五条による改正後の金融先物取引法施行規則別紙様式、第六条による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式及び第七条による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一八年一二月二七日内閣府令第八九号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成一九年三月一三日内閣府令第二一号）**

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附　則（平成一九年四月一七日内閣府令第三八号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令第一条による改正後の銀行法施行規則別紙様式第三号、第三号の二、第四号、第四号の二、第五号の二、第六号の三、第六号の四、第七号の三、第七号の四、第八号の二、第九号、第九号の二、第十号、第十二号、第十三号の二、第十四号及び第十五号並びに第三条による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式並びに第四条による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号並びに第五条による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式並びに第七条による改正後の信託業法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　この府令第一条による改正後の銀行法施行規則別紙様式第一号、第一号の二、第二号、第二号の二、第五号、第六号、第六号の二、第七号、第七号の二、第八号、第十一号及び第十三号並びに第四条による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第七号は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一九年七月一三日内閣府令第四九号）**

この府令は、信託法の施行の日から施行する。

**附　則（平成一九年八月八日内閣府令第六〇号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　銀行が施行日以後に顧客との間で外貨預金等（第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下「新銀行法施行規則」という。）第十四条の十一の二十五第一項第一号に規定する外貨預金等をいう。以下この条において同じ。）に係る特定預金等契約（改正法第十六条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「新銀行法」という。）第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。以下この条から附則第四条まで及び第七条において同じ。）の締結をしようとする場合における新銀行法第十三条の四において準用する改正法第三条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第二十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合（当該顧客から契約締結前交付書面（新銀行法施行規則第十四条の十一の十七第三号ニ（1）に規定する契約締結前交付書面をいう。以下この条、次条第二項及び附則第七条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）とする。

2　施行日以後に外貨預金等に係る特定預金等契約が成立した場合における新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約が成立した場合（当該顧客から契約締結時交付書面（新銀行法施行規則第十四条の十一の二十八第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。以下この条及び附則第七条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）とする。

3　前二項の場合において、銀行は、施行日から起算して三月以内に当該顧客に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面又は外貨預金等書面（新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第一号に規定する外貨預金等書面をいう。附則第六条において同じ。）を交付しなければならない。

**第三条**　銀行又は銀行代理業者（新銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に顧客（当該銀行との間で施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者又は当該銀行代理業者による代理若しくは媒介により施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者に限る。）を相手方とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をしようとする場合における新銀行法第十三条の四又は第五十二条の四十五の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合とする。

2　前項の場合において、銀行又は銀行代理業者は、特定預金等契約が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面を交付しなければならない。

**第四条**　新銀行法施行規則第十四条の十一の十四第三号の適用については、施行日前に締結した特定預金等契約に相当する契約は、同号の特定預金等契約とみなす。

**第五条**　新銀行法施行規則第十四条の十一の十八及び第三十四条の五十三の三の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

**第六条**　銀行は、施行日前においても、新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第一号又は第十四条の十一の二十九第一項第一号の規定の例により、顧客に対し、書面を交付することができる。この場合において、当該銀行は、新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第一号又は第十四条の十一の二十九第一項第一号の規定により当該顧客に対して外貨預金等書面を交付したものとみなす。

2　新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第一号及び第三項又は第十四条の十一の二十九第一項第一号及び第三項の適用については、前項前段の規定により書面を交付した日を新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第一号及び第三項又は第十四条の十一の二十九第一項第一号及び第三項の外貨預金等書面を交付した日とみなす。

**第七条**　銀行は、施行日以後に特定預金等契約を締結しようとする場合であって、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第二号の規定を適用する。

2　銀行は、施行日以後に特定預金等契約が成立した場合であって、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなして、新銀行法施行規

則第十四条の十一の二十九第一項第二号の規定を適用する。

3　新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第二号及び第四項又は第十四条の十一の二十九第一項第二号及び第四項の契約締結前交付書面又は新銀行法施行規則第十四条の十一の二十九第一項第二号及び第四項の契約締結前交付書面を交付した日とみなす。

**第八条**　この府令の施行の際現に証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号。以下「整備法」という。）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号。以下「旧抵当証券業規制法」という。）の規定により行っている旧抵当証券業規制法第二条第一項に規定する抵当証券業については、第一条の規定による改正前の銀行法施行規則第十七条の三第二項第四号の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

**附　則（平成一九年九月二七日内閣府令第七四号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、平成十九年十月一日から施行する。

**附　則（平成一九年九月二八日内閣府令第七六号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成一九年一一月七日内閣府令第七九号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。

**附　則（平成一九年一二月二一日内閣府令第八九号）**

この府令は、平成十九年十二月二十二日から施行する。

**附　則（平成二〇年三月二八日内閣府令第一一号）**

この府令は、平成二十年四月一日から施行する。

**附　則（平成二〇年四月一一日内閣府令第二六号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第四号の二まで、別紙様式第五号の二、別紙様式第六号の四、別紙様式第七号の四、別紙様式第八号の二から別紙様式第九号の二まで、別紙様式第十三号の二及び別紙様式第十四号、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式並びに第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第一号から別紙様式第二号の二まで、別紙様式第五号、別紙様式第六号、別紙様式第七号の二、別紙様式第八号、別紙様式第十一号及び別紙様式第十三号は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二〇年七月四日内閣府令第四三号）　抄**

この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

**附　則（平成二〇年七月一一日内閣府令第四四号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式及び第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二〇年九月二四日内閣府令第五六号）**

この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附　則（平成二〇年一〇月二九日内閣府令第六七号）**

この府令は、電子記録債権法の施行の日から施行する。

**附　則（平成二〇年一二月五日内閣府令第七九号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、平成二十年十二月十二日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第二一条**　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（平成二一年一月二三日内閣府令第一号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。ただし、第二条中銀行法施行規則第三十四条の二の四十二の改正規定、第四条中信用金庫法施行規則第十七条第二号ニの改正規定及び第百条の改正規定、第五条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第百十一条の改正規定、第六条中保険業法施行規則第百四十二条の四の次に一条を加える改正規定及び第二百十一条の七十二第三項第二号の改正規定、第九条中投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第百九十三条第二項から第四項までの改正規定並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第四条**　この命令（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（平成二一年四月一三日内閣府令第二四号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第四号の二まで、別紙様式第五号の二、別紙様式第六号の三、別紙様式第六号の四、別紙様式第七号の三、別紙様式第七号の四、別紙様式第八号の二から別紙様式第十号まで、別紙様式第十二号及び別紙様式第十三号の二から別紙様式第十五号まで、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式、第五条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式並びに第六条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形及び附属明細書ひな形は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第一号から別紙様式第二号の二まで、別紙様式第五号、別紙様式第六号の二、別紙様式第七号の二、別紙様式第八号、別紙様式第十一号及び別紙様式第十三号は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二一年四月二〇日内閣府令第二六号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第四号の二まで、別紙様式第五号の二、別紙様式第六号の四、別紙様式第七号の三、別紙様式第七号の四、別紙様式第八号の二から別紙様式第九号の二まで、別紙様式第十三号の二及び別紙様式第十四号、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式並びに第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第一号、別紙様式第一号の二、別紙様式第五号、別紙様式第六号、別紙様式第六号の二、別紙様式第八号、別紙様式第十一号及び別紙様式第十三号並びに第三条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第十四号及び別紙様式第十六号の十九は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二一年四月二〇日内閣府令第二七号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、公布の日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第六条**　銀行法第二十一条第一項に規定する説明書類の記載事項のうち第五条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十九条の二第一項第六号に掲げる事項、同法第二十一条第二項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第十九条の三第四号に掲げる事項及び同法第五十二条の二十九第一項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第三十四条の二十六第一項第五号に掲げる事項については、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2　新規則別紙様式は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二一年六月二二日内閣府令第三四号）**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この府令の施行の際現に我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。次項において「旧特別措置法」という。）第七条第一項又は第十一条第一項に規定する認定を受けている会社については、なお従前の例による。

2　この府令の施行の際に旧特別措置法第五条第一項、第九条第一項、第十三条第一項又は第十六条第一項に規定する認定を受けている会社については、それぞれ我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十四条第一項に規定する認定を受けているものとみなす。

**附　則（平成二一年七月八日内閣府令第四一号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、公布の日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第七条**　銀行法第二十一条第一項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち第六条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十九条の二第一項に規定する事項、同法第二十一条第二項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち新規則第十九条の三に規定する事項及び同法第五十二条の二十九第一項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち新規則第三十四条の二十六第一項に規定する事項については、平成二十一年四月一日以後に開始した中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係るものについて適用し、同日前に開始した中間事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2　新規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後に開始した中間事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した中間事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二一年九月九日内閣府令第六二号）**

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置）

2　この府令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となっている者についての第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十二条第十四号、第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十二条第九号、第四条の規定による改正後の銀行法施行規則第二十六条の二の二十五第一項第十七号、第六条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百七十条の二十五第一項第十七号、第七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十一条の二十二第一項第六号、第八条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第百十条の二十五第一項第十七号、第九条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二条の十三の二十三第一項第十一号及び第二百三十四条の二十四第一項第十二号、第十条の規定による改正後の資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令第十三条第九号、第十一条の規定による改正後の特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令第十三条第九号並びに第十二条の規定による改正後の信託業法施行規則第三十条の二十三第一項第十号の規定の適用については、この府令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　この府令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（平成二一年九月二四日内閣府令第六三号）**

この府令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

**附　則（平成二一年一二月二四日内閣府令第七六号）**

この府令は、保険法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

**附　則（平成二一年一二月二八日内閣府令第七八号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二　略

三　第十条中金融商品取引業等に関する内閣府令第七条第一号、第八条第五号、第四十四条第二号、第四十五条第五号及び第八十条第一項第一号の改正規定、同令第八十二条に一号を加える改正規定、同令第百十五条の次に一条を加える改正規定、同令第百十六条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第百十七条第一項の改正規定（「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める部分並びに同項第八号及び第九号に係る部分に限る。）、同令第百十九条第一項第五号及び第六号並びに第百二十三条第一項第十八号ニの改正規定、同令第百七十四条第一号に次のように加える改正規定、同令第二百十七条、第二百三十一条第一項並びに第二百七十五条第一項第六号及び第七号の改正規定、同令別紙様式第一号及び別紙様式第九号の改正規定、同令別紙様式第十二号の改正規定（同様式1（9）①の注意事項1及び⑥の注意事項3に係る部分を除く。）並びに同令別紙様式第十六号の改正規定（同様式8（1）の注意事項1及び8（5）の注意事項2に係る部分を除く。）、第十二条の規定、第十三条中無尽業法施行細則第三条第一項の改正規定及び同令第二章中第十四条の三の次に一条を加える改正規定、第十四条中銀行法施行規則第十三条の三第一項第四号及び第十三条の七の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第十四条の十一の二十五第一項第一号の改正規定（「及び第十七号」を「、第十七号及び第十八号」に改める部分に限る。）、同令第十四条の十一の二十七第一項の改正規定、同令第十四条の十一の三十の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第十四条の十一の三十の二とし、同令第十四条の十一の二十九の次に一条を加える改正規定、同令第十九条の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第三十四条の二の十七第三号ニ（1）及び第三十四条の二の二十五第一項の改正規定、同令第三十四条の二の二十五第一項の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第三十四条の二の三十の二と

し、同令第三十四条の二の二十九の次に一条を加える改正規定、同令第三十四条の四十九、第三十四条の五十三の二第三号ニ（1）、第三十四条の五十三の十第二号及び第三十四条の五十三の十二第一項の改正規定、同令第三十四条の五十三の十七の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第三十四条の五十三の十七の二とし、同令第三十四条の五十三の十六の次に一条を加える改正規定、第十五条中長期信用銀行法施行規則第十二条第一項第四号及び第十二条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第十八条の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第二十五条の二十八、第二十六条の二の二十三第一項第一号及び第二十六条の二の二十五第一項の改正規定、同令第二十六条の二の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第二十六条の二の二十八の二とし、同令第二十六条の二の二十七の次に一条を加える改正規定、第十六条中信用金庫法施行規則第百二条第一項第四号及び第百十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第百三十二条第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第百五十五条の改正規定、第百七十条の二十三第一項第一号の改正規定（「第百七十条の二第二号」を「第百七十条の二の十二第二号」に改める部分を除く。）、同令第百七十条の二十五第一項の改正規定、同令第百七十条の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第百七十条の二十八の二とし、同令第百七十条の二十七の次に一条を加える改正規定、第十七条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第十一条の次に一条を加える改正規定、同令第十五条第七項に一号を加える改正規定、同令第三十一条の二十二第一項第六号の改正規定、同令第三十一条の二十三の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）及び同条を同令第三十一条の二十五とし、同令第三十一条の二十二の次に二条を加える改正規定、第十八条の規定（貸金業法施行規則第二十八条第一項の改正規定、同令第三十条の十六の次に十四条を加える改正規定及び同令第三十二条第一項の改正規定を除く。）、第十九条中中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三を同令第四条とし、同令第二条の二の次に一条を加える改正規定、第二十条中保険業法施行規則目次の改正規定（「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める部分に限る。）、同令第五十二条の十三の二十三第一項に一号を加える改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第五十二条の十三の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同令第二編第三章中第五十五条の次に一条を加える改正規定、同令第五十九条の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第八十五条第五項第三号、第百六十六条第四項第三号及び第百九十二条第四項第三号の改正規定、同令第二百十一条の三第九号の次に一号を加える改正規定、同令第二百十一条の三十七第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第二百十一条の五十五第四項第三号の改正規定、同令第二百十九条第一項に一号を加える改正規定、同令第二百三十四条の二十四第一項の改正規定、同令第二百三十四条の二十六の次に一条を加える改正規定並びに同令第二百三十四条の二十七第一項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）、第二十一条中信託業法施行規則第十三条第一項に一号を加える改正規定、同令第二十九条の次に一条を加える改正規定、同令第三十条の二十三第一項の改正規定、同令第三十条の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第三十条の二十六とし、同令第三十条の二十三の次に二条を加える改正規定、同令第三十三条第七項の改正規定、同令第四十三条第一項に一号を加える改正規定、同条第二項に一号を加える改正規定、同条第三項に一号を加える改正規定、同条第四項に一号を加える改正規定、同令第五十一条の四に一号を加える改正規定及び同令第五十三条第二項に一号を加える改正規定、第二十二条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十二条第三項に一号を加える改正規定及び同令第十五条の二の次に一条を加える改正規定、第二十五条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十一条第一項第四号及び第五十条の改正規定、同令第六十九条第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第九十五条、第百十条の二十三第一項第一号及び第百十条の二十五第一項の改正規定、同令第百十条の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同条を同令第百十条の二十八の二とし、同令第百十条の二十七の次に一条を加える改正規定並びに同令第百十一条の改正規定、第二十六条中投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十四条の次に二条を加える改正規定及び同令第二百三十五条の改正規定並びに第二十七条、第二十八条及び附則第六条の規定　改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年十月一日）

（契約締結前交付書面等の記載事項に関する経過措置）

**第六条**　第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十二条第十五号、第十四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条の十一の二十七第一項第十八号及び第三十四条の五十三の十二第一項第十八号、第十五条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十五第一項第十八号、第十六条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百七十条の二十五第一項第十八号、第十七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第十五条第七項第七号及び第三十一条の二十二第一項第二号、第十八条の規定による改正後の貸金業法施行規則第十二条の二第一項第一号ヌ、第二号イ、第三号イ及び第四号、第二項第一号ヌ、第二号イ、第三号イ及び第四号、第五項第十四号並びに第六項第二号、第十三条第一項第一号ソ、第二号イ、第三号イ及び第四号、第三項第一号ソ、第二号イ、第三号イ及び第四号並びに第十六項第一号ノ、第二号イ、第三号イ及び第四号イ並びに第十九条第五項第二号、第三号及び第五号、第二十条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二条の十三の二十三第一項第十二号及び第二百三十四条の二十四第一項第十三号、第二十一条の規定による改正後の信託業法施行規則第三十条の二十三第一項第十一号及び第三十三条第七項、第二十二条の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十二条第三項第九号並びに第二十五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第百十条の二十五第一項第十八号の規定の適用については、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

2　第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十四条第一号ホ、別紙様式第十二号及び別紙様式第十六号、第十二条の規定による改正後の証券金融会社に関する内閣府令別紙様式1、第十四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第四号ハ、第十五条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第四号ハ、第十六条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第四号ハ、第十八条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号、第二十条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十九条の二第一項第四号ニ及びホ、第百四十三条の二第一項第四号並びに第二百十一条の三十七第一項第四号ハ、第二十一条の規定による改正後の信託業法施行規則第四十三条第一項第六号、第二項第六号、第三項第七号及び第四項第五号並びに第二十五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第四号ハの規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する。

（禁止行為に関する経過措置）

**第九条**　平成二十二年十二月三十一日までの間における第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げるものとすることができる。

一　新金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付（新金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この項において同じ。）を付与した者が信用格付業（新金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を信用格付を付与した者及びその関係法人（第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）のうち一若しくは二以上のものから入手する方法

四　信用格付の前提、意義及び限界

2　平成二十二年十二月三十一日までの間における第十四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条の十一の三十第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、前項各号に掲げるものとすることができる。

3　平成二十二年十二月三十一日までの間における第十四条の規定による改正後の銀行法施行規則第三十四条の二の三十第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

4　平成二十二年十二月三十一日までの間における第十四条の規定による改正後の銀行法施行規則第三十四条の五十三の十七第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第十一条**　この府令（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（平成二二年三月一日内閣府令第七号）**

この府令は、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

**附　則（平成二二年四月一三日内閣府令第二二号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第三号から第四号の二まで、第五号の二、第六号の三、第六号の四、第七号の三、第七号の四、第八号の二から第十号まで、第十二号及び第十三号の二から第十五号まで、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下「新信用金庫法施行規則」という。）別紙様式、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新協同組合法施行規則」という。）別紙様式第四号、第五号、第五号の二、第七号から第七号の三まで、第十二号の二、第十五号から第十五号の三まで、第十六号の十七、第十六号の二十及び第十六号の二十五から第十六号の二十七まで、第五条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則（以下「新船主相互保険組合法施行規則」という。）別紙様式第一号並びに第六条の規定による改正後の無尽業法施行細則（以下この項において「新無尽業法施行細則」という。）業務報告書雛形及び附属明細書ひな形は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、新銀行法施行規則別紙様式第三号第2貸借対照表の表、第三号の二第2貸借対照表の表、第四号第2貸借対照表の表、第六号の三第1貸借対照表の表、第七号の三第1貸借対照表の表及び第七号の四第1貸借対照表の表、新信用金庫法施行規則別紙様式第二号貸借対照表の表、新協同組合法施行規則別紙様式第二号貸借対照表の表、第六号貸借対照表の表、第十号貸借対照表の表、第十三号第2貸借対照表の表、第十四号第2貸借対照表の表及び第十五号第2貸借対照表の表、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号貸借対照表の表（資産除去債務の科目に限る。）、第六号貸借対照表の表（資産除去債務の科目に限る。）、第九号第2貸借対照表の表（資産除去債務の科目に限る。）、第九号の二第2貸借対照表の表、新保険業法施行規則別紙様式第七号第4貸借対照表の表、第七号の二第4貸借対照表の表、第十二号第3貸借対照表の表、第十二号の二第3貸借対照表の表及び第十六号の十七第4貸借対照表の表、新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号第2貸借対照表の表並びに新無尽業法施行細則業務報告書雛形二貸借対照表の表の規定については、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新銀行法施行規則別紙様式第一号から第二号の二まで、第五号、第六号、第六号の二、第七号、第七号の二、第八号、第十一号及び第十三号、新保険業法施行規則別紙様式第六号から第六号の三まで、第十一号、第十一号の二、第十四号、第十六号の十八、第十六号の十九及び第十六号の二十四並びに新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第三号は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二二年九月二一日内閣府令第四一号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式及び第五条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二二年九月二一日内閣府令第四二号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成二二年九月三〇日内閣府令第四五号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、公布の日から施行する。

（業務報告書等の様式に係る経過措置）

**第十三条**　第十条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形、第十一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第1号、別紙様式第1号の2、別紙様式第2号、別紙様式第2号の2、別紙様式第3号、別紙様式第3号の2、別紙様式第4号、別紙様式第4号の2、別紙様式第5号の2、別紙様式第6号、別紙様式第6号の2、別紙様式第6号の3、別紙様式第6号の4、別紙様式第7号、別紙様式第7号の2、別紙様式第7号の3、別紙様式第7号の4、別紙様式第8号の2、別紙様式第12号及び別紙様式第13号の2、第十二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式第13号、別紙様式第13号の2、別紙様式第14号、別紙様式第14号の2及び別紙様式第15号、第十三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第2号、別紙様式第6号、別紙様式第9号、別紙様式第9号の2、別紙様式第10号及び別紙様式第10号の2、第十六条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第10号及び別紙様式第10号の2並びに第十九条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二二年一一月一九日内閣府令第四九号）　抄**

（施行期日）

1　この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

**附　則（平成二二年一二月二八日内閣府令第五七号）　抄**

この府令は、平成二十三年一月四日から施行する。

**附　則（平成二三年三月二五日内閣府令第五号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、公布の日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十九条の三及び第三十四条の二十六に規定する説明書類（中間事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新規則第十九条の三及び第三十四条の二十六に規定する説明書類（事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式第五号、第八号、第十一号及び第十三号は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

4　新規則別紙様式第五号の二、第八号の二、第十二号及び第十三号の二は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二三年六月二九日内閣府令第二八号）**

この府令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

**附　則（平成二三年一〇月三一日内閣府令第五八号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の保険業法施行規則別表及び別紙様式並びに第三条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二三年一一月一六日内閣府令第六一号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第五条**　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（平成二四年二月一五日内閣府令第四号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

**附　則（平成二三年一〇月三一日内閣府令第五八号）**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の保険業法施行規則別表及び別紙様式並びに第三条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二三年一一月一六日内閣府令第六一号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第五条**　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（平成二四年二月二二日内閣府令第五号）**

この府令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

**附　則（平成二四年三月二九日内閣府令第一四号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成二四年六月一日内閣府令第三八号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成二四年六月二二日内閣府令第四〇号）　抄**

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式及び第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二四年七月六日内閣府令第四六号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（外国人登録証明書の写し等に関する経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第三十四条の三十四、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十五条の十四、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百四十条、第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十条、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則第五条第二項、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第二項及び第三十条の十三第一項、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十一条及び第十六条、第十二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第六条、第十四条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九条第一項、第十五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第百八条第二項及び第二百十五条並びに第十六条の規定による改正後の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令第十五条第一項の規定（以下この項において「外国人登録証明書関係の改正規定」と総称する。）の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ外国人登録証明書関係の改正規定に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

（業務に関する報告書等に係る経過措置）

**第三条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令別紙様式、第六条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第七条の規定による改正後の無尽業法施行細則附属雛形、第八条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第二十三号、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号の二及び第二十二号、第十三条の規定による改正後の資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式並びに第十八条の規定による改正後の金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二四年九月二八日内閣府令第六五号）**

この府令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

**附　則（平成二五年三月一五日内閣府令第七号）**

この府令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

**附　則（平成二五年三月二七日内閣府令第九号）**

この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。

**附　則（平成二五年三月二八日内閣府令第一一号）**

（施行期日）

1　この府令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第一号、別紙様式第一号の二、別紙様式第五号及び別紙様式第十一号は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新銀行法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第四号の二まで、別紙様式第五号の二、別紙様式第六号の二の三、別紙様式第六号の四、別紙様式第七号の三、別紙様式第七号の四及び別紙様式第十二号、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式第二号、別紙様式第六号、別紙様式第十号、別紙様式第十三号、別紙様式第十四号及び別紙様式第十五号、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号、別紙様式第六号、別紙様式第九号及び別紙様式第十号、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第四号の二まで、別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第七号、別紙様式第七号の二、別紙様式第十一号、別紙様式第十一号の二、別紙様式第十二号、別紙様式第十二号の二、別紙様式第十四号、別紙様式第十五号、別紙様式第十六号の十七から別紙様式第十六号の十九まで、別紙様式第十六号の二十及び別紙様式第十六号の二十五、第五条の規定

による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（次項において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）別紙様式第十七号の五並びに第六条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号から別紙様式第三号までは、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

4　新銀行法施行規則別紙様式第三号、別紙様式第三号の二、別紙様式第五号の二及び別紙様式第十二号の国際基準に係る自己資本比率の項目並びに新金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十七号の五１（６）様式Ｂの項目については、平成二十五年三月三十一日前に終了した事業年度に係るものについては記載することを要しない。

**附　則（平成二五年三月二九日内閣府令第一三号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十九条の二に規定する説明書類（中間事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十五年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新規則第十九条の二に規定する説明書類（事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二五年九月二七日内閣府令第六三号）　抄**

（施行期日）

1　この府令は、平成二十五年九月三十日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第五条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式、第六条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式、第七条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式及び第八条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる様式は、当該各号に定める書類について適用することができる。

一　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第一号から別紙様式第二号の二まで、別紙様式第五号、別紙様式第六号、別紙様式第七号の二、別紙様式第八号、別紙様式第十一号及び別紙様式第十三号　平成二十五年九月三十日に終了する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。）に係る書類

**附　則（平成二五年一二月一一日内閣府令第七三号）**

この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

**附　則（平成二六年一月一七日内閣府令第五号）**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この府令の施行の際現に産業競争力強化法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この条において「旧産活法」という。）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関する第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十七条の二第六項第五号、長期信用銀行法施行規則第七十条第四項第五号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十条第四項第五号並びに第二条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十五条第五項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

2　この府令の施行後に産業競争力強化法附則第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた会社又は同法附則第二十条第一項の規定に基づきなお従前の例によることとされる場合における旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関する第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十七条の二第六項第五号、長期信用銀行法施行規則第四条の三第六項第五号、信用金庫法施行規則第七十条第四項第五号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十条第四項第五号並びに第二条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十五条第五項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

**附　則（平成二六年三月五日内閣府令第一五号）**

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

**附　則（平成二六年三月二八日内閣府令第二三号）　抄**

（施行期日）

1　この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第一号、別紙様式第一号の二、別紙様式第五号及び別紙様式第十一号、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新保険業法施行規則」という。）別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第十四号、別紙様式第十六号の十八、別紙様式第十六号の十九及び別紙様式第十六号の二十四並びに第七条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形は、平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新銀行法施行規則別紙様式第三号、別紙様式第三号の二、別紙様式第五号の二、別紙様式第九号、別紙様式第九号の二、別紙様式第十二号及び別紙様式第十四号、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下「新信用金庫法施行規則」という。）別紙様式第一号、別紙様式第三号、別紙様式第五号、別紙様式第九号、別紙様式第十一号及び別紙様式第十三号から別紙様式第十五号まで、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）別紙様式第一号、別紙様式第三号、別紙様式第五号、別紙様式第七号、別紙様式第九号から別紙様式第十号の二まで、別紙様式第十三号及び別紙様式第十四号、新保険業法施行規則別紙様式第七号から別紙様式第七号の三まで、別紙様式第十二号、別紙様式第十五号、別紙様式第十六号の十七、別紙様式第十六号の二十、別紙様式第十六号の二十五及び別紙様式第十六号の二十六、第五条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十七号の五並びに第六条の規定による改正後の証券金融会社に関する内閣府令別紙様式は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

4　新銀行法施行規則別紙様式第三号、別紙様式第三号の二、別紙様式第五号の二及び別紙様式第十二号、新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号から別紙様式第十五号まで並びに新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号から別紙様式第十号の二までの国内基準に係る自己資本比率の項目については、平成二十六年三月三十一日前に終了した事業年度に係るものについては記載することを要しない。

**附　則（平成二六年三月三一日内閣府令第三一号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有に関する経過措置）

**第二条**　金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第十四条の規定により読み替えて適用され

る同法第十四条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条の二に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該額が二十億円を超えるときは、二十億円とする。

一　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで　十億円又は平成二十六年三月三十一日に終了する事業年度に係る第一条の規定による改正前の銀行法施行規則別紙様式第四号（同令第十四条第一項に規定する特定取引勘定届出外国銀行支店にあっては、別紙様式第四号の二）中の貸借対照表の利益準備金勘定に計上される額（次号において「利益準備金額」という。）のいずれか高い額

二　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで　十五億円又は利益準備金額のいずれか高い額

（銀行法施行規則等の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（次項において「改正後銀行法施行規則」という。）別紙様式は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2　改正後銀行法施行規則第十九条の二及び第三十四条の二十六、第三条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八条の二及び第二十五条の八の二、第四条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条並びに第十条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条に規定する説明書類は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

**附　則**　**（平成二六年七月四日内閣府令第五〇号）**

この府令は、平成二十六年七月三十一日から施行する。

**附　則**　**（平成二六年一〇月一日内閣府令第六四号）**　**抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正前の銀行法施行規則第十四条の二第一項第一号ハに掲げる金額は、第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条の二第一項第一号ハに掲げる金額とみなす。

**附　則**　**（平成二六年一〇月一四日内閣府令第六七号）**

この府令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月十四日）から施行する。

**附　則**　**（平成二六年一〇月二二日内閣府令第六九号）**　**抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。以下「商工債」という。）については、適用しない。

**附　則**　**（平成二七年二月二七日内閣府令第八号）**　**抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、平成二十七年六月三十日（以下「施行日」という。）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（次条から附則第七条第一項まで（次条第二項及び附則第五条第二項を除く。）の規定において「新銀行法施行規則」という。）第十九条の二第一項の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

**第三条**　海外営業拠点（新銀行法施行規則第十九条の二第一項ただし書に規定する海外営業拠点をいう。以下この条、附則第五条及び第七条において同じ。）が中間事業年度の中途又は事業年度の中途において銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下この条、附則第五条及び第七条において同じ。）を開始した銀行の当該中間事業年度又は当該事業年度に対する新銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号（同号ホに係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該海外営業拠点が銀行業を開始した日から当該日を含む中間事業年度の末日まで又は事業年度の末日までの期間を同号の中間事業年度又は事業年度とみなす。

2　前項の規定により中間事業年度又は事業年度とみなされた期間については、同項の規定により海外営業拠点が銀行業を開始した日を施行日とみなして、前条の規定を適用する。

**第四条**　新銀行法施行規則第十九条の三の規定は、施行日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類及び連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

**第五条**　海外営業拠点が中間連結会計年度の中途又は連結会計年度の中途において銀行業を開始した銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいい、同法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の当該中間連結会計年度又は当該連結会計年度に対する新銀行法施行規則第十九条の三第三号（同号ニに係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該海外営業拠点が銀行業を開始した日から当該日を含む中間連結会計年度の末日まで又は連結会計年度の末日までの期間を同号の中間連結会計年度又は連結会計年度とみなす。

2　前項の規定により中間連結会計年度又は連結会計年度とみなされた期間については、同項の規定により海外営業拠点が銀行業を開始した日を施行日とみなして、前条の規定を適用する。

**第六条**　新銀行法施行規則第三十四条の二十六第一項の規定は、施行日以後に終了する中間連結会計年度に係る説明書類及び連結会計年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類及び連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

**第七条**　海外営業拠点が中間事業年度の中途又は事業年度の中途において銀行業を開始した銀行を子会社とする銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）及びその子会社等（新銀行法施行規則第三十四条の二十六第一項第一号イに規定する子会社等をいう。）の当該海外営業拠点が銀行業を開始した日を含む中間連結会計年度又は連結会計年度に対する同項第四号（同号ニに係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該海外営業拠点が銀行業を開始した日から当該日を含む中間連結会計年度の末日まで又は連結会計年度の末日までの期間を同号の中間連結会計年度又は連結会計年度とみなす。

2　前項の規定により中間連結会計年度又は連結会計年度とみなされた期間についても、同項の規定により海外営業拠点が銀行業を開始した日を施行日とみなして、前条の規定を適用する。

**附　則**　**（平成二七年三月三〇日内閣府令第二一号）**　**抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中銀行法施行規則別紙様式第一号の改正規定（第4の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第一号の二の改正規定（第4の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第三号の改正規定（第4の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第三号の二の改正規定（第4の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第五号の改正規定（第2の4の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第五号の二の改正規定（第2の4の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十一号の改正規定（第2の4の表記載上の注意に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十二

号の改正規定（第２の４の表記載上の注意に係る部分に限る。）、第三条中信用金庫法施行規則別紙様式第二号の改正規定、同令別紙様式第三号の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第六号の改正規定、同令別紙様式第七号の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十号の改正規定、同令別紙様式第十一号の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十三号第２の２の表記載上の注意の改正規定、同令別紙様式第十四号第２の表記載上の注意、同令別紙様式第十四号第３の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十五号第３の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、第四条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号の改正規定、同令別紙様式第三号の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の表記載上の注意の改正規定、同令別紙様式第九号第２の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第九号の二第２の２．の表記載上の注意の改正規定、同令別紙様式第十号第２の改正規定、同令別紙様式第十号第３の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十号の二第２の２．の表記載上の注意の改正規定、第五条中保険業法施行規則別紙様式第六号の改正規定（第５の表記載上の注意及び第６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第六号の二の改正規定（第５の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第六号の三の改正規定（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の改正規定（第９の表記載上の注意及び第１０の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の二の改正規定（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の三の改正規定（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の四の改正規定（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の五の改正規定（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の六の改正規定（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の七の改正規定（第９の表記載上の注意及び第１０の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の八の改正規定（第２の５の表記載上の注意及び第６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十六号の十九の改正規定（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十六号の二十の改正規定（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十六号の二十四の改正規定（第２の５の表記載上の注意に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十六号の二十五の改正規定（第２の５の表記載上の注意に係る部分に限る。）、第六条中金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号の改正規定、第七条の規定、第八条中信託業法施行規則別紙様式第十号の改正規定（記載上の注意２（５）⑥に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十号の二の改正規定（記載上の注意２（５）⑥に係る部分に限る。）並びに第十条の規定並びに次条第二項、附則第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条、第九条第一項及び第十条の規定　公布の日

二　第一条中銀行法施行規則別紙様式第三号の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び同令別紙様式第三号の二の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中信用金庫法施行規則別紙様式第十三号第１の改正規定、同令別紙様式第十三号の二第１の３．の表の改正規定（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十四号第１の改正規定、同令別紙様式第十四号の二第１の３．〔国内基準に係る連結自己資本比率〕の表の改正規定（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十五号第１の改正規定、第四条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号第１の改正規定、同令別紙様式第九号の二第１の３．の表の改正規定（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十号第１の改正規定、同令別紙様式第十号の二第１の３．の表の改正規定（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）並びに次条第二項、附則第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条、第九条第一項及び第十条の規定　平成二十七年三月三十一日

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）第十九条の三第二号ロ（３）及び第三十四条の二十六第一項第三号ロ（３）並びに別紙様式第一号（第４の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第一号の二（第４の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第五号（第２の４の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第五号の二（第２の４の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第八号から別紙様式第九号の二まで、別紙様式第十一号（第２の４の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十二号（第２の４の表記載上の注意を除く。）及び別紙様式第十三号から別紙様式第十四号までの規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

２　新銀行法施行規則別紙様式第一号第４の表記載上の注意、別紙様式第一号の二第４の表記載上の注意、別紙様式第三号の二第４の表記載上の注意、別紙様式第五号第２の４の表記載上の注意、別紙様式第五号の二第２の４の表記載上の注意、別紙様式第十一号第２の４の表記載上の注意及び別紙様式第十二号第２の４の表記載上の注意の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

３　新銀行法施行規則別紙様式第三号（第４の表記載上の注意を除く。）及び別紙様式第三号の二（第４の表記載上の注意を除く。）の規定は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

**附　則（平成二七年四月二八日内閣府令第三七号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　第六条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）別紙様式は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告については、新銀行法施行規則別紙様式第九号２（１）の表記載上の注意８、別紙様式第九号の二２（１）の表記載上の注意８及び別紙様式第十四号２（１）の表記載上の注意８の規定を適用する。

２　施行日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る事業報告に係る新銀行法施行規則別紙様式第九号８の記載上の注意、別紙様式第九号の二８の記載上の注意及び別紙様式第十四号８の記載上の注意の規定の適用については、これらの規定中「運用状況」とあるのは、「運用状況（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後のものに限る。）」とする。

３　前項の事業報告及び附属明細書に係る新銀行法施行規則別紙様式第九号１０の記載上の注意、別紙様式第九号の二１０の記載上の注意及び別紙様式第十四号１０の記載上の注意の規定の適用については、これらの規定中「含む」とあるのは、「含み、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後にされたものに限る」とする。

**附　則（平成二七年五月一五日内閣府令第三八号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第十一条**　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（平成二七年九月四日内閣府令第五二号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成二七年一一月二六日内閣府令第六七号）**

この府令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

**附　則（平成二八年三月一日内閣府令第九号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成二八年三月一〇日内閣府令第一一号）**

この府令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**附　則（平成二八年三月二三日内閣府令第一三号）**

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中銀行法施行規則第十四条の二第一項第一号ハの改正規定（「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第二条中長期信用銀行法施行規則第十三条の二第一項第一号ハの改正規定（「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第三条中信用金庫法施行規則第百十五条第一項第一号ハの改正規定（「に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第四条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十三条第二項第三号の改正規定（「に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第五条の規定及び第六条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第一項第一号ハの改正規定（「に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附　則（平成二八年三月二九日内閣府令第一七号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**附　則（平成二八年三月三〇日内閣府令第一八号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第一号及び別紙様式第一号の二の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る中間業務報告書（同項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

2　新銀行法施行規則別紙様式第三号及び別紙様式第三号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

3　新銀行法施行規則別紙様式第五号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第十九条第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

4　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

5　新銀行法施行規則別紙様式第九号及び別紙様式第九号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告（銀行法第二十二条の規定による事業報告をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る事業報告については、なお従前の例による。

6　新銀行法施行規則別紙様式第十一号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

7　新銀行法施行規則別紙様式第十二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

8　新銀行法施行規則別紙様式第十四号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告（銀行法第五十二条の三十の規定による事業報告をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る事業報告については、なお従前の例による。

**附　則（平成二八年六月三〇日内閣府令第四六号）**

この府令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

**附　則（平成二八年九月一五日内閣府令第五九号）**

この府令は、平成二十八年九月二十三日から施行する。

**附　則（平成二九年三月二三日内閣府令第六号）**

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附　則（平成二九年三月二四日内閣府令第八号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（改正法附則第三条の規定による届出）

**第三条**　改正法附則第三条の規定による届出をしようとする銀行は、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該銀行と所属外国銀行（改正法第一条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下この条において同じ。）及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループ（同法第五十二条の二第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下この条において同じ。）との間の資本関係を記載した書面

三　所属外国銀行の属する外国銀行グループの連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他の最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

四　所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面

五　所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面

**附　則（平成二九年一一月一〇日内閣府令第四九号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成二九年一一月三〇日内閣府令第五一号）**

この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

**附　則（平成二九年一二月二七日内閣府令第五五号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

**第五条**　この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（平成三〇年五月三〇日内閣府令第二四号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から改正法附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）第三十四条の六十四の十九において同じ。）は」と、新銀行法施行規則第三十四条の六十四の十九第一号中「電子決済等代行業の」とあるのは「電子決済等代行業（法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行うものに限る。次号において同じ。）の」とする。

**附　則（平成三〇年七月六日内閣府令第三五号）**

この府令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

**附　則（平成三〇年八月一五日内閣府令第四〇号）**

この府令は、平成三十年八月十六日から施行する。

**附　則（平成三一年三月一五日内閣府令第五号）**

この府令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

**附　則（平成三一年三月一五日内閣府令第六号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第一号及び別紙様式第一号の二の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る中間業務報告書（同項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

2　新銀行法施行規則別紙様式第三号及び別紙様式第三号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

3　新銀行法施行規則別紙様式第五号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第十九条第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

4　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

5　新銀行法施行規則別紙様式第十一号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

6　新銀行法施行規則別紙様式第十二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

**附　則（平成三一年三月二八日内閣府令第一〇号）**

この府令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

**附　則（令和元年五月七日内閣府令第二号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（令和元年六月二四日内閣府令第一四号）**

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附　則（令和元年七月一二日内閣府令第二〇号）**

この府令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

**附　則（令和元年九月一三日内閣府令第二九号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、公布の日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）別表第一の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は事業年度に係る説明書類（同法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新銀行法施行規則別紙様式第十一号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

3　新銀行法施行規則別紙様式第十二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

**附　則（令和元年一〇月一五日内閣府令第三四号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（令和元年一〇月三〇日内閣府令第三八号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

**附　則（令和元年一一月二一日内閣府令第四一号）**

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

**附　則（令和二年一月二四日内閣府令第三号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、令和四年三月三十一日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）第十九条の二第一項第五号ロ及びハの規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）又は事業年度に係る説明書類（同法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了

する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新銀行法施行規則第十九条の三第三号ロの規定は、施行日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類（銀行法第二十一条第二項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3　新銀行法施行規則第三十四条の二十六第一項第四号ロの規定は、施行日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類（銀行法第五十二条の二十九第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

4　新銀行法施行規則別紙様式第一号、別紙様式第一号の二、別紙様式第二号及び別紙様式第二号の二の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第十九条第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

5　新銀行法施行規則別紙様式第三号、別紙様式第三号の二、別紙様式第四号及び別紙様式第四号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

6　新銀行法施行規則別紙様式第五号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第十九条第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

7　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

8　新銀行法施行規則別紙様式第六号第一、別紙様式第六号の二第一、別紙様式第七号第一及び別紙様式第七号の二第一の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する中間貸借対照表等をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。

9　新銀行法施行規則別紙様式第六号第二、別紙様式第六号の二第二、別紙様式第七号第二及び別紙様式第七号の二第二の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等の要旨について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等の要旨については、なお従前の例による。

10　新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第一、別紙様式第六号の四第一、別紙様式第七号の三第一及び別紙様式第七号の四第一の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する貸借対照表等をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。

11　新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第二、別紙様式第六号の四第二、別紙様式第七号の三第二及び別紙様式第七号の四第二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等の要旨について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等の要旨については、なお従前の例による。

12　新銀行法施行規則別紙様式第八号第一の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等（銀行法第二十条第二項に規定する中間連結貸借対照表等をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

13　新銀行法施行規則別紙様式第八号第二の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等の要旨について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等の要旨については、なお従前の例による。

14　新銀行法施行規則別紙様式第八号の二第一の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等（銀行法第二十条第二項に規定する連結貸借対照表等をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

15　新銀行法施行規則別紙様式第八号の二第二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等の要旨について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等の要旨については、なお従前の例による。

16　新銀行法施行規則別紙様式第十一号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

17　新銀行法施行規則別紙様式第十二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

18　新銀行法施行規則別紙様式第十三号第一の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等（銀行法第五十二条の二十八第一項に規定する中間連結貸借対照表等をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

19　新銀行法施行規則別紙様式第十三号第二の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等の要旨について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等の要旨については、なお従前の例による。

20　新銀行法施行規則別紙様式第十三号の二第一の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等（銀行法第五十二条の二十八第一項に規定する連結貸借対照表等をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

21　新銀行法施行規則別紙様式第十三号の二第二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等の要旨について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等の要旨については、なお従前の例による。

**附　則（令和二年一月六日内閣府令第四号）**

この府令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

**附　則（令和二年三月三〇日内閣府令第二二号）抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、令和二年三月三十一日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第一号及び別紙様式第一号の二の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る中間業務報告書（同項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

2　新銀行法施行規則別紙様式第三号及び別紙様式第三号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

3　新銀行法施行規則別紙様式第五号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第十九条第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

4　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

5　新銀行法施行規則別紙様式第十一号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る

中間業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

6　新銀行法施行規則別紙様式第十二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

7　新銀行法施行規則別紙様式第二十一号から別紙様式第二十三号までの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る電子決済等代行業に関する報告書（銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による電子決済等代行業に関する報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る電子決済等代行業に関する報告書については、なお従前の例による。

**附　則（令和二年四月三日内閣府令第三五号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

**第九条**　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（令和二年四月三〇日内閣府令第三九号）**

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（この府令の失効）

2　この府令は、令和二年九月三十日限り、その効力を失う。

**附　則（令和二年六月一九日内閣府令第四七号）**

この府令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月十九日）から施行する。

**附　則（令和二年九月三〇日内閣府令第六五号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（令和二年九月三〇日内閣府令第六六号）**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この府令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下この条において「改正前中小強化法」という。）第十六条第一項に規定する認定を受けている会社（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前中小強化法第十六条第一項に規定する認定を受けた会社を含む。）については、なお従前の例による。

**附　則（令和二年一一月二七日内閣府令第七一号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この命令は、漁業法等の一部を改正する法律等の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

**附　則（令和二年一二月二三日内閣府令第七五号）　抄**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（令和三年二月三日内閣府令第五号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　第七条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）別紙様式は、次項及び第三項の規定による場合を除き、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2　新銀行法施行規則別紙様式第九号２（４）イ及びロ記載上の注意、（５）記載上の注意、６（３）イ及びロ記載上の注意、別紙様式第九号の二２（４）イ及びロ記載上の注意、（５）記載上の注意、６（３）イ及びロ記載上の注意、１１（２）イ及びロ記載上の注意、別紙様式第十四号２（４）イ及びロ記載上の注意、（５）記載上の注意並びに１１（２）イ及びロ記載上の注意の規定は、施行日以後に締結された補償契約（会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。）及び役員等賠償責任保険契約（会社法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。）について適用する。

3　前項の規定にかかわらず、施行日前に終了した事業年度のうち最終のものに係る事業報告の記載又は記録及び施行日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る事業報告における第六条の規定による改正前の銀行法施行規則別紙様式第九号２（１）記載上の注意８、別紙様式第九号の二２（１）記載上の注意８及び別紙様式第十四号２（１）記載上の注意８の理由の記載又は記録については、なお従前の例による。

**附　則（令和三年二月一五日内閣府令第六号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（令和三年三月二六日内閣府令第一三号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、令和三年三月三十一日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第一号第２記載上の注意１（４）、別紙様式第一号の二第２記載上の注意１（４）、別紙様式第二号第２記載上の注意１（４）及び別紙様式第二号の二第２記載上の注意１（４）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る中間業務報告書（同項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

2　新銀行法施行規則別紙様式第一号第２記載上の注意１（２）⑪及び同様式第３記載上の注意４、別紙様式第一号の二第２記載上の注意１（２）⑪及び同様式第３記載上の注意４、別紙様式第二号第２記載上の注意１（２）⑩及び同様式第３記載上の注意５並びに別紙様式第二号の二第２記載上の注意１（２）⑩及び同様式第３記載上の注意５の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

3　新銀行法施行規則別紙様式第一号第２の表及び同様式第４の表並びに別紙様式第一号の二第２の表及び同様式第４の表の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

4　新銀行法施行規則別紙様式第三号第２記載上の注意１（５）、別紙様式第三号の二第２記載上の注意１（５）、別紙様式第四号第２記載上の注意１（５）及び別紙様式第四号の二第２記載上の注意１（５）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度（銀行法第十七条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る業務報告書（銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

5　新銀行法施行規則別紙様式第三号第２記載上の注意１（２）⑪及び同様式第３記載上の注意８、別紙様式第三号の二第２記載上の注意１（２）⑪及び同様式第３記載上の注意８、別紙様式第四号第２記載上の注意１（２）⑩及び同様式第３記載上の注意８、別紙様式第四号の二第２記載上の注意１（２）⑩及び同様式第３記載上の注意９並びに別紙様式第四号の二第２記載上の注意１（２）⑩及び同様式第３記載上の注意９の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書につ

いて適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

6　新銀行法施行規則別紙様式第三号第２記載上の注意１（３）、別紙様式第三号の二第２記載上の注意１（３）、別紙様式第四号第２記載上の注意１（３）及び別紙様式第四号の二第２記載上の注意１（３）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

7　新銀行法施行規則別紙様式第三号第２の表及び同様式第４の表並びに別紙様式第三号の二第２の表及び同様式第４の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

8　新銀行法施行規則別紙様式第五号第２２記載上の注意１（４）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第十九条第二項に規定する中間業務報告書をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

9　新銀行法施行規則別紙様式第五号第２２記載上の注意１（２）⑪、同様式第２３（１）記載上の注意１及び同様式第２３の中間連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

10　新銀行法施行規則別紙様式第五号第２２の表及び同様式第２４の表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

11　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二第２２記載上の注意１（５）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十四項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

12　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二第２２記載上の注意１（２）⑪、同様式第２３（１）記載上の注意１及び同様式第２３の連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

13　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二第２２記載上の注意１（３）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

14　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二第２２の表及び同様式第２４の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

15　新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１（４）、別紙様式第六号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１（４）、別紙様式第七号第１の中間貸借対照表記載上の注意１（４）及び別紙様式第七号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１（４）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する中間貸借対照表等をいう。以下この項から第十七項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。

16　新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１（２）⑪及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意４、別紙様式第六号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１（２）⑪及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意４、別紙様式第七号第１の中間貸借対照表記載上の注意１（２）⑩及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意５並びに別紙様式第七号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１（２）⑩及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意５の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

17　新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表及び同様式第２の中間貸借対照表並びに別紙様式第六号の二第１の中間貸借対照表及び同様式第２の中間貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。

18　新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意１（５）、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１（５）、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１（５）及び別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１（５）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する貸借対照表等をいう。以下この項から第二十一項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

19　新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意１（２）⑪及び同様式第１の損益計算書記載上の注意８、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１（２）⑪及び同様式第１の損益計算書記載上の注意９並びに別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１（２）⑩及び同様式第１の損益計算書記載上の注意８、別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１（２）⑩及び同様式第１の損益計算書記載上の注意９の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

20　新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意１（３）、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１（３）、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１（３）及び別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１（３）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

21　新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表並びに別紙様式第六号の四第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。

22　新銀行法施行規則別紙様式第八号第１の中間連結貸借対照表記載上の注意２（４）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等（銀行法第二十条第二項に規定する中間連結貸借対照表等をいう。以下この項から第二十四項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中

間連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

23　新銀行法施行規則別紙様式第八号第１の中間連結貸借対照表記載上の注意２（２）⑪、同様式第１の中間連結損益計算書記載上の注意１及び同様式第１の中間連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

24　新銀行法施行規則別紙様式第八号第１の中間連結貸借対照表及び同様式第２の中間連結貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

25　新銀行法施行規則別紙様式第八号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２（５）の規定は、令和三年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

26　新銀行法施行規則別紙様式第八号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２（２）⑪、同様式第１の連結損益計算書記載上の注意１及び同様式第１の連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

27　新銀行法施行規則別紙様式第八号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２（３）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

28　新銀行法施行規則別紙様式第八号の二第１の連結貸借対照表及び同様式第２の連結貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

29　新銀行法施行規則別紙様式第十一号第２２記載上の注意１（４）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第三十一項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

30　新銀行法施行規則別紙様式第十一号第２２記載上の注意１（２）⑪、同様式第２３（１）記載上の注意１及び同様式第２３の中間連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

31　新銀行法施行規則別紙様式第十一号第２２の表及び同様式第２４の表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

32　新銀行法施行規則別紙様式第十二号第２２記載上の注意１（５）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第三十五項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

33　新銀行法施行規則別紙様式第十二号第２２記載上の注意１（２）⑪、同様式第２３（１）記載上の注意１及び同様式第２３の連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

34　新銀行法施行規則別紙様式第十二号第２２記載上の注意１（３）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

35　新銀行法施行規則別紙様式第十二号第２２の表及び同様式第２４の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

36　新銀行法施行規則別紙様式第十三号第１の中間連結貸借対照表記載上の注意２（４）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等（銀行法第五十二条の二十八第一項に規定する中間連結貸借対照表等をいう。以下この項から第三十八項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

37　新銀行法施行規則別紙様式第十三号第１の中間連結貸借対照表記載上の注意２（２）⑪、同様式第１の中間連結損益計算書記載上の注意１及び同様式第１の中間連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

38　新銀行法施行規則別紙様式第十三号第１の中間連結貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

39　新銀行法施行規則別紙様式第十三号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２（５）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等（銀行法第五十二条の二十八第一項に規定する連結貸借対照表等をいう。以下この項から第四十二項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

40　新銀行法施行規則別紙様式第十三号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２（２）⑪、同様式第１の連結損益計算書記載上の注意１及び同様式第１の連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

41　新銀行法施行規則別紙様式第十三号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２（３）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

42　新銀行法施行規則別紙様式第十三号の二第1の連結貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

**附　則（令和三年六月二日内閣府令第三六号）**

この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

**附　則（令和三年六月三〇日内閣府令第四四号）　抄**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（令和三年八月二日内閣府令第五四号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（令和三年一一月一〇日内閣府令第六九号）**

この府令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

**附　則（令和四年三月一八日内閣府令第一二号）**

この府令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

**附　則（令和四年三月二四日内閣府令第一三号）**

この府令は、令和四年四月一日から施行する。

**附　則（令和四年七月一五日内閣府令第四七号）**

（施行期日）

1　この府令は、令和四年七月十六日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（令和四年八月三日内閣府令第四八号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

**附　則（令和四年一〇月一九日内閣府令第五九号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、令和四年十月二十日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第二条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第三号ロ及び第五号へ並びに別表第一の規定は、この府令の施行の日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

**附　則（令和四年一〇月三一日内閣府令第六一号）**

この府令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

**附　則（令和四年一一月一一日内閣府令第六三号）**

この府令は、令和五年三月三十一日から施行する。

**附　則（令和五年三月二九日内閣府令第二三号）**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、令和五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この府令による改正後の銀行法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第一号、別紙様式第三号の二、別紙様式第五号、別紙様式第五号の二、別紙様式第十一号及び別紙様式第十二号は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る中間業務報告書又は業務報告書について適用し、施行日前に終了した中間事業年度又は事業年度に係る中間業務報告書又は業務報告書については、なお従前の例による。

2　施行日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る中間業務報告書又は業務報告書に記載すべき単体自己資本比率及び連結自己資本比率が施行日の前日において適用されていた銀行法第十四条の二各号又は第五十二条の二十五に規定する基準の例により算出したものである場合には、当該中間業務報告書又は業務報告書についての新規則別紙様式第一号、別紙様式第一号の二、別紙様式第三号及び別紙様式第三号の二（国際統一基準に係る単体自己資本比率及び国内基準に係る単体自己資本比率に係る部分に限る。）並びに別紙様式第十一号及び別紙様式第十二号（国際統一基準に係る連結自己資本比率及び国内基準に係る連結自己資本比率に係る部分に限る。）の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附　則（令和五年三月三〇日内閣府令第二五号）**

この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。

**附　則（令和五年五月二六日内閣府令第五〇号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　第九条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第三号ロ及び第五号へ並びに別表第一の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

**附　則（令和五年一二月二七日内閣府令第八七号）**

この府令は、公布の日から施行する。

**附　則（令和六年一月三一日内閣府令第七号）**

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

**附　則（令和六年三月二二日内閣府令第一九号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第十八号及び別紙様式第十九号は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る銀行代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る銀行代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

**附　則（令和六年三月二六日内閣府令第二二号）**

この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。

**附　則（令和六年三月二七日内閣府令第二九号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

**第十九条**　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則（令和六年三月二八日内閣府令第三一号）**

（施行期日）

1　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（銀行法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第一項に規定する内閣府令で定める営業所）

2　銀行法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第一項に規定する内閣府令で定める営業所は、第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十五条第一項各号に掲げるものとする。

**附　則（令和六年五月一七日内閣府令第五七号）**

この府令は、令和六年五月十八日から施行する。

**附　則（令和六年七月八日内閣府令第六六号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、令和六年七月九日から施行する。

（銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等の廃止）

**第二条**　次に掲げる府令は、廃止する。

一　銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第三十一号）

二　信用協同組合及び信用協同組合連合会の信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第三十二号）

三　信用金庫及び信用金庫連合会の信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第三十三号）

（電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置等に関する経過措置）

**第三条**　この府令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令第二条各号に掲げる事項について定めた電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）において第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十三条の六の十二第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第四条**　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**別表第一（第十九条の二第一項第三号ハ関係）**

| 項目 | 記載する事項 |
|---|---|
| 主要な業務の状況を示す指標 | 一　業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）<br>二　国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支<br>三　国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや<br>四　国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減<br>五　総資産経常利益率及び資本経常利益率<br>六　総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 |
| 預金に関する指標 | 一　国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高<br>二　固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高 |
| 貸出金等に関する指標 | 一　国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高<br>二　固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高<br>三　担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額<br>四　使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高<br>五　業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合<br>六　中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。）に対する貸出金（外国に所在する営業所の貸出金及び特別国際金融取引勘定に係る貸出金を除く。）残高及び貸出金の総額に占める割合<br>七　特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残高の五パーセント以上を占める国別の残高<br>八　国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値 |
| 有価証券に関する指標 | 一　商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。）<br>二　有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高<br>三　国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高<br>四　国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値 |
| 信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る。） | 一　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表（注記事項を含む。）<br>二　金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高<br>三　元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高<br>四　信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高<br>五　金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの運用残高<br>六　金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高<br>七　金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高<br>八　担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高<br>九　使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高<br>十　業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合<br>十一　中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。）に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合<br>十二　金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高<br>十三　電子決済手段の種類別の残高<br>十四　暗号資産の種類別の残高 |

**別表第二（第三十四条の三十九関係）**

| 届出事項 | 記載事項 | 添付書類 |
|---|---|---|
| 商号、名称又は氏名（以下この表において「商号等」という。）の変更 | 一　新商号等<br>二　旧商号等<br>三　変更年月日 | 一　理由書<br>二　法人であるときは、変更後の定款（これに準ずるものを含む。）及び株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面） |
| 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。） | 一　変更があつた役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の氏名又は名称及び役職名<br>二　就任又は退任年月日 | 一　理由書<br>二　法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）<br>三　就任する役員（役員が法人であるときは、その職務を行う |

| | | |
|---|---|---|
| 銀行代理業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の変更 | 一　設置した営業所等の名称<br>二　所在地<br>三　設置した営業所等で営む銀行代理業の業務の内容（所属銀行の商号を含む。）<br>四　営業開始年月日 | 一　理由書<br>二　設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面<br>三　設置した営業所等の付近見取図（近隣に所属銀行がある場合には、その距離を記載したもの。）<br>四　設置した営業所等の間取図（防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む。）<br>五　顧客情報管理体制及び顧客の財産と銀行代理業者の財産との分別管理体制を記載した書面 |
| 営業所等の所在地の変更 | 一　変更前の所在地<br>二　変更後の所在地<br>三　変更年月日<br>四　営業時間及び休日 | 一　理由書<br>二　廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）<br>三　廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） |
| 営業所等の名称の変更 | 一　変更前の名称及び所在地<br>二　変更後の名称<br>三　変更年月日 | |
| 営業所等の廃止 | 一　廃止した営業所等の名称及び所在地<br>二　廃止年月日 | |
| 所属銀行の変更 | 一　新たに所属銀行から委託を受けることとなつた場合<br>イ　当該所属銀行の商号<br>ロ　当該委託を受けて銀行代理業を営む営業所等の名称、所在地<br>ハ　当該営業所等で営む銀行代理業の業務の内容<br>ニ　当該委託を開始する年月日<br>二　新たに銀行代理業再委託者から再委託を受けることとなつた場合<br>イ　所属銀行の商号<br>ロ　当該銀行代理業再委託者の商号等<br>ハ　当該再委託を受けて銀行代理業を営む営業所等の名称、所在地<br>ニ　当該営業所等で営む銀行代理業の業務の内容<br>ホ　当該再委託を受けた業務を開始する年月日<br>三　所属銀行から委託を受けなくなつた場合<br>イ　当該所属銀行の商号<br>ロ　当該所属銀行のために銀行代理業の業務を行つていた営業所等の名称及び所在地<br>ハ　業務を廃止した年月日<br>四　銀行代理業再委託者からの再委託を受けなくなつた場合<br>イ　所属銀行の商号<br>ロ　当該所属銀行のために銀行代理業の業務を行つていた営業所等の名称及び所在地<br>ハ　当該銀行代理業再委託者の商号等<br>ニ　業務を廃止した年月日<br>四　所属銀行から委託を受けなくなつた場合<br>イ　業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）<br>ロ　業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）<br>五　銀行代理業再委託者からの再委託を受けなくなつた場合<br>イ　業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）<br>ロ　業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） | 一　理由書<br>二　新たに所属銀行から委託を受けることとなつた場合は、当該委託契約書の写し<br>三　新たに銀行代理業再委託者から再委託を受 |

| | | |
|---|---|---|
| 他に営む業務の種類の変更 | 一　開始又は廃止した業務の種類<br>二　開始又は廃止年月日 | 一　理由書<br>二　業務を開始する場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面 |
| 銀行代理業者である個人又は銀行代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更 | 一　新たに他の法人の常務に従事することとなつた場合<br>イ　当該他の法人の商号又は名称<br>ロ　主たる営業所等の所在地<br>ハ　業務の種類<br>ニ　銀行代理業者が法人である場合は、新たに常務に従事することとなつた役員の氏名<br>二　他の法人の常務に従事しないこととなつた場合<br>イ　当該他の法人の商号又は名称<br>ロ　当該他の法人の主たる営業所等の所在地<br>ハ　銀行代理業者が法人である | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 場合は、当該他の法人の常務に従事しないこととなつた役員の氏名<br>三　現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があつた場合には、当該変更の内容<br>四　変更年月日 | 理由書 | |
| 銀行代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更 | 一　当該法人等又は当該法人等の子法人等の商号又は名称<br>二　当該法人等又は当該法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地<br>三　当該法人等又は当該法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称<br>四　当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容<br>五　変更年月日 | | |
| 銀行代理業者である法人の子法人等又は銀行代理業者である法人の親法人等若しくは当 | 一　当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該銀行代理業者である法人を除く。）の商号又は名称<br>二　当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該銀 | 理由書 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 該親法人等の子法人等（当該銀行代理業者である法人を除く。）の変更 | 行代理業者である法人を除く。）の主たる営業所等の所在地<br>三　当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該銀行代理業者である法人を除く。）の代表者の氏名又は名称<br>四　当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該銀行代理業者である法人を除く。）の業務の内容<br>五　変更年月日 | | |
| 銀行代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更 | 一　新たに事業を営む場合には、当該事業の種類<br>二　事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類<br>三　事業の内容を変更した場合には、当該変更の内容<br>四　変更年月日 | 理由書 | |
| 銀行代理業の業務の内容及び方法の変更 | 一　変更の内容<br>二　変更年月日 | | 一　理由書<br>二　変更後の銀行代理業の業務の内容及び方法を記載した書面<br>三　銀行代理業の業務の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表 |

別表第三（第三十四条の六十一関係）

| 届出事項 | 記載事項 | 添付書類 |
|---|---|---|
| 銀行代理業を廃止したとき | 廃業年月日 | 一　理由書<br>二　法人であるときは、銀行代理業を廃止することを決定した株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録<br>三　廃業までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）<br>四　廃業後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） |
| 会社分割（吸収分割）により銀行代理業の全部の承継をさせたとき | 一　承継先の商号<br>二　吸収分割年月日 | 一　理由書<br>二　吸収分割契約の内容を記載した書面<br>三　吸収分割承継会社の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）<br>四　銀行代理業の全部の承継をさせることを決定した株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この表において同じ。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面<br>五　会社分割の手続を記載した書面 |
| 銀行代理業の全部の譲渡をしたとき | 一　譲渡先の商号又は名称<br>二　譲渡年月日 | 一　理由書<br>二　譲渡契約の内容を記載した書面<br>三　法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）<br>四　銀行代理業の全部の譲渡をすることを決定した株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面<br>五　事業譲渡の手続を記載した書面 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銀行代理業者である個人が死亡したとき | 死亡年月日 | 一　当該銀行代理業者である個人の除籍簿の謄本<br>二　銀行代理業者である個人が死亡した後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） | |
| 銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき | 一　合併の相手方の商号又は名称<br>二　合併年月日<br>三　合併の方法 | 一　理由書<br>二　合併契約の内容を記載した書面<br>三　法人の登記事項証明書<br>四　合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面<br>五　合併の手続を記載した書面 | |
| 銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき | 一　破産手続開始の申立てを行つた年月日<br>二　破産手続開始の決定を受けた年月日 | 一　裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面<br>二　破産手続開始の決定後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） | |
| 銀行代理業者である法人が合併及び | 解散年月日 | 一　理由書<br>二　清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） | |

| | | |
|---|---|---|
| 破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき | 登録 | 三　清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） |
| 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けたとき | 登録又は変更登録の日 | 一　理由書<br>二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し |

**別表第三の二（第三十四条の六十三の八第二項関係）**

| 届出事項 | 記載事項 | 添付書類 |
|---|---|---|
| 委託銀行の変更 | 一　新たに委託銀行から委託を受けることとなる場合<br>イ　当該委託銀行の商号<br>ロ　当該委託を受けて電子決済等取扱業を営む営業所の名称及び所在地<br>ハ　当該営業所で営む電子決済等取扱業の業務の内容<br>ニ　当該委託を受ける業務を開始する年月日 | 一　理由書<br>二　新たに委託銀行から委託を受けることとなる場合には、その委託契約書の案 |

**別表第三の三（第三十四条の六十三の八第四項関係）**

| 届出事項 | 記載事項 | 添付書類 |
|---|---|---|
| 電子決済等取扱業の内容及び方法の変更（顧客からの申込みの受付方法の変更に限る。） | 一　変更の内容<br>二　変更年月日<br>イ　変更後の商号<br>ロ　変更前の商号<br>ハ　変更年月日 | 一　理由書<br>二　変更後の電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した書面<br>三　電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表 |
| 商号及び住所の変更 | 一　変更後の商号及び住所<br>二　変更前の商号及び住所<br>三　変更年月日 | 変更に係る事項を記載した登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。） |
| 資本金の額の変更 | 一　変更前の資本金の額<br>二　変更後の資本金の額<br>三　変更年月日 | 理由書 |
| 電子決済等取扱業を営む営業所の名称の変更（以下この表において「営業所」という。） | 一　変更前の名称及び所在地<br>二　変更後の名称<br>三　変更年月日 | |
| 営業所の設置 | 一　設置した営業所の名称 | |
| 営業所の所在地の変更 | 一　名称及び変更前の所在地<br>二　変更後の所在地<br>三　変更年月日 | |
| 営業所の廃止 | 一　廃止した営業所の名称及び所在地<br>二　廃止年月日 | |
| 主たる営業所の名称又は所在地の変更（電子決済等取扱業者が外国法人であり、外国に主たる営業所を有する場合に限る。） | 一　変更前の主たる営業所の名称又は所在地<br>二　変更後の主たる営業所の名称又は所在地<br>三　変更年月日 | 変更に係る事項を記載した登記事項証明書 |
| 役員（法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更 | 一　変更があった役員の氏名又は名称及び役職名<br>二　就任又は退任年月日 | 一　法人の登記事項証明書<br>二　就任する役員に係る次に掲げる書面<br>イ　履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）<br>ロ　住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面<br>ハ　旧氏及び名を、氏名に併せて第三十四条の六十三の八第二項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面<br>ニ　法第五十二条の六十の六第一項第九号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 |
| 委託銀行からの委託の廃止 | 一　委託銀行の商号<br>二　当該委託銀行のために電子決済等取扱業の業務を行っていた営業所の名称及び所在地<br>三　業務を廃止した年月日 | 一　理由書<br>二　業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） |
| 電子決済等取扱業の業務の内容及び方法の変更（顧客からの申込みの受付方法の変更に限る。） | 一　変更の内容<br>二　変更年月日 | 一　理由書<br>二　変更後の電子決済等取扱業の業務の内容及び方法<br>三　業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） |

| | | |
|---|---|---|
| | | の変更を除く。） |
| | | 顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地又は連絡先の変更 |
| 主要株主（第三十四条の六十三の三第一項第二号に規定する主要株主をいう。以下この表において同じ。）の氏名、商号又は名称の変更 | 認定電子決済等取扱事業者協会への加入 | 認定電子決済等取扱事業者協会からの脱退 |

| | | |
|---|---|---|
| | | を記載した書面 |
| | | 三　電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表 |
| 一　変更前の主要株主の氏名、商号又は名称<br>二　変更後の主要株主の氏名、商号又は名称<br>三　変更年月日 | 一　加入した認定電子決済等取扱事業者協会の名称<br>二　加入年月日 | 一　脱退した認定電子決済等取扱事業者協会の名称<br>二　脱退年月日 |
| 株主の名簿 | 認定電子決済等取扱事業者協会に加入した事実を確認することができる書面 | 認定電子決済等取扱事業者協会から脱退した事実を確認することができる書面 |

**別表第四（第三十四条の六十四の七第二項関係）**

| 届出事項 | 記載事項 | 添付書類 |
|---|---|---|
| 商号、名称又は氏名等（以下この表において「商号等」という。）の変更 | 一　新商号等<br>二　旧商号等<br>三　変更年月日 | 法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。） |
| 日本における代理人の商号等の変更（電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。） | 一　新商号等<br>二　旧商号等<br>三　変更年月日 | 日本における代理人が法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面、日本における代理人が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面 |
| 日本における代理人の変更（電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。） | 一　変更前の日本における代理人の氏名又は名称及び役職名<br>二　変更後の日本における代理人の商号等<br>三　変更年月日 | 一　理由書<br>二　変更後の日本における代理人の住民票の抄本（当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面 |
| 役員（法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更 | 一　変更があった役員の氏名又は名称及び役職名 | 一　法人の登記事項証明書<br>二　就任する役員に係る次に掲げる書面 |
| | | イ　履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面） |
| | | ロ　住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面 |
| | | ハ　旧氏及び名を、氏名に併せて第三十四条の六十四の七第二項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面 |
| | | ニ　法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ（1）から（6）までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 |
| 二　就任又は退任年月日 | | |
| 電子決済等代行業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置 | 一　設置した営業所等の名称<br>二　所在地<br>三　設置した営業所等で営む電子決済等代行業に係る業務の内容 | |

| | | |
|---|---|---|
| 営業所等の所在地の変更 | 一　名称及び変更前の所在地<br>二　変更後の所在地<br>三　変更年月日 | 営業所等の名称及び所在地又は連絡先の変更 |
| 営業所等の名称の変更 | 一　変更前の名称及び所在地<br>二　変更後の名称<br>三　変更年月日 | 営業所等の廃止 |
| 営業所等の廃止 | 一　廃止した営業所等の名称及び所在地<br>二　廃止年月日 | 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先の変更 |
| 主たる営業所又は事務所の名称又は所在地の変更（電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であり、外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。） | 一　変更前の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地<br>二　変更後の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地<br>三　変更年月日 | 一　変更前の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先 |
| 四　営業開始年月日 | 変更に係る事項を記載した登記事項証明書 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 二　変更後の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先<br>三　変更年月日 | 認定電子決済等代行事業者協会への加入 | 認定電子決済等代行事業者協会からの脱退 |
| | 一　加入した認定電子決済等代行事業者協会の名称<br>二　加入年月日 | 一　脱退した認定電子決済等代行事業者協会の名称<br>二　脱退年月日 | 委託に係る業務の内容又は委託先の変更 |
| | 認定電子決済等代行事業者協会に加入した事実を確認することができる書面 | 認定電子決済等代行事業者協会から脱退した事実を確認することができる書面 | 一　変更の内容<br>二　変更年月日 |

別紙様式第１号（第１８条第１項関係）

**別紙様式第１号**（第18条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次


第１　中間事業概況書
　１　事業の概要
　２　営業所等の増減
　３　会社役員及び職員の増減
　４　株主の状況
　５　貸物引当金の状況
　６　自己資本比率の状況
第２　中間貸借対照表
第３　中間損益計算書
第４　中間株主資本等変動計算書
第５　中間キャッシュ・フロー計算書


（記載上の注意）

１　指定委員会等設置会社においては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。第１条の８第１項の免許申請書又は法第33条第１項第８号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に相当及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該相当及び名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該相当及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該相当及び名のみを記載することができる。

２　この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。

３　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

４　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位まで記載すること。

５　この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第５　中間キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

６　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行においては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

７　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

⑴　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

⑵　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書

１　事業の概要

（記載上の注意）

主要勘定の増減の事由、債務及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

２　営業所等の増減

| 区　分 | 前　期　末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 本　支　店 | | | |
| 出　張　所 | | | |
| 計 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の60の２第２項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

| 区　分 | 前　期　末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 銀行代理業者 | | | |
| 銀行代理業を営む営業所又は事務所 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

３　会社役員及び職員の増減

| 区　分 | 前　期　末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 会　取　締　役 | うち非常勤（　） | うち非常勤（　） | |
| 会　計　参　与 | | | |
| 監　査　役 | うち非常勤（　） | うち非常勤（　） | |
| 執　行　役 | | | |
| 計 | | | |
| 職員 事　務　系 | | | |
| 職員 業　務　系 | | | |
| 計 | | | |
| 合　計 | | | |

（記載上の注意）

１　「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数　　人

２　会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

３　「職員」欄は職時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「所務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

４　職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における出向職員数　　人

４　株主の状況

| 氏名又は名称 | 所有株式数 | 割　合 |
|---|---|---|
| | 千株 | % |
| | | |
| | | |
| その他の株主（　名） | | |
| 計（　名） | | 100 |

（記載上の注意）

持株数の多い順に10名を記載し、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行が２以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているときは議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名を併せて記載すること。

５　貸物引当金の状況

（単位：百万円）

| | 繰入額 | 取崩額 | 純繰入額（△純取崩額） | 当中間期末残高 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般貸物引当金 | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 個別貸倒引当金 | | | | | |
| 特定海外債権引当勘定 | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

（記載上の注意）
個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。
個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

### 6　自己資本比率の状況
### 【国際統一基準に係る単体自己資本比率】

| 信用リスク・アセット算出手法 | |
|---|---|

（単位：百万円）

| 項目 | 当中間期末 | | 前期末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 | |
| **普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目** | | | | |
| 普通株式に係る株主資本の額 | | | | |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| うち、利益剰余金の額 | | | | |
| うち、自己株式の額（△） | | | | |
| うち、社外流出予定額（△） | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| 普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額 | | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ） | | | | |
| **普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目** | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | | | | |
| うち、のれんに係るものの額 | | | | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | | | | |
| 繰延ヘッジ損益の額 | | | | |
| 適格引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 前払年金費用の額 | | | | |
| 自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の普通株式の額 | | | | |
| 特定資産に係る 10%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| 特定資産に係る 15%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| その他 Tier1 資本不足額 | | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ） | | | | |
| **普通株式等 Tier1 資本** | | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本の額（イ）－（ロ）（ハ） | | | | |
| **その他 Tier1 資本に係る基礎項目** | | | | |
| その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| その他 Tier1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額 | | | | |
| 特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ） | | | | |
| **その他 Tier1 資本に係る調整項目** | | | | |
| 自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有しているその他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| Tier2 資本不足額 | | | | |
| その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ） | | | | |
| **その他 Tier1 資本** | | | | |
| その他 Tier1 資本の額（ニ）－（ホ）（ヘ） | | | | |
| **Tier1 資本** | | | | |
| Tier1 資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト） | | | | |
| **Tier2 資本に係る基礎項目** | | | | |
| Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| Tier2 資本調達手段に係る負債の額 | | | | |
| 特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額 | | | | |
| 一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額 | | | | |
| うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額 | | | | |
| うち、適格引当金 Tier2 算入額 | | | | |
| Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ） | | | | |
| **Tier2 資本に係る調整項目** | | | | |
| 自己保有 Tier2 資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク勘定等を TLAC に該当しなくなったものの額 | | | | |
| その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | | |
| Tier2 資本に係る調整項目の額（リ） | | | | |
| **Tier2 資本** | | | | |
| Tier2 資本の額（（チ）－（リ））（ヌ） | | | | |
| **総自己資本** | | | | |
| 総自己資本合計（（ト）＋（ヌ）） | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (A) | | | | |
| **リスク・アセット等** | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 【変更・ボン・パウンス算出 | | | | |
| オフ・バランス取引等算出 | | | | |
| CVAリスク相当額を 8%で除して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 | | | | |
| 指定関の基礎分 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 | | | | |
| フロア調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (F) | | | | |
| **自己資本比率及び資本バッファー** | | | | |
| 普通株式等 Tier1 比率 (パンパン/ (F)) | % | | % | |
| Tier1 比率 (1)/(F)) | % | | % | |
| 総自己資本比率 (1)&/(F)) | % | | % | |
| 普通株式等 Tier1 資本バッファー比率 | % | | % | |
| うち、資本保全バッファー比率 | % | | % | |
| うち、カウンターシクリカル・バッファー比率 | % | | % | |
| うち、G-SIBs/D-SIBs バッファー比率 | % | | % | |
| 利用可能な普通株式等 Tier1 資本等の額 | % | | % | |
| **国際的に活動中事項** | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 | | | | |
| その他金融機関等に係る対象資本等調達手段の うち、普通株式に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 係る調整項目不算入額 | | | | |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目不算入額 | | | | |
| **Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項** | | | | |
| 一般貸倒引当金の額 | | | | |
| 一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | | | |
| 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。) | | | | |
| 適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | | | |

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 19 条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

3 「採用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7 過去通期 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する通期通期をいう。以下この様式において同じ。) の中間財務諸表の総額と (同条第 52 項に規定する第二種中間財務諸表の総額とに限当するものをいう。以下この様式において同じ。) 又は翌正所若 (同条第 53 項に規定する修正再表をいう。以下この様式において同じ。) により「前期末」欄の金額又は比率が前事事年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

**(資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率)**

| | 当中間期末 | | | 前期末 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| エクスポージャー | カウンタ | 各国・地 | 適用され | 適用され | カウンタ | 各国・地 | 適用され | 適用され |

| 一の所在国・地域 | 一シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額・百万円) | 額の金融当局が定める比率 (%) | るカウンターシクリカル・バッファー比率 (%) | るカウンターシクリカル・バッファー比率 (%) (経過措置 ベース) | 一シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額・百万円) | 額の金融当局が定める比率 (%) | るカウンターシクリカル・バッファー比率(%) | るカウンターシクリカル・バッファー比率 (%) (経過措置 ベース) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| アルゼンチン | | | | | | | | |
| オーストラリア | | | | | | | | |
| ベルギー | | | | | | | | |
| ブラジル | | | | | | | | |
| カナダ | | | | | | | | |
| 中国 | | | | | | | | |
| フランス | | | | | | | | |
| ドイツ | | | | | | | | |
| 香港 | | | | | | | | |
| インド | | | | | | | | |
| インドネシア | | | | | | | | |
| イタリア | | | | | | | | |
| 日本 | | | | | | | | |
| 韓国 | | | | | | | | |
| ルクセンブルク | | | | | | | | |
| メキシコ | | | | | | | | |
| オランダ | | | | | | | | |
| ロシア | | | | | | | | |
| サウジアラビア | | | | | | | | |
| シンガポール | | | | | | | | |
| 南アフリカ | | | | | | | | |
| スペイン | | | | | | | | |
| スウェーデン | | | | | | | | |
| スイス | | | | | | | | |
| トルコ | | | | | | | | |
| 英国 | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 米国 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行 (連結自己資本比率を算出する銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は外国に所在する観法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準の適用されている場合における当該観法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。) が記載するものとする。

2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率 (銀行法第 14 条の2第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。) の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

3 「各国・地域の金融当局が定める比率 (%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会に比率する各国・地域の比率 (Add-on (per cent of RWA)) (当該比率が比率されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%) を記載すること。

4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること (小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位までを記載)。

5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

**(単体自己資本比率の増先的開督である単体レバレッジ比率)**

| 項目 | 当中間期末 | 前期末 |
|---|---|---|
| 単体レバレッジ比率 | % | % |
| 最低単体レバレッジ・バッファー比率 | % | % |
| 単体レバレッジ・バッファー比率 | % | % |

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2 「単体レバレッジ比率」とは、銀行法第 14 条の2第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3 単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

**(国内基準に係る単体自己資本比率)**

| 信用リスク・アセット算出手法 | |
|---|---|

(単位:百万円)

| 項目 | 当中間期末 | | 前期末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 個別開示による字算入額 | | 個別開示による字算入額 | |
| コア資本に係る基礎項目 | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 繰延税金資産の額 | | | | |
| 5%、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| 5%、利益剰余金の額 | | | | |
| 5%、自己株式の額(△) | | | | |
| 5%、新株予約権(△) | | | | |
| 5%、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | | | | |
| 5%、一般貸倒引当金コア資本算入額 | | | | |
| 5%、適格引当金コア資本算入額 | | | | |
| 適格旧非累積的永久優先株の額の5%、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の5%、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額(イ) | | | | |
| **コア資本に係る調整項目** | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | | | | |
| 5%、のれんに係るもの額 | | | | |
| 5%、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | | | | |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | | | | |
| 適格引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 前払年金費用の額 | | | | |
| 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 | | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | | |
| 5%、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| 5%、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| 5%、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | | | | |
| 5%、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| 5%、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| 5%、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| コア資本に係る調整項目の額(ロ) | | | | |
| **自己資本** | | | | |
| 自己資本の額(イ)-(ロ)(ハ) | | | | |
| **リスク・アセット等** | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産(オン・バランス)項目 | | | | |
| 5%、経過措置によりリスク・ア | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| セットの額に算入される額の合計額 | | | | |
| 5%、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 | | | | |
| 5%、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| オフ・バランス項目 | | | | |
| カレンシー金利関連デリバティブ取引(店頭取引)に係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | | |
| 調整項目の算出 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | | |
| 7%下限預値 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額(ニ) | | | | |
| **自己資本比率** | | | | |
| 自己資本比率(ハ)/(ニ) | % | | % | |

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

2 「破綻法に定める法」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(ロ)に規定する破綻法に定める法をいう。

3 「段階リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

5 適用初年度、中間期決算日の翌日又は翌営業日により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る最終年の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第２　期　期中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入手形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売渡手形 | |
| 商品有価証券 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 外国為替 | | 社債 | |
| その他資産 | | 新株予約権付社債 | |
| リース投資資産 | | その他負債 | |
| その他の資産 | | 支払承諾 | |
| 有形固定資産 | | リース債務 | |
| 無形固定資産 | | 資産除去債務 | |
| 前払年金費用 | | その他の負債 | |
| 繰延税金資産 | | 賞与引当金 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 役員賞与引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 退職給付引当金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 役員退職慰労引当金 | |
| | | 特別法上の引当金 | |
| | | 繰延税金負債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支払承諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資本金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | |
| | | その他資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 利益準備金 | |
| | | その他利益剰余金 | |
| | | ○○積立金 | |
| | | 繰越利益剰余金 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

①　継続企業の前提（会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

ア　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

イ　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

ウ　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

エ　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映していない点とその例

②　次に掲げる会計方針に関する事項

ア　有価証券の評価基準及び評価方法

イ　土地の再評価に関する法律（平成 10 年法律第 34 号）第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法

ウ　有形固定資産の減価償却の方法

エ　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

オ　貸倒引当金の計上方法（当期における債務及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、債務及び引当に関する現時の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

カ　退職給付引当金の計上方法

キ　リース取引の処理方法

ク　ヘッジ会計の方法

ケ　金融商品の評価基準及び評価方法

コ　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

サ　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

③　その他採用した重要な会計方針

3　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 213 条から第 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを作成している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに 1 株当たり情報に対する影響については記載を要しない。）

4　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

5　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

6　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 225 条に規定する事項

7　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条（ただし、同条において準用する同令第 8 条の 7 第 4 項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

8　債権のうち三月以上延滞債権及びこれに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号イによる。

9　関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

10　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

②　繰延税金負債

11　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

12　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

13　次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）

①　1 株当たり純資産額（既単位）

②　翌げ占当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して 1 株当たり純資産額を算定している旨

14　中間会計期間の末日後、当該中間会計期間に属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

15　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 226 条及び第 227 条に規定するストック・オプションに関する事項

16　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 231 条まで、第 234 条、第 236 条及び第 236 条に規定する企業結合に関する事項

17　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、第 233 条及び第 235 条に規定する事業分離に関する事項

18　資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募にとらわれた際に、1 に掲げる保証債務の額

19　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第 3　期　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 経常収益 | | ×××× |
| 資金運用収益 | ××× | |
| （うち貸出金利息） | （×××） | |
| （うち有価証券利息配当金） | （×××） | |
| 役務取引等収益 | ××× | |
| その他業務収益 | ××× | |
| その他経常収益 | ××× | |
| 経常費用 | | ×××× |
| 資金調達費用 | ××× | |
| （うち預金利息） | （×××） | |
| 役務取引等費用 | ××× | |
| その他業務費用 | ××× | |
| 営業経費 | ××× | |
| その他経常費用 | ××× | |
| 経常利益又は経常損失（△） | | ×××× |
| 特別利益 | | ×××× |
| 特別損失 | | ×××× |
| 税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△） | | ×××× |
| 法人税、住民税及び事業税 | ××× | |
| 法人税等調整額 | ××× | |
| 法人税等合計 | | ×××× |
| 中間純利益又は中間純損失（△） | | ×××× |

（記載上の注意）

1　損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

2　本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性のないものを除く。）を注記すること。

①　当該中間会計期間に認識した収益及び収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、①及び③に掲げる事項の記載を要しない。

②に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

②及び③に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

5　次に掲げる 1 株当たり中間純利益金額に関する事項を注記すること。

①　1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した 1 株当たり中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（既単位）

②　翌げ占当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額を算定している旨

第 4　期　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | 評価・換算差額等 | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | | | | | | |
| | | | | | | 積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | | | | | | |
| 当期首残高 | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | △×× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | ××× | ××× | | ××× | | | | | | ××× |
| 中間純利益 | | | | | | | ××× | ××× | | ××× | | | | | | ××× |
| 自己株式の処分 | | | ××× | ××× | | | | | ××× | ××× | | | | | | ××× |
| ・・・ | | | | | | | | | | | | | | | | ××× |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | | | | | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× |
| 当中間期変動額合計 | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× |
| 当中間期末残高 | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | △××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× |

（記載上の注意）

1. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序にによること。
3. 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
4. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
6. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
7. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 316 条から第 319 条までの規定に従い注記すること。

8. 過去連用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該連及連用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第５　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 受付金利収による収入 | |
| 預金払出による支出 | |
| 受付金利息収入 | |
| 預金利息支出 | |
| 営業経費支出 | |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | |

（記載上の注意）

1. 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3. 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

（開設会により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前中間純利益（又は税引前中間純損失（△）） | |
| 減価償却費 | |
| 減損損失 | |
| 貸倒引当金の増減（△） | |
| 賞金運用収益 | |
| 賞金調達費用 | |
| 有価証券関係損益（△） | |
| 預出金の減増（△）減 | |
| 預金の増減減（△） | |
| 賞金運用による収入 | |
| 賞金調達による支出 | |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 小　計 | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |

| | |
|---|---|
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | |

（記載上の注意）

1. 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3. 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第１号の２（第１８条第１項関係）

**別紙様式第１号の２**（第18条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次


第１　中間事業概況書
　１　事業の概要
　２　営業所等の増減
　３　会社役員及び職員の増減
　４　株主の状況
　５　貸例引当金の状況
　６　自己資本比率の状況
第２　中間貸借対照表
第３　中間損益計算書
第４　中間株主資本等変動計算書
第５　中間キャッシュ・フロー計算書


（記載上の注意）

１　指名委員会等設置会社にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。第１条の８第１項の免許申請書又は法第33条第１項第８号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に対応及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該対応及び名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該対応及び名を所属書で併せて記載し、又は当該対応及び名のみを記載することができる。

２　この様式中財務諸表に係る金額は、本末法裁定決済終了後の計数を記載すること。

３　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

４　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載すること。

５　この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書に指定すべき事項は、第５　中間キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

６　上場会社等（金融商品取引法第24条の３第１項の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行にあっては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

７　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

　(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

　(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）　中間事業概況書

１　事業の概要

（記載上の注意）

主要職定の増減の事由、債務及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

２　営業所等の増減

| 区　分 | 前　期　末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 本　支　店 | | | |
| 出　張　所 | | | |
| 計 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の60の２第２項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

| 区　分 | 前　期　末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 銀行代理業者 | | | |
| 銀行代理業を営む営業所又は事務所 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

３　会社役員及び職員の増減

| 区　分 | | 前　期　末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|---|
| 会社役員 | 取締役 | うち非常勤（　） | うち非常勤（　） | |
| | 会計参与 | | | |
| | 監査役 | うち非常勤（　） | うち非常勤（　） | |
| | 執行役 | | | |
| | 計 | | | |
| 職員 | 事務系 | | | |
| | 出務系 | | | |
| | 計 | | | |
| 合　計 | | | | |

（記載上の注意）

１　「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数　　人

２　会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

３　「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「所務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

４　職員がうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における出向職員数　　人

４　株主の状況

| 氏名又は名称 | 所有株式数 | 割　合 |
|---|---|---|
| | 千株 | % |
| | | |
| | | |
| その他の株主（　名） | | |
| 計（　名） | | 100 |

（記載上の注意）

持株数の多い順に10名を記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行が２以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名を併せて記載すること。

５　貸例引当金の状況

（単位：百万円）

| | 繰入額 | 取崩額 | 純繰入額（△純取崩額） | 当中間期末残高 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般貸例引当金 | | | | | |
| 個別貸例引当金 | | | | | |
| 特定海外債権引当勘定 | | | | | |
| 合　計 | | | | | |

（記載上の注意）

個別貸例引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸例引当金の目的に従う取崩額　　百万円

**６　自己資本比率の状況**
**（国際統一基準に係る単体自己資本比率）**

| 信用リスク・アセット算出手法 | |
|---|---|

（単位：百万円）

| 項目 | 自中間期末 | | 前期末 | |
|---|---|---|---|---|
| | | 経過期間による平均入額 | | 経過期間による平均入額 |
| **受信機関等Tier1資本に係る基礎項目** | | | | |
| 普通株式に係る株主資本の額 | | | | |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| うち、利益剰余金の額 | | | | |
| うち、自己株式の額（△） | | | | |
| うち、社外流出予定額（△） | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| 普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| 評価・換算差額等及びその他公表 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 準備金の額 | | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ） | | | | |
| **普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目** | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | | | | |
| うち、のれんに係るものの額 | | | | |
| うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものにかかるものの額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | | | | |
| 繰延ヘッジ損益の額 | | | | |
| 適格引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 前払年金資産の額 | | | | |
| 自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の普通株式の額 | | | | |
| 特定項目に係る 10%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る 15%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| その他 Tier1 資本不足額 | | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ） | | | | |
| **普通株式等 Tier1 資本** | | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本の額（（イ）－（ロ）） （ハ） | | | | |
| **その他 Tier1 資本に係る基礎項目** | | | | |
| その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| その他 Tier1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額 | | | | |
| 特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ） | | | | |
| **その他 Tier1 資本に係る調整項目** | | | | |
| 自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| Tier2 資本不足額 | | | | |
| その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ） | | | | |
| **その他 Tier1 資本** | | | | |
| その他 Tier1 資本の額（（ニ）－（ホ）） （ヘ） | | | | |
| **Tier1 資本** | | | | |
| Tier1 資本の額（（ハ）＋（ヘ）） （ト） | | | | |
| **Tier2 資本に係る基礎項目** | | | | |
| Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| Tier2 資本調達手段に係る負債の額 | | | | |
| 特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額 | | | | |
| 一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額 | | | | |
| うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額 | | | | |
| うち、適格引当金 Tier2 算入額 | | | | |
| Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ） | | | | |
| **Tier2 資本に係る調整項目** | | | | |
| 自己保有 Tier2 資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びそ | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| の他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケットメイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額 | | | | |
| その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | | |
| Tier2 資本に係る調整項目の額（リ） | | | | |
| **Tier2 資本** | | | | |
| Tier2 資本の額（（チ）－（リ）） （ヌ） | | | | |
| **自己資本** | | | | |
| 総自己資本合計（（ト）＋（ヌ）） （ル） | | | | |
| **リスク・アセット等** | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産（オン・バランス）項目 | | | | |
| オフ・バランス取引等項目 | | | | |
| CVA リスク相当額を 6%で除して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を 6%で除して得た額 | | | | |
| 総支援の保管分 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 6%で除して得た額 | | | | |
| フロア調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 | | | | |

| (千) | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **自己資本比率及び資本バッファー** | | | | |
| 普通株式等Tier1比率（ハ/ホ/ヤ） | % | | | % |
| Tier1比率（ト/ホ/ヤ） | % | | | % |
| 総自己資本比率（ル/ホ/ヤ） | % | | | % |
| 最低普通資本バッファー比率 | % | | | % |
| 5%、資本保全バッファー比率 | % | | | % |
| 5%、カウンターシクリカル・バッファー比率 | % | | | % |
| 5%、G-SIBs又はD-SIBバッファー比率 | % | | | % |
| 普通資本バッファー比率 | % | | | % |
| **調整項目に係る参考事項** | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 | | | | |
| その他金融機関等に係る対象資本等調達手段の少数調整株式に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | | | |
| **Tier1資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項** | | | | |
| 一般貸倒引当金の額 | | | | |
| 一般貸倒引当金に係るTier1資本算入上限額 | | | | |
| 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から算入控除対象エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 適格引当金に係るTier2資本算入上限額 | | | | |

（記載上の注意）

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上されている金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上されている金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7 適用通明（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する適用通明をいう。以下この様式において同じ。）や同財務諸表の訂正（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の訂正をいう。以下この様式において同じ。）又は訂正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

**【資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率】**

| | 当中間連結 | | | | 前連結 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| エクスポージャーの所在国・地域 | カウンターシクリカル・バッファーの水準の計算において用いられる国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額 | 各国・地域の金融当局が定める比率(%) | 適用されるカウンターシクリカル・バッファー比率(%) | 適用されるカウンターシクリカル・バッファー比率（%）（最適調整ベース） | カウンターシクリカル・バッファーの水準の計算において用いられる国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額 | 各国・地域の金融当局が定める比率(%) | 適用されるカウンターシクリカル・バッファー比率(%) | 適用されるカウンターシクリカル・バッファー比率（%）（最適調整ベース） |
| | | | | | | | | |

| | 計額（百万円） | | | | 計額（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| アルゼンチン | | | | | | | | |
| オーストラリア | | | | | | | | |
| ベルギー | | | | | | | | |
| ブラジル | | | | | | | | |
| カナダ | | | | | | | | |
| 中国 | | | | | | | | |
| フランス | | | | | | | | |
| ドイツ | | | | | | | | |
| 香港 | | | | | | | | |
| インド | | | | | | | | |
| インドネシア | | | | | | | | |
| イタリア | | | | | | | | |
| 日本 | | | | | | | | |
| 韓国 | | | | | | | | |
| ルクセンブルク | | | | | | | | |
| メキシコ | | | | | | | | |
| オランダ | | | | | | | | |
| ロシア | | | | | | | | |
| サウジアラビア | | | | | | | | |
| シンガポール | | | | | | | | |
| 南アフリカ | | | | | | | | |
| スペイン | | | | | | | | |
| スウェーデン | | | | | | | | |
| スイス | | | | | | | | |
| トルコ | | | | | | | | |
| 英国 | | | | | | | | |
| 米国 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

（記載上の注意）

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行（連結自己資本比率を算出する銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は外国に所在する親法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該親法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。）が記載するものとする。

2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率（銀行法第14条の2第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局の設定し、バーゼル銀行監督委員会のホームページ（BASE the Quer east of ENG）（当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%）を記載すること。

4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位まで記載）。

5 左表に定める各項目につき、該当するものがない場合は空白を記載すること。

**（単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率）**

| 項目 | 当中間期末 | 前期末 |
|---|---|---|
| 単体レバレッジ比率 | % | % |
| 最低単体レバレッジ・バッファー比率 | % | % |
| 単体レバレッジ・バッファー比率 | % | % |

（記載上の注意）

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2 「単体レバレッジ比率」とは、銀行法第14条の2第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3 単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

**【国内基準に係る単体自己資本比率】**

| 適用リスク・アセット算出手法 | |
|---|---|

（単位：百万円）

| 項目 | 当中間期末 | | 前期末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 個別開示による不算入額 | | 個別開示による不算入額 | |
| **コア資本に係る基礎項目** | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 | | | | |
| 5%、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| 5%、利益剰余金の額 | | | | |
| 5%、自己株式の額（△） | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ラ5、社外流出予定額(△) | | | | |
| ラ5、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | | | | |
| ラ5、一般貸倒引当金コア資本算入額 | | | | |
| ラ5、適格引当金コア資本算入額 | | | | |
| 適格応募事業持ち合い資本株の額のラ5、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のラ5、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額(イ) | | | | |
| **コア資本に係る調整項目** | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | | | | |
| ラ5、のれんに係るものの額 | | | | |
| ラ5、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものは以外の額 | | | | |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | | | | |
| 適格引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 前払年金費用の額 | | | | |
| 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 | | | | |
| 特定項目に係る 10%基準超過額 | | | | |
| ラ5、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| ラ5、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| ラ5、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る 15%基準超過額 | | | | |
| ラ5、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| ラ5、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| ラ5、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| コア資本に係る調整項目の額(ロ) | | | | |
| **自己資本** | | | | |
| 自己資本の額(イ)−(ロ)(ハ) | | | | |
| **リスク・アセット等** | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産(オン・バランス)項目 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ラ5、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | | | | |
| ラ5、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 | | | | |
| ラ5、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| オフ・バランス項目 | | | | |
| 〃リスク相当額を 10%で除して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を 10%で除して得た額 | | | | |
| 指定関の保管分 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 10%で除して得た額 | | | | |
| フロア調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額(ニ) | | | | |
| **自己資本比率** | | | | |
| 自己資本比率(イ/ハ)(ロ/ニ) | % | | % | |

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号が(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

5 過去通用、中間財務諸表の結算又は修正再表中により、「前期末」欄の金額又は比率が前事

事年度に係る修告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2 期 期中( 年 月 日現在) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入手形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売渡手形 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 特定取引負債 | |
| 有価証券 | | 借用金 | |
| 貸出金 | | 外国為替 | |
| 外国為替 | | 短期社債 | |
| その他資産 | | 社債 | |
| リース投資資産 | | 新株予約権付社債 | |
| その他の資産 | | その他負債 | |
| 有形固定資産 | | 支払法人税等 | |
| 無形固定資産 | | リース債務 | |
| 前払年金費用 | | 資産除去債務 | |
| 繰延税金資産 | | その他の負債 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 賞与引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 役員賞与引当金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 退職給付引当金 | |
| | | 役員退職慰労引当金 | |
| | | 特別法上の引当金 | |
| | | 繰延税金負債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支払承諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資本金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金<br>資本準備金<br>その他資本剰余金<br>利益剰余金<br>利益準備金<br>その他利益剰余金<br>○○積立金<br>繰越利益剰余金<br>自己株式<br>△自己株式申込証拠金<br>株主資本合計<br>その他有価証券評価差額金<br>繰延ヘッジ損益<br>土地再評価差額金<br>評価・換算差額等合計<br>株式引受権<br>新株予約権<br>純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法

③　有形固定資産の減価償却の方法

④　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤　貸倒引当金の計上方法（当期における損益及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑥　退職給付引当金の計上方法

⑦　リース取引の処理方法

⑧　ヘッジ会計の方法

⑨　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑩　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　その他採用した重要な会計方針

3　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 213 条から第 238 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

4　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

5　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載すること？なり。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

6　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 225 条に規定する事項

7　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

8　債権のうち劣後受生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の２第１項第５号ロによる。

9　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

10　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

②　繰延税金負債

11　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

12　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

13　次に掲げる１株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載を省略することができる。）

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②　銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

14　中間会計期間の末日後、当該中間会計期間に属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財務又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

15　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 226 条及び第 227 条に規定するストック・オプションに関する事項

16　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 231 条まで、第 234 条、第 266 条及び第 286 条に規定する企業結合に関する事項

17　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、第 233 条及び第 235 条に規定する事業分離に関する事項

18　資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

19　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適当な場所に記載すること。

3　「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 経常収益 | | ×××× |
| 資金運用収益 | ××× | |
| （うち貸出金利息） | （×××） | |
| （うち有価証券利息配当金） | （×××） | |
| 役務取引等収益 | ××× | |
| 特定取引収益 | ××× | |
| その他業務収益 | ××× | |
| その他経常収益 | ××× | |
| 経常費用 | | ×××△ |
| 資金調達費用 | ××× | |
| （うち預金利息） | （×××） | |
| 役務取引等費用 | ××× | |
| 特定取引費用 | ××× | |
| その他業務費用 | ××× | |
| 営業経費 | ××× | |
| その他経常費用 | ××× | |
| 経常利益 | | ×××△ |
| 又は経常損失△ | | |
| 特別利益 | | ××× |
| 特別損失 | | ×××△ |
| 税引前中間純利益 | | ××× |
| 又は税引前中間純損失△ | | |
| 法人税、住民税及び事業税 | | ×××△ |
| 法人税等調整額 | ××× | |
| 法人税等合計 | ××× | |
| 中間純利益 | | ××× |
| 又は中間純損失△ | | |

（記載上の注意）

1　商品の売買を記載に判断するために必要な事項を注記すること。

2　本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除いて記載すること。

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適当な場所に記載すること。
4　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
⑴　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及びその不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
⑵　収益を理解するための基礎となる情報
⑶　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑵に掲げる事項の記載を要しない。
⑵に掲げる金額が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
⑵及び⑶に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。
5　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。
⑴　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（普通株式を発行することができる種類又は普通株式への転換請求権その他のこれに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（臨単四）
⑵　銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

第４　期　期中 ｛ 年　月　日から / 年　月　日まで ｝ 中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | | | | | |
| | | | | | | 固定資産圧縮積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | | | | | |
| 当期首残高 | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | ×× | ×× | | ×× | | | | | | ×× | | | | | ×× |
| 剰余金の配当 | | | | | ×× | | ××△ | ××△ | | ××△ | | | | | ××△ |
| 中間純利益 | | | | | | | ×× | ×× | | ×× | | | | | ×× |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | ×× | ×× | | | | | ×× |
| ・・・ | | | | | | | | | | | | | | | ×× |
| 株主資本以外の項目の当中間変動額（純額） | | | | | | | | | | | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 当中間期変動額合計 | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 当中間期末残高 | | | | | | | | | | | | | | | |

（記載上の注意）
1　会令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適当な場所に記載すること。
2　変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
3　株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
4　その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5　評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
6　営業料金、利息料金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
7　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 316 条から第 318 条までの規定に従い注記すること。
8　遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する影響の影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行ったことを注記すること。

第５　期　期中 ｛ 年　月　日から / 年　月　日まで ｝ 中間キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 貸付金利息による収入 | |
| 預金利息による支払 | |
| 貸付金利息収入 | |
| 預金利息支出 | |
| 営業経費支出 | |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | |

（記載上の注意）

1　中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3　会令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

（間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前中間純利益（又は税引前中間純損失（△）） | |
| 減価償却費 | |
| 減損損失 | |
| 貸倒引当金の増減（△） | |
| 賞与引当金の増減額（△は減少） | |
| 賞与引当金の減少額 | |
| 退職給付費用 | |
| 有価証券関係損益（△） | |
| 固定資産売却益 | |
| 固定資産除却損 | |
| 固定資産圧縮積立金積立額 | |
| 固定資産圧縮積立金取崩額 | |
| 受取利息及び受取配当金 | |
| 支払利息 | |
| 為替差損益（△は益） | |
| 持分法による投資損益（△は益） | |
| 有形固定資産売却益 | |
| 有形固定資産除却損 | |
| 損害賠償金 | |
| 売上債権の増減額（△は増加） | |
| たな卸資産の増減額（△は増加） | |
| 仕入債務の増減額（△は減少） | |
| 未払消費税等の増減額（△は減少） | |
| 小計 | |
| 利息及び配当金の受取額 | |
| 利息の支払額 | |
| 損害賠償金の支払額 | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |

| | |
|---|---|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | |

（記載上の注意）

1　中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

3　法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第２号（第１８条第１項関係）

**別紙様式第２号**（第 18 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

第１　中間事業概況書
1　事業の概要
2　営業所等の増減
3　役職員の増減
4　株主又は持分を保有する者の状況
第２　中間貸借対照表
第３　中間損益計算書

（記載上の注意）

1　法第 47 条第１項の規定及び第 28 条第１項の規定による免許申請書又は法第 33 条第１項第８号の規定及び第 35 条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に担氏及びるを併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該担氏及びるを変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏」欄に当該担氏及びるを係長書で併せて記載し、又は当該担氏及びるのみを記載することができる。

2　この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。

3　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

4　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載すること。

5　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１（　年　月　日から
　　年　月　日まで）　中間事業概況書

1　事業の概要

（記載上の注意）

主要勘定の増減の事由その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2　営業所等の増減

| 区　　分 | 前　期　末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 本　　支　店 | | | |
| 出　　張　　所 | | | |
| 計 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第 52 条の 60 の２第２項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

| 区　　分 | 前　期　末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 銀行代理業者 | | | |
| 銀行代理業を営む営業所又は事務所 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

3　役職員の増減

| 区　　分 | | 前　期　末 | 当中間期末 | 増　減（△） |
|---|---|---|---|---|
| 本国からの派遣職員 | | | | |
| 本　　院　　役　　付　　職　　員 | | | | |
| 本院役職員 | 事　　務　　系 | | | |
| | 庁　　務　　系 | | | |
| | 計 | | | |
| 合　　計 | | | | |

4　株主又は持分を保有する者の状況

| 氏　名　又　は　名　称 | 所有する株式数又は出資額 | 割　　合 |
|---|---|---|
| | | % |
| | | |

| | | |
|---|---|---|
| その他の株主又は持分を保有する者（　名） | | |
| 計　（　名） | | 100 |

（記載上の注意）

所有する株式数（単位：千株）又は出資額（単位：百万円）の多い順に 10 名を記載すること。

第2　年　月　日現在中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 現金預け金 | | 預金 | |
| ソールローン | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | ソールマネー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入手形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売現手形 | |
| 商品有価証券 | | ソーマーシャルペーパー | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | その他負債 | |
| 外国為替 | | 支払広人税等 | |
| その他資産 | | リース債務 | |
| リース投資資産 | | 資産除去債務 | |
| その他の資産 | | その他の負債 | |
| 有形固定資産 | | 買与引当金 | |
| 無形固定資産 | | 退職給付引当金 | |
| 前払年金費用 | | 特別法上の引当金 | |
| 繰延税金資産 | | 繰延税金負債 | |
| 支払承諾見返 | | 支払承諾 | |
| 貸倒引当金 | △ | 本支店勘定 | |
| 本支店勘定 | | 小計 | |
| | | 持込資本金 | |
| | | 中間繰越利益剰余金 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応等

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法

⑤　退職給付引当金の計上方法

⑥　リース取引の処理方法

⑦　ヘッジ会計の方法

⑧　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑨　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事項における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　その他採用した重要な会計方針

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　貸貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項

⑺　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第8条の7第4項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

⑻　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ヘにある。

⑼　貸借対照表に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに対応に係る債務の金額

⑽　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

⑾　中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合における当該事象

⑿　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第206条及び第208条に規定する企業結合に関する事項

⒀　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

⒁　貸借の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

⒂　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　前令第1条ヘうき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第3（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | ×××× |
| 資金運用収益 | ×××× |
| （うち貸出金利息） | （×××） |
| （うち有価証券利息配当金） | （×××） |
| 役務取引等収益 | ×××× |
| その他業務収益 | ×××× |
| その他経常収益 | ×××× |
| 経常費用 | ×××× |
| 資金調達費用 | ×××× |
| （うち預金利息） | （×××） |
| 役務取引等費用 | ×××× |
| その他業務費用 | ×××× |
| 営業経費 | ×××× |
| その他経常費用 | ×××× |
| 経常利益 | ×××× |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | ×××× |
| 特別損失 | ×××× |
| 税引前中間純利益 | ×××× |
| （又は税引前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | ×××× |
| 法人税等調整額 | ×××× |
| 法人税等合計 | ×××× |
| 中間純利益 | ×××× |
| （又は中間純損失） | |
| 繰越利益剰余金（当期首残高） | ×××× |
| 本店への送金 | ×××× |
| （本店からの補填金） | |
| 中間繰越利益剰余金 | ×××× |

（記載上の注意）

1　損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

2　本邦諸費負担額を注記すること。
　なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
(1)　直接諸費（航空機員給与等）
(2)　間接諸費割当額
3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適当な場所に記載すること。
4　過去連月（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３１項に規定する過去連月をいう。）又は修正再表示（同条第３３項に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該過去連月又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。
5　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
(1)　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及びその確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
(2)　収益を理解するための基礎となる情報
(3)　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
　(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
　中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。
　(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
　(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

別紙様式第２号の２（第１８条第１項関係）

**関東財務局長様式第２号の２**（第 18 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

中間監査報告書
（　年　月　日から
　年　月　日まで）
銀行　　支店

　　年　月　日

金融庁長官　　殿

住所
銀行　　支店
代表者氏名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

第１　中間事業概況書
　１　事業の概要
　２　営業所等の増減
　３　役職員の増減
　４　限定又は特分を保有する者の状況
第２　中間貸借対照表
第３　中間損益計算書

（記載上の注意）
1　法第 47 条第１項の規定及び第 28 条第１項の規定による免許申請書又は法第 33 条第１項第８号の規定及び第 35 条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に印氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該印氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該印及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該印氏及び名のみを記載することができる。
2　この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定消去前で当期を記載すること。
3　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
4　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第３位以下を切り捨てて小数点第２位までを記載すること。
5　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。
(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合
(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１（　年　月　日から
　　年　月　日まで）　中間事業概況書

１　事業の概要
（記載上の注意）
　主要経営の概況の事由その他事業状況の理解に関する重要な事項を記載すること。

２　営業所等の増減

| 区分 | 前期末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 本支店 | | | |
| 出張所 | | | |
| 計 | | | |

（記載上の注意）
　当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第 52 条の 60 の２第２項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

| 区分 | 前期末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 銀行代理業者 | | | |
| 銀行代理業を営む営業所又は事務所 | | | |

（記載上の注意）
　当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

３　役職員の増減

| 区分 | | 前期末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|---|
| 本国からの派遣職員 | | | | |
| 常勤役員職員 | | | | |
| 常勤役員職員のうち監査業務に従事する者 | 事務 | | | |
| | 庶務 | | | |
| | 計 | | | |
| 合計 | | | | |

４　限定又は特分を保有する者の状況

| 氏名又は名称 | 所有する株式数又は出資額 | 割合 |
|---|---|---|
| | | % |
| | | |
| その他の限定又は特分を保有する者（　名） | | |
| 計（　名） | | 100 |

（記載上の注意）
　所有する株式数（単位：千株）又は出資額（単位：百万円）の多い順に 10 名を記載すること。

第２　　年　　月　　日現在中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 現金預け金 | | 借用金 | |
| コールローン | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入手形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売渡手形 | |
| 特定取引資産 | | ＣＭＳ・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 特定取引負債 | |
| 有価証券 | | 借用金 | |
| 貸出金 | | 外国為替 | |
| 外国為替 | | その他負債 | |
| その他資産 | | 未払法人税等 | |
| リース投資資産 | | リース債務 | |
| その他の資産 | | 資産除去債務 | |
| 有形固定資産 | | その他の負債 | |
| 無形固定資産 | | 賞与引当金 | |
| 前払年金費用 | | 退職給付引当金 | |
| 繰延税金資産 | | 特別法上の引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 繰延税金負債 | |
| 貸倒引当金 | △ | 支払承諾 | |
| 支店勘定 | | 支店勘定 | |
| | | 小計 | |
| | | 持込資本金 | |
| | | 中間繰越利益剰余金 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

①　継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

ⅰ　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

ⅱ　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

ⅲ　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

ⅳ　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

②　次に掲げる会計方針に関する事項

ⅰ　有価証券の評価基準及び評価方法

ⅱ　有形固定資産の減価償却の方法

ⅲ　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

ⅳ　貸倒引当金の計上方法

ⅴ　退職給付引当金の計上方法

ⅵ　リース取引の処理方法

ⅶ　ヘッジ会計の方法

ⅷ　金銭の信託の評価基準及び評価方法

ⅸ　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

ⅹ　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

ⅺ　その他採用した重要な会計方針

③　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 223 条から第 228 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

④　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑤　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑥　持分会社並等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 225 条に規定する事項

⑦　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条（ただし、同条において準用する同令第３条の２第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

⑧　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の２第１項第５号ロによる。

⑨　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

⑩　重要な偶発事項に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

⑪　中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

⑫　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 226 条から第 231 条まで、第 234 条、第 236 条及び第 238 条に規定する金融商品に関する事項

⑬　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、第 233 条及び第 235 条に規定する事業分離に関する事項

⑭　貸借の際の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

⑮　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

２　会社等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

３　「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第３　（　年　月　日から　年　月　日まで）　中間損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | | | ×××× |
| 資金運用収益 | ××× | | |
| （うち貸出金利息） | （×××） | | |
| （うち有価証券利息配当金） | （×××） | | |
| 役務取引等収益 | ××× | | |
| 特定取引収益 | ××× | | |
| その他業務収益 | ××× | | |
| その他経常収益 | ××× | | |
| 経常費用 | | | ×××× |
| 資金調達費用 | ××× | | |
| （うち預金利息） | （×××） | | |
| 役務取引等費用 | ××× | | |
| 特定取引費用 | ××× | | |
| その他業務費用 | ××× | | |
| 営業経費 | ××× | | |
| その他経常費用 | ××× | | |
| 経常利益又は経常損失（△） | | | ×××× |
| 特別利益 | | | ×××× |
| 特別損失 | | | ×××× |
| 税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△） | | | ×××× |
| 法人税、住民税及び事業税 | ××× | | |
| 法人税等調整額 | ××× | | |
| 法人税等合計 | | | ×××× |
| 中間純利益又は中間純損失（△） | | | ×××× |
| 繰越利益剰余金（当期首残高） | | | ×××× |
| 支店への送金（本店からの繰戻金） | | | ×××× |
| 中間繰越利益剰余金 | | | ×××× |

（記載上の注意）

1　損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

2　本期経費負担額を注記すること。

なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

(1)　直接経費（試験職員給与等）

(2)　間接経費割当額

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　適及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第５項に規定する適及適用をいう。）又は修正再表示（同条第５項に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該適及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

5　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性のないものを除く。）を注記すること。

(1)　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

別紙様式第３号（第１８条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　期　（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次


第１　事業概況書

1　事業の概要

2　営業所等の増減

3　会社役員及び職員の増減

4　会社役員の期間及び所有自社株式

5　株主の状況

6　株主総会の状況

7　商品有価証券の内訳

8　有価証券の内訳

9　貸出金の担保内訳

10　貸倒引当金の状況

11　有形固定資産の内訳

12　支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

13　自己資本比率の状況

第２　貸借対照表

第３　損益計算書

第４　株主資本等変動計算書

第５　キャッシュ・フロー計算書


（記載上の注意）

1　指名委員会等設置会社については、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。第１条の８第１項の免許申請書又は法第５３条第１項第８号の規定及び第５３条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に出氏及びを併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該出氏及びを変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該出氏及びを括弧書で併せて記載し、又は当該出氏及びをのみを記載することができる。

2　この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。

3　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

4　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載すること。

5　当該事業年度の末日において公開会社でない銀行は、事業報告（銀行法施行規則別紙様式第９号）及び附属明細書（銀行法施行規則別紙様式第１９号）で記載を省略した事項について、以下に同一内容の記載がある事項を除き、追加して記載すること。

6　この様式中、第２　貸借対照表、第３　損益計算書、第４　株主資本等変動計算書、第５　キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第５　キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

7　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１　期　（　年　月　日から　年　月　日まで）　事業概況書

1　事業の概要

（記載上の注意）

主要勘定の増減の事由、貸出及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2　営業所等の増減

| 区　分 | 前期末 | 当期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 本支店 | | | |
| 出張所 | | | |
| 計 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第５２条の６９の２第２項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

| 区　分 | 前期末 | 当期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 銀行代理業者 | | | |
| 銀行代理業を営む営業所又は事務所 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

3　会社役員及び職員の増減

| 区　分 | | 前期末 | 当期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|---|
| 会社役員 | 取締役 | うち非常勤（　） | うち非常勤（　） | |
| | 会計参与 | | | |
| | 監査役 | うち非常勤（　） | うち非常勤（　） | |
| | 執行役 | | | |
| | 計 | | | |
| 職員 | 事務系 | | | |
| | 技術系 | | | |
| | 計 | | | |
| | 合計 | | | |

（記載上の注意）

1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数　　人

2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「所属系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4 職員数のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数　　人

4 会社役員の略歴及び所有自社株式

| 役名及び職名 | 氏名又は名称（生年月日又は設立年月日及び住所） | 略歴又は沿革 | 所有自社株式数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | 株 | |
| 計 | 名 | | | |

（記載上の注意）

1 第1条の8第1項の免許申請書又は法第53条第1項第8号の規定及び第35条第1項第3号に（は第3号の2の規定による届出書に出氏及びあを併せて記載して提出した者（第35条第1項第3号に規定する役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は法第39条第1項の規定により提出された兼許書に当該出氏及びあが併せて記載されたまで）については、これらの書類に記載した当該出氏及びあを変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は当該報告書に記載された当該出氏及びあを変更するまで）の間、「氏名又は名称（生年月日又は設立年月日及び住所）」欄に当該出氏及びあを括弧書で併せて記載し、又は当該出氏及びあのみを記載することができる。

2 会計参与が法人であるときは、当該会計参与及びその職務を行うべき社員について記載すること。

3 銀行法第7条第1項による取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

4 「所有自社株式数」欄は、銀行が2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

5 株主の状況

| 氏名又は名称 | 所有株式数 | 割合 |
|---|---|---|
| | 千株 | % |
| | | |
| | | |

| | | |
|---|---|---|
| その他の株主（　名） | | |
| 計（　名） | | 100 |

（記載上の注意）

持株数の多い順に30名を記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行が2以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の株式数を定めているときは議決権の有無に差異がみるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に30名を併せて記載すること。

6 株主総会の状況

（記載上の注意）

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7 商品有価証券の内訳

（単位：百万円）

| 種類 | 期末金額 | 取得価額 | 当期末残高 | 当期末不足現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 商品国債 | | | | |
| 長期利付国債 | | | | |
| 中期利付国債 | | | | |
| 割引国債 | | | | |
| 国庫短期証券 | | | | |
| その他 | | | | |
| 商品地方債 | | | | |
| 商品政府保証債 | | | | |
| その他の商品有価証券 | | | | |
| 計 | | | | |

（記載上の注意）

「当期末不足現在高」欄は欄外等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 有価証券の内訳

（単位：百万円）

| 種類 | 期末金額 | 当期末残高 | 当期末不足現在高 |
|---|---|---|---|
| 国債 | | | |
| 地方債 | | | |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 公社公団債 | | | |
| 金融債 | | | |
| 事業債 | | | |
| （社債のうち政府保証債） | （　　） | （　　） | （　　） |
| 株式 | | | |
| 金融機関株式 | | | |
| その他 | | | |
| その他の証券 | | | |
| 外国証券 | | | |
| その他 | | | |
| 計 | | | |

（記載上の注意）

1 株式については、取得価額の合計額を「期末金額」欄に記載すること。

2 「当期末不足現在高」欄は欄外等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

9 貸出金の担保内訳

（単位：百万円）

| 受入担保の種類 | 貸出金当期末残高 | 構成割合 | 内訳 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 貸付金 | 割引手形 |
| 自行預金 | | % | | |
| 有価証券 | | | | |
| 債権 | | | | |
| 商品 | | | | |
| 不動産 | | | | |
| 財団 | | | | |
| その他 | | | | |
| 計 | | | | |
| 保証 | | | | |
| 信用 | | | | |
| 合計 | | 100 | | |

（記載上の注意）

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を個別として充当計上すること。

10 貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

| | 繰入額 | 取崩額 | 純繰入額（△純取崩額） | 当期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般貸倒引当金 | | | | | |
| 個別貸倒引当金 | | | | | |
| 特定海外債権引当勘定 | | | | | |
| 合計 | | | | | |

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

11 有形固定資産の内訳

（単位：百万円）

| 種類 | 建物 | 土地 | 建設仮勘定 | その他の有形固定資産 |
|---|---|---|---|---|
| 事業用 | | | | |
| 所有 | | | | |
| 計 | | | | |

（記載上の注意）

1 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額　事業用土地　百万円

所有土地　百万円

2 当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額

事業用　百万円

所有　百万円

3 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

12 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1) 支払承諾の内訳

（単位：百万円）

| 種類 | 当期末日数 | 当期末残高 |
|---|---|---|
| 手形引受 | | |
| 信用状 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 保　　証 | | |
| 　　計 | | |

(2)　支払承諾見返の担保内訳

（単位：百万円）

| 受入担保の種類 | 支払承諾見返当期末残高 | 構成割合 |
|---|---|---|
| 自行預金 | | % |
| 有価証券 | | |
| 債権 | | |
| 商品 | | |
| 不動産 | | |
| 財団 | | |
| その他 | | |
| 計 | | |
| 保証 | | |
| 信用 | | |
| 合計 | | 100 |

（記載上の注意）

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を領域として充当計上すること。

**13　自己資本比率の状況**

**（国際統一基準に係る単体自己資本比率）**

| 信用リスク・アセット算出手法 | |
|---|---|

**（単位：百万円）**

| 項目 | 会計年度 | | 会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 会計年度 | 会計年度に係る平均入額 | 会計年度 | 会計年度に係る平均入額 |
| **普通株式等Tier1資本に係る基礎項目** | | | | |
| 普通株式に係る株主資本の額 | | | | |
| 5%、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| 5%、利益剰余金の額 | | | | |
| 5%、自己株式の額(△) | | | | |
| 5%、社外流出予定額(△) | | | | |
| 5%、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| 普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額 | | | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ） | | | | |
| **普通株式等Tier1資本に係る調整項目** | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | | | | |
| 5%、のれんに係るものの額 | | | | |
| 5%、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものは外のものの額 | | | | |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | | | | |
| 繰延ヘッジ損益の額 | | | | |
| 適格引当金不足額 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 前払年金資用の額 | | | | |
| 自己保有普通株式(財資金の額に計上されるものを除く。)の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の普通株式の額 | | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | | |
| 5%、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| 5%、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| 5%、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | | |
| 5%、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| 5%、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| 5%、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| その他Tier1資本不足額 | | | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ） | | | | |
| **普通株式等Tier1資本** | | | | |
| 普通株式等Tier1資本の額（(イ)−(ロ)）（ハ） | | | | |
| **その他Tier1資本に係る基礎項目** | | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る負債の額 | | | | |
| 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ） | | | | |
| **その他Tier1資本に係る調整項目** | | | | |
| 自己保有その他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| Tier1資本不足額 | | | | |
| その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ） | | | | |
| **その他Tier1資本** | | | | |
| その他Tier1資本の額（(ニ)−(ホ)）（ヘ） | | | | |
| **Tier1資本** | | | | |
| Tier1資本の額（(ハ)+(ヘ)）(ト) | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Tier2 資本に係る基礎項目** | | | | |
| Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| Tier2 資本調達手段に係る負債の額 | | | | |
| 特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額 | | | | |
| 一般資制引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額 | | | | |
| うち、一般資制引当金 Tier2 算入額 | | | | |
| うち、適格引当金 Tier2 算入額 | | | | |
| Tier2 資本に係る基礎項目の額（字） | | | | |
| **Tier2 資本に係る調整項目** | | | | |
| 自己保有 Tier2 資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケットメイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額 | | | | |
| その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | | |
| Tier2 資本に係る調整項目の額（字） | | | | |
| **Tier2 資本** | | | | |
| Tier2 資本の額（（字）−（字））（文） | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **総自己資本** | | | | |
| 総自己資本合計（（ト）+（文））（ル） | | | | |
| **リスク・アセット等** | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産（オン・バランス）項目 | | | | |
| オフ・バランス取引等項目 | | | | |
| 内部リスク相当額を 0% で加して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を 0% で加して得た額 | | | | |
| 指定関の事務分 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 0% で加して得た額 | | | | |
| フロア調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額（字） | | | | |
| **自己資本比率及び資本バッファー** | | | | |
| 普通株式等 Tier1 比率（（ハ）／（字）） | % | | % | |
| Tier1 比率（（ト）／（字）） | % | | % | |
| 総自己資本比率（（ル）／（字）） | % | | % | |
| 普通株資本バッファー比率 | % | | % | |
| うち、資本保全バッファー比率 | % | | % | |
| うち、カウンターシクリカル・バッファー比率 | % | | % | |
| うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率 | % | | % | |
| 資本資本バッファー比率 | % | | % | |
| **調整項目に係る少数等項** | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | | | |
| **Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項** | | | | |
| 一般資制引当金の額 | | | | |
| 一般資制引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | | | |
| 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） | | | | |
| 適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | | | |

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2　「保有自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4　「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5　「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

6　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7　適及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する適及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表が（同条第 53 項に規定する修正再表がをいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る銀行時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

**（資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率）**

| | 当期末 | | | | 前期末 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| エクスポージャーの所在国・地域 | カウンターシクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円） | 各国・地域の金融当局が定める比率(%) | 適用される カウンターシクリカル・バッファー比率(%) | 適用される カウンターシクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース） | カウンターシクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円） | 各国・地域の金融当局が定める比率(%) | 適用される カウンターシクリカル・バッファー比率(%) | 適用される カウンターシクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース） |
| アルゼンチン | | | | | | | | |
| オーストラリア | | | | | | | | |
| ベルギー | | | | | | | | |
| ブラジル | | | | | | | | |
| カナダ | | | | | | | | |
| 中国 | | | | | | | | |
| フランス | | | | | | | | |
| ドイツ | | | | | | | | |
| 香港 | | | | | | | | |
| インド | | | | | | | | |
| インドネシア | | | | | | | | |
| イタリア | | | | | | | | |
| 日本 | | | | | | | | |
| 韓国 | | | | | | | | |
| ルクセンブルク | | | | | | | | |
| メキシコ | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| オランダ | | | | | | | | |
| ロシア | | | | | | | | |
| サウジアラビア | | | | | | | | |
| シンガポール | | | | | | | | |
| 南アフリカ | | | | | | | | |
| スペイン | | | | | | | | |
| スウェーデン | | | | | | | | |
| スイス | | | | | | | | |
| トルコ | | | | | | | | |
| 英国 | | | | | | | | |
| 米国 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

(記載上の注意)

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行（連結自己資本比率を算出する銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は外国に所在する銀法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該銀法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。）が記載するものとする。

2　「各国・地域の保有リスク・アセットの額の合計額（百万円）」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率（銀行法第 14 条の2第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

3　「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%）を記載すること。

4　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。

5　本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

**（単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率）**

| 項目 | 前期末 | 当期末 |
|---|---|---|
| 単体レバレッジ比率 | % | % |
| 適用単体レバレッジ・バッファー比率 | % | % |
| 単体レバレッジ・バッファー比率 | % | % |

(記載上の注意)

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2　「単体レバレッジ比率」とは、銀行法第 14 条の2第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3　単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

**（国内基準に係る単体自己資本比率）**

| 信用リスク・アセット算出手法 | |
|---|---|

（単位：百万円）

| 項目 | 前期末 | | 当期末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 最低自己資本比率による不足入額 | | 最低自己資本比率による不足入額 | |
| **コア資本に係る調整項目** | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 | | | | |
| 5%、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| 5%、利益剰余金の額 | | | | |
| 5%、自己株式の額（△） | | | | |
| 5%、社外流出予定額（△） | | | | |
| 5%、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | | | | |
| 5%、一般貸倒引当金コア資本算入額 | | | | |
| 5%、適格引当金コア資本算入額 | | | | |
| 適格応募事業持合先の資本の額の5%、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて受けられた資本調達手段の額の5%、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （イ） | | | | |
| **コア資本に係る調整項目** | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | | | | |
| 5%、のれんに係るものの額 | | | | |
| 5%、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものは外の額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | | | | |
| 適格引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 前払年金資用の額 | | | | |
| 自己保有普通株式等（純資金の額に計上されるものを除く。）の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 | | | | |
| 特定項目に係る 10%基準超過額 | | | | |
| 5%、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| 5%、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| 5%、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る 10%基準超過額 | | | | |
| 5%、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| 5%、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| 5%、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ） | | | | |
| **自己資本** | | | | |
| 自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ） | | | | |
| **リスク・アセット等** | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産（オン・バランス）項目 | | | | |
| 5%、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | | | | |
| 5%、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 | | | | |
| 5%、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| オフ・バランス項目 | | | | |
| 1%リスク相当額を 0%で割して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を 0%で割して得た額 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 指定間の事業分 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 0 で除して得た額 | | | | |
| フロア調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 | | | | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 自己資本比率(ハイ/ロ)(ロ) | % | | % | |

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 19 条の2 第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

3 「保有リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

5 適用適用、中間財務諸表の統修正又は修正再表中により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2 第 期末( 年 月 日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| 現金 | | 当座預金 | |
| 預け金 | | 普通預金 | |
| コールローン | | 貯蓄預金 | |
| 買現先勘定 | | 通知預金 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 定期預金 | |
| 買入手形 | | 定期積金 | |
| 買入金銭債権 | | その他の預金 | |
| 商品有価証券 | | 譲渡性預金 | |
| 商品国債 | | コールマネー | |
| 商品地方債 | | 売現先勘定 | |
| 商品政府保証債 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| その他の商品有価証券 | | 売渡手形 | |
| 金銭の信託 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 有価証券 | | 借用金 | |
| 国債 | | 再割引手形 | |
| 地方債 | | 借入金 | |
| 短期社債 | | 外国為替 | |
| 社債 | | 外国他店預り | |
| 株式 | | 外国他店借 | |
| その他の証券 | | 売渡外国為替 | |
| 貸出金 | | 未払外国為替 | |
| 割引手形 | | 短期社債 | |
| 手形貸付 | | 社債 | |
| 証書貸付 | | 新株予約権付社債 | |
| 当座貸越 | | その他負債 | |
| 外国為替 | | 未決済為替借 | |
| 外国他店預け | | 未払法人税等 | |
| 外国他店貸 | | 未払費用 | |
| 買入外国為替 | | 前受収益 | |
| 取立外国為替 | | 従業員預り金 | |
| その他資産 | | 給付補償債金 | |
| 未決済為替貸 | | 先物取引受入証拠金 | |
| 前払費用 | | 先物取引差金勘定 | |
| 未収収益 | | 借入商品債券 | |
| 先物取引差入証拠金 | | 借入有価証券 | |
| 先物取引差金勘定 | | 売付商品債券 | |
| 保管有価証券等 | | 売付債券 | |
| 金融派生商品 | | 金融派生商品 | |
| 金融商品等差入担保金 | | 金融商品等受入担保金 | |
| 社債発行費 | | リース債務 | |
| リース投資資産 | | 資産除去債務 | |
| その他の資産 | | その他の負債 | |
| 有形固定資産 | | 賞与引当金 | |
| 建物 | | 役員賞与引当金 | |
| 土地 | | 退職給付引当金 | |
| リース資産 | | 役員退職慰労引当金 | |
| 建設仮勘定 | | 特別法上の引当金 | |
| その他の有形固定資産 | | 金融商品取引責任準備金 | |
| 無形固定資産 | | 繰延税金負債 | |
| ソフトウェア | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| のれん | | 支払承諾 | |
| リース資産 | | 負債の部合計 | |
| その他の無形固定資産 | | (純資産の部) | |
| 前払年金費用 | | 資本金 | |
| 繰延税金資産 | | 新株式申込証拠金 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 資本剰余金 | |
| 支払承諾見返 | | 資本準備金 | |
| 貸倒引当金 | △ | その他資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 利益準備金 | |
| | | その他利益剰余金 | |
| | | ○○積立金 | |
| | | 繰越利益剰余金 | |
| | | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

② 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額

③ 有形固定資産の減価償却の方法

④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)

⑥ 退職給付引当金の計上方法

⑦ リース取引の処理方法

⑧ ヘッジ会計の方法

⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑪ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

⑫ その他採用した重要な会計方針

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)

(4) 会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 3 から第 8 条の 3 の 7 までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6) 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
(7) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項
(8) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有難証券に関する事項
(9) 有難証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
(10) 親会社株式の金額
(11) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
(12) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨、ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
(13) 有形固定資産の減損損失計額及び減損記載額
(14) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）
(15) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）
(16) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
(17) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額、ただし、総合口座取引における当座貸借及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
(18) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額、ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。
(19) 関係会社の株式又は出資金の総額
(20) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
① 繰越税金資産（その算定に当たり繰越税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
② 繰越税金負債

(21) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
(22) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
(23) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
① 1株当たりの純資産額（親等位）
②銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の分合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の額首に株式の分合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
(24) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
(25) 会社計算規則第2条第3項第35号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨
(26) 事業年度の末日後、当事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
(27) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の14から第8条の16までに規定するストック・オプションに関する事項
(28) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する金銭債権に関する事項
(29) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項
(30) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその末日の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有難証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
(31) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
6 総括科目及びその金額は、ポジック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3　期　　年　月　日から　年　月　日まで　損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経営収益 | ××× |
| 資金運用収益 | ××× |
| 貸出金利息 | ××× |
| 有価証券利息配当金 | ××× |
| コールローン利息 | ××× |
| 買現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引受入利息 | ××× |
| 買入手形利息 | ××× |
| 預け金利息 | ××× |
| 金利スワップ受入利息 | ××× |
| その他の受入利息 | ××× |
| 役務取引等収益 | ××× |
| 受入為替手数料 | ××× |
| その他の役務収益 | ××× |
| その他業務収益 | ××× |
| 外国為替売買益 | ××× |
| 商品有価証券売買益 | ××× |
| 国債等債券売却益 | ××× |
| 国債等債券償還益 | ××× |
| 金融派生商品収益 | ××× |
| その他の業務収益 | ××× |
| その他経常収益 | ××× |
| 貸倒引当金戻入益 | ××× |
| 償却債権取立益 | ××× |
| 株式等売却益 | ××× |
| 金銭の信託運用益 | ××× |
| その他の経常収益 | ××× |
| 経常費用 | ××× |
| 資金調達費用 | ××× |
| 預金利息 | ××× |
| 譲渡性預金利息 | ××× |
| コールマネー利息 | ××× |
| 売現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引支払利息 | ××× |
| 売渡手形利息 | ××× |
| コマーシャル・ペーパー利息 | ××× |
| 借用金利息 | ××× |
| 短期社債利息 | ××× |
| 社債利息 | ××× |
| 新株予約権付社債利息 | ××× |
| 金利スワップ支払利息 | ××× |
| その他の支払利息 | ××× |
| 役務取引等費用 | ××× |
| 支払為替手数料 | ××× |
| その他の役務費用 | ××× |
| その他業務費用 | ××× |
| 外国為替売買損 | ××× |
| 商品有価証券売買損 | ××× |
| 国債等債券売却損 | ××× |
| 国債等債券償還損 | ××× |
| 国債等債券償却 | ××× |
| 社債発行費償却 | ××× |
| 金融派生商品費用 | ××× |
| その他の業務費用 | ××× |
| 営業経費 | ××× |
| その他経常費用 | ××× |
| 貸倒引当金繰入額 | ××× |
| 貸出金償却 | ××× |
| 株式等売却損 | ××× |
| 株式等償却 | ××× |
| 金銭の信託運用損 | ××× |
| その他の経常費用 | ××× |
| 経常利益 | ××× |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | ××× |
| 固定資産処分益 | ××× |
| 負ののれん発生益 | ××× |

| | | |
|---|---|---|
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | × × × | |
| その他の特別利益 | × × × | |
| 特別損失 | | × × × |
| 固定資産処分損 | × × × | |
| 減損損失 | × × × | |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | × × × | |
| その他の特別損失 | × × × | |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△） | | × × × |
| 法人税、住民税及び事業税 | × × × | |
| 法人税等調整額 | × × × | |
| 法人税等合計 | | × × × |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | | × × × |

（記載上の注意）

1　関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他営業・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。

2　上記のほか、関益の控除を求めに判断するために必要な事項を注記すること。

3　本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が当期以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

7　「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

8　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性のさいいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収

益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を記載するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（普通株式を発行することができる種類又は主要種類ごとへの配当額及び他の種類に優先する種類が付された証券又は契約に係る種類が付与されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（親会社）

(2)　前行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の分合又は株式の分割をした場合には、その決定がに当該事業年度の期首に株式の分合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨

10　関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則 112 条の規定に従い注記すること。

11　総括科目及びその金額は、ボックス式形式等図識しやすい方法により記載すること。

第４　期　（　年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | | | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | | | | | |
| 当期首残高 | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | ××× | ××× | | ××× | | | | | | ××× | | | | | | ××× |
| 剰余金の配当 | | | | | ××× | ××× | ××× | ××× | | ××× | | | | | | ××× |
| 当期純利益 | | | | | | | ××× | ××× | | ××× | | | | | | ××× |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | ××× | ××× | | | | | | ××× |
| ・・・ | | | | | | | | | | | | | | | | ××× |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | | | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× |
| 当期変動額合計 | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× |
| 当期末残高 | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× | ××× |

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、横の段型別表示における記載の順序によること。

3　株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

6　資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

7　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 106 条から第 109 条までの規定に従い注記すること。

8　過去遡用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に与える累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第５　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 貸付金回収による収入 | |
| 預金払出による支出 | |
| 貸付金利息収入 | |
| 預金利息支出 | |
| 営業経費支出 | |
| …… | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| …… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| …… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | |

（記載上の注意）

1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3　法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

（間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失（△）） | |
| 減価償却費 | |
| 減損損失 | |
| 貸倒引当金の増減（△） | |
| 資金運用収益 | |
| 資金調達費用 | |
| 有価証券関係損益（△） | |
| 貸出金の純増（△）減 | |
| 預金の純増減（△） | |
| 資金運用による収入 | |
| 資金調達による支出 | |
| …… | |
| 小　計 | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| …… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| …… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | |

（記載上の注意）

1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3　法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第３号の２（第１８条第２項関係）

別紙様式第３号の２（第１８条第２項関係）

（日本産業規格A4）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次


第１　事業概況書
1　事業の概要
2　営業所等の増減
3　会社役員及び職員の増減
4　会社役員の略歴及び所有自社株式
5　株主の状況
6　株主総会の状況
7　商品有価証券の内訳
8　特定取引有価証券の内訳
9　有価証券の内訳
10　貸出金の担保内訳
11　貸倒引当金の状況
12　有形固定資産の内訳
13　支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳
14　自己資本比率の状況
第２　貸借対照書
第３　損益計算書
第４　株主資本等変動計算書
第５　キャッシュ・フロー計算書


（記載上の注意）

1　指名委員会等設置会社にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。第１条の２第１項の免許申請書又は法第３条第１項第８号の規定及び第３５条第１項第３号者しくは第３号の２の規定による届出書に社氏及びを併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該社氏及びを変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該社氏及びを付属書で併せて記載し、又は当該社氏及びをのみを記載することができる。
2　この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。
3　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
4　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位まで記載すること。
5　当該事業年度の末日において公開会社でない銀行は、事業報告（銀行法施行規則別紙

様式第9号の2）及び附属明細書（銀行法施行規則別紙様式第10号）で記載を省略した事項について、以下に同一内容の記載がある事項を除き、追加して記載すること。

6　この様式中、第2　貸借対照表、第3　損益計算書、第4　株主資本等変動計算書、第5　キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第5　キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

7　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1　第　期（年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

1　事業の概要

（記載上の注意）

主要職定の地域の事由、徴加及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2　営業所等の地域

| 区　分 | 前期末 | 当期末 | 地域（△） |
|---|---|---|---|
| 本支店 | | | |
| 出張所 | | | |
| 計 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の60の2第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

| 区　分 | 前期末 | 当期末 | 地域（△） |
|---|---|---|---|
| 銀行代理業者 | | | |
| 銀行代理業を営む営業所又は事務所 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

3　会社役員及び職員の地域

| 区　分 | | 前期末 | 当期末 | 地域（△） |
|---|---|---|---|---|
| 会社役員 | 取締役 | うち非常勤（　） | うち非常勤（　） | |
| | 会計参与 | | | |
| | 監査役 | うち非常勤（　） | うち非常勤（　） | |
| | 執行役 | | | |
| | 計 | | | |
| 職員 | 事務系 | | | |
| | 業務系 | | | |
| | 計 | | | |
| | 合計 | | | |

（記載上の注意）

1　「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数　　人

2　会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3　「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「派遣系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4　職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数　　人

4　会社役員の略歴及び所有自社株式

| 役名及び職名 | 氏名又は名称（生年月日又は設立年月日及び住所） | 略歴又は沿革 | 所有自社株式数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | 株 | |
| 計 | 名 | | | |

（記載上の注意）

1　第1条の第1項の免許申請書又は法第33条第1項第4号の規定及び第33条第1項第5号若しくは第5号の2の規定による届出書に出氏及びあを併せて記載して提出した者（第35条第1項第3号に規定する役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は法第19条第1項の規定により提出された報告書に当該出氏及びあが併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該出氏及びあを変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は当該報告書に記載された当該出氏及びあを変更するまで）の間、「氏名又は名称（生年月日又は設立年月日及び住所）」欄に当該出氏及びあを係数書で併せて記載し、又は当該出氏及びあのみを記載することができる。

2　会計参与が法人であるときは、当該会計参与及びその職務を行うべき社員について記載すること。

3　銀行法第7条第1項による取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

4　「所有自社株式数」欄は、銀行が2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの株式を記載すること。

5　株主の状況

| 氏名又は名称 | 所有株式数 | 割合 |
|---|---|---|
| | 千株 | % |
| | | |
| | | |
| その他の株主（　名） | | |
| 計（　名） | | 100 |

（記載上の注意）

持株数の多い順に30名を記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行が2以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているときは議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の数の多い順に30名を併せて記載すること。

6　株式総会の状況

（記載上の注意）

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7　商品有価証券の内訳

（単位：百万円）

| 種　類 | 額面金額 | 取得原価 | 当期末残高 | 当期末手元現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 商品国債 | | | | |
| 長期利付国債 | | | | |
| 中期利付国債 | | | | |
| 割引国債 | | | | |
| 国庫短期証券 | | | | |
| その他 | | | | |
| 商品地方債 | | | | |
| 商品政府保証債 | | | | |
| その他の商品有価証券 | | | | |
| 計 | | | | |

（記載上の注意）

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8　特定取引有価証券の内訳

（単位：百万円）

| 種　類 | 額面金額 | 取得原価 | 当期末残高 | 当期末手元現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 国債 | | | | |
| 地方債 | | | | |
| 政府保証債 | | | | |
| 外国証券 | | | | |
| 計 | | | | |

（記載上の注意）

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

9　有価証券の内訳

（単位：百万円）

| 種　類 | 額面総額 | 当期末残高 | 当期末手元現在高 |
|---|---|---|---|
| 国債 | | | |
| 地方債 | | | |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | | | |
| 公社公団債 | | | |
| 金融債 | | | |
| 事業債 | | | |
| （社債のうち政府保証債） | （　） | （　） | （　） |
| 株式 | | | |
| 金融機関株式 | | | |
| その他 | | | |
| その他の証券 | | | |
| 外国証券 | | | |
| その他 | | | |
| 計 | | | |

（記載上の注意）

1　株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。

2　「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

10　貸出金の担保内訳

（単位：百万円）

| 受入担保の種類 | 貸出金当期末残高 | 構成割合 | 内訳 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 従付金 | 割引手形 |
| 自行預金 | | % | | |
| 有価証券 | | | | |
| 債権 | | | | |
| 商品 | | | | |
| 不動産 | | | | |
| 財団 | | | | |
| その他 | | | | |
| 計 | | | | |
| 保証 | | | | |
| 信用 | | | | |
| 合計 | | 100 | | |

（記載上の注意）
2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

11 貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額（目的使用） | 期中減少額（その他） | 期末残高 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般貸倒引当金 | | | | | | |
| 個別貸倒引当金 | | | | | | |
| 特定海外債権引当勘定 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

（記載上の注意）
個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。
個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

12 有形固定資産の内訳

（単位：百万円）

| 種類 | 建物 | 土地 | 建設仮勘定 | その他の有形固定資産 |
|---|---|---|---|---|
| 事業用 | | | | |
| 所有 | | | | |
| 計 | | | | |

（記載上の注意）

1 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額
事業用土地　　百万円
所有土地　　百万円

2 当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。
建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額
事業用　　百万円
所有　　百万円

3 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

13 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1) 支払承諾の内訳

（単位：百万円）

| 種類 | 当期末日数 | 当期末残高 |
|---|---|---|
| 手形引受 | | |
| 保用状 | | |
| 保証 | | |
| 計 | | |

(2) 支払承諾見返の担保内訳

（単位：百万円）

| 受入担保の種類 | 支払承諾見返当期末残高 | 構成割合 |
|---|---|---|
| 自行預金 | | % |
| 有価証券 | | |
| 債権 | | |
| 商品 | | |
| 不動産 | | |
| 財団 | | |
| その他 | | |
| 計 | | |
| 保証 | | |
| 信用 | | |
| 合計 | | 100 |

（記載上の注意）
2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種

額の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

14 自己資本比率の状況
（国際統一基準に係る単体自己資本比率）

銀行リスク・アセット算出手法

（単位：百万円）

| 項目 | 当期末 | | 前期末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 経過期間による不算入額 | | 経過期間による不算入額 | |
| 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 | | | | |
| 普通株式に係る株主資本の額 | | | | |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| うち、利益剰余金の額 | | | | |
| うち、自己株式の額(△) | | | | |
| うち、社外流出予定額(△) | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| 普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額 | | | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ） | | | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る調整項目 | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | | | | |
| うち、のれんに係るものの額 | | | | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 | | | | |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | | | | |
| 繰延ヘッジ損益の額 | | | | |
| 退職引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 前払年金費用の額 | | | | |
| 自己保有普通株式(調整項目の額に含まれるものを除く。)の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の普通 | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 株式の額 | | | |
| 少数出資金融機関等の普通株式の額 | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | |
| うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 | | | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | |
| うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 | | | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | |
| その他Tier1資本不足額 | | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ) | | | |
| 普通株式等Tier1資本 | | | |
| 普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ) | | | |
| その他Tier1資本に係る基礎項目 | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額 | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る負債の額 | | | |
| 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額 | | | |
| その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ) | | | |
| その他Tier1資本に係る調整項目 | | | |
| 自己保有その他Tier1資本調達手段の額 | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | |
| 少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手 | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 株の額 | | | | |
| その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| Tier2資本不足額 | | | | |
| その他Tier1資本に係る調整項目の額 （ホ） | | | | |
| その他Tier1資本 | | | | |
| その他Tier1資本の額 （ハ）－（ニ） （ヘ） | | | | |
| Tier1資本 | | | | |
| Tier1資本の額 （ロ）＋（ヘ） （ト） | | | | |
| Tier2資本に係る基礎項目 | | | | |
| Tier2資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| Tier2資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| Tier2資本調達手段に係る負債の額 | | | | |
| 特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額 | | | | |
| 一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額 | | | | |
| うち、一般貸倒引当金Tier2算入額 | | | | |
| うち、適格引当金Tier2算入額 | | | | |
| Tier2資本に係る基礎項目の額 （チ） | | | | |
| Tier2資本に係る調整項目 | | | | |
| 自己保有Tier2資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額 | | | | |
| その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額 | | | | |
| Tier2資本に係る調整項目の額 （リ） | | | | |
| Tier2資本 | | | | |
| Tier2資本の額 （チ）－（リ） （ヌ） | | | | |
| 総自己資本 | | | | |
| 総自己資本合計 （ロ）＋（ヌ） （ル） | | | | |
| リスク・アセット等 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産（オン・バランス）項目 | | | | |
| オフ・バランス取引等項目 | | | | |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | | |
| 銀行勘定の金利リスク | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | | |
| フロア調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 （ヲ） | | | | |
| 自己資本比率及び資本バッファー | | | | |
| 普通株式等Tier1比率 （イ）/（ヲ）/（ヲ） | % | | % | |
| Tier1比率 （ロ）/（ヲ） | % | | % | |
| 総自己資本比率 （ハ）/（ヲ） | % | | % | |
| 最低総損失吸収力バッファー比率 | % | | % | |
| うち、資本保全バッファー比率 | % | | % | |
| うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率 | % | | % | |
| うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率 | % | | % | |
| 普通株式バッファー比率 | % | | % | |
| 調整項目に係る参考事項 | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象資本等調整手段に係る調整項目不算入額 | | | | |
| その他金融機関等に係る対象資本等調整手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | | | |
| Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 | | | | |
| 一般貸倒引当金の額 | | | | |
| 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 | | | | |
| 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） | | | | |
| 適格引当金に係るTier2資本算入上限額 | | | | |

（記載上の注意）

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第31項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第32項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第33項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率

| | 当期末 | | | | 前期末 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| エクスポージャーの所在国・地域 | カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円） | 各国・地域の当該国・地域以外に定められる比率（%） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（遡及適用ベース） | カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円） | 各国・地域の当該国・地域以外に定められる比率（%） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（遡及適用ベース） |
| アルゼン | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| オン | | | | | | | | |
| オーストラリア | | | | | | | | |
| ベルギー | | | | | | | | |
| ブラジル | | | | | | | | |
| カナダ | | | | | | | | |
| 中国 | | | | | | | | |
| フランス | | | | | | | | |
| ドイツ | | | | | | | | |
| 香港 | | | | | | | | |
| インド | | | | | | | | |
| インドネシア | | | | | | | | |
| イタリア | | | | | | | | |
| 日本 | | | | | | | | |
| 韓国 | | | | | | | | |
| ルクセンブルク | | | | | | | | |
| メキシコ | | | | | | | | |
| オランダ | | | | | | | | |
| ロシア | | | | | | | | |
| サウジアラビア | | | | | | | | |
| シンガポール | | | | | | | | |
| 南アフリカ | | | | | | | | |
| スペイン | | | | | | | | |
| スウェーデン | | | | | | | | |
| スイス | | | | | | | | |
| トルコ | | | | | | | | |
| 英国 | | | | | | | | |
| 米国 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

（記載上の注意）

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行（連結自己資本比率を算出する銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は当該外国に所在する親法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されて

いる場合における当該親法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。）が記載するものとする。

2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率（銀行法第14条の2第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、優勢者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

3 「各国・地域の金融当局が定める比率（%）」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on(per cent of RWA)）が該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%）を記載すること。

4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位まで を記載）。

5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

（単体自己資本比率の補足的指標である単体レバレッジ比率）

| 項目 | 当期末 | 前期末 |
|---|---|---|
| 単体レバレッジ比率 | % | % |
| 最低単体レバレッジ・バッファー比率 | % | % |
| 単体レバレッジ・バッファー比率 | % | % |

（記載上の注意）

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2 「単体レバレッジ比率」とは、銀行法第14条の2第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3 単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

（国内基準に係る単体自己資本比率）

| 信用リスク・アセット算出手法 | |
|---|---|

（単位：百万円）

| 項目 | 当期末 | | 前期末 | |
|---|---|---|---|---|
| | | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 |
| コア資本に係る基礎項目 | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 | | | | |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| うち、利益剰余金の額 | | | | |
| うち、自己株式の額（△） | | | | |
| うち、社外流出予定額（△） | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | | | | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | | | | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | | | | |
| 適格非非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額 （イ） | | | | |
| コア資本に係る調整項目 | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | | | | |
| うち、のれんに係るものの額 | | | | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものは以外の額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | | | | |
| 適格引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 前払年金費用の額 | | | | |
| 自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 | | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| コア資本に係る調整項目の額 （ロ） | | | | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額 （（イ）－（ロ）） （ハ） | | | | |
| リスク・アセット等 | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産（オン・バランス）項目 | | | | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | | | | |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| オフ・バランス項目 | | | | |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | | |
| 調定額の個別分 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | | |
| フロア調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 （ニ） | | | | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 自己資本比率 （（ハ）／（ニ）） | % | | % | |

（記載上の注意）

1 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率をいう。

3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

5 適先適用、財務諸表の編替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る銀行時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2 第 期末（ 年 月 日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| 現金 | | 当座預金 | |
| 預け金 | | 普通預金 | |
| コールローン | | 貯蓄預金 | |
| 買現先勘定 | | 通知預金 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 定期預金 | |
| 買入手形 | | 定期積金 | |
| 買入金銭債権 | | その他の預金 | |
| 特定取引資産 | | 譲渡性預金 | |
| 商品有価証券 | | コールマネー | |
| 商品有価証券派生商品 | | 売現先勘定 | |
| 特定取引有価証券 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引有価証券派生商品 | | 売渡手形 | |
| 特定金融派生商品 | | コマーシャル・ペーパー | |
| その他の特定取引資産 | | 特定取引負債 | |
| 金銭の信託 | | 売付商品債券 | |
| 有価証券 | | 商品有価証券派生商品 | |
| 国債 | | 特定取引売付債券 | |
| 地方債 | | 特定取引有価証券派生商品 | |
| 短期社債 | | 特定金融派生商品 | |
| 社債 | | その他の特定取引負債 | |
| 株式 | | 借用金 | |
| その他の証券 | | 再割引手形 | |
| 貸出金 | | 借入金 | |
| 割引手形 | | 外国為替 | |
| 手形貸付 | | 外国他店預り | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 現金及び預け金 | | 支払手形及び買掛金 | |
| 受取手形及び売掛金 | | 電子記録債務 | |
| 電子記録債権 | | 短期借入金 | |
| 有価証券 | | 1年内償還予定の社債 | |
| 商品及び製品 | | 1年内返済予定の長期借入金 | |
| 仕掛品 | | 1年内償還予定の新株予約権付社債 | |
| 原材料及び貯蔵品 | | 未払金 | |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | | 未払費用 | |
| 未収入金 | | 未払法人税等 | |
| 1年内回収予定の長期貸付金 | | 前受収益 | |
| その他の流動資産 | | 預り金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 前受金 | |
| 流動資産合計 | | 賞与引当金 | |
| 建物 | | 役員賞与引当金 | |
| 構築物 | | 製品保証引当金 | |
| 機械及び装置 | | 工事損失引当金 | |
| 船舶 | | 特別法上の引当金 | |
| 車両運搬具 | | その他の流動負債 | |
| 工具、器具及び備品 | | 流動負債合計 | |
| 土地 | | 社債 | |
| リース資産 | | 新株予約権付社債 | |
| 建設仮勘定 | | 長期借入金 | |
| その他の有形固定資産 | | 関係会社長期借入金 | |
| 有形固定資産合計 | | 退職給付引当金 | |
| のれん | | 役員退職慰労引当金 | |
| ソフトウェア | | 特別法上の引当金 | |
| リース資産 | | 繰延税金負債 | |
| その他の無形固定資産 | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| 無形固定資産合計 | | その他の固定負債 | |
| 投資有価証券 | | 固定負債合計 | |
| 関係会社株式 | | 負債合計 | |
| 関係会社出資金 | | 資本金 | |
| 長期貸付金 | | 資本剰余金 | |
| 関係会社長期貸付金 | | 資本準備金 | |
| 破産更生債権等 | | その他資本剰余金 | |
| 長期前払費用 | | 資本剰余金合計 | |
| 繰延税金資産 | | 利益剰余金 | |
| その他の投資等 | | 利益準備金 | |
| 貸倒引当金 | △ | その他利益剰余金 | |
| 投資その他の資産合計 | | ○○積立金 | |
| 固定資産合計 | | 繰越利益剰余金 | |
| 繰延資産 | | 利益剰余金合計 | |
| 開業費 | | 自己株式 | △ |
| 開発費 | | 株主資本合計 | |
| 株式交付費 | | その他有価証券評価差額金 | |
| 社債発行費等 | | 繰延ヘッジ損益 | |
| 繰延資産合計 | | 土地再評価差額金 | |
| | | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(記載上の注意)

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提(会社計算規則第103条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事象等年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨及びその別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

③　有形固定資産の減価償却の方法

④　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤　繰延引当金の計上方法(当期における費用及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、費用及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)

⑥　退職給付引当金の計上方法

⑦　リース取引の処理方法

⑧　ヘッジ会計の方法

⑨　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑩　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑪　収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれる判断したものを記載すること。)

⑫　その他採用した重要な会計方針

(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事象等年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事象等年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事象等年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　①に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)

(4)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の32から第8条の37までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び特別たな卸資産に関する措置については記載を要しない。)

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(7)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の2に規定する事項

(8)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項

(9)　有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。)

(10)　親会社株式の金額

(11)　保険のうち剰余金等還元及びこれらに準ずる保険、危険保険、三百以上給準保険並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロによる。

(12)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(13)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(14)　保証に係る引当金(退職給付に係るものにおける負債の保証等目的の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額)

(15)　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項(会社計算規則第106条の規定に従い記載すること。)

(16)　関係会社(会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務に属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務に属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(17)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等(預金保険法第2条第2項第3号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。)を担保とする貸付金(担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。)は、この限りでない。

(18)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。

(19)　関係会社の株式又は出資金の総額

(20)　次に掲げるものが重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)

②　繰延税金負債

(21)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(22)　重要な偶発事例に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(23)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額(臨単位)

②　銀行は当該事象等年度又は当該事象等年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事象等年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(24)　会社法は5年の法律の規定又は同法により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容

(25)　会社計算規則第2条第3項第35号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事象等年度の末日が最終事象等年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(26)　事象等年度の末日後、翌事象等年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(27)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の14から第8条の16までに規定するストック・オプションに関する事項

(28)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第26条及び第8条の30の2に規定する企業結合に関する事項

(29)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び

第8条の2第2項に規定する事業分離に関する事項

(20) 貸借の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全額又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その計上の条項を注記すること。

3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4 「その他の貸倒」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が貸借対照表の100分の1を超えるものについては、その貸倒又は負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。

6 総括科目及びその金額は、ボックス式損益等書類しやすい方法により記載すること。

第3 銀 行 ( 年 月 日から / 年 月 日まで ) 損益計算書

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | ×××× |
| 資金運用収益 | ××× |
| 貸出金利息 | ××× |
| 有価証券利息配当金 | ××× |
| コールローン利息 | ××× |
| 買現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引受入利息 | ××× |
| 買入手形利息 | ××× |
| 預け金利息 | ××× |
| 金利スワップ受入利息 | ××× |
| その他の受入利息 | ××× |
| 役務取引等収益 | ××× |
| 受入為替手数料 | ××× |
| その他の役務収益 | ××× |
| 特定取引収益 | ××× |
| 商品有価証券収益 | ××× |
| 特定取引有価証券収益 | ××× |
| 特定金融派生商品収益 | ××× |
| その他の特定取引収益 | ××× |
| その他業務収益 | ××× |
| 外国為替売買益 | ××× |
| 国債等債券売却益 | ××× |
| 国債等債券償還益 | ××× |
| 金融派生商品収益 | ××× |
| その他の業務収益 | ××× |
| その他経常収益 | ××× |
| 貸倒引当金戻入益 | ××× |
| 償却債権取立益 | ××× |
| 株式等売却益 | ××× |
| 金銭の信託運用益 | ××× |
| その他の経常収益 | ××× |
| 経常費用 | ×××× |
| 資金調達費用 | ××× |
| 預金利息 | ××× |
| 譲渡性預金利息 | ××× |
| コールマネー利息 | ××× |
| 売現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引支払利息 | ××× |
| 売渡手形利息 | ××× |
| コマーシャル・ペーパー利息 | ××× |
| 借用金利息 | ××× |
| 短期社債利息 | ××× |
| 社債利息 | ××× |
| 新株予約権付社債利息 | ××× |
| 金利スワップ支払利息 | ××× |
| その他の支払利息 | ××× |
| 役務取引等費用 | ××× |
| 支払為替手数料 | ××× |
| その他の役務費用 | ××× |
| 特定取引費用 | ××× |
| 商品有価証券費用 | ××× |
| 特定取引有価証券費用 | ××× |
| 特定金融派生商品費用 | ××× |
| その他の特定取引費用 | ××× |
| その他業務費用 | ××× |
| 外国為替売買損 | ××× |
| 国債等債券売却損 | ××× |
| 国債等債券償還損 | ××× |
| 国債等債券償却 | ××× |
| 社債発行費償却 | ××× |
| 金融派生商品費用 | ××× |
| その他の業務費用 | ××× |
| 営業経費 | ××× |
| その他経常費用 | ××× |
| 貸倒引当金繰入額 | ××× |
| 貸出金償却 | ××× |
| 株式等売却損 | ××× |
| 株式等償却 | ××× |
| 金銭の信託運用損 | ××× |
| その他の経常費用 | ××× |
| 経常利益(又は経常損失) | ×××× |
| 特別利益 | ×××× |
| 固定資産処分益 | ××× |
| 負ののれん発生益 | ××× |
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | ××× |
| その他の特別利益 | ××× |
| 特別損失 | ×××× |
| 固定資産処分損 | ××× |
| 減損損失 | ××× |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | ××× |
| その他の特別損失 | ××× |
| 税引前当期純利益(又は税引前当期純損失) | ×××× |
| 法人税、住民税及び事業税 | ××× |
| 法人税等調整額 | ××× |
| 法人税等合計 | ×××× |
| 当期純利益(又は当期純損失) | ×××× |

(記載上の注意)

1 関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。

2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が税引前当期(以下"経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額の繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

8 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及びその確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(後述部)

(2) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨

10 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。

11 総括科目及びその金額は、ボックス式損益等書類しやすい方法により記載すること。

第4　第　期（年　月　日から／年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | | 評価・換算差額等 | | | | 株式引受権 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | | | | | | | |
| | | | | | | ××積金 | 繰越利益剰余金 | | | | | | | | | | |
| 当期首残高 | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | △×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | ×× | ×× | | ×× | | | | | | ×× | | | | | | | ×× |
| 剰余金の配当 | | | | | ×× | | △×× | △×× | | △×× | | | | | | | △×× |
| 当期純利益 | | | | | | | ×× | ×× | | ×× | | | | | | | ×× |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | ×× | ×× | | | | | | | ×× |
| ・・・・・・ | | | | | | | | | | | | | | | | | ×× |
| 株主資本以外の項 | | | | | | | | | | | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 日の当期変動額（純額） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | ×× | ×× | — | ×× | ×× | — | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 当期末残高 | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | △×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

6　資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

7　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。

8　遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第5　第　期（年　月　日から／年　月　日まで）キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 貸付金回収による収入 | |
| 預金払出による支出 | |
| 貸付金利息収入 | |
| 預金利息支出 | |
| 営業経費支出 | |
| ……… | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| ……… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| ……… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | |

（記載上の注意）

1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

3　法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

（間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失（△）） | |
| 減価償却費 | |
| 減損損失 | |
| 貸倒引当金の増減（△） | |
| 資金運用収益 | |
| 資金調達費用 | |
| 有価証券関係損益（△） | |
| 貸出金の純増（△）減 | |
| 預金の純増減（△） | |
| 資金運用による収入 | |
| 資金調達による支出 | |
| ……… | |
| 小　計 | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| ……… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| ……… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | |

（記載上の注意）

1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

3　法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第4号（第18条第2項関係）

（日本産業規格A4）

業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
銀行　　支店
代表者氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第1　事業概況書
1　事業の概要
2　営業所等の増減
3　役職員の増減
4　支店の代表者及び役付職員の略歴
5　株主又は持分を保有する者の状況
6　商品有価証券の内訳
7　有価証券の内訳
8　貸出金の担保内訳
9　有形固定資産の内訳
10　支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳
第2　貸借対照表
第3　損益計算書

（記載上の注意）

1　法第18条第1項の規定及び第28条第1項の規定による免許申請書又は法第53条第1項第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して現出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更するまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定消去前で後の計数を記載すること。

3　この様式中に記載する金額、件数及び残数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

4　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位まで記載すること。

5　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業概況書

1　事業の概要

（記載上の注意）

主要勘定の増減の事由その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2　営業所等の増減

| 区分 | 前期末 | 当期末 | 増減(△) |
|---|---|---|---|
| 本店 | | | |
| 出張所 | | | |
| 計 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の61の2第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

| 区分 | 前期末 | 当期末 | 増減(△) |
|---|---|---|---|
| 銀行代理業者 | | | |
| 銀行代理業を営む営業所又は事務所 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

3　役職員の増減

| 区分 | | 前期末 | 当期末 | 増減(△) |
|---|---|---|---|---|
| 本国からの派遣職員 | | | | |
| 本邦役付職員 | | | | |
| 本邦役付職員以外の職員 | 営業店 | | | |
| | 営業店以外 | | | |
| | 計 | | | |
| 合計 | | | | |

4　支店の代表者及び役付職員の略歴

| 役名及び職名 | 氏名（生年月日及び住所） | 略歴 | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| 計 | 名 | | |

（記載上の注意）

1　法第47条第1項の規定及び第28条第1項の規定による免許申請書又は法第53条第1項第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して現出した者（第35条第1項第3号に規定する役員等以外の者にあっては、法第29条第1項の規定により提出された報告書に当該旧氏及び名を併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更するまでの間（当該役員等以外の者にあっては、当該報告書に記載された当該旧氏及び名を変更するまでの間）、「氏名（生年月日及び住所）」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　法第3条第1項による登録免許税を委員会等政府出先にあっては、執行役の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5　株主又は持分を保有する者の状況

| 氏名又は名称 | 所有する株式数又は出資額 | 割合 |
|---|---|---|
| | | % |
| | | |
| その他の株主又は持分を保有する者（　名） | | |
| 計（　名） | | 100 |

（記載上の注意）

所有する株式数（単位：千株）又は出資額（単位：百万円）の多い順に20名を記載すること。

6　商品有価証券の内訳

（単位：百万円）

| 種類 | 期首金額 | 取得原価 | 当期末残高 | 当期末不足額又は当期末現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 商品国債 | | | | |
| 短期利付国債 | | | | |
| 中期利付国債 | | | | |
| 割引国債 | | | | |
| 国庫短期証券 | | | | |
| その他 | | | | |
| 商品地方債 | | | | |
| 商品政府保証債 | | | | |
| その他の商品有価証券 | | | | |
| 計 | | | | |

（記載上の注意）

「当期末不足額又は当期末現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

7　有価証券の内訳

（単位：百万円）

| 種類 | 期首価額 | 当期末残高 | 当期末不足額又は当期末現在高 |
|---|---|---|---|
| 国債 | | | |
| 地方債 | | | |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | | | |
| 公社公団債 | | | |
| 金融債 | | | |
| 事業債 | | | |
| （担保のうち政府保証等） | （　） | （　） | （　） |
| 株式 | | | |
| その他の証券 | | | |
| 外国証券 | | | |
| その他 | | | |
| 計 | | | |

（記載上の注意）

1　株式については、取得原価の合計額を「期首価額」欄に記載すること。

2　「当期末不足額又は当期末現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8　貸出金の担保内訳

（単位：百万円）

| 受入担保の種類 | 貸出金当期末残高 | 構成割合 | 内訳 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 預金 | 割引手形 |
| 当行預金 | | % | | |
| 有価証券 | | | | |
| 債権 | | | | |
| 商品 | | | | |
| 不動産 | | | | |
| 財団 | | | | |
| その他 | | | | |
| 計 | | | | |
| 保証 | | | | |
| 信用 | | | | |
| 合計 | | 100 | | |

（記載上の注意）

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

9　有形固定資産の内訳

（単位：百万円）

| 種類 | 建物 | 土地 | 建設仮勘定 | その他の有形固定資産 |
|---|---|---|---|---|
| 事業用 | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所有 | | | | | |
| 計 | | | | | |

（記載上の注意）

貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

19　支払承諾の内訳及び支払承諾見返の損保内訳

(1)　支払承諾の内訳

（単位：百万円）

| 種類 | 当期末残高 |
|---|---|
| 金融引受 | |
| 保証 | |
| 信用状 | |
| 保証 | |
| 計 | |

(2)　支払承諾見返の損保内訳

（単位：百万円）

| 受入担保の種類 | 支払承諾見返 当期末残高 | 構成割合 |
|---|---|---|
| 自行預金 | | % |
| 有価証券 | | |
| 債権 | | |
| 商品 | | |
| 不動産 | | |
| 財団 | | |
| その他 | | |
| 計 | | |
| 保証 | | |
| 信用 | | |
| 合計 | | 100 |

（記載上の注意）

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

損益計算書　自　平成　年　月　日至　平成　年　月　日

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 資金運用収益 | |
| 貸出金利息 | |
| 有価証券利息配当金 | |
| コールローン利息 | |
| 買現先利息 | |
| 預け金利息 | |
| 金利スワップ受入利息 | |
| その他の資金運用収益 | |
| 役務取引等収益 | |
| 受入為替手数料 | |
| その他の役務収益 | |
| その他業務収益 | |
| 外国為替売買益 | |
| 国債等債券売却益 | |
| 国債等債券償還益 | |
| 金融派生商品収益 | |
| その他の業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 貸倒引当金戻入益 | |
| 償却債権取立益 | |
| 株式等売却益 | |
| 金銭の信託運用益 | |
| その他の経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| 預金利息 | |
| 譲渡性預金利息 | |
| コールマネー利息 | |
| 売現先利息 | |
| 債券貸借取引支払保証金利息 | |
| 売渡手形利息 | |
| コマーシャル・ペーパー利息 | |
| 借用金利息 | |
| 再割引手形利息 | |
| 借入金利息 | |
| 外国為替売渡損 | |
| 外国他店預り利息 | |
| 外国他店借利息 | |
| 売渡外国為替売渡損 | |
| 未払外国為替売渡損 | |
| その他負債利息 | |
| 未決済為替借利息 | |
| 未払法人税等利息 | |
| 未払費用 | |
| 前受収益 | |
| 従業員預り金利息 | |
| 給付補填備金利息 | |
| 先物取引受入証拠金利息 | |
| 先物取引差金勘定利息 | |
| 借入商品債券利息 | |
| 借入有価証券利息 | |
| 売付商品債券利息 | |
| 売付債券利息 | |
| 金融派生商品費用 | |
| 金融商品等受入損保金利息 | |
| リース債務利息 | |
| 資産除去債務利息 | |
| その他の負債利息 | |
| 賞与引当金利息 | |
| 退職給付引当金利息 | |
| 特別法上の引当金利息 | |
| 金融商品取引責任準備金利息 | |
| 繰延税金負債利息 | |
| 社債利息 | |
| 新株予約権付社債利息 | |
| 劣後特約付社債利息 | |
| 劣後特約付借入金利息 | |
| 短期社債利息 | |
| 社債発行費償却 | |
| その他の経常費用 | |
| 役務取引等費用 | |
| 支払為替手数料 | |
| その他の役務費用 | |
| その他業務費用 | |
| 外国為替売買損 | |
| 国債等債券売却損 | |
| 国債等債券償還損 | |
| 国債等債券償還額不足額 | |
| 金融派生商品費用 | |
| 金融商品等支払保証金 | |
| リース投資資産減価償却費 | |
| その他の業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 貸倒引当金繰入額 | |
| 貸出金償却 | |
| 株式等売却損 | |
| 株式等償却 | |
| 金銭の信託運用損 | |
| その他の経常費用 | |
| 経常利益 | |
| 特別利益 | |
| 固定資産処分益 | |
| 負ののれん発生益 | |
| 金融商品取引責任準備金戻入 | |
| 特別法上の準備金戻入額 | |
| その他の特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 固定資産処分損 | |
| 減損損失 | |
| 金融商品取引責任準備金繰入 | |
| 特別法上の準備金繰入額 | |
| その他の特別損失 | |
| 税引前当期純利益 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 当期純利益 | |

貸借対照表　平成　年　月　日現在

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 現金 | |
| 現金 | |
| 預け金 | |
| 当座預け金 | |
| 普通預け金 | |
| 貯蓄預け金 | |
| 通知預け金 | |
| 別段預け金 | |
| 定期預け金 | |
| 定期積金 | |
| その他の預け金 | |
| コールローン | |
| 買現先勘定 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | |
| 買入手形 | |
| コマーシャル・ペーパー | |
| 買入金銭債権 | |
| 商品有価証券 | |
| 商品国債 | |
| 商品地方債 | |
| 商品政府保証債 | |
| その他の商品有価証券 | |
| 金銭の信託 | |
| 有価証券 | |
| 国債 | |
| 地方債 | |
| 短期社債 | |
| 社債 | |
| 株式 | |
| その他の証券 | |
| 貸出金 | |
| 割引手形 | |
| 手形貸付 | |
| 証書貸付 | |
| 当座貸越 | |
| 外国為替 | |
| 外国他店預け | |
| 外国他店貸 | |
| 買入外国為替 | |
| 取立外国為替 | |
| その他資産 | |
| 未決済為替貸 | |
| 前払費用 | |
| 未収収益 | |
| 先物取引差入証拠金 | |
| 先物取引差金勘定 | |
| 保管有価証券等 | |
| 金融派生商品 | |
| 金融商品等差入担保金 | |
| リース投資資産 | |
| その他の資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物 | |
| 土地 | |
| 定期預金 | |
| 定期積金 | |
| その他の預金 | |
| 譲渡性預金 | |
| リールマネー | |
| 売現先勘定 | |
| 債券貸借取引受入担保金 | |
| 売渡手形 | |
| コマーシャル・ペーパー | |
| 借用金 | |
| 再割引手形 | |
| 借入金 | |
| 外国為替 | |
| 外国他店預り | |
| 外国他店借 | |
| 売渡外国為替 | |
| 未払外国為替 | |
| その他負債 | |
| 未決済為替借 | |
| 未払法人税等 | |
| 未払費用 | |
| 前受収益 | |
| 従業員預り金 | |
| 給付補填備金 | |
| 先物取引受入証拠金 | |
| 先物取引差金勘定 | |
| 借入商品債券 | |
| 借入有価証券 | |
| 売付商品債券 | |
| 売付債券 | |
| 金融派生商品 | |
| 金融商品等受入担保金 | |
| リース債務 | |
| 資産除去債務 | |
| その他の負債 | |
| 賞与引当金 | |
| 退職給付引当金 | |
| 特別法上の引当金 | |
| 金融商品取引責任準備金 | |
| 繰延税金負債 | |
| 社債 | |
| 新株予約権付社債 | |
| 劣後特約付社債 | |
| 劣後特約付借入金 | |
| 短期社債 | |
| 社債発行費 | |
| その他の負債 | |
| 負債の部合計 | |
| 資本金 | |
| 普通株式 | |
| 優先株式 | |
| 新株式申込証拠金 | |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| その他資本剰余金 | |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | |
| 繰越利益剰余金 | |
| 株主資本合計 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 土地再評価差額金 | |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 新株予約権 | |
| 純資産の部合計 | |
| 負債及び純資産の部合計 | |

リース資産
建設仮勘定
その他の有形固定資産
無形固定資産
ソフトウェア
のれん
リース資産
その他の無形固定資産
繰延税金資産
支払承諾見返
貸倒引当金
本支店勘定
本店
在日支店
在外支店
合計

支払承諾
本支店勘定
本店
在日支店
在外支店
小計
持込資本金
繰越利益剰余金
その他有価証券評価差額金
繰延ヘッジ損益
土地再評価差額金
合計

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第103条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事象等の初日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨その他の別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法

⑤　退職給付引当金の計上方法

⑥　リース取引の処理方法

⑦　ヘッジ会計の方法

⑧　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑨　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　その他採用した重要な会計方針

(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事象等年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事象等年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事象等年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　①に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

(4)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の2から第8条の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事象等年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事象等年度に係る事項については記載を要しない。）

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(7)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の26に規定する事項

(8)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の77第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項

(9)　僅増のうち繰延充当額増及びこれらに準ずる構増、危機構増、三月以上延滞構増並びに条件緩和債権額のこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号の2による。

(10)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨、ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(11)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(12)　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

(13)　支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(14)　支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。

(15)　担保の担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(16)　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(17)　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
(18)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第8条及び第8条の30の2に規定する企業結合に関する事項
(19)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の28に規定する事業分離に関する事項
(20)　貸倒の防止等(当該社債をもって有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
(21)　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
4　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の1/100を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
5　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。
6　総括科目及びその金額は、ボックス式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3［年　月　日から／年　月　日まで］損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | ×××× |
| 資金運用収益 | ××× |
| 貸出金利息 | ××× |
| 有価証券利息配当金 | ××× |
| コールローン利息 | ××× |
| 買現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引受入利息 | ××× |
| 買入手形利息 | ××× |
| 預け金利息 | ××× |
| 金利スワップ受入利息 | ××× |
| 外国為替受入利息 | ××× |
| 本支店為替尻受入利息 | ××× |
| その他の受入利息 | ××× |
| 役務取引等収益 | ××× |
| 外国為替受入手数料 | ××× |
| 内国為替受入手数料 | ××× |
| その他の役務収益 | ××× |
| その他業務収益 | ××× |
| 外国為替売買益 | ××× |
| 商品有価証券売買益 | ××× |
| 国債等債券売却益 | ××× |
| 国債等債券償還益 | ××× |
| 金融派生商品収益 | ××× |
| その他の業務収益 | ××× |
| その他経常収益 | ××× |
| 貸倒引当金戻入益 | ××× |
| 償却債権取立益 | ××× |
| 株式等売却益 | ××× |
| 金銭の信託運用益 | ××× |
| その他の経常収益 | ××× |
| 経常費用 | ×××× |
| 資金調達費用 | ××× |
| 預金利息 | ××× |
| 譲渡性預金利息 | ××× |
| コールマネー利息 | ××× |
| 売現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引支払利息 | ××× |
| 売渡手形利息 | ××× |
| コマーシャル・ペーパー利息 | ××× |
| 借用金利息 | ××× |
| 金利スワップ支払利息 | ××× |
| 外国為替支払利息 | ××× |
| 本支店為替尻支払利息 | ××× |
| その他の支払利息 | ××× |
| 役務取引等費用 | ××× |
| 外国為替支払手数料 | ××× |
| 内国為替支払手数料 | ××× |
| その他の役務費用 | ××× |
| その他業務費用 | ××× |
| 外国為替売買損 | ××× |
| 商品有価証券売買損 | ××× |
| 国債等債券売却損 | ××× |
| 国債等債券償還損 | ××× |
| 金融派生商品費用 | ××× |
| その他の業務費用 | ××× |
| 営業経費 | ××× |
| その他経常費用 | ××× |
| 貸倒引当金繰入額 | ××× |
| 貸出金償却 | ××× |
| 株式等売却損 | ××× |
| 株式等償却 | ××× |
| 金銭の信託運用損 | ××× |
| その他の経常費用 | ××× |
| 経常利益 | ×××× |
| (又は経常損失) | |
| 特別利益 | ×××× |
| 固定資産処分益 | ××× |
| 負ののれん発生益 | ××× |
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | ××× |
| その他の特別利益 | ××× |
| 特別損失 | ×××× |
| 固定資産処分損 | ××× |
| 減損損失 | ××× |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | ××× |
| その他の特別損失 | ××× |
| 税引前当期純利益 | ×××× |
| (又は税引前当期純損失) | |
| 法人税、住民税及び事業税 | ××× |
| 法人税等調整額 | ××× |
| 法人税等合計 | ×××× |
| 当期純利益 | ×××× |
| (又は当期純損失) | |
| 繰越利益剰余金(当期首残高) | ×××× |
| 本店への送金 | ×××× |
| (本店からの補填金) | |
| 繰越利益剰余金 | ×××× |

(記載上の注意)
1　損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
2　本部経費負担額を注記すること。
　なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
(1)　直接経費(前連絡担当等)
(2)　間接経費負担額
3　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が当期以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

4　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定引当勘定の取崩額の繰入額と主回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
6　「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
7　総括科目及びその金額は、ボックス式活字等識別しやすい方法により記載すること。
8　適用日(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第33項に規定する適用日をいう。)又は訂正再表示(同条第32項に規定する訂正再表示をいう。)を行った場合には、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該適用又は訂正再表示の後の繰越利益剰余金(当期首残高)を区分表示すること。
9　編集上の判断に基づく趨勢の僅行の状況に応じて当該期間から生ずる収益を超越する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
(1)　当該事業年度に超越した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
(2)　収益を理解するための基礎となる情報
(3)　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。
(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

別紙様式第4号の2(第18条第2項関係)

（日本産業規格A4）

業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
銀行　　支店
代表者氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第1　事業概況書
1　事業の概要
2　営業所等の増減
3　役職員の増減
4　支店の代表者及び役付職員の略歴
5　株主又は持分を保有する者の状況
6　商品有価証券の内訳
7　特定取引有価証券の内訳
8　有価証券の内訳
9　貸出金の担保内訳
10　有形固定資産の内訳
11　支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳
第2　貸借対照表
第3　損益計算書

（記載上の注意）

1　法第52条第1項の規定及び第28条第1項の規定による免許申請書又は法第53条第1項第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　この様式中「財務諸表に係る金額に、本支店勘定決済勘定後の計数を記載すること。

3　この様式中に記載する金額、件数及び残数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

4　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位まで記載すること。

5　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業概況書

1　事業の概要

（記載上の注意）

主要勘定の増減の事由その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2　営業所等の増減

| 区　分 | 前期末 | 当期末 | 増減(△) |
|---|---|---|---|
| 本　店 | | | |
| 外　部 | | | |
| 計 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の61の2第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を掲いて記載すること。

| 区　分 | 前期末 | 当期末 | 増減(△) |
|---|---|---|---|
| 銀行代理業者 | | | |
| 銀行代理業を営む営業所又は事務所 | | | |

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

3　役職員の増減

| 区　分 | | 前期末 | 当期末 | 増減(△) |
|---|---|---|---|---|
| 本国からの派遣職員 | | | | |
| 本邦役付職員 | | | | |
| 本邦役付職員以外の職員 | 事務員 | | | |
| | 技術員 | | | |
| | 計 | | | |
| 合　計 | | | | |

4　支店の代表者及び役付職員の略歴

| 役名及び職名 | 氏名<br>（生年月日及び住所） | 略　歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| 計 | 名 | | |

（記載上の注意）

1　法第47条第1項の規定及び第28条第1項の規定による免許申請書又は法第53条第1項第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者（第35条第1項第3号に規定する役員等以外の者にあっては、

法第29条第1項の規定により提出された報告書に当該旧氏及び名が併せて記載された者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあっては、当該報告書に記載された当該旧氏及び名を変更するまでの間、「氏名（生年月日及び住所）」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　法第47条第1項による免許及び当該免許を受けた者については、執行役の兼職の認可を得ている者は、提件欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5　株主又は持分を保有する者の状況

| 氏名又は名称 | 所有する株式数又は出資額 | 割　合 |
|---|---|---|
| | | % |
| その他の株主又は持分を保有する者（　名） | | |
| 計（　名） | | 100 |

（記載上の注意）

所有する株式数（単位：千株）又は出資額（単位：百万円）の多い順に20名を記載すること。

6　商品有価証券の内訳

（単位：百万円）

| 種　類 | 期首金額 | 取得原価 | 当期末残高 | 当期末不元現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 商品国債 | | | | |
| 長期利付国債 | | | | |
| 中期利付国債 | | | | |
| 割引国債 | | | | |
| 国庫短期証券 | | | | |
| その他 | | | | |
| 商品地方債 | | | | |
| 商品政府保証債 | | | | |
| その他の商品有価証券 | | | | |
| 計 | | | | |

（記載上の注意）

「当期末不元現在高」欄には当該等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

7　特定取引有価証券の内訳

（単位：百万円）

| 種　類 | 期首金額 | 取得原価 | 当期末残高 | 当期末不元現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 国債 | | | | |
| 地方債 | | | | |
| 政府保証債 | | | | |
| その他の有価証券 | | | | |
| 計 | | | | |

（記載上の注意）

「当期末不元現在高」欄には当該等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8　有価証券の内訳

（単位：百万円）

| 種　類 | 期首金額 | 当期末残高 | 当期末不元現在高 |
|---|---|---|---|
| 国債 | | | |
| 地方債 | | | |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | | | |
| 公社公団債 | | | |
| 金融債 | | | |
| 事業債 | | | |
| （担保のうち政府保証等） | （　） | （　） | （　） |
| 株式 | | | |
| その他の証券 | | | |
| 外国証券 | | | |
| その他 | | | |
| 計 | | | |

（記載上の注意）

1　株式については、取得原価の合計額を「期首金額」欄に記載すること。

2　「当期末不元現在高」欄には当該等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

9　貸出金の担保内訳

（単位：百万円）

| 受入担保の種類 | 貸出金当期末残高 | 構成割合 | 内訳 劣後特約付債券 | 内訳 割引手形 |
|---|---|---|---|---|
| 有価証券 | | % | | |
| 債権 | | | | |
| 商品 | | | | |
| 不動産 | | | | |
| 財団 | | | | |
| その他 | | | | |
| 計 | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 保証 | | | | | |
| 保用 | | | | | |
| 合計 | | | 100 | | |

（記載上の注意）

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を領度として充当計上すること。

10 有形固定資産の内訳

（単位：百万円）

| 種類 | 建物 | 土地 | 建設仮勘定 | その他の有形固定資産 |
|---|---|---|---|---|
| 事業用 | | | | |
| 所有 | | | | |
| 計 | | | | |

（記載上の注意）

貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上すると同じには、同様に取り扱うものとする。

11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1) 支払承諾の内訳

（単位：百万円）

| 種類 | 当期末口数 | 当期末残高 |
|---|---|---|
| 手形引受 | | |
| 保用状 | | |
| 保証 | | |
| 計 | | |

(2) 支払承諾見返の担保内訳

（単位：百万円）

| 受入担保の種類 | 支払承諾見返当期末残高 | 構成割合 |
|---|---|---|
| 自行預金 | | % |
| 有価証券 | | |
| 債権 | | |
| 商品 | | |
| 不動産 | | |
| 財団 | | |
| その他 | | |
| 計 | | |
| 保証 | | |
| 保用 | | |
| 合計 | | 100 |

（記載上の注意）

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を領度として充当計上すること。

第2　年　月　日現在　貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 現金預け金 | | 預金 | |
| 現金 | | 当座預金 | |
| 預け金 | | 普通預金 | |
| コールローン | | 貯蓄預金 | |
| 買現先勘定 | | 通知預金 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 定期預金 | |
| 買入手形 | | 定期積金 | |
| 買入金銭債権 | | その他の預金 | |
| 特定取引資産 | | 譲渡性預金 | |
| 商品有価証券 | | コールマネー | |
| 商品有価証券派生商品 | | 売現先勘定 | |
| 特定取引有価証券 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引有価証券派生商品 | | 売渡手形 | |
| 特定金融派生商品 | | コマーシャル・ペーパー | |
| その他の特定取引資産 | | 特定取引負債 | |
| 金銭の信託 | | 売付商品債券 | |
| 有価証券 | | 商品有価証券派生商品 | |
| 国債 | | 特定取引売付債券 | |
| 地方債 | | 特定取引有価証券派生商品 | |
| 短期社債 | | 特定金融派生商品 | |
| 社債 | | その他の特定取引負債 | |
| 株式 | | 借用金 | |
| その他の証券 | | 再割引手形 | |
| 貸出金 | | 借入金 | |
| 割引手形 | | 外国為替 | |
| 手形貸付 | | 外国他店預り | |
| 証書貸付 | | 外国他店借 | |
| 当座貸越 | | 売渡外国為替 | |
| 外国為替 | | 未払外国為替 | |
| 外国他店預け | | その他負債 | |
| 外国他店貸 | | 未決済為替借 | |
| 買入外国為替 | | 未払法人税等 | |
| 取立外国為替 | | 未払費用 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| その他資産 | | 前受収益 | |
| 未決済為替貸 | | 従業員預り金 | |
| 前払費用 | | 給付補填備金 | |
| 未収収益 | | 先物取引受入証拠金 | |
| 先物取引差入証拠金 | | 先物取引差金勘定 | |
| 先物取引差金勘定 | | 借入商品債券 | |
| 保管有価証券等 | | 借入特定取引有価証券 | |
| 金融派生商品 | | 借入有価証券 | |
| 金融商品等差入担保金 | | 売付債券 | |
| リース投資資産 | | 金融派生商品 | |
| その他の資産 | | 金融商品等受入担保金 | |
| 有形固定資産 | | リース債務 | |
| 建物 | | 資産除去債務 | |
| 土地 | | その他の負債 | |
| リース資産 | | 賞与引当金 | |
| 建設仮勘定 | | 退職給付引当金 | |
| その他の有形固定資産 | | 特別法上の引当金 | |
| 無形固定資産 | | 金融商品取引責任準備金 | |
| ソフトウェア | | 繰延税金負債 | |
| のれん | | 支払承諾 | |
| リース資産 | | 本支店勘定 | |
| その他の無形固定資産 | | 本店 | |
| 前払年金費用 | | 在日支店 | |
| 繰延税金資産 | | 在外支店 | |
| 支払承諾見返 | | 小計 | |
| 貸倒引当金 | △ | 持込資本金 | |
| 本支店勘定 | | 繰越利益剰余金 | |
| 本店 | | その他有価証券評価差額金 | |
| 在日支店 | | 繰延ヘッジ損益 | |
| 在外支店 | | 土地再評価差額金 | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事象等の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法
② 有形固定資産の減価償却の方法
③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
④ 貸倒引当金の計上方法
⑤ 退職給付引当金の計上方法
⑥ リース取引の処理方法
⑦ ヘッジ会計の方法
⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
⑩ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑪ その他採用した重要な会計方針

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

① 会計上の見積りにより当該事象等の末に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業等の末に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
② 当該事象等の末に係る財務諸表の次に掲げる項目に計上した額
③ 次に掲げるもののほか、次に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に関する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

(4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条のほか第9条の規定に準じて記載すること。ただし、当事業等の末に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業等の末に係る事項については記載を要しない。）

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(7) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の8に規定する事項

(8) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項

(9) 債権のうち統産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権

定に貸出条件緩和債権の額定にこれらの合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号のによる。
(10) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は税務価額を変更したときは、その旨、ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
(11) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項(会社計算規則第106条の規定に従い記載すること。)
(13) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときは、その総額、ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
(14) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときは、その総額、ただし、預金はこの限りでない。
(15) 貸産が担保に供されている場合には、当該貸産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
(16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
(17) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
(18) 財務諸表等の期間、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の23、第26条及び第26条の30に規定する企業結合に関する事項
(19) 財務諸表等の期間、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項
(20) 貸産の額の担保(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
(21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な箇所に記載すること。
4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。
6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 [ 年 月 日から / 年 月 日まで ] 損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | ××× |
| 資金運用収益 | ××× |
| 貸出金利息 | ××× |
| 有価証券利息配当金 | ××× |
| コールローン利息 | ××× |
| 買現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引受入利息 | ××× |
| 買入手形利息 | ××× |
| 預け金利息 | ××× |
| 金利スワップ受入利息 | ××× |
| 外国為替受入利息 | ××× |
| 本支店為替尻受入利息 | ××× |
| その他の受入利息 | ××× |
| 役務取引等収益 | ××× |
| 外国為替受入手数料 | ××× |
| 内国為替受入手数料 | ××× |
| その他の役務収益 | ××× |
| 特定取引収益 | ××× |
| 商品有価証券収益 | ××× |
| 特定取引有価証券収益 | ××× |
| 特定金融派生商品収益 | ××× |
| その他の特定取引収益 | ××× |
| その他業務収益 | ××× |
| 外国為替売買益 | ××× |
| 国債等債券売却益 | ××× |
| 国債等債券償還益 | ××× |
| 金融派生商品収益 | ××× |
| その他の業務収益 | ××× |
| その他経常収益 | ××× |
| 貸倒引当金戻入益 | ××× |
| 償却債権取立益 | ××× |
| 株式等売却益 | ××× |
| 金銭の信託運用益 | ××× |
| その他の経常収益 | ××× |
| 経常費用 | ××× |
| 資金調達費用 | ××× |
| 預金利息 | ××× |
| 譲渡性預金利息 | ××× |
| コールマネー利息 | ××× |
| 売現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引支払利息 | ××× |
| 売渡手形利息 | ××× |
| コマーシャル・ペーパー利息 | ××× |
| 借用金利息 | ××× |
| 金利スワップ支払利息 | ××× |
| 外国為替支払利息 | ××× |
| 本支店為替尻支払利息 | ××× |
| その他の支払利息 | ××× |
| 役務取引等費用 | ××× |
| 外国為替支払手数料 | ××× |
| 内国為替支払手数料 | ××× |
| その他の役務費用 | ××× |
| 特定取引費用 | ××× |
| 商品有価証券費用 | ××× |
| 特定取引有価証券費用 | ××× |
| 特定金融派生商品費用 | ××× |
| その他の特定取引費用 | ××× |
| その他業務費用 | ××× |
| 外国為替売買損 | ××× |
| 国債等債券売却損 | ××× |
| 国債等債券償還損 | ××× |
| 国債等債券償却 | ××× |
| 金融派生商品費用 | ××× |
| その他の業務費用 | ××× |
| 営業経費 | ××× |
| その他経常費用 | ××× |
| 貸倒引当金繰入額 | ××× |
| 貸出金償却 | ××× |
| 株式等売却損 | ××× |
| 株式等償却 | ××× |
| 金銭の信託運用損 | ××× |
| その他の経常費用 | ××× |
| 経常利益 | ××× |
| (又は経常損失) | |
| 特別利益 | ××× |
| 固定資産処分益 | ××× |
| 負ののれん発生益 | ××× |
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | ××× |
| その他の特別利益 | ××× |
| 特別損失 | ××× |
| 固定資産処分損 | ××× |
| 減損損失 | ××× |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | ××× |
| その他の特別損失 | ××× |
| 税引前当期純利益 | ××× |
| (又は税引前当期純損失) | |
| 法人税、住民税及び事業税 | ××× |
| 法人税等調整額 | ××× |
| 法人税等合計 | ××× |
| 当期純利益 | ××× |
| (又は当期純損失) | |
| 繰越利益剰余金(当期首残高) | ××× |
| 本店への送金 | ××× |
| (本店からの補填金) | |
| 繰越利益剰余金 | ××× |

(記載上の注意)
1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
2 本期経費負担額を注記すること。
なお、当該負担額の内容を次の区分により併記すること。
(1) 直接経費(送達職員給与等)
(2) 間接経費(本部)
3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が当期当期以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な箇所に記載すること。
5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
8 適反適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第11項に規定する適反適用をいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。)を行った場合には、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該適反適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金(当期首残高)を区分表示すること。
9 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性のさしいものを除く。)を注記すること。
(1) 当該事業年度に認識した収益、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該

区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

別紙様式第５号（第１８条第３項関係）

**別紙様式第５号**（第18条第３項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

株式会社　　銀行

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

第１　中間事業概況書
　１　事業の概要
　２　子会社等の状況
　３　連結自己資本比率の状況
第２　中間連結財務諸表
　１　中間連結財務諸表の作成方針
　２　中間連結貸借対照表
　３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書
　４　中間連結株主資本等変動計算書
　５　中間連結キャッシュ・フロー計算書

（記載上の注意）

１　指名委員会等設置会社にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。第１条の８第１項の免許申請書又は法第33条第１項第４号の規定及び第35条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に氏名又はその名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名又はその名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名又はその名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名又はその名のみを記載することができる。

２　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

３　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位まで記載すること。

４　この様式中、第２の２　中間連結貸借対照表、第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書、第２の４　中間連結株主資本等変動計算書、第２の５　中間連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第２の５　中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

５　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行（特例応募会計監査等適用法人等である銀行を除く。）にあっては、この様式中、第２中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

６　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

## 第１（　年　月　日から　年　月　日まで）　中間事業概況書

### １　事業の概要

（記載上の注意）

銀行及びその子会社等（銀行法第14条の２第２号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、主要な事業の内容のほか、主要額定の増減の事由及びその他事業の状況の理解に関する重要な事項を記載すること。

### ２　子会社等の状況

子会社等数の増減

| | 前　期　末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 子　会　社 | | | |
| 子　会　人　等 | | | |
| 関　連　会　人　等 | | | |
| 合　　計 | | | |

（記載上の注意）

１　「子会社」とは銀行法第２条第８項に規定する子会社を、「子会人等」とは銀行法施行令第４条の２第２項に規定する子会人等のうち銀行法第２条第８項に規定する子会社を除いたものを、「関連会人等」とは銀行法施行令第４条の２第３項に規定する関連会人等をいう（以下同じ。）。

２　子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3　連結自己資本比率の状況
（国際統一基準等に係る連結自己資本比率）

| 国内基準・バーゼル第三手法 | |
|---|---|

（円貨：百万円）

| 項目 | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 | |
|---|---|---|---|---|
| **普通株式等Tier1資本に係る基礎項目** | | | | |
| 普通株式に係る発生資本の額 | | | | |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| うち、利益剰余金の額 | | | | |
| うち、自己株式の額（△） | | | | |
| うち、社外流出予定額（△） | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| 普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 | | | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額 | | | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ） | | | | |
| **普通株式等Tier1資本に係る調整項目** | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | | | | |
| うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額 | | | | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | | | | |
| 繰延ヘッジ損益の額 | | | | |
| 退職給付に係る資産の額 | | | | |
| 自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の普通株式の額 | | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| その他Tier1資本不足額 | | | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ） | | | | |
| **その他Tier1資本** | | | | |
| 普通株式等Tier1資本の額（イ-ロ）（ハ） | | | | |
| **その他Tier1資本に係る基礎項目** | | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る負債の額 | | | | |
| 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額 | | | | |
| その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ） | | | | |
| **その他Tier1資本に係る調整項目** | | | | |
| 自己保有その他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| Tier2資本不足額 | | | | |
| その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ） | | | | |
| **その他Tier1資本** | | | | |
| その他Tier1資本の額（ニ-ホ）（ヘ） | | | | |
| **Tier1資本** | | | | |
| Tier1資本の額（ハ+ヘ）（ト） | | | | |
| **Tier2資本に係る基礎項目** | | | | |
| Tier2資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| Tier2資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| Tier2資本調達手段に係る負債の額 | | | | |
| 特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額 | | | | |
| Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額 | | | | |
| 一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額 | | | | |
| うち、一般貸倒引当金Tier2算入額 | | | | |
| うち、適格引当金Tier2算入額 | | | | |
| Tier2資本に係る基礎項目の額（チ） | | | | |
| **Tier2資本に係る調整項目** | | | | |
| 自己保有Tier2資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有等 TLAC に該当しないもの合計 | | | | |
| その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の合計 | | | | |
| Tier2 資本に係る調整項目の額 (ロ) | | | | |
| **Tier1 資本** | | | | |
| Tier1 資本の額（ヘ－ハ－ロ）(ニ) | | | | |
| **自己資本** | | | | |
| 総自己資本合計（ロ)＋(ニ) (ホ) | | | | |
| **リスク・アセット等** | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産（オン・バランス）項目 | | | | |
| オフ・バランス取引等項目 | | | | |
| CVAリスク相当額を 8%で除して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 | | | | |
| 指定関の額part | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 | | | | |
| フロア調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ヘ) | | | | |
| **自己資本比率及び完全バッファー** | | | | |
| 連結普通株式等 Tier1 比率 (ハ)/(ヘ)*100 (ト) | % | | % | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 連結 Tier1 比率 (ロ)/(ヘ)*100 (チ) | % | | % | |
| 連結総自己資本比率 (ホ)/(ヘ)*100 (リ) | % | | % | |
| 国内基準銀行持株会社に適用される連結普通株式等Tier1比率に関する経過措置を勘案した場合における連結普通株式等Tier1比率 | % | | % | |
| 国内基準銀行持株会社に適用される連結総自己資本比率に関する経過措置を勘案した場合における連結総自己資本比率 | % | | % | |
| 国内基準銀行持株会社に適用される連結Tier1比率に関する経過措置を勘案した場合における連結Tier1比率 | % | | % | |
| 国内基準銀行持株会社に適用される連結普通株式等Tier1比率に関する経過措置を勘案した場合における連結普通株式等Tier1比率 | % | | % | |
| 連結総所要自己資本額 | % | | % | |
| **調整項目に係る参考数値** | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 | | | | |
| その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | | | |
| **Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項** | | | | |
| 一般貸倒引当金の額 | | | | |
| 一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | | | |
| 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） | | | | |
| 適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | | | |

（記載上の注意）

1 文言は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

3 「国際リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 「その他 Tier1 資本調達手段に係る発行済資本（劣後資本及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5 「Tier1 資本調達手段に係る発行済資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7 適用通則（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する適用通則をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（同条第 44 号のうちに規定する第二種中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法をいう。以下この様式において同じ。）又は銀行法施行令（同条第 45 号に規定する銀行持株会社をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

8 特例を要旨計算等適用法人等においては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。

**（国内基準銀行持株会社に適用される連結レバレッジ比率に関する事項）**

| | 当年間期末 | | | | 前期末 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| エクスポージャーの参照日・国・地域 | カウンターシクリカル・バッファーの計算に用いた各国・地域毎の信用リスク・アセット相当額 | 各国・地域毎に定める比率 (%) | 適用されるカウンターシクリカル・バッファー比率 (%) (経過措置ベース) | カウンターシクリカル・バッファーの計算に用いた各国・地域毎の信用リスク・アセット相当額 | 各国・地域毎に定める比率 (%) | 適用されるカウンターシクリカル・バッファー比率 (%) (経過措置ベース) | | |
| アルゼンチン | | | | | | | | |
| オーストラリア | | | | | | | | |
| ベルギー | | | | | | | | |
| ブラジル | | | | | | | | |
| カナダ | | | | | | | | |
| 中国 | | | | | | | | |
| フランス | | | | | | | | |
| ドイツ | | | | | | | | |
| 香港 | | | | | | | | |
| インド | | | | | | | | |
| インドネシア | | | | | | | | |
| イタリア | | | | | | | | |
| 日本 | | | | | | | | |
| 韓国 | | | | | | | | |
| ルクセンブルク | | | | | | | | |
| メキシコ | | | | | | | | |
| オランダ | | | | | | | | |
| ロシア | | | | | | | | |
| サウジアラビア | | | | | | | | |
| シンガポール | | | | | | | | |
| 南アフリカ | | | | | | | | |
| スペイン | | | | | | | | |
| スウェーデン | | | | | | | | |
| スイス | | | | | | | | |
| トルコ | | | | | | | | |
| 英国 | | | | | | | | |
| 米国 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行（海外営業拠点を有する銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は外国に所在する銀法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該銀法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。）が記載するものとする。

2　「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率（銀行法第14条の2第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

3　「各国・地域の全額当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)（当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%）を記載すること。

4　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること（小数点第3位以下を切り捨てや数点第2位までを記載）。

5　本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

**（連結自己資本比率の領先的指標である連結レバレッジ比率）**

| 項目 | 自今回開示 | 前回開示 |
|---|---|---|
| 連結レバレッジ比率 | % | % |
| 最低連結レバレッジ・バッファー比率 | % | % |
| 連結レバレッジ・バッファー比率 | % | % |

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2　「連結レバレッジ比率」とは、銀行法第14条の2第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3　連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

**（国内基準に係る連結自己資本比率）**

| | |
|---|---|
| 信用リスク・アセット算出手法 | |

（単位：百万円）

| 項目 | 自今回開示 | | 前回開示 | |
|---|---|---|---|---|
| | 自己資本比率による平成入額 | | 自己資本比率による平成入額 | |
| **コア資本に係る基礎項目** | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 | | | | |
| 5%、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| 5%、利益剰余金の額 | | | | |
| 5%、自己株式の額（△） | | | | |
| 5%、社外流出予定額（△） | | | | |
| 5%、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額 | | | | |
| 5%、為替換算調整勘定 | | | | |
| 5%、定期給付に係るものの額 | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | | | | |
| 5%、一般貸倒引当金コア資本算入額 | | | | |
| 5%、適格引当金コア資本算入額 | | | | |
| 適格応募業務的各人優先株の額の5%、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の5%、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 非支配株主持分の5%、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額（イ） | | | | |
| **コア資本に係る調整項目** | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | | | | |
| 5%、のれんに係るもの（のれん相当額調整を含む。）の額 | | | | |
| 5%、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | | | | |
| 適格引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 定期給付に係る資産の額 | | | | |
| 自己保有普通株式等（非資産の部に計上されるものを除く。）の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 | | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | | |
| 5%、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| 5%、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| 5%、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | | | | |
| 5%、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| 5%、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| 5%、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ） | | | | |
| **自己資本** | | | | |
| 自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ） | | | | |
| **リスク・アセット等** | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産（オン・バランス）項目 | | | | |
| 5%、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | | | | |
| 5%、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 | | | | |
| 5%、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| オフ・バランス項目 | | | | |
| (1)ハリスク相当額を10で除して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を10で除して得た額 | | | | |
| 指定関の保管分 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 計数Ⅱ (1)に掲げる株式 | | | | |
| フロア貸借額 | | | | |
| リスクアセット等の額の合計額 (二) | | | | |
| **連結自己資本比率** | | | | |
| 連結自己資本比率(1/ハ)(注2) | % | | % | |

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

2 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 17 条の３第１項第３号に規定する連結自己資本比率をいう。

3 「証券化エクスポージャー算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

5 過去着用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

6 特例企業会計基準等適用法人等においては、本表中の項目等にかえて、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。

第２ 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

(1) 連結の範囲に関する事項

(2) 持分法の適用に関する事項

(3) 連結された子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

特例企業会計基準等適用法人等においては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、中間連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の中間連結財務諸表（(3)若を含む。）に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すればよい。

２ （ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン及び買入手形 | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー及び売渡手形 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入金銭債権 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 商品有価証券 | | 特定取引負債 | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 外国為替 | | 社債 | |
| その他資産 | | 新株予約権付社債 | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| 無形固定資産 | | 賞与引当金 | |
| 退職給付に係る資産 | | 役員賞与引当金 | |
| 繰延税金資産 | | 退職給付に係る負債 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 役員退職慰労引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 特別法上の引当金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 繰延税金負債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支払承諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資本金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 為替換算調整勘定 | |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | |
| | | その他の包括利益累計額合計 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 非支配株主持分 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 168 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応等

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映していない旨とその別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

② 土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法

③ 有形固定資産の減価償却の方法

④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤ 貸倒引当金の計上方法

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

⑦ リース取引の処理方法

⑧ ヘッジ会計の方法

⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑪ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫ その他採用した重要な会計方針

(3) 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 199 条から第 204 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(4)ｰ2 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 210 条に規定する有価証券に関する事項

(7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の２第１項第５号ハ（「債権」の定義）においては、同令第 19 条の３第３号ハ）による。

(8) 開始会社（会社計算規則第２条第３項第 23 号に規定する開始会社をいう。）の株式又は出資金の総額

(9) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(10) 重要な偶発事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(11) 次に掲げる１株当たり情報に関する事項

① １株当たりの純資産額（税率但）

② 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

(12) 中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間に属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財政又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）

(13) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 212 条及び第 213 条に規定するストック・オプションに関する事項

(14) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 214 条から第 216 条まで、第 219 条、第 220 条、第 222 条、第 233 条及び第 280 条に規定する企業結合に関する事項

(15) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 217 条、第 218 条及び第 221 条に規定する事業分離に関する事項

⑭　資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

⑮　以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

２　特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の６のヨその他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

３　特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計上はできない。

４　法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

５　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 200 分の３を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

３［　年　月　日から］中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書
　［　年　月　日まで］

（記載上の注意）

「（１）中間連結損益計算書」及び「（２）中間連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

（１）中間連結損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | ×××<br>×××<br>（×××）<br>（×××）<br>×××<br>×××<br>×××<br>×××<br>×××<br>×××<br>（×××）<br>×××<br>×××<br>×××<br>×××<br>×××<br>×××

| | |
|---|---|
| 役務取引等収益 | ×××<br>×××<br>×××<br>

ことができる。

4　その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

6　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 303 条から第 306 条までの規定に従い注記すること。

7　適及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該適及適用、修正再表示又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

5 ［年　月　日から／年　月　日まで］中間連結キャッシュ・フロー計算書

（連結法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 資付金利益による収入 | |
| 預金払出による支出 | |
| 資付金利息収入 | |
| 預金利息支出 | |
| 営業経費支出 | |
| …… | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| …… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| 非支配株主への配当金の支払額 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入 | |
| …… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | |

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

（開始法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失（△）） | |
| 減価償却費 | |
| 減損損失 | |
| 貸倒引当金の増減（△） | |
| 資金運用収益 | |
| 資金調達費用 | |
| 有価証券関係損益（△） | |
| 貸出金の純増（△）減 | |
| 預金の純増減（△） | |
| 資金運用による収入 | |
| 資金調達による支出 | |
| …… | |
| 小　計 | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| …… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| 非支配株主への配当金の支払額 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入 | |
| …… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | |

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第５号の２（第１８条第４項関係）

別紙様式第5号の2(第18条第4項関係)

（日本産業規格A4）

連結業務報告書
（　年　月　日から）
（　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次


第1　事業概況書
1　事業の概要
2　子会社等の状況
3　連結自己資本比率の状況
第2　連結財務諸表
1　連結財務諸表の作成方針
2　連結貸借対照表
3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書
4　連結株主資本等変動計算書
5　連結キャッシュ・フロー計算書


（記載上の注意）

1　指本委員会等設置会社にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。第1条の8第1項の免許申請書又は法第33条第1項第8号の規定及び第33条第1項第9号若しくは第3号の2の規定による届出書に対氏及びルを併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該対氏及びルを変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該対氏及びルを括弧書で併せて記載し、又は当該対氏及びルのみを記載することができる。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

3　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位まで記載すること。

4　この様式中、第2の2　連結貸借対照表、第2の3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書、第2の4　連結株主資本等変動計算書、第2の5　連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第2の6　連結キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

5　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1　（　年　月　日から）（　年　月　日まで）　事業概況書

1　事業の概要

（記載上の注意）

銀行及びその子会社等(銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2　子会社等の状況

子会社等数の増減

| | 前期末 | 当期末 | 増減(△) |
|---|---|---|---|
| 子会社 | | | |
| 子法人等 | | | |
| 関連法人等 | | | |
| 合計 | | | |

（記載上の注意）

1　「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは銀行法施行令第4条の2第3項に規定する関連法人等をいう(以下同じ。)。

2　子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3　連結自己資本比率の状況

（国際統一基準に係る連結自己資本比率）

| 採用リスク・アセット算出手法 | | |
|---|---|---|

（単位：百万円）

| 項目 | 当期末 | 前期末 |
|---|---|---|
| | 経過措置による不算入額 | 経過措置による不算入額 |
| 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 | | |
| 普通株式に係る株主資本の額 | | |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | | |
| うち、利益剰余金の額 | | |
| うち、自己株式の額(△) | | |
| うち、社外流出予定額(△) | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | |
| 普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | |
| その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額 | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | | |
| うち、のれんに係るものはのれん相当差額を含む。)の額 | | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものは以外のものの額 | | |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | | |
| 繰延ヘッジ損益の額 | | |
| 適格引当金不足額 | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | |
| 連結固付に係る資産の額 | | |
| 自己保有普通株式(純資産の額に計上されるものを除く。)の額 | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 | | |
| 少数出資金融機関等の普通株式の額 | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | |
| うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 | | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | |
| うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 | | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | |
| その他Tier1資本不足額 | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ) | | |
| 普通株式等Tier1資本 | | |
| 普通株式等Tier1資本の額　((イ)－(ロ))(ハ) | | |
| その他Tier1資本に係る基礎項目 | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額 | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る負債の額 | | |
| 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額 | | |
| その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額 | | |
| その他Tier1資本に係る基礎項目の額　(ハ) | | |
| その他Tier1資本に係る調整項目 | | |
| 自己保有その他Tier1資本調達手段の額 | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | |
| 少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | |
| その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | |
| Tier2資本不足額 | | |
| その他Tier1資本に係る調整項目の額　(ホ) | | |
| その他Tier1資本 | | |
| その他Tier1資本の額　((ハ)－(ホ))　(ヘ) | | |
| Tier1資本 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Tier1資本の額 （イ－ロ＋ハ） （ト） | | | | |
| Tier2資本に係る基礎項目 | | | | |
| Tier2資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| Tier2資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| Tier2資本調達手段に係る負債の額 | | | | |
| 特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額 | | | | |
| Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額 | | | | |
| 一般貸倒引当金及びTier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額 | | | | |
| うち、一般貸倒引当金Tier2算入額 | | | | |
| うち、適格引当金Tier2算入額 | | | | |
| Tier2資本に係る基礎項目の額 （チ） | | | | |
| Tier2資本に係る調整項目 | | | | |
| 自己保有Tier2資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額 | | | | |
| その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額 | | | | |
| Tier2資本に係る調整項目の額 （リ） | | | | |
| Tier2資本 | | | | |
| Tier2資本の額 （ヘ）－（リ） （ヌ） | | | | |
| 総自己資本 | | | | |
| 総自己資本合計 （ト）＋（ヌ） （ル） | | | | |
| リスク・アセット等 | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産（オン・バランス）項目 | | | | |
| オフ・バランス取引等項目 | | | | |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 最低所要額 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | | |
| フロア調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 （ワ） | | | | |
| 連結自己資本比率及び資本バッファー | | | | |
| 連結普通株式等Tier1比率 （ヘ）／（ワ） | % | | % | |
| 連結Tier1比率 （ト）／（ワ） | % | | % | |
| 連結総自己資本比率 （ル）／（ワ） | % | | % | |
| 最低連結資本バッファー比率 | % | | % | |
| うち、資本保全バッファー比率 | % | | % | |
| うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率 | % | | % | |
| うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率 | % | | % | |
| 連結資本バッファー比率 | % | | % | |
| 調整項目に係る参考数値 | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 | | | | |
| その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | | | |
| Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 | | | | |
| 一般貸倒引当金の額 | | | | |
| 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 | | | | |
| 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） | | | | |
| 適格引当金に係るTier2資本算入上限額 | | | | |

（記載上の注意）

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7 適用基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する適用基準をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の範囲（同条第44号に規定する連結財務諸表の範囲をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第49号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

8 特例企業会計基準等適用法人等にあっては、本表中の項目等にとらわず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

| | 当期末 | | | | 前期末 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| エクスポージャーの所在国・地域 | カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円） | 各国・地域の適用比率を定める比率（%） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース） | カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円） | 各国・地域の適用比率を定める比率（%） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース） |
| アルゼンチン | | | | | | | | |
| オーストラリア | | | | | | | | |
| ベルギー | | | | | | | | |
| ブラジル | | | | | | | | |
| カナダ | | | | | | | | |
| 中国 | | | | | | | | |
| フランス | | | | | | | | |
| ドイツ | | | | | | | | |
| 香港 | | | | | | | | |
| インド | | | | | | | | |
| インドネシア | | | | | | | | |
| イタリア | | | | | | | | |
| 日本 | | | | | | | | |
| 韓国 | | | | | | | | |
| ルクセンブルク | | | | | | | | |
| メキシコ | | | | | | | | |
| オランダ | | | | | | | | |
| ロシア | | | | | | | | |
| サウジアラビア | | | | | | | | |
| シンガポール | | | | | | | | |
| 南アフリカ | | | | | | | | |
| スペイン | | | | | | | | |
| スウェーデン | | | | | | | | |
| スイス | | | | | | | | |
| トルコ | | | | | | | | |
| 英国 | | | | | | | | |
| 米国 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

（記載上の注意）

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行（海外営業拠点を有する銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は外国に所在する銀法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該銀法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。）が記載するものとする。

2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率（銀行法第14条の2の2に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

3 「各国・地域の金融当局が定める比率（%）」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、

バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on(per cent of RWA))(当該比率が公表されていない場合には20%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。

4 「適用されるカウンターシクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンターシクリカル・バッファー比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

(連結自己資本比率の補足的指標である連結レバレッジ比率)

| 項目 | 当期末 | 前期末 |
|---|---|---|
| 連結レバレッジ比率 | % | % |
| 最低連結レバレッジ・バッファー比率 | % | % |
| 連結レバレッジ・バッファー比率 | % | % |

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2 「連結レバレッジ比率」とは、銀行法第14条の2第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3 連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

(国内基準に係る連結自己資本比率)

| 採用リスク・アセット算出手法 | |
|---|---|

(単位：百万円)

| 項目 | 当期末 | | 前期末 | |
|---|---|---|---|---|
| | | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 |
| コア資本に係る基礎項目 | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 | | | | |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| うち、利益剰余金の額 | | | | |
| うち、自己株式の額(△) | | | | |
| うち、株外流出予定額(△) | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額 | | | | |
| うち、為替換算調整勘定 | | | | |
| うち、連結開始に係るものの額 | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | | | | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | | | | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | | | | |
| 適格非非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | | | | |
| コア資本に係る調整項目 | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | | | | |
| うち、のれんに係るもの(のれんに相当差額を含む。)の額 | | | | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | | | | |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | | | | |
| 適格引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 連結開始に係る資産の額 | | | | |
| 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 | | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | | | | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額 ((イ)−(ロ)) (ハ) | | | | |
| リスク・アセット等 | | | | |
| 採用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産(オン・バランス)項目 | | | | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | | | | |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るキャスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| オフ・バランス取引等項目 | | | | |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | | |
| 最低額の調整分 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | | |
| フロア調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ハ) | | | | |
| 連結自己資本比率 | | | | |
| 連結自己資本比率 ((ハ)/(ハ)) | % | | % | |

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

2 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

3 「採用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

5 遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

6 特例企業会計基準等適用法人等にあっては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

(1) 連結の範囲に関する事項

(2) 持分法の適用に関する事項

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(4) のれんの償却に関する事項

特例企業会計基準等適用法人等にあっては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の連結財務諸表(注記を含む。)に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。

2 ( 年 月 日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン及び買入手形 | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー及び売渡手形 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入金銭債権 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 商品有価証券 | | 特定取引負債 | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 外国為替 | | 社債 | |
| その他資産 | | 新株予約権付社債 | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建物 | | 賞与引当金 | |
| 土地 | | 役員賞与引当金 | |
| リース資産 | | 退職給付に係る負債 | |
| 建設仮勘定 | | 役員退職慰労引当金 | |
| その他の有形固定資産 | | 特別法上の引当金 | |
| 無形固定資産 | | 繰延税金負債 | |
| ソフトウェア | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| のれん | | 支払承諾 | |
| リース資産 | | 負債の部合計 | |
| その他の無形固定資産 | | （純資産の部） | |
| 退職給付に係る資産 | | 資本金 | |
| 繰延税金資産 | | 新株式申込証拠金 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 資本剰余金 | |
| 支払承諾見返 | | 利益剰余金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 為替換算調整勘定 | |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | |
| | | その他の包括利益累計額合計 | |
| | | 新株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 非支配株主持分 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは当該事象等の発生又は当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

③ 有形固定資産の減価償却の方法

④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤ 貸倒引当金の計上方法

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

⑦ リース取引の処理方法

⑧ ヘッジ会計の方法

⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑪ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫ その他採用した重要な会計方針

⑬ 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

① 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

② 当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③ ①に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(5) 金融商品の区分に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(7) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する特別法等に関する事項

(8) 偶発のうち連結変互障権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（「債権」の定義に係ついては、同令第19条の3第3号ハ）による。

(9) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨、ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(10) 有形固定資産の減損損失計額及び控除記載額

(11) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の貸借科目別の引当金の金額（一括して設定することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

(13) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する債権及びその子会社等の各債権額があるときは、その総額。ただし、銀行及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は貯蓄預金銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期保険銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（同条ニ又はホに掲げる預金及び貯蓄預金銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(14) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行及びその子会社等の各債務額があるときは、その総額。ただし、預金及び長期保険銀行債等はこの限りでない。

(15) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資の総額

(16) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(17) 重要な偶発事項に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(18) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項

① 1株当たりの純資産額（臨時額）

② 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(19) 連結会計期間の末日後、連結会社並びにその会計参与及びその連結の子会社等の間連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事象年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象）

(20) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の8から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項

(21) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の13まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の2に規定する企業結合に関する事項

(22) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項

(23) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(24) 以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

3 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。

4 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分しては二の様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適宜の場所に記載すること。

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

3 （年月日から / 年月日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1) 連結損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | ××× |
| 資金運用収益 | ××× |
| 貸出金利息 | ××× |
| 有価証券利息配当金 | ××× |
| コールローン利息及び買入手形利息 | ××× |
| 買現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引受入利息 | ××× |
| 預け金利息 | ××× |
| その他の受入利息 | ××× |
| 役務取引等収益 | ××× |
| 特定取引収益 | ××× |
| その他業務収益 | ××× |

| | | |
|---|---|---|
| その他経常収益 | ×××　　 | |
| 貸倒引当金戻入益 | ××× | |
| 債却債権取立益 | ××× | |
| その他の経常収益 | ××× | |
| 経常費用 | | ××× |
| 資金調達費用 | ××× | |
| 預金利息 | ××× | |
| 譲渡性預金利息 | ××× | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | ××× | |
| 売現先利息 | ××× | |
| 債券貸借取引支払利息 | ××× | |
| コマーシャル・ペーパー利息 | ××× | |
| 借用金利息 | ××× | |
| 短期社債利息 | ××× | |
| 社債利息 | ××× | |
| 新株予約権付社債利息 | ××× | |
| その他の支払利息 | ××× | |
| 役務取引等費用 | ××× | |
| 特定取引費用 | ××× | |
| その他業務費用 | ××× | |
| 営業経費 | ××× | |
| その他経常費用 | ××× | |
| 貸倒引当金繰入額 | ××× | |
| その他の経常費用 | ××× | |
| 経常利益 | | ××× |
| (又は経常損失) | | |
| 特別利益 | | ××× |
| 固定資産処分益 | ××× | |
| 負ののれん発生益 | ××× | |
| その他の特別利益 | ××× | |
| 特別損失 | | ××× |
| 固定資産処分損 | ××× | |
| 減損損失 | ××× | |
| その他の特別損失 | ××× | |
| 税金等調整前当期純利益 | | ××× |
| (又は税金等調整前当期純損失) | | |
| 法人税、住民税及び事業税 | ××× | |
| 法人税等調整額 | ××× | |
| 法人税等合計 | | ××× |
| 当期純利益 | | ××× |

| | | |
|---|---|---|
| (又は当期純損失) | | |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | ××× |
| (又は非支配株主に帰属する当期純損失) | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | ××× |
| (又は親会社株主に帰属する当期純損失) | | |

(記載上の注意)

1 編者との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性のさいないものを除く。)を注記すること。

(1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(単位)

(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

3 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4 特定取引収益及び特定取引費用の金額は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条のひまでの他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が報告額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な順序に記載すること。

7 総括科目及びその金額は、ボランク式法字等識別しやすい方法により記載すること。

(2) 連結包括利益計算書

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 当期純利益 | ××× |
| (又は当期純損失) | |
| その他の包括利益 | ××× |
| その他有価証券評価差額金 | ××× |
| 繰延ヘッジ損益 | ××× |
| 為替換算調整勘定 | ××× |
| 退職給付に係る調整額 | ××× |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | ××× |
| 包括利益 | ××× |
| 親会社株主に係る包括利益 | ××× |
| 非支配株主に係る包括利益 | ××× |

(記載上の注意)

1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な順序に記載すること。

3 総括科目及びその金額は、ボランク式法字等識別しやすい方法により記載すること。

4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

5 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。

連結損益及び包括利益計算書

(「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合)

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | ××× |
| 資金運用収益 | ××× |
| 貸出金利息 | ××× |
| 有価証券利息配当金 | ××× |
| コールローン利息及び買入手形利息 | ××× |

| | |
|---|---|
| 売現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引受入利息 | ××× |
| 預け金利息 | ××× |
| その他の受入利息 | ××× |
| 役務取引等収益 | ××× |
| 特定取引収益 | ××× |
| その他業務収益 | ××× |
| その他経常収益 | ××× |
| 貸倒引当金戻入益 | ××× |
| 償却債権取立益 | ××× |
| その他の経常収益 | ××× |
| 経常費用 | ××× |
| 資金調達費用 | ××× |
| 預金利息 | ××× |
| 譲渡性預金利息 | ××× |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | ××× |
| 売現先利息 | ××× |
| 債券貸借取引支払利息 | ××× |
| コマーシャル・ペーパー利息 | ××× |
| 借用金利息 | ××× |
| 短期社債利息 | ××× |
| 社債利息 | ××× |
| 新株予約権付社債利息 | ××× |
| その他の支払利息 | ××× |
| 役務取引等費用 | ××× |
| 特定取引費用 | ××× |
| その他業務費用 | ××× |
| 営業経費 | ××× |
| その他経常費用 | ××× |
| 貸倒引当金繰入額 | ××× |
| その他の経常費用 | ××× |
| 経常利益 | ××× |
| (又は経常損失) | |
| 特別利益 | ××× |
| 固定資産処分益 | ××× |
| 負ののれん発生益 | ××× |
| その他の特別利益 | ××× |
| 特別損失 | ××× |
| 固定資産処分損 | ××× |
| 減損損失 | ××× |

| | |
|---|---|
| その他の特別損失 | ×××× |
| 税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） | ×××× |
| 法人税、住民税及び事業税 | ×××× |
| 法人税等調整額 | ×××× |
| 法人税等合計 | ×××× |
| 当期純利益（又は当期純損失） | ×××× |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失） | ×××× |
| 非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失） | ×××× |
| その他の包括利益 | ×××× |
| その他有価証券評価差額金 | ×××× |
| 繰延ヘッジ損益 | ×××× |
| 為替換算調整勘定 | ×××× |
| 退職給付に係る調整額 | ×××× |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | ×××× |
| 包括利益 | ×××× |
| （親会社株主に係る包括利益 | ×××× |
| （非支配株主に係る包括利益 | ×××× |

（記載上の注意）

1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（算定式）

(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額

3 上記のほか、銀行及びその子会社等の財政の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4 特定取引収益及び特定取引費用の金額は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条のただの他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が当期純損益下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

7 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

8 総括科目及びその金額は、ボックス式括弧等識別しやすい方法により記載すること。

9 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

10 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、純額調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、9の注記と併せて記載することができる。

4 （　年　月　日から<br>　年　月　日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | その他の包括利益累計額 | | | | | | 株式引受権 | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | | |
| 当期首残高 | ×× | ×× | ×× | △×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | ×× | ×× | | | ×× | | | | | | | | | | ×× |
| 剰余金の配当 | | | △×× | | △×× | | | | | | | | | | △×× |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | ×× | | ×× | | | | | | | | | | ×× |
| 自己株式の処分 | | | | ×× | ×× | | | | | | | | | | ×× |
| ・・・・・・ | | | | | | | | | | | | | | | ×× |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 当期変動額合計 | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 当期末残高 | ×× | ×× | ×× | △×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |

（記載上の注意）

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。

3 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

6 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。

7 遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

5 〔 年 月 日から / 年 月 日まで 〕 連結キャッシュ・フロー計算書

（表示法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 貸付金回収による収入 | |
| 開発費用による支出 | |
| 貸付金利息収入 | |
| 開金利息支出 | |
| 営業経費支出 | |
| …… | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| …… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| 非支配株主への配当金の支払額 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入 | |
| …… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | |

（記載上の注意）

1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

（表示法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失（△）） | |
| 減価償却費 | |
| 減損損失 | |
| 貸倒引当金の増減（△） | |
| 資金運用収益 | |
| 資金調達費用 | |
| 有価証券関係損益（△） | |
| 貸出金の純増（△）減 | |
| 預金の純増減（△） | |
| 資金運用による収入 | |
| 資金調達による支出 | |
| …… | |
| 小計 | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| …… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| 非支配株主への配当金の支払額 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入 | |
| …… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | |

（記載上の注意）

1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

**別紙様式第６号**（第１９条第１項及び第６項関係）

第１　第　期中間決算公告

年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入手形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売渡手形 | |
| 商品有価証券 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 外国為替 | | 社債 | |
| その他資産 | | 新株予約権付社債 | |
| リース投資資産 | | その他負債 | |
| その他の資産 | | 支払法人税等 | |
| 有形固定資産 | | リース債務 | |
| 無形固定資産 | | 資産除去債務 | |
| 前払年金費用 | | その他の負債 | |
| 繰延税金資産 | | 賞与引当金 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 役員賞与引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 退職給付引当金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 役員退職慰労引当金 | |
| | | 特別法上の引当金 | |
| | | 金融商品取引責任準備金 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 繰延税金負債<br>再評価に係る繰延税金負債<br>支払承諾<br>負債の部合計<br>（純資産の部）<br>資本金<br>新株式申込証拠金<br>資本剰余金<br>資本準備金<br>その他資本剰余金<br>利益剰余金<br>利益準備金<br>その他利益剰余金<br>○○積立金<br>繰越利益剰余金<br>自己株式<br>自己株式申込証拠金<br>株主資本合計<br>その他有価証券評価差額金<br>繰延ヘッジ損益<br>土地再評価差額金<br>評価・換算差額等合計<br>株式引受権<br>新株予約権<br>純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

① 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応等

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

⑤ 次に掲げる会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

③ 有形固定資産の減価償却の方法

④ 外貨建設費等の本邦通貨への換算基準

⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑥ 退職給付引当金の計上方法

⑦ リース取引の処理方法

⑧ ヘッジ会計の方法

⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑪ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫ その他採用した重要な会計方針

⑬ 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

⑭ 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑮ 貸貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑯ 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項

⑰ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第8条の7第4項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

⑱ 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の規定がこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

⑲ 関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

⑳ 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合におけるその当該金額を含む。）

② 繰延税金負債

㉑ 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

㉒ 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

㉓ 次に掲げる1株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）

① 1株当たりの純資産額（株単位）

② 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

㉔ 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間に係る事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合における当該事象

㉕ 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロに規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）

㉖ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項

㉗ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第268条に規定する企業結合に関する事項

㉘ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

㉙ 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

㉚ 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設けるも要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

中間損益計算書 （ 年 月 日から 年 月 日まで ）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益<br>資金運用収益<br>（うち貸出金利息）<br>（うち有価証券利息配当金）<br>役務取引等収益<br>その他業務収益<br>その他経常収益<br>経常費用<br>資金調達費用<br>（うち預金利息）<br>役務取引等費用<br>その他業務費用<br>営業経費<br>その他経常費用<br>経常利益<br>（又は経常損失）<br>特別利益<br>特別損失<br>税引前中間純利益<br>（又は税引前中間純損失）<br>法人税、住民税及び事業税<br>法人税等調整額<br>法人税等合計<br>中間純利益<br>（又は中間純損失） | |

（記載上の注意）

1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

2 本頁と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設けるも要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
⑴　当該中間会計期間に認識した収益及び、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及びその確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
⑵　収益を理解するための基礎となる情報
⑶　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑵に掲げる事項の記載を要しない。
⑵に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
⑶及び⑶に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。
5　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。
⑴　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（臨時様式）
⑵　銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

第２　　期　中　間　決　算　公　告（要旨）
年　月　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役ＸＸ社長執行役　　氏　名

（記載上の注意）
中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円又は億円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| 現　金　預　け　金 | | 預　　金 | |
| コ　ー　ル　ロ　ー　ン | | 譲　渡　性　預　金 | |
| 買　現　先　勘　定 | | コ　ー　ル　マ　ネ　ー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売　現　先　勘　定 | |
| 買　入　手　形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売　渡　手　形 | |
| 商品有価証券 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金　銭　の　信　託 | | 借　用　金 | |
| 有　価　証　券 | | 外　国　為　替 | |
| 貸　出　金 | | 短　期　社　債 | |
| 外　国　為　替 | | 社　債 | |
| そ　の　他　資　産 | | 新株予約権付社債 | |
| 有形固定資産 | | そ　の　他　負　債 | |
| 無形固定資産 | | 賞　与　引　当　金 | |
| 前払年金費用 | | 役員賞与引当金 | |
| 繰延税金資産 | | 退職給付引当金 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 役員退職慰労引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 特別法上の引当金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 金融商品取引責任準備金 | |
| | | 繰延税金負債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支払承諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資　本　金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資　本　剰　余　金 | |
| | | 資　本　準　備　金 | |
| | | その他資本剰余金 | |
| | | 利　益　剰　余　金 | |
| | | 利　益　準　備　金 | |
| | | その他利益剰余金 | |
| | | 自　己　株　式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計の有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
⑴　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応等
③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映していない点の別
⑵　土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法
⑶　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の２第１項第５号ロによる。
⑷　銀行法施行規則第 19 条の２第１項第３号ハ(2)に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）
⑸　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額
⑹　次に掲げる１株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）
①　１株当たりの純資産額（臨時様式）
②　銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨
⑺　中間会計期間の末日後、当該中間会計期間に属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円又は千億円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税引前中間純利益 | |
| （又は税引前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益 | |
| （又は中間純損失） | |

（記載上の注意）

1　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（銀単位）

(2)　銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第６号の２（第１９条第１項及び第６項関係）

**別紙様式第６号の２**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　期　中間　決　算　公　告

年　月　日

住所
株式会社　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入手形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売渡手形 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 特定取引負債 | |
| 有価証券 | | 借用金 | |
| 貸出金 | | 外国為替 | |
| 外国為替 | | 短期社債 | |
| その他資産 | | 社債 | |
| リース投資資産 | | 新株予約権付社債 | |
| その他の資産 | | その他負債 | |
| 有形固定資産 | | 未払法人税等 | |
| 無形固定資産 | | リース債務 | |
| 前払年金費用 | | 資産除去債務 | |
| 繰延税金資産 | | その他の負債 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 賞与引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 役員賞与引当金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 退職給付引当金 | |
| | | 役員退職慰労引当金 | |
| | | 特別法上の引当金 | |
| | | 金融商品取引責任準備金 | |
| | | 繰延税金負債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支払承諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資本金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | |
| | | その他資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 利益準備金 | |
| | | その他利益剰余金 | |
| | | ○○積立金 | |
| | | 繰越利益剰余金 | |
| | | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映していない旨とその別
12 次に掲げる会計方針に関する事項
① 有価証券の評価基準及び評価方法
② 土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法
③ 有形固定資産の減価償却の方法
④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における損加及び当当の方針のほか、資産の自己査定基準の概要の別次、業態及び当当に関する規程の整備の状況等の諸制度の状況について、できるだけ詳細に記載すること。）
⑥ 退職給付引当金の計上方法
⑦ リース取引の処理方法
⑧ ヘッジ会計の方法
⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
⑪ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑫ その他同様に重要な会計方針
13 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 213 条から第 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
14 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
15 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日において著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
16 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 225 条に規定する事項
17 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項
18 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の開定ごとにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の２第１項第５号ロによる。
19 関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額
20 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
② 繰延税金負債
21 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
22 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
23 次に掲げる１株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）
① １株当たりの純資産額（臨時記）
②銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨
24 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
25 銀行法施行規則第 19 条の２第１項第３号ロ(2)に規定する基準自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る基準自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る基準自己資本比率を記載すること。）
26 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 226 条及び第 227 条に規定するストック・オプションに関する事項
27 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 231 条まで、第 234 条、第 266 条及び第 286 条に規定する企業結合に関する事項
28 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、第 233 条及び第 235 条に規定する事業分離に関する事項
29 貸倒の際の有価証券その仕様（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
30 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

中間損益計算書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資産運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益（又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税引前中間純利益（又は税引前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益（又は中間純損失） | |

（記載上の注意）
1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
2 末尾２各欠目との間及び各欠目相互間の科目その他の内閣府令の金額は除去して記載すること。

3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
4 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性のさしいものを除く。）を注記すること。
① 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
② 収益を理解するための基礎となる情報
③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
③は⑪までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、①及び②に掲げる事項の記載を要しない。
②に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
③及び④に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。
5 次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。
① １株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（臨時記）
② 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

第２　　期　　中　　間　　決　　算　　公　　告（要旨）
年　　月　　日

住　　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　　氏　　名

（記載上の注意）
中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）　（単位：百万円又は億円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| 現　金　預　け　金 | | 預　　金 | |
| コ　ー　ル　ロ　ー　ン | | 譲　渡　性　預　金 | |
| 買　現　先　勘　定 | | コ　ー　ル　マ　ネ　ー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売　現　先　勘　定 | |
| 買　入　手　形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買　入　金　銭　債　権 | | 売　渡　手　形 | |
| 特　定　取　引　資　産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金　銭　の　信　託 | | 特　定　取　引　負　債 | |
| 有　価　証　券 | | 借　　用　　金 | |
| 貸　　出　　金 | | 外　国　為　替 | |
| 外　国　為　替 | | 短　期　社　債 | |
| そ　の　他　資　産 | | 社　　債 | |
| 有　形　固　定　資　産 | | 新株予約権付社債 | |
| 無　形　固　定　資　産 | | そ　の　他　負　債 | |
| 前　払　年　金　費　用 | | 賞　与　引　当　金 | |
| 繰　延　税　金　資　産 | | 役　員　賞　与　引　当　金 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 退　職　給　付　引　当　金 | |
| 支　払　承　諾　見　返 | | 役員退職慰労引当金 | |
| 貸　倒　引　当　金　△ | | 特別法上の引当金 | |
| | | 金融商品取引責任準備金 | |
| | | 繰　延　税　金　負　債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支　払　承　諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | （純　資　産　の　部） | |
| | | 資　　本　　金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資　本　剰　余　金 | |
| | | 資　本　準　備　金 | |
| | | そ　の　他　資　本　剰　余　金 | |
| | | 利　益　剰　余　金 | |
| | | 利　益　準　備　金 | |
| | | そ　の　他　利　益　剰　余　金 | |
| | | 自　己　株　式　△ | |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 新　株　予　約　権 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
①　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
ⅰ　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
ⅱ　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応等
ⅲ　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
ⅳ　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別
②　土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法
③　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ⅰによる。
④　銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ⅲに規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）
⑤　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額
⑥　次に掲げる１株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）
①　１株当たりの純資産額（銀単位）
②銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨
⑦　中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
２　協会等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）　（単位：百万円又は億円）

| 科　　目 | 金　額 |
|---|---|
| 経　常　収　益 | |
| 資　産　運　用　収　益 | |
| （うち資金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役　務　取　引　等　収　益 | |
| 特　定　取　引　収　益 | |
| そ　の　他　業　務　収　益 | |
| そ　の　他　経　常　収　益 | |
| 経　常　費　用 | |
| 資　金　調　達　費　用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役　務　取　引　等　費　用 | |
| 特　定　取　引　費　用 | |
| そ　の　他　業　務　費　用 | |
| 営　業　経　費 | |
| そ　の　他　経　常　費　用 | |
| 経　常　利　益 | |
| 又は経常損失） | |
| 特　別　利　益 | |
| 特　別　損　失 | |
| 税引前中間純利益 | |
| 又は税引前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中　間　純　利　益 | |
| 又は中間純損失） | |

（記載上の注意）
１　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。
①　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（銀単位）

二　銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して当該カテゴリーの中間純利益金額又は中間純損失金額又は潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適当な箇所に記載すること。

# 別紙様式第６号の３（第１９条第１項及び第６項関係）

別紙様式第６号の３（第10条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| 現金 | | 当座預金 | |
| 預け金 | | 普通預金 | |
| コールローン | | 貯蓄預金 | |
| 買現先勘定 | | 通知預金 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 定期預金 | |
| 買入手形 | | 定期積金 | |
| 買入金銭債権 | | その他の預金 | |
| 商品有価証券 | | 譲渡性預金 | |
| 商品国債 | | コールマネー | |
| 商品地方債 | | 売現先勘定 | |
| 商品政府保証債 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| その他の商品有価証券 | | 売渡手形 | |
| 金銭の信託 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 有価証券 | | 借用金 | |
| 国債 | | 再割引手形 | |
| 地方債 | | 借入金 | |
| 社債 | | 外国為替 | |
| 短期社債 | | 外国他店預り | |
| 社債 | | 外国他店借 | |
| 株式 | | 売渡外国為替 | |
| その他の証券 | | 未払外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 割引手形 | | | |
| 手形貸付 | | | |
| 証書貸付 | | | |
| 当座貸越 | | | |
| 外国為替 | | | |
| 外国他店預け | | | |
| 外国他店貸 | | | |
| 買入外国為替 | | | |
| 取立外国為替 | | | |
| その他資産 | | | |
| 未決済為替貸 | | | |
| 前払費用 | | | |
| 未収収益 | | | |
| 先物取引差入証拠金 | | | |
| 先物取引差金勘定 | | | |
| 保管有価証券等 | | | |
| 金融派生商品 | | | |
| 金融商品等差入担保金 | | | |
| 社債発行費 | | | |
| リース投資資産 | | | |
| その他の資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | | | |
| 土地 | | | |
| リース資産 | | | |
| 建設仮勘定 | | | |
| その他の有形固定資産 | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | | |
| のれん | | | |
| リース資産 | | | |
| その他の無形固定資産 | | | |
| 前払年金費用 | | | |
| 繰延税金資産 | | | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | | |
| 支払承諾見返 | | | |
| 貸倒引当金 | △ | | |
| | | 新株予約権付社債 | |
| | | その他負債 | |
| | | 未決済為替借 | |
| | | 未払法人税等 | |
| | | 未払費用 | |
| | | 前受収益 | |
| | | 従業員預り金 | |
| | | 給付補填備金 | |
| | | 先物取引受入証拠金 | |
| | | 先物取引差金勘定 | |
| | | 借入商品債券 | |
| | | 借入有価証券 | |
| | | 売付商品債券 | |
| | | 売付債券 | |
| | | 金融派生商品 | |
| | | 金融商品等受入担保金 | |
| | | リース債務 | |
| | | 資産除去債務 | |
| | | その他の負債 | |
| | | 賞与引当金 | |
| | | 役員賞与引当金 | |
| | | 退職給付引当金 | |
| | | 役員退職慰労引当金 | |
| | | 特別法上の引当金 | |
| | | 金融商品取引責任準備金 | |
| | | 繰延税金負債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支払承諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資本金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | |
| | | その他資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 利益準備金 | |
| | | その他利益剰余金 | |
| | | ○○積立金 | |
| | | 繰越利益剰余金 | |
| | | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

③　有形固定資産の減価償却の方法

④　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤　貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑥　退職給付引当金の計上方法

⑦　リース取引の処理方法
⑧　ヘッジ会計の方法
⑨　金銭の信託の評価基準及び評価方法
⑩　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑫　その他財務上重要な会計方針
(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項
①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
③　①に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）
(4)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
(6)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
(7)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項
(8)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第１項から第３項までに規定する有価証券に関する事項
(9)　有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(10)　親会社株式の金額
(11)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロによる。
(12)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
(13)　有形固定資産の減価償却累計額及び引当金の内訳
(14)　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）
(15)　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）
(16)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額
(17)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。
(18)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。
(19)　関係会社の株式又は出資金の総額
(20)　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
①　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
②　繰延税金負債
(21)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
(22)　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(23)　次に掲げる１株当たり情報に関する事項
①　１株当たりの純資産額（銭単位）
②　銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の首前に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨
(24)　会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
(25)　会社計算規則第２条第３項第55号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨
(26)　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
(27)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の14から第８条の16までに規定するストック・オプションに関する事項
(28)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の17から第８条の22まで、第８条の25、第36条及び附則第35の３の３に規定する企業結合に関する事項
(29)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の23、第８条の24及び第８条の26に規定する事業分離に関する事項
(30)　銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ロに規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）
(31)　資産の部の計上（当該計上額を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該計上額の発行その金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
(32)　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
4　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
5　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
6　細部科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| 貸出金利息 | |
| 有価証券利息配当金 | |
| コールローン利息 | |
| 買現先利息 | |
| 債券貸借取引受入利息 | |
| 買入手形利息 | |
| 預け金利息 | |
| 金利スワップ受入利息 | |
| その他の受入利息 | |
| 役務取引等収益 | |
| 受入為替手数料 | |
| その他の役務収益 | |
| その他業務収益 | |
| 外国為替売買益 | |
| 商品有価証券売買益 | |
| 国債等債券売却益 | |
| 国債等債券償還益 | |
| 金融派生商品収益 | |
| その他の業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 貸倒引当金戻入益 | |
| 償却債権取立益 | |
| 株式等売却益 | |
| 金銭の信託運用益 | |
| その他の経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| 預金利息 | |
| 譲渡性預金利息 | |

| |
|---|
| 利息 |
| コールマネー利息 |
| 売現先利息 |
| 債券貸借取引支払利息 |
| 売渡手形利息 |
| コマーシャル・ペーパー利息 |
| 借用金利息 |
| 短期社債利息 |
| 新株予約権付社債利息 |
| 金利スワップ支払利息 |
| その他の支払利息 |
| 役務取引等費用 |
| 支払為替手数料 |
| その他の役務費用 |
| その他業務費用 |
| 外国為替売買損 |
| その他の商品有価証券売買損 |
| 国債等債券売却損 |
| 国債等債券償還損 |
| 国債発行費償却 |
| 社債発行費償却 |
| その他の業務費用 |
| 営業経費 |
| その他経常費用 |
| 貸倒引当金繰入額 |
| 貸出金償却 |
| 株式等売却損 |
| 株式等償却 |
| 金銭の信託運用損 |
| その他の経常費用 |
| 経常利益（又は経常損失） |
| 特別利益 |
| 固定資産処分益 |
| 負ののれん発生益 |
| 金融商品取引責任準備金取崩益 |
| その他の特別利益 |
| 特別損失 |
| 固定資産処分損 |
| 減損損失 |

| |
|---|
| 金融商品取引責任準備金繰入額 |
| その他の特別損失 |
| 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） |
| 法人税、住民税及び事業税 |
| 法人税等調整額 |
| 法人税等合計 |
| 当期純利益（又は当期純損失） |

（記載上の注意）

1 関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。

2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は勘案して記載すること。

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

8 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（連結化）

(2) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨

10 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。

11 端数科目及びその金額は、ブシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第2 第 期 決 算 公 告（要旨）

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

（記載上の注意）

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン | | 当座性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入手形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売渡手形 | |
| 商品有価証券 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 外国為替 | | 社債 | |
| その他資産 | | 新株予約権付社債 | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| 無形固定資産 | | 未払法人税等 | |
| 繰延税金資産 | | 賞与引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 役員賞与引当金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 退職給付引当金 | |
| | | 役員退職慰労引当金 | |
| | | 特別法上の引当金 | |
| | | 金融商品取引責任準備金 | |
| | | 繰延税金負債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支払承諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資本金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | |
| | | その他資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 利益準備金 | |
| | | その他利益剰余金 | |
| | | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロによる。

(4)　銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ロ個に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）

(5)　有形固定資産の減損償却累計額及び圧縮記帳額

(6)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(7)　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（純率位）

②　銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

(8)　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書　　年　月　日から
　　年　月　日まで

（単位：百万円又は億円）

| 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| 経　常　収　益 | |
| 資　金　運　用　収　益 | |
| （うち　貸　出　金　利　息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役　務　取　引　等　収　益 | |
| そ　の　他　業　務　収　益 | |
| そ　の　他　経　常　収　益 | |
| 経　常　費　用 | |
| 資　金　調　達　費　用 | |
| （うち　預　金　利　息） | |
| 役　務　取　引　等　費　用 | |
| そ　の　他　業　務　費　用 | |
| 営　業　経　費 | |
| そ　の　他　経　常　費　用 | |
| 経　常　利　益 | |
| （又　は　経　常　損　失） | |
| 特　別　利　益 | |
| 特　別　損　失 | |
| 税　引　前　当　期　純　利　益 | |
| （又は税引前当期純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法　人　税　等　調　整　額 | |
| 法　人　税　等　合　計 | |
| 当　期　純　利　益 | |
| （又　は　当　期　純　損　失） | |

（記載上の注意）

1　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（純率位）

(2)　銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第６号の４（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| 現　金　預　け　金 | | 預　金 | |
| 現　金 | | 当　座　預　金 | |
| 預　け　金 | | 普　通　預　金 | |
| コ　ル　ロ　ー　ン | | 貯　蓄　預　金 | |
| 買　現　先　勘　定 | | 通　知　預　金 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 定　期　預　金 | |
| 買　入　手　形 | | 定　期　積　金 | |
| 買　入　金　銭　債　権 | | その　他　の　預　金 | |
| 特　定　取　引　資　産 | | 譲　渡　性　預　金 | |
| 商　品　有　価　証　券 | | コ　ー　ル　マ　ネ　ー | |
| 商品有価証券派生商品 | | 売　現　先　勘　定 | |
| 特　定　取　引　有　価　証　券 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引有価証券派生商品 | | 売　渡　手　形 | |
| 特　定　金　融　派　生　商　品 | | コマーシャル・ペーパー | |
| その他の特定取引資産 | | 特　定　取　引　負　債 | |
| 金　銭　の　信　託 | | 売　付　商　品　債　券 | |
| 有　価　証　券 | | 商品有価証券派生商品 | |
| 国　債 | | 特　定　取　引　売　付　債　券 | |
| 地　方　債 | | 特定取引有価証券派生商品 | |
| 短　期　社　債 | | 特　定　金　融　派　生　商　品 | |
| 社　債 | | その他の特定取引負債 | |
| 株　式 | | 借　用　金 | |
| そ　の　他　の　証　券 | | 再　割　引　手　形 | |
| 貸　出　金 | | 借　入　金 | |
| 割　引　手　形 | | 外　国　為　替 | |
| 手　形　貸　付 | | 外　国　他　店　預　り | |
| 証　書　貸　付 | | 外　国　他　店　借 | |
| 当　座　貸　越 | | 売　渡　外　国　為　替 | |
| 外　国　為　替 | | 未　払　外　国　為　替 | |
| 外　国　他　店　預　け | | 短　期　社　債 | |
| 外　国　他　店　貸 | | 社　債 | |
| 買　入　外　国　為　替 | | 新　株　予　約　権　付　社　債 | |
| 取　立　外　国　為　替 | | そ　の　他　負　債 | |
| そ　の　他　資　産 | | 未　決　済　為　替　借 | |
| 未　決　済　為　替　貸 | | 未　払　法　人　税　等 | |
| 前　支　費　用 | | 未　払　費　用 | |
| 未　収　収　益 | | 前　受　収　益 | |
| 先　物　取　引　差　入　証　拠　金 | | 従　業　員　預　り　金 | |
| 先　物　取　引　差　金　勘　定 | | 給　付　補　填　備　金 | |
| 保　管　有　価　証　券　等 | | 先　物　取　引　受　入　証　拠　金 | |
| 金　融　派　生　商　品 | | 先　物　取　引　差　金　勘　定 | |
| 金融商品等差入担保金 | | 借　入　商　品　債　券 | |
| 社　債　発　行　費 | | 借　入　特　定　取　引　有　価　証　券 | |
| リ　ー　ス　投　資　資　産 | | 売　付　債　券 | |
| そ　の　他　の　資　産 | | 金　融　派　生　商　品 | |
| 有　価　証　券　貸　産 | | 金　融　商　品　等　受　入　担　保　金 | |
| 有　価　証　券 | | リ　ー　ス　債　務 | |
| 建　物 | | 資　本　除　去　債　務 | |
| 建　物 | | そ　の　他　の　負　債 | |
| リ　ー　ス　資　産 | | 賞　与　引　当　金 | |
| 建　設　仮　勘　定 | | 役　員　賞　与　引　当　金 | |
| その他の有形固定資産 | | 退　職　給　付　引　当　金 | |
| 無　形　固　定　資　産 | | 役　員　退　職　慰　労　引　当　金 | |
| ソ　フ　ト　ウ　ェ　ア | | 特　別　法　上　の　引　当　金 | |
| の　れ　ん | | 金　融　商　品　取　引　責　任　準　備 | |
| リ　ー　ス　資　産 | | 繰　延　税　金　負　債 | |
| その他の無形固定資産 | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| 前　払　年　金　費　用 | | 支　払　承　諾 | |
| 繰　延　税　金　資　産 | | 負債の部合計 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | （純　資　産　の　部） | |
| 支　払　承　諾　見　返 | | 資　本　金 | |
| 貸　倒　引　当　金 | △ | 新　株　式　申　込　証　拠　金 | |
| | | 資　本　剰　余　金 | |
| | | 資　本　準　備　金 | |
| | | その他資本剰余金 | |
| | | 利　益　剰　余　金 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 利益準備金 | |
| | | その他利益剰余金 | |
| | | ○○積立金 | |
| | | 繰越利益剰余金 | |
| | | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第103条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

③　有形固定資産の減価償却の方法

④　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤　貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑥　退職給付引当金の計上方法

⑦　リース取引の処理方法

⑧　ヘッジ会計の方法

⑨　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑩　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　その他採用した重要な会計方針

(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　①に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

(4)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内容等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(7)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

(8)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第１項から第３項までに規定する有価証券に関する事項

(9)　有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(10)　親会社株式の金額

(11)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号のによる。

(12)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨、ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(13)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(14)　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

(15)　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第106条の規定に従い記載すること。）

(16)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務を全ての金銭債権又は金銭債務が属する項ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

(17)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額、ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第２条第２項第５号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(18)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額、ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。

(19)　関係会社の株式又は出資金の総額

(20)　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

②　繰延税金負債

(21)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(22)　重要な係金事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(23)　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銀単位）

②　銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

(24)　会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容

(25)　会社計算規則第２条第３項第55号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(26)　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(27)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の14から第８条の16までに規定するストック・オプションに関する事項

(28)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の17から第８条の22まで、第８条の25、第56条及び第65条の３の３に規定する企業結合に関する事項

(29)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の23、第８条の24及び第８条の26に規定する事業分離に関する事項

(30)　銀行法施行規則第19条の２第１項第３号の国に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）

(31)　資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(32)　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債

でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6　細目科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書〔　年　月　日から　年　月　日まで〕

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| 貸出金利息 | |
| 有価証券利息配当金 | |
| コールローン利息 | |
| 買現先利息 | |
| 債券貸借取引受入利息 | |
| 買入手形利息 | |
| 預け金利息 | |
| 金利スワップ受入利息 | |
| その他の受入利息 | |
| 役務取引等収益 | |
| 受入為替手数料 | |
| その他の役務収益 | |
| 特定取引収益 | |
| 商品有価証券収益 | |
| 特定取引有価証券収益 | |
| 特定金融派生商品収益 | |
| その他の特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| 外国為替売買益 | |
| 国債等債券売却益 | |
| 国債等債券償還益 | |
| 金融派生商品収益 | |
| その他の業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 貸倒引当金戻入益 | |
| 償却債権取立益 | |
| 株式等売却益 | |
| 金銭の信託運用益 | |
| その他の経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| 預金利息 | |
| 譲渡性預金利息 | |
| コールマネー利息 | |
| 売現先利息 | |
| 債券貸借取引支払利息 | |
| 売渡手形利息 | |
| コマーシャル・ペーパー利息 | |
| 借用金利息 | |
| 短期社債利息 | |
| 社債利息 | |
| 新株予約権付社債利息 | |
| 金利スワップ支払利息 | |
| その他の支払利息 | |
| 役務取引等費用 | |
| 支払為替手数料 | |
| その他の役務費用 | |
| 特定取引費用 | |
| 商品有価証券費用 | |
| 特定取引有価証券費用 | |
| 特定金融派生商品費用 | |
| その他の特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 外国為替売買損 | |
| 国債等債券売却損 | |
| 国債等債券償還損 | |
| 国債等債券償却 | |
| 社債発行費償却 | |
| 金融派生商品費用 | |
| その他の業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 貸倒引当金繰入額 | |
| 貸出金償却 | |
| 株式等売却損 | |
| 株式等償却 | |
| 金銭の信託運用損 | |
| その他の経常費用 | |
| 経常利益（又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 固定資産処分益 | |
| 負ののれん発生益 | |
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | |
| その他の特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 固定資産処分損 | |
| 減損損失 | |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | |
| その他の特別損失 | |
| 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 当期純利益（又は当期純損失） | |

（記載上の注意）

1　関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。

2　上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は勘案して記載すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

7　「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

8　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)まで（に掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を有することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（義単位）

(2)　銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

10　関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。

11　細目科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第２　第　期　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表〔　年　月　日現在〕

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入手形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売渡手形 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 特定取引負債 | |
| 有価証券 | | 借用金 | |
| 貸出金 | | 外国為替 | |
| 外国為替 | | 短期社債 | |
| その他資産 | | 社債 | |
| 有形固定資産 | | 新株予約権付社債 | |
| 無形固定資産 | | その他負債 | |
| 前払年金費用 | | 賞与引当金 | |
| 繰延税金資産 | | 役員賞与引当金 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 退職給付引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 役員退職慰労引当金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 特別法上の引当金 | |
| | | 金融商品取引責任準備金 | |
| | | 繰延税金負債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支払承諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資本金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | |
| | | その他資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 利益準備金 | |
| | | その他利益剰余金 | |
| | | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 償権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロによる。

(4) 銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ロ(2)に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）

(5) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(6) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(7) 次に掲げる１株当たり情報に関する事項

① １株当たりの純資産額（銭単位）

② 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

(8) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合におけるその当該事象

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書［　年　月　日から　年　月　日まで］

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税引前当期純利益 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 当期純利益 | |

（記載上の注意）

1　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) １株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（銭単位）

(2) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第７号（第１９条第１項及び第６項関係）

**別紙様式第７号**（第 19 条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
銀行　　支店
代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| 現金預け金 | | 預金 | |
| ッールゾーン | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | ッールマネー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入手形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売渡手形 | |
| 商品有価証券 | | ッマーシャル・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | その他負債 | |
| 外国為替 | | 未払法人税等 | |
| その他資産 | | リース債務 | |
| リース投資資産 | | 資産除去債務 | |
| その他の資産 | | その他の負債 | |
| 有形固定資産 | | 賞与引当金 | |
| 無形固定資産 | | 退職給付引当金 | |
| 前払年金費用 | | 特別法上の引当金 | |
| 繰延税金資産 | | 金融商品取引責任準備金 | |
| 支払承諾見返 | | 繰延税金負債 | |
| 貸倒引当金 | | 支払承諾 | |
| 本支店勘定 | | 本支店勘定 | |
| | | 小計 | |
| | | 持込資本金 | |
| | | 中間繰越利益剰余金 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| 合　計 | | 合　計 | |

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

①　継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事項又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

②　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外国資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法

⑤　退職給付引当金の計上方法

⑥　リース取引の処理方法

⑦　ヘッジ会計の方法

⑧　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑨　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づくこな義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　その他採用した重要な会計方針

③　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 213 条から第 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

④　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑤　貸貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑥　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 225 条に規定する事項

⑦　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

⑧　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、二月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の２第１項第５号ロによる。

⑨　貸借が担保に供されている場合には、当該貸借の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

⑩　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

⑪　中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

⑫　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 231 条まで、第 234 条、第 266 条及び第 268 条に規定する企業結合に関する事項

⑬　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、第 233 条及び第 235 条に規定する事業分離に関する事項

⑭　貸借の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

⑮　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

２　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

３　「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税引前中間純利益 | |
| （又は税引前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益 | |
| （又は中間純損失） | |
| 繰越利益剰余金（当期首残高） | |
| 本店への送金 | |
| （本店からの補填金） | |
| 中間繰越利益剰余金 | |

（記載上の注意）

１　損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

2　本邦銀費負担額を注記すること。
　なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
　(1)　政府銀費（防衛機具益与等）
　(2)　開発銀費負担額
3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
4　過去連用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第31項に規定する過去連用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該過去連用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。
5　顧客との契約に基づく義務の履行状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
　(1)　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
　(2)　収益を理解するための基礎となる情報
　(3)　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
　(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
　中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。
　(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
　(2)及び(3)に掲げる事項について、前事事年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

第２　　期　中間決算公告（要旨）

年　月　日

住　所
銀行　　支店
代表者氏　　名

（記載上の注意）
　中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入手形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 借用金 | |
| 商品有価証券 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 社用 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | その他負債 | |
| 外国為替 | | 未払法人税等 | |
| その他資産 | | 未払費用 | |
| 有形固定資産 | | 前受収益 | |
| 無形固定資産 | | 従業員預り金 | |
| 前払年金費用 | | 金融商品取引責任準備金 | |
| 繰延税金資産 | | 繰延税金負債 | |
| 支払承諾見返 | | 支払承諾 | |
| 貸倒引当金 | △ | 支店勘定 | |
| 本支店勘定 | | 小計 | |
| | | 特定資本金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
　(1)　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
　　①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
　　②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応等
　　③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
　　④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別
　(2)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額
　　なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロによる。
　(3)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額
　(4)　中間会計期間の末日後、当該中間会計期間に属する事事年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税引前中間純利益 | |
| （又は税引前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益 | |
| （又は中間純損失） | |

（記載上の注意）
　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第７号の２（第１９条第１項及び第６項関係）

**別紙様式第７号の２**（第 19 条第１項及び第６項関係）

第１　　期　　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 現金預け金 | | 預金 | |
| ツールローン | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | ツールマネー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入金銭債権 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売渡手形 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 特定取引負債 | |
| 有価証券 | | 借用金 | |
| 貸出金 | | 外国為替 | |
| 外国為替 | | その他負債 | |
| その他資産 | | 未払法人税等 | |
| リース投資資産 | | リース債務 | |
| その他の資産 | | 資産除去債務 | |
| 有形固定資産 | | その他の負債 | |
| 無形固定資産 | | 賞与引当金 | |
| 前払年金費用 | | 退職給付引当金 | |
| 繰延税金資産 | | 特別法上の引当金 | |
| 支払承諾見返 | △ | 金融商品取引責任準備金 | |
| 貸倒引当金 | | 繰延税金負債 | |
| 本支店勘定 | | 支払承諾 | |
| | | 本支店勘定 | |
| | | 小計 | |
| | | 持込資本金 | |
| | | 中間繰越利益剰余金 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法

⑤　退職給付引当金の計上方法

⑥　リース取引の処理方法

⑦　ヘッジ会計の方法

⑧　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑨　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑩収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　その他採用した重要な会計方針

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 213 条から第 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

(4)　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5)　貸貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 225 条に規定する事項

(7)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条（ただし、同条において準用する同令第 8 条の 2 第 4 項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

(8)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

(9)　貸借が対応に関係されている場合には、当該貸借の内容及びその金額並びに対応に係る債務の金額

(10)　重要な係事事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(11)　中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合における当該事象

(12)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 231 条まで、第 234 条、第 206 条及び第 208 条に規定する企業結合に関する事項

(13)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、第 233 条及び第 235 条に規定する事業分離に関する事項

(14)　貸借の部の有価証券の仕様（当該社債を有する金融機関がその支払の履歴及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募に上ならんに限る。）に係る保証債務の額

(15)　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税引前中間純利益 | |
| （又は税引前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益 | |
| （又は中間純損失） | |
| 繰越利益剰余金（当期首残高） | |
| 本店への送金 | |
| （本店からの補填金） | |
| 中間繰越利益剰余金 | |

（記載上の注意）

1　損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

2　当期損益負担額を注記すること。

なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

①　直接経費（派遣職員給与等）

②　間接経費負担額

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　通知通用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する通知通用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該通知通用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

5　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合において次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

①　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、①及び③に掲げる事項の記載を要しない。

②に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

②及び③に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

---

第２　　期　　中　間　決　算　公　告（要旨）

年　　月　　日

住　　所

銀行　　支店

代 表 者 氏　　名

（記載上の注意）

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | インターバンク | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入手形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売渡手形 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 特定取引負債 | |
| 有価証券 | | 借用金 | |
| 貸出金 | | 外国為替 | |
| 外国為替 | | その他負債 | |
| その他資産 | | 賞与引当金 | |
| 有形固定資産 | | 退職給付引当金 | |
| 無形固定資産 | | 特別法上の引当金 | |
| 前払年金費用 | | 金融商品取引責任準備金 | |
| 繰延税金資産 | | 繰延税金負債 | |
| 支払承諾見返 | △ | 支払承諾 | |
| 貸倒引当金 | | 負ん店勘定 | |
| 支店勘定 | | 小計 | |
| | | 株式資本 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 自己株式 | |
| | | 株式等評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

①　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

ア　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

イ　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

ウ　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

エ　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

②　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ハによる。

③　発生が特殊に見られている場合には、当該事象の内容及びその金額

④　中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

---

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益又は経常損失（△） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益又は中間純損失（△） | |

（記載上の注意）

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第７号の３（第１９条第１項及び第６項関係）

別紙様式第７号の３（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

| 科　　目 | 金額 | 科　　目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 現金預け金 | | 預金 | |
| 現金 | | 当座預金 | |
| 預け金 | | 普通預金 | |
| コールローン | | 貯蓄預金 | |
| 買現先勘定 | | 通知預金 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 定期預金 | |
| 買入手形 | | 定期積金 | |
| 買入金銭債権 | | その他の預金 | |
| 商品有価証券 | | 譲渡性預金 | |
| 商品国債 | | コールマネー | |
| 商品地方債 | | 売現先勘定 | |
| 商品政府保証債 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| その他の商品有価証券 | | 売渡手形 | |
| 金銭の信託 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 有価証券 | | 借用金 | |
| 国債 | | 再割引手形 | |
| 地方債 | | 借入金 | |
| 短期社債 | | 外国為替 | |
| 社債 | | 外国他店預り | |
| 株式 | | 外国他店借 | |
| その他の証券 | | 売渡外国為替 | |
| 貸出金 | | 未払外国為替 | |
| 割引手形 | | その他負債 | |
| 手形貸付 | | 未決済為替 | |
| 証書貸付 | | 未払法人税等 | |
| 当座貸越 | | 未払費用 | |

| 科　　目 | 金額 | 科　　目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 外国為替 | | 前受収益 | |
| 外国他店預け | | 従業員預り金 | |
| 外国他店貸 | | 給付補填備金 | |
| 買入外国為替 | | 先物取引受入証拠金 | |
| 取立外国為替 | | 先物取引差金 | |
| その他資産 | | 借入商品債券 | |
| 未決済為替貸 | | 借入有価証券 | |
| 前払費用 | | 売付商品債券 | |
| 未収収益 | | 売付債券 | |
| 先物取引差入証拠金 | | 金融派生商品 | |
| 先物取引差金勘定 | | 金融商品等受入担保金 | |
| 保管有価証券等 | | リース債務 | |
| 金融派生商品 | | 資産除去債務 | |
| 金融商品等差入担保金 | | その他の負債 | |
| リース投資資産 | | 賞与引当金 | |
| その他の資産 | | 退職給付引当金 | |
| 有形固定資産 | | 特別法上の引当金 | |
| 建物 | | 金融商品取引責任準備金 | |
| 土地 | | 繰延税金負債 | |
| リース資産 | | 支払承諾 | |
| 建設仮勘定 | | 本支店勘定 | |
| その他の有形固定資産 | | 本店 | |
| 無形固定資産 | | 在日支店 | |
| ソフトウェア | | 在外支店 | |
| のれん | | 小計 | |
| リース資産 | | 持込資本金 | |
| その他の無形固定資産 | | 繰越利益剰余金 | |
| 前払年金費用 | | その他有価証券評価差額金 | |
| 繰延税金資産 | | 繰延ヘッジ損益 | |
| 支払承諾見返 | | 土地再評価差額金 | |
| 貸倒引当金 | △ | | |
| 本支店勘定 | | | |
| 本店 | | | |
| 在日支店 | | | |
| 在外支店 | | | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況が解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の解釈が財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法

⑤　退職給付引当金の計上方法

⑥　リース取引の処理方法

⑦　ヘッジ会計の方法

⑧　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑨　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づくまた義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　その他採用した重要な会計方針

(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるものほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に関する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

(4)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の連切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(7)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

(8)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第１項から第３項までに規定する有価証券に関する事項

(9)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の開並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロによる。

(10)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨、ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(11)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(12)　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第100条の規定に従い記載すること。）

(13)　支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときは、その総額、ただし、総額の開発引に対する当債権及び担保を担保とする貸付金（担保とされた担保の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(14)　支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときは、その総額、ただし、預金はこの限りでない。

(15)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(16)　重要な係事事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(17)　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(18)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の17から第８条の22まで、第８条の25、第50条及び第95条の３の３に規定する企業結合に関する事項

(19)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の23、第８条の24及び第８条の26に規定する事業分離に関する事項

(20)　資産の部の注意（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(2) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。
6 勘定科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書 (　年　月　日から　年　月　日まで)

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| 貸出金利息 | |
| 有価証券利息配当金 | |
| コールローン利息 | |
| 買現先利息 | |
| 債券貸借取引受入利息 | |
| 買入手形利息 | |
| 預け金利息 | |
| 金利スワップ受入利息 | |
| 外国為替受入利息 | |
| 本支店為替尻受入利息 | |
| その他の受入利息 | |
| 役務取引等収益 | |
| 外国為替受入手数料 | |
| 内国為替受入手数料 | |
| その他の役務収益 | |
| その他業務収益 | |
| 外国為替売買益 | |
| 商品有価証券売買益 | |
| 国債等債券売却益 | |
| 国債等債券償還益 | |
| 金融派生商品収益 | |
| その他の業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 資倒引当金戻入益 | |
| 償却債権取立益 | |
| 株式等売却益 | |
| 金銭の信託運用益 | |
| その他の経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| 預金利息 | |
| 譲渡性預金利息 | |
| コールマネー利息 | |
| 売現先利息 | |
| 債券貸借取引支払利息 | |
| 売渡手形利息 | |
| コマーシャル・ペーパー利息 | |
| 借用金利息 | |
| 金利スワップ支払利息 | |
| 外国為替支払利息 | |
| 本支店為替尻支払利息 | |
| その他の支払利息 | |
| 役務取引等費用 | |
| 外国為替支払手数料 | |
| 内国為替支払手数料 | |
| その他の役務費用 | |
| その他業務費用 | |
| 外国為替売買損 | |
| 商品有価証券売買損 | |
| 国債等債券売却損 | |
| 国債等債券償還損 | |
| 金融派生商品費用 | |
| その他の業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 貸倒引当金繰入額 | |
| 貸出金償却 | |
| 株式等売却損 | |
| 株式等償却 | |
| 金銭の信託運用損 | |
| その他の経常費用 | |
| 経常利益 | |
| (又は経常損失) | |
| 特別利益 | |
| 固定資産処分益 | |
| 負ののれん発生益 | |
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | |
| その他の特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 固定資産処分損 | |
| 減損損失 | |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | |
| その他の特別損失 | |
| 税引前当期純利益 | |
| (又は税引前当期純損失) | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 当期純利益 | |
| (又は当期純損失) | |
| 繰越利益剰余金(当期首残高) | |
| 本店への送金 | |
| (本店からの補塡金) | |
| 繰越利益剰余金 | |

(記載上の注意)
1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
2 本邦以外の非居住者に対する収益及び費用は、他の収益及び費用と区分して記載すること。
3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、金額が少ない場合であっても、金額が大きいものを記載すること。
4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
7 勘定科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
8 連結適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第31項に規定する連結適用をいう。)又は修正再表示(同条第33項に規定する修正再表示をいう。)を行った場合には、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該連結適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金(当期首残高)を区分表示すること。
9 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及びその確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
(2) 収益を理解するための基礎となる情報
(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。
(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

第2　　期決算公告(要旨)
年　月　日
住所
銀行　　支店
代表者氏名

(記載上の注意)
貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表(　年　月　日現在)

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 買入手形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売渡手形 | |
| 商品有価証券 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | その他負債 | |
| 外国為替 | | 賞与引当金 | |
| その他資産 | | 退職給付引当金 | |
| 有形固定資産 | | 特別法上の引当金 | |
| 無形固定資産 | | 金融商品取引責任準備金 | |
| 前払年金費用 | | 繰延税金負債 | |
| 繰延税金資産 | | 支払承諾 | |
| 支払承諾見返 | | 本支店勘定 | |
| 資倒引当金 | △ | 小計 | |
| 本支店勘定 | | 持込資本金 | |
| | | 繰越利益剰余金 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰越ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 貸倒のうち経営支援先貸権及びこれらに準ずる貸権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(4) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(5) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書　［　年　月　日から　年　月　日まで］

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税引前当期純利益 | |
| （又は税引前当期純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 当期純利益 | |
| （又は当期純損失） | |

（記載上の注意）

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

## 別紙様式第７号の４（第１９条第１項及び第６項関係）

別紙様式第７号の４（第19条第１項及び第６項関係）

第１期　期　決算公告

年　月　日

住所

銀行　支店

代表者氏名

（記載上の注意）

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 現金預け金 | | 預金 | |
| 現金 | | 当座預金 | |
| 預け金 | | 普通預金 | |
| コールローン | | 貯蓄預金 | |
| 買現先勘定 | | 通知預金 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 定期預金 | |
| 買入手形 | | 定期積金 | |
| 買入金銭債権 | | その他の預金 | |
| 特定取引資産 | | 譲渡性預金 | |
| 商品有価証券 | | コールマネー | |
| 商品有価証券派生商品 | | 売現先勘定 | |
| 特定取引有価証券 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引有価証券派生商品 | | 売渡手形 | |
| その他の特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 特定取引負債 | |
| 有価証券 | | 売付商品債券 | |
| 国債 | | 商品有価証券派生商品 | |
| 地方債 | | 特定取引売付債券 | |
| 短期社債 | | 特定取引有価証券派生商品 | |
| 社債 | | 特定金融派生商品 | |
| 株式 | | その他の特定取引負債 | |
| その他の証券 | | 借用金 | |
| | | 再割引手形 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 貸出金 | | 借入金 | |
| 割引手形 | | 外国為替 | |
| 手形貸付 | | 外国他店預り | |
| 証書貸付 | | 外国他店借 | |
| 当座貸越 | | 売渡外国為替 | |
| 外国為替 | | 未払外国為替 | |
| 外国他店預け | | その他負債 | |
| 外国他店貸 | | 未決済為替借 | |
| 買入外国為替 | | 未払法人税等 | |
| 取立外国為替 | | 未払費用 | |
| その他資産 | | 前受収益 | |
| 未決済為替貸 | | 従業員預り金 | |
| 前払費用 | | 給付補塡備金 | |
| 未収収益 | | 先物取引受入証拠金 | |
| 先物取引差入証拠金 | | 先物取引差金勘定 | |
| 先物取引差金勘定 | | 借入商品債券 | |
| 保管有価証券等 | | 借入特定取引有価証券 | |
| 金融派生商品 | | 借入有価証券 | |
| 金融商品等差入担保金 | | 売付債券 | |
| リース投資資産 | | 金融派生商品 | |
| その他の資産 | | 金融商品等受入担保金 | |
| 有形固定資産 | | リース債務 | |
| 建物 | | 資産除去債務 | |
| 土地 | | その他の負債 | |
| リース資産 | | 賞与引当金 | |
| 建設仮勘定 | | 退職給付引当金 | |
| その他の有形固定資産 | | 特別法上の引当金 | |
| 無形固定資産 | | 金融商品取引責任準備金 | |
| ソフトウェア | | 繰延税金負債 | |
| のれん | | 支払承諾 | |
| リース資産 | | 本支店勘定 | |
| その他の無形固定資産 | | 本店 | |
| 前払年金費用 | | 在日支店 | |
| 繰延税金資産 | | 在外支店 | |
| 支払承諾見返 | | 小計 | |
| 資倒引当金 | △ | 持込資本金 | |
| 本支店勘定 | | 繰越利益剰余金 | |
| 本店 | | その他有価証券評価差額金 | |
| 在日支店 | | 繰越ヘッジ損益 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 在外支店 | | 土地再評価差額金 | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第103条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事象年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

② 有形固定資産の減価償却の方法

③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④ 貸倒引当金の計上方法

⑤ 退職給付引当金の計上方法

⑥ リース取引の処理方法

⑦ ヘッジ会計の方法

⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑩ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪ その他採用した重要な会計方針

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

① 会計上の見積りにより当該事象年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

② 当該事象年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③ ①に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

(4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(7) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

(8) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第１項から第３項までに規定する有価証券に関する事項

(9) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロによる。

(10) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨、ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(11) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

(13) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、融合口座取引における当座貸越及び預金を相殺とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(14) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。

(15) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(16) 重要な偶発事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(17) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(18) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の17から第８条の22まで、第８条の25、第26条及び第95条の３の３に規定する企業結合に関する事項

(19) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の23、第８条の24及び第８条の26に規定する事業分離に関する事項

(20) 資産の部の比較（当該比較を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該比較の為替行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

3　監令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6　勘定科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書　［　年　月　日から　年　月　日まで　］

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| 貸出金利息 | |
| 有価証券利息配当金 | |
| コールローン利息 | |
| 買現先利息 | |
| 債券貸借取引受入利息 | |
| 買入手形利息 | |
| 預け金利息 | |
| 金利スワップ受入利息 | |
| 外国為替受入利息 | |
| 本支店為替尻受入利息 | |
| その他の受入利息 | |
| 役務取引等収益 | |
| 外国為替受入手数料 | |
| 内国為替受入手数料 | |
| その他の役務収益 | |
| 特定取引収益 | |
| 商品有価証券収益 | |
| 特定取引有価証券収益 | |
| 特定金融派生商品収益 | |
| その他の特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| 外国為替売買益 | |
| 国債等債券売却益 | |
| 国債等債券償還益 | |
| 金融派生商品収益 | |
| その他の業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 貸倒引当金戻入益 | |
| 償却債権取立益 | |
| 株式等売却益 | |
| 金銭の信託運用益 | |
| その他の経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| 預金利息 | |
| 譲渡性預金利息 | |
| コールマネー利息 | |
| 売現先利息 | |
| 債券貸借取引支払利息 | |
| 売渡手形利息 | |
| コマーシャル・ペーパー利息 | |
| 借用金利息 | |
| 金利スワップ支払利息 | |
| 外国為替支払利息 | |
| 本支店為替尻支払利息 | |
| その他の支払利息 | |
| 役務取引等費用 | |
| 外国為替支払手数料 | |
| 内国為替支払手数料 | |
| その他の役務費用 | |

| | |
|---|---|
| 特定取引費用 | |
| 商品有価証券費用 | |
| 特定取引有価証券費用 | |
| 特定金融派生商品費用 | |
| その他の特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 外国為替売買損 | |
| 国債等債券売却損 | |
| 国債等債券償還損 | |
| 金融派生商品費用 | |
| その他の業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 貸倒引当金繰入額 | |
| 貸出金償却 | |
| 株式等売却損 | |
| 株式等償却 | |
| 金銭の信託運用損 | |
| その他の経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 固定資産処分益 | |
| 負ののれん発生益 | |
| 金融商品取引責任準備金取崩額 | |
| その他の特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 固定資産処分損 | |
| 減損損失 | |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | |
| その他の特別損失 | |
| 税引前当期純利益 | |
| （又は税引前当期純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 当期純利益 | |
| （又は当期純損失） | |
| 繰越利益剰余金（当期首残高） | |
| 本店への送金 | |
| （本店からの補塡金） | |
| 繰越利益剰余金 | |

（記載上の注意）

1　損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

2　本部経費負担額を注記すること。

なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

(1)　直接経費（派遣職員給与等）

(2)　間接経費配当額

3　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が前当期以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

4　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

6　「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

7　勘定科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

8　適及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する適及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該適及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

9　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

第２　第　　期　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所

銀行　　支店

代表者氏　　名

（記載上の注意）

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入手形 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 買入金銭債権 | | 売渡手形 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 金銭の信託 | | 特定取引負債 | |
| 有価証券 | | 借用金 | |
| 貸出金 | | 外国為替 | |
| 外国為替 | | その他負債 | |
| その他資産 | | 賞与引当金 | |
| 有形固定資産 | | 退職給付引当金 | |
| 無形固定資産 | | 特別法上の引当金 | |
| 前払年金費用 | | 金融商品取引責任準備金 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | 繰延税金負債 | |
| 支払承諾見返 | | 支払承諾 | |
| 貸倒引当金 | △ | 本支店勘定 | |
| 本支店勘定 | | 小計 | |
| | | 持込資本金 | |
| | | 繰越利益剰余金 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロによる。

(3)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(4)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(5)　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書　｜　年　月　日から　年　月　日まで｜

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |

| | |
|---|---|
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税引前当期純利益 | |
| （又は税引前当期純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 当期純利益 | |
| （又は当期純損失） | |

（記載上の注意）

出令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第８号（第１９条第２項及び第６項関係）

**[illegible]**（第19条第2項及び第6項関係）

第１　第　期　中間決算公告

年　月　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

1　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①　子会社　銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。

②　子会社等　銀行法第14条の2第2項に規定する子会社等をいう。

③　子法人等　銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等のうち、銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものをいう。

2　中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に注記すべき事項については、中間連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

3　中間連結貸借対照表（銀行法施行規則別紙様式第5号、以下同じ。）において中間連結損益及び包括利益計算書を記載する銀行は、この様式中に定める記載事項のうち、「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。

4　特別企業会計基準等連結法人等は、採用する企業会計の基準を明記したとて、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに関する記載をもって代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意2（13）に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン及び買入手形 | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー及び売渡手形 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入金銭債権 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 商品有価証券 | | 特定取引負債 | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 外国為替 | | 社債 | |
| その他資産 | | 新株予約権付社債 | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| 無形固定資産 | | 賞与引当金 | |
| 退職給付に係る資産 | | 役員賞与引当金 | |
| 繰延税金資産 | | 退職給付に係る負債 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 役員退職慰労引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 特別法上の引当金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 繰延税金負債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支払承諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資本金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 為替換算調整勘定 | |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | |
| | | その他の包括利益累計額合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 非支配株主持分 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

①　連結の範囲に関する事項

②　持分法の適用に関する事項

③　連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

③　有形固定資産の減価償却の方法

④　外貨建資産の本邦通貨への換算基準

⑤　貸倒引当金の計上方法

⑥　退職給付に係る会計処理の方法

⑦　リース取引の処理方法

⑧　ヘッジ会計の方法

⑨　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑩　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　その他採用した重要な会計方針

⑬　子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している

場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

14　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の連切な区分ごとの内訳等に関する事項

15　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

16　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第219条に規定する有価証券に関する事項

17　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号が「債権」の定義については、同令第19条の3第3号が）による。

18　関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

19　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

20　重要な係事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

21　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額（親株）

②　銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

22　中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象を示す。）

23　銀行法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）

24　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項

25　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項

26　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項

27　資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

28　以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

3　特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

4　特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。

5　法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

中間連結損益計算書　（　年　月　日から　年　月　日まで　）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税金等調整前中間純利益 | |
| （又は税金等調整前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益 | |
| （又は中間純損失） | |
| 非支配株主に帰属する中間純利益 | |
| （又は非支配株主に帰属する中間純損失） | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | |
| （又は親会社株主に帰属する中間純損失） | |

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性のさしいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。（親株の）

(2)　銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

3　上記の注意の、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　銀行科目及びその金額は、ゾンッテ式前半等職業にやすい方法により記載すること。

7　中間連結事務諸表に定める中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額を注記すること。

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益（又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益（又は中間純損失） | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失） | |
| 非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失） | |
| その他の包括利益 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 為替換算調整勘定 | |
| 退職給付に係る調整額 | |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | |
| 中間包括利益 | |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | |
| 非支配株主に係る中間包括利益 | |

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性のとぼしいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(3)及び(2)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（銘柄ごと）

(2)　銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条のイのうその他収益の規定により設ける特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な順序に記載すること。

6　経団連科目及びその金額は、ボックス式部分等簡明でやさい方法により記載すること。

7　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

第2　第　期　中間決算公告（要旨）

年　月　日

住所
株式会社　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

1　中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に注記すべき事項については、中間連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

2　中間連結業務報告書において中間連結損益及び包括利益計算書を記載する銀行は、この様式中に定める記載事項のうち、「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。

3　特例企業会計基準等適用法人等においては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準に従ったこの様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」及びXは「中間連結損益及び包括利益計算書」（当該採用する企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」で開示がない場合にあっては、これに類する記載もの）について、当該企業会計の基準に従ったものから、表示科目及び注記を要約して、この様式第2中の記載事項を記載するものとすることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意1(4)に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 現金 | |
| コールローン及び買入手形 | | 譲渡性預金 | |
| 売現先勘定 | | コールマネー及び売渡手形 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入金銭債権 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 作品有価証券 | | 特定取引負債 | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 外国為替 | | 社債 | |
| その他資産 | | 新株予約権付社債 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| 無形固定資産 | | 貸与引当金 | |
| 退職給付に係る資産 | | 役員賞与引当金 | |
| 繰延税金資産 | | 退職給付に係る負債 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 役員退職慰労引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 特別法上の引当金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 繰延税金負債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支払承諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資本金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 為替換算調整勘定 | |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | |
| | | その他の包括利益累計額合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 非支配株主持分 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応等

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

(3)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、二月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ヰ（「債権」の定義にあつては、同令第19条の3第3号ヰ）による。

(4)　銀行法施行規則第17条の3第1項第3号ヰに規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）

(5)　資産が時間に係されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(6)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額（親単位）

②　銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(7)　中間連結会計期間の末日後、連結会社及びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）

2　法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間連結損益計算書　（　年　月　日から　年　月　日まで　）

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税金等調整前中間純利益 | |
| （又は税金等調整前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益 | |
| （又は中間純損失） | |
| 非支配株主に帰属する中間純利益 | |
| （又は非支配株主に帰属する中間純損失） | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | |
| （又は親会社株主に帰属する中間純損失） | |

（記載上の注意）

1　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（親単位）

(2)　銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　中間連結業務書面に定める中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額を注記すること。

中間連結損益及び包括利益計算書　（　年　月　日から　年　月　日まで　）

（「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合）

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |

| | |
|---|---|
| 経常利益（又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益（又は中間純損失） | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失） | |
| 非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失） | |
| 少数株主利益（又は少数株主損失） | |
| 少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失） | |
| その他の包括利益 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 為替換算調整勘定 | |
| 退職給付に係る調整額 | |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | |
| 中間包括利益 | |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | |
| 非支配株主に係る中間包括利益 | |

（記載上の注意）

1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（抜粋記）

(2) 銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益計しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

別紙様式第８号の２（第１９条第２項及び第６項関係）

別紙様式第８号の２（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

1 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

① 子会社　銀行法第２条第８項に規定する子会社をいう。

② 子会社等　銀行法第14条の２第２号に規定する子会社等をいう。

③ 子法人等　銀行法施行令第４条の２第２項に規定する子法人等のうち、銀行法第２条第８項に規定する子会社を除いたものをいう。

2 連結貸借対照表及び連結損益計算書に注記すべき事項については、連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

3 連結業務報告書（銀行法施行規則別紙様式第５号の２。以下同じ。）において連結損益及び包括利益計算書を記載する銀行は、この様式中に定める記載事項のうち、「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。

4 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「連結貸借対照表」及び「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに関する記載をもって代えることができる。ただし、「連結貸借対照表」中の記載上の注意２の(1)に掲げる事項は、背に注記すること。

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン及び買入手形 | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー及び売買手形 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入金銭債権 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 商品有価証券 | | 特定取引負債 | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 外国為替 | | 社債 | |
| その他資産 | | 新株予約権付社債 | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| 建物 | | 賞与引当金 | |
| 土地 | | 役員賞与引当金 | |
| リース資産 | | 退職給付に係る負債 | |
| 建設仮勘定 | | 役員退職慰労引当金 | |
| その他の有形固定資産 | | 特別法上の引当金 | |
| 無形固定資産 | | 繰延税金負債 | |
| ソフトウェア | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| のれん | | 支払承諾 | |
| リース資産 | | 負債の部合計 | |
| その他の無形固定資産 | | （純資産の部） | |
| 退職給付に係る資産 | | 資本金 | |
| 繰延税金資産 | | 新株式申込証拠金 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 資本剰余金 | |
| 支払承諾見返 | | 利益剰余金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 為替換算調整勘定 | |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | |
| | | その他の包括利益累計額合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 非支配株主持分 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）
1　銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。
①　連結の範囲に関する事項
②　持分法の適用に関する事項
③　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
④　のれんの償却に関する事項
2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事象等の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④　当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別
(2)　次に掲げる会計方針に関する事項
①　有価証券の評価基準及び評価方法
②　土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
③　有形固定資産の減価償却の方法
④　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
⑤　貸倒引当金の計上方法
⑥　退職給付に係る会計処理の方法
⑦　リース取引の処理方法
⑧　ヘッジ会計の方法
⑨　金銭の信託の評価基準及び評価方法
⑩　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑫　その他採用した重要な会計方針

⑶　子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項
①　会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
②　当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
(4)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条の２から第14条の８までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
(6)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
(7)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の６第１項から第３項までに規定する有価証券に関する事項
(8)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロ（「債権」の定義）あてつは、同令第19条の３第３号ロ）による。
(9)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨、ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
(10)　有形固定資産の減損損失累計額及び圧縮記帳額
(11)　資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
(12)　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第106条の規定に従い記載すること。）
(13)　銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、銀行及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第２条第２項第５号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
(14)　銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。
(15)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第20号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額
(16)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
(17)　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
(18)　次に掲げる１株当たり情報に関する事項
①　１株当たりの純資産額（簡単な）
②　銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨
(19)　連結会計期間の末日後、連結会社及びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。）
(20)　銀行法施行規則第17条の５第１項第３号ロに規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）
(21)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の９から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項
(22)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の３に規定する企業結合に関する事項
(23)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項
(24)　資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
(25)　以上の他、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
3　特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の６の３その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
4　特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
5　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
6　法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
7　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。
8　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| 貸出金利息 | |
| 有価証券利息配当金 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | |
| 買現先利息 | |
| 債券貸借取引受入利息 | |
| 預け金利息 | |
| その他の受入利息 | |

役務取引等収益
特定取引収益
その他業務収益
その他経常収益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益
その他の経常収益
経常費用
資金調達費用
預金利息
譲渡性預金利息
コールマネー利息及び売渡手形利息
売現先利息
債券貸借取引支払利息
コマーシャル・ペーパー利息
借用金利息
短期社債利息
社債利息
新株予約権付社債利息
その他の支払利息
役務取引等費用
特定取引費用
その他業務費用
営業経費
その他経常費用
貸倒引当金繰入額
その他の経常費用
経常利益
（又は経常損失）
特別利益
固定資産処分益
負ののれん発生益
その他の特別利益
特別損失
固定資産処分損
減損損失
その他の特別損失
税金等調整前当期純利益
（又は税金等調整前当期純損失）
法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額
法人税等合計
当期純利益
（又は当期純損失）
非支配株主に帰属する当期純利益
（又は非支配株主に帰属する当期純損失）
親会社株主に帰属する当期純利益
（又は親会社株主に帰属する当期純損失）

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) １株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（単位）

(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の６の３その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が明当期以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6　法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7　勘定科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

8　連結業務報告書に定める連結包括利益計算書における包括利益の金額を注記すること。

連結損益及び包括利益計算書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| 貸出金利息 | |
| 有価証券利息配当金 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | |
| 買現先利息 | |
| 債券貸借取引受入利息 | |
| 預け金利息 | |
| その他の受入利息 | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |

その他経常収益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益
その他の経常収益
経常費用
資金調達費用
預金利息
譲渡性預金利息
コールマネー利息及び売渡手形利息
売現先利息
債券貸借取引支払利息
コマーシャル・ペーパー利息
借用金利息
短期社債利息
社債利息
新株予約権付社債利息
その他の支払利息
役務取引等費用
特定取引費用
その他業務費用
営業経費
その他経常費用
貸倒引当金繰入額
その他の経常費用
経常利益
（又は経常損失）
特別利益
固定資産処分益
負ののれん発生益
その他の特別利益
特別損失
固定資産処分損
減損損失
その他の特別損失
税金等調整前当期純利益
（又は税金等調整前当期純損失）
法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額

| | |
|---|---|
| 法人税等合計 | |
| 当期純利益 | |
| （又は当期純損失） | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | |
| （又は親会社株主に帰属する当期純損失） | |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | |
| （又は非支配株主に帰属する当期純損失） | |
| その他の包括利益 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 為替換算調整勘定 | |
| 退職給付に係る調整額 | |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | |
| 包括利益 | |
| 親会社株主に係る包括利益 | |
| 非支配株主に係る包括利益 | |

（記載上の注意）

1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失金額（単位）

(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

3 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4 特定取引収益及び特定取引費用の金額は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7 総括科目及びその金額は、ブシック式法字等識別しやすい方法により記載すること。

8 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

第2　第　期　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

1 連結貸借対照表及び連結損益計算書に注記すべき事項については、連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

2 連結業務報告書において連結損益及び包括利益計算書を記載する銀行は、この様式中に定める記載事項のうち、「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。

3 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準に従った「連結貸借対照表」及び「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」（当該企業会計の基準において「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」がない場合にあっては、これらに類する記載）を要約して、この様式第2中の記載事項を記載するものとする。ただし、「連結貸借対照表」中の記載上の注意1(4)に掲げる事項は、常に注記すること。

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン及び買入手形 | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー及び売渡手形 | |
| 売券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入金銭債権 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 商品有価証券 | | 特定取引負債 | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 外国為替 | | 社債 | |
| その他資産 | | 新株予約権付社債 | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| 無形固定資産 | | 賞与引当金 | |
| 退職給付に係る資産 | | 役員賞与引当金 | |
| 繰延税金資産 | | 退職給付に係る負債 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 役員退職慰労引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 特別法上の引当金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 繰延税金負債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支払承諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資本金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 為替換算調整勘定 | |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | |
| | | その他の包括利益累計額合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 非支配株主持分 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

(1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

(2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

(3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

(4) 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する政策

(3) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及びに貸出条件緩和債権の額及びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第10条の2第1項第5号ロ（債権）の定義にあっては、同令第10条の3第3号ロ）による。

(4) 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）

(5) 有形固定資産の減損償却累計額及び圧縮記帳額

(6) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(7) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項

① １株当たりの純資産額（銭単位）
② 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨
(5) 連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。）

２ 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益（又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 当期純利益（又は当期純損失） | |
| 非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失） | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失） | |

（記載上の注意）

１ 次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) １株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（銭単位）

(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

２ 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

３ 連結業務報告書に定める連結包括利益計算書における包括利益の金額を注記すること。

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合）

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益（又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 当期純利益（又は当期純損失） | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失） | |
| 非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失） | |
| その他の包括利益 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 為替換算調整勘定 | |
| 退職給付に係る調整額 | |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | |
| 包括利益 | |
| 親会社株主に係る包括利益 | |
| 非支配株主に係る包括利益 | |

（記載上の注意）

１ 次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) １株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（銭単位）

(2) 銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

２ 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

３ その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

別紙様式第９号（第２０条第１項関係）

別紙様式第9号（第20条第1項関係）

| 別紙様式第9号（第20条第1項関係） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第　期 | （年　月　日から<br>年　月　日まで） | 事業報告 | | |

（記載上の注意）

1　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

2　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

3　この様式中の表及び各項目の「（記載上の注意）」に定める内容が含まれていれば、適宜開を改善してその他開連の内容を記載し、又は様式中の表の形式にとらなくても差し支えない。また、様式で規定する項目の記載順序を変更することや、異なる項目を一つの項目にまとめて記載しても差し支えない。

4　金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載項目と類似・関連する項目について、実質的に同一の内容と解される場合には、有価証券報告書で規定されている用語を用いても差し支えない。

5　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①　子会社　銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。

②　子会社等　銀行法第14条の2第2項に規定する子会社等をいう。

③　子法人等　銀行法第2条第8項の2第2項に規定する子法人等のうち、銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものをいう。

④　関連法人等　銀行法第2条第8項の3第2項に規定する関連法人等をいう。

⑤　完全子会社等　会社法第847条の3第2項第2号に規定する完全子会社等をいう。

⑥　親会社等　会社法第2条第4項第4号の2に規定する親会社等をいう。

6　銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則第2条第3項第21号に規定する連結計算書類の作成会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1　当行の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)営業所等の状況」、「(5)設備投資の状況」及び「(6)その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1　当行の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。

7　当該事業年度の末日において公開会社でない銀行は、この様式中に定める記載事項のうち「1　当行の現況に関する事項」、「2　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項」、「3　社外役員に関する事項」、「4　当行の株式に関する事項」及び「5　当行の新株予約権等に関する事項」については、記載を省略できるものとする。ただし、当該銀行は、この様式中に定める記載事項のうち事業報告で記載を省略した事項については、事務報告書（銀行法施行規則別紙様式第3号。以下同じ。）に同一内容の記載がある事項を除き、事務報告書に追加して記載すること。

1　当行の現況に関する事項

(1)　事業の経過及び成果等

（記載上の注意）

1　銀行の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行のその事業年度における事業の経過及び成果（主要な業務区分別）を記載すること。

2　銀行が対称すべき課題を記載すること。

3　企業集団の状況について記載する場合には、次題を「(1)企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を従るその事業年度における事業の経過及び成果（主要な業務区分別又は業務の事業セグメントを有している場合には事業セグメント若しくは報告セグメント別）、対称すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはこれ分別を記載し、対称すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

(2)　財産及び損益の状況

（銀行の状況について記載する場合）

（単位：百万円）

| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 預　金 | | | | |
| 定期性預金 | | | | |
| その他 | | | | |
| 貸出金 | | | | |
| 個人向け | | | | |
| 中小企業向け | | | | |
| その他 | | | | |
| 商品有価証券 | | | | |
| 有価証券 | | | | |
| 国債 | | | | |
| その他 | | | | |
| 総資産 | | | | |
| 内国為替取扱高 | | | | |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル | 百万ドル | 百万ドル | 百万ドル |
| 経常利益（又は経常損失） | | | | |
| 当期純利益（又は当期純損失） | | | | |
| 1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失） | 円　銭 | 円　銭 | 円　銭 | 円　銭 |

（記載上の注意）

1　預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。

ただし、社債を発行する銀行は、「長期信用銀行債等（預金保険法第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）」及び「社債（長期信用銀行債等を除く。）」を区分して欄を設け、年度末残高を記載すること。

2　貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出しを記載すること。

3　貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。

4　記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。

5　必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。

6　必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

7　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第11項に規定する遡及適用をいう。以下7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第10項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下7において同じ。）又は修正再表示（同条第10項に規定する修正再表示をいう。以下7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

8　1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

（企業集団の状況について記載する場合）

イ　企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 経常収益 | | | | |
| 経常利益 | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | |
| 包括利益 | | | | |
| 純資産額 | | | | |
| 総資産 | | | | |

（記載上の注意）

1　表題を「(2)　企業集団及び当行の財産及び損益の状況」とすること。

2　記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。

3　必要がある場合は、4事業年度以前の連結会計年度についても記載すること。

4　必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

5　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第4号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

6　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、本表中の項目等によらず、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載すれば足りる。

ロ　当行の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 預　金 | | | | |
| 定期性預金 | | | | |
| その他 | | | | |
| 貸出金 | | | | |
| 個人向け | | | | |
| 中小企業向け | | | | |
| その他 | | | | |
| 商品有価証券 | | | | |
| 有価証券 | | | | |
| 国債 | | | | |
| その他 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 純資産 | | | | |
| 内国為替取扱高 | | | | |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル | 百万ドル | 百万ドル | 百万ドル |
| 経常利益（又は経常損失） | | | | |
| 当期純利益（又は当期純損失） | | | | |
| 1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失） | 円銭 | 円銭 | 円銭 | 円銭 |

（記載上の注意）
1 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
なお、社債を発行する銀行は、「長期信用銀行債等（預金保険法第2条第3項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）」及び「社債（長期信用銀行債等を除く。）」を区分して欄を設け、年度末残高を記載すること。
2 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出を記載すること。
3 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出を記載すること。
4 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
5 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
6 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第9条第3項に規定する遡及適用をいう。以下において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第5項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下において同じ。）又は修正再表示（同条第7項に規定する修正再表示をいう。以下において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。
なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。
上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。
8 1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及びその当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

(3) 使用人の状況

（銀行の状況について記載する場合）

| | 当年度末 |
|---|---|
| 使用人数 | 人 |
| 平均年齢 | 年 月 |
| 平均勤続年数 | 年 月 |
| 平均給与月額 | 千円 |

| | 当年度末 | |
|---|---|---|
| | ○○○部門 | △△△部門 |
| 使用人数 | 人 | 人 |

（記載上の注意）
1 使用人は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。
2 適宜欄を設け、使用人数（就業者数で可）を主要な業務区分別（区別することが困難である場合を除く。）に記載すること。

（企業集団の状況について記載する場合）

| | 当年度末 | |
|---|---|---|
| | 銀行業 | ・・・事業 |
| 使用人数 | 人 | 人 |

（記載上の注意）
1 表題を「(3) 企業集団の使用人の状況」とすること。
2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子会社等（非連結の子会社及び子会社等を除く。）の使用人数（就業者数で可）を事業セグメントは報告セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別）に記載し、関連会社等の使用人数は記載を要しない。
3 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(4) 営業所等の状況

（銀行の状況について記載する場合）

イ 営業所数

| | 当年度末 |
|---|---|
| | 店 うち出張所 |
| | （ ） |
| | （ ） |
| | （ ） |

| | |
|---|---|
| | （ ） |
| 国内計 | （ ） |
| | （ ） |
| | （ ） |
| | （ ） |
| 海外計 | （ ） |
| 合計 | （ ） |

ロ 当年度新設営業所

| 営業所名 | 所在地 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

（記載上の注意）
1 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の60の2第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2 「営業所数」については、適宜地区別に区分して記載すること。
3 駐在員事務所については、欄外に注記すること。
4 主要な業務区分別（区別することが困難である場合を除く。）に記載すること。

ハ 銀行代理業者の一覧

| 氏名又は名称 | 主たる営業所又は事務所の所在地 | 銀行代理業以外の主要業務 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

（記載上の注意）
当年度末時点における当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

| 所属金融関係の商号又は名称 |
|---|
| |
| |
| |

（記載上の注意）
当該銀行が銀行代理業等（銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第85条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法第89条の3第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の2第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第10条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第54条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を営む場合に記載すること。

（企業集団の状況について記載する場合）

イ 銀行業

ロ ・・・事業

（記載上の注意）
1 表題を「(4) 企業集団の主要な営業所等の状況」とすること。
2 銀行業の記載にあたっては、以下のとおり記載すること。
① 当該銀行が営む主要な営業所及び営業所等を記載すること。（当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除く。）
② 「銀行代理業者の一覧」については、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。
③ 「銀行が営む銀行代理業等の状況」については、当該銀行が銀行代理業等を営む場合に記載すること。
3 銀行業以外のその他の事業の記載にあたっては、適宜項目（ロ、ハ、ニ等）を設け、子会社及び子会社等（非連結の子会社及び子会社等を除く。）の主要な会社名及びその主要な営業所を事業セグメントは報告セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別）に記載し、関連会社等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。

(5) 設備投資の状況

（銀行の状況について記載する場合）

イ 設備投資の総額

（単位 百万円）

| | |
|---|---|
| 設備投資の総額 | |

（記載上の注意）
1 当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
2 主要な業務区分別（区別することが困難である場合を除く。）に、記載すること。

ロ 重要な設備の新設等

（単位 百万円）

| 内容 | 金額 |
|---|---|
| | |

（記載上の注意）
1 当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却については、その内容を記載すること。

2　主要な事務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に、記載すること。
(企業集団の状況について記載する場合)
(記載上の注意)
1　表題を「(1)企業集団の設備投資の状況」とすること。
2　銀行並びに子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の設備投資の状況を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な事務区分別)に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については、記載を要しない。
3　当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
4　当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却については その内容を記載すること。
(6)　重要な親会社及び子会社等の状況
イ　親会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 資本金 | 親会社が有する当行の議決権比率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 百万円 | % | |

ロ　子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 百万円 | % | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(記載上の注意)
1　親会社及び子会社等のうち、重要なものについて記載すること。
2　銀行と親会社との間に銀行の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を「イ　親会社の状況」中の「その他」に記載すること。
3　重要な事務機構の概況を付記すること。
(7)　事業譲渡等の状況

| 事業譲渡等の日付 | 事業譲渡等の状況 |
|---|---|
| | |

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。
1　重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割
2　他の会社(外国会社を含む。)の事業の譲受けのうち重要なもの
3　他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等(会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)の取得又は処分のうち重要なもの
4　吸収合併(会社法外の者との合併(当該合併後当該銀行が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
(8)　その他銀行の現況に関する重要な事項
(記載上の注意)
1　その他銀行の現況に関する重要な事項があるときは、その内容を記載すること。
2　当行の企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(8)その他企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。
2　会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項
(1)　会社役員の状況

(年度末現在)

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(記載上の注意)
1　直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び9を除く。)。
2　辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、(例)に当家は1解任された旨、会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があるときは、その意見の内容及び同法第342条の2第2項又は第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)。
3　社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
4　取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。
5　会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
6　監査等委員若しくは監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査等委員若しくは当該監査委員に就いている取締役又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。
7　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。
①　銀行が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合　実勤の監査等委員の選定の有無及びその理由
②　銀行が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合　実勤の監査委員の選定の有無及びその理由
8　その他会社役員に関する重要な事項を欄外に記載すること。
(2)　会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区分 | 支給人数 | 報酬等 |
|---|---|---|
| 取締役 | | |
| 会計参与 | | |
| 監査役 | | |
| 執行役 | | |
| 計 | | |

(記載上の注意)
1　報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。
2　取締役(監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額(当該報酬等が業績連動報酬等(会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。)又は非金銭報酬等(会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。)を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額、)及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設備のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。
3　報酬等が業績連動報酬等を含む場合には、次に掲げる事項についても欄外に記載すること。
①　当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標(会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績指標をいう。以下同じ。)の内容及び当該業績指標を選定した理由
②　当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法
③　当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた①の業績指標に関する実績
4　報酬等が非金銭報酬等を含む場合には、当該非金銭報酬等の内容についても欄外に記載すること。
5　報酬以外の金額(非金銭報酬等を除く)については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
6　会社役員(社外役員を除く。)が当該銀行の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等の金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)。
7　会社役員の報酬等についての定款の定めの又は株主総会の決議による定めがある場合には、当該定款の定めを設けたり又は当該株主総会の決議の日、当該定めの内容の概要及び当該定めに係る会社役員の人数を欄外に記載すること。会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、記載を要しない。
8　会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分して、それぞれ金額を記載すること。
9　会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めているときは、当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要及び当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあっては、会社法第404条第2項第1号に規定する執行役等)の個人別の報酬等の内容が当該方針に応うものであると取締役会(指名委員会等設置会社にあっては、報酬委員会)が判断した理由を記載すること。
10　各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針(次に規定する方針を除く。)を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。
11　取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨を欄外に記載するとともに、当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における銀行における地位及び担当、委任された権限の内容、権限を委任した理由、権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、記載を要しない。
(3)　責任限定契約

| 氏名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |

(記載上の注意)
会社役員(取締役又は監査役に限る。)と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

| 会社役員の氏名 | 補償契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

1 補償契約とは、会社法第430条の2第1項に規定する契約をいう。以下同じ。

2 会社役員は、銀行との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役を記載すること。

3 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要(当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

| 会社役員の氏名 | 補償契約の履行等に関する事項 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

1 会社役員は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた役員(取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。)のうち、該当事項のある者を記載すること。

2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

① 補償契約に基づき当該会社役員に対して会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

② 当該事業年度において、銀行が当該会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

| 被保険者の範囲 | 役員等賠償責任保険契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

1 銀行が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約(会社法第430条の3第1項に規定する保険契約をいう。)を締結している場合に、該当事項を記載すること。

2 「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の内容の概要(被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である銀行の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること((3)及び(4)を除く。)。

(1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏　　名 | 兼　職　そ　の　他　の　状　況 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第6号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。

2 社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。

3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、二親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。

① 銀行の親会社等(自然人であるものに限る。)

② 銀行又は銀行の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏　　名 | 在任期間 | 取締役会への出席状況 | 取締役会における発言その他の活動状況 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(記載上の注意)

1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあっては、次に定めるものを含む。

① 監査役会設置会社の社外監査役　監査役会

② 監査等委員会設置会社の監査等委員　監査等委員会

③ 指名委員会等設置会社の監査委員　監査委員会

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

① 当該社外役員の意見により銀行の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容(重要でないものを除く。)

② 銀行において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行(当該社外役員が社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要(①及び②に掲げる事項を除く。)

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支　給　人　数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|---|---|---|---|
| 報酬等の合計 | | | |

(記載上の注意)

1 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。

2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又は(ニ)に基づき、通常設備のうえ記載することもできる。また、同条第6号に規定する報酬等についても記載すること。

3 銀行の社外役員に対する報酬以外の金額については、その金額を「銀行からの報酬等」の欄に括弧内書すること。

4 銀行の社外役員に対する報酬等の金額が役員賞与金は、取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 「銀行の親会社等からの報酬等」については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)。

① 銀行に親会社等がある場合　当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(当該銀行を除く。)

② 銀行に親会社等がない場合　銀行の子会社又は子法人等

(4) 社外役員の意見

| 氏　　名 | 社　外　役　員　の　意　見　の　内　容 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

3 社外役員に関する事項」の(1)から(4)に掲げる内容に対して社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載すること。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数　　発行可能株式総数　　千株

　　発行済株式の総数　　千株

(2) 当年度末株主数　　名

(3) 大株主

| 株主の氏名又は名称 | 当　行　へ　の　出　資　状　況 | |
|---|---|---|
| | 持　株　数　等 | 持　株　比　率 |
| | 千株 | % |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(記載上の注意)

1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主について、持株数の順に記載すること。

2 種類株式発行銀行(剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する銀行をいう。)にあっては、(1)から(3)までをそれぞれ株式の種類ごとに記載すること。

3 その他株式に関する重要な事項を記載すること。

(4) 役員保有株式

| | 株式の交付を受けた者の人数 | 株式の数(株式の種類及び種類ごとの数) |
|---|---|---|
| 取締役(監査等委員であるものを及び社外役員を除き、執行役を含む。) | | |
| 社外取締役(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。) | | |
| 監査等委員である取締役 | | |
| 会計参与及び監査役 | | |

（記載上の注意）

当該事業年度中に銀行の会社役員（当該事業年度に会社役員であった者を含む。）に対して当行が交付した当行の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに交付した銀行の株式を含む。）がある場合には、株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）及び株式の交付を受けた者の人数を記載すること。

5　当行の新株予約権等に関する事項

（1）　事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を有する者の人数 |
|---|---|---|
| 取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役 | | |
| 社外取締役（監査等委員であるものを除く。） | | |
| 監査等委員である取締役 | | |
| 会計参与及び監査役 | | |

（記載上の注意）

1　会社役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。

2　新株予約権等は、銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに銀行が交付した新株予約権等を含む。

（2）　事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を交付した者の人数 |
|---|---|---|
| 使用人 | | |
| 子会社及び子法人等の会社役員及び使用人 | | |

（記載上の注意）

1　銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り記載すること。

2　「使用人」とは、当該銀行の会社役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。

3　「子会社及び子法人等の会社役員及び使用人」とは、当該銀行の会社役員又は使用人を兼ねている子会社の会社役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の会社役員及び使用人をいうものとする。

4　その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

6　会計監査人に関する事項

（1）　会計監査人の状況

（単位　百万円）

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |

（記載上の注意）

1　会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務を行った指定社員（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の10の2に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。

2　報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。

3　次に掲げる事項を「その他」に記載すること。

①　報酬等について監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が会社法第399条第1項の同意をした理由

②　会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務をいう。以下同じ。）の内容

③　会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項（銀行が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。）

④　会計監査人が現に業務の停止を受けその停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

4　辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」に次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）を記載すること。

①　会社法第340条第3項の理由があるときは、その理由

②　会社法第345条第5項において読み替えて準用する同条第1項の意見があるときは、その意見の内容

③　会社法第345条第5項において読み替えて準用する同条第2項の理由又は意見があるときは、その理由又は意見

5　会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、当該銀行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。なお、この額は当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。

（2）　責任限定契約

| 氏名又は名称 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |

（記載上の注意）

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

（3）　補償契約

イ　在任中の会計監査人との間の補償契約

| 会計監査人の氏名又は名称 | 補償契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |

（記載上の注意）

1　銀行が、会計監査人との間で補償契約を締結している場合に記載すること。

2　「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

| 会計監査人の氏名又は名称 | 補償契約の履行等に関する事項 |
|---|---|
| | |
| | |

（記載上の注意）

1　会計監査人は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。

2　「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

①　補償契約に基づき当該会計監査人に対して会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会計監査人の同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したことなど責任を負うことを知ったときは、その旨

②　当該事業年度において、銀行が当該会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

（4）　会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

ロ　会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

（記載上の注意）

当該事業年度の末日において公開会社でない銀行は、以下の事項について、記載を省略できるものとする。ただし、当該事項については、業務報告書に追加して記載すること。

①　当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額

②　会計監査人に対して非監査業務の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

③　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

（記載上の注意）

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第118条第3号の規定に従い記載すること。

8　業務の適正を確保する体制

（記載上の注意）

次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。

1　会社法第348条第3項第4号に規定する体制

2　会社法第362条第4項第6号に規定する体制

3　会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに規定する体制

4　会社法第416条第1項第1号ロ及びホに規定する体制

9　特定完全子会社に関する事項

（記載上の注意）

銀行（当該事業年度の末日において、その完全親会社等（会社法第847条の3第2項に規定する完全親会社等をいう。）があるものを除く。）に特定完全子会社（当該事業年度の末日において、当該銀行及びその完全子会社等（同法第847条の3第3項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下3において同じ。）における当該銀行のある完全子会社等（株式会社に限る。）の株式の帳簿価額が当該銀行の当該事業年度に係る開始時同表の資産の部に計上した額の合計額の5分の1（同法第847条の3第4項の規定により5分の1を下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。）がある場合には、会社法施行規則第118条第4号の規定に従い記載すること。

10　親会社等との間の取引に関する事項

（記載上の注意）

1　銀行とその親会社等との間の取引（当該銀行と第三者との間の取引で当該銀行とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該銀行の当該事業年度に係る期間は記載において会社計算規則第112条第1項に規定する法記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を省略するものを除く。）がある場合には、会社法施行規則第118条第5号の規定に従い記載すること。

11　会計参与に関する事項

（1）　責任限定契約

| 氏名又は名称 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |

（記載上の注意）

1　会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

（2）　補償契約

イ　在任中の会計参与との間の補償契約

| 会計参与の氏名又は名称 | 補償契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

（記載上の注意）

1　銀行が、会計参与との間で補償契約を締結している場合に記載すること。

2　「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

| 会計参与の氏名又は名称 | 補償契約の履行等に関する事項 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

（記載上の注意）

1　会計参与は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。

2　「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

①　補償契約に基づき当該会計参与に対して会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会計参与が同等の職務の執行に関し当事の規定に適反したことを責任を負うことを知ったときは、その旨

②　当該事業年度において、銀行が当該会計参与に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

12　その他

（記載上の注意）

1　会社法第430条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会にあたえられた権限の行使に関する方針を記載すること。

2　その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

別紙様式第9号の2（第20条第1項関係）

別紙様式第9号の2（第20条第1項関係）

第　期（年　月　日から／年　月　日まで）事業報告

（記載上の注意）

1　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

2　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記載すること。

3　この様式中の表及び各項目の「（記載上の注意）」に定める内容が含まれていれば、適宜欄を追加してその他関連内容を記載し、又は様式中の表の形式によらなくて差し支えない。また、様式で規定する項目の記載順序を変更することや、異なる項目を一つの項目にまとめて記載しても差し支えない。

4　金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載項目と類似・関連する項目について、実質的に同一の内容と解される場合には、有価証券報告書で規定されている用語を用いても差し支えない。

5　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①　子会社　銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。

②　子会社等　銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。

③　子法人等　銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等のうち、銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものをいう。

④　関連法人等　銀行法施行令第4条の2第3項に規定する関連法人等をいう。

⑤　完全子会社等　会社法第847条の3第2項第2号に規定する完全子会社等をいう。

⑥　親会社等　会社法第2条第1項第4号の2に規定する親会社等をいう。

6　銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則第2条第2項第1号に規定する連結計算書類の作成会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1　当行の現況に関する事項」中「（1）事業の経過及び成果等」、「（2）財産及び損益の状況」、「（3）使用人の状況」、「（4）営業所等の状況」、「（5）設備投資の状況」及び「（6）その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1　当行の現況に関する事項」中「（2）財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。

7　当該事業年度の末日において会開会社でない銀行は、この様式中に定める記載事項のうち「1　当行の現況に関する事項」、「2　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項」、「3　社外役員に関する事項」、「4　当行の株式に関する事項」及び「5　当行の新株予約権等に関する事項」については、記載を省略できるものとする。ただし、当該銀行は、この様式中に定める記載事項のうち事業報告で記載を省略した事項については、業務報告書（銀行法施行規則別紙様式第3号の2、以下同じ。）に同一内容の記載がある事項を除き、業務報告書に追加して記載すること。

1　当行の現況に関する事項

（1）　事業の経過及び成果等

（記載上の注意）

1　銀行の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行のその事業年度における事業の経過及び成果（主要な業務区分別）を記載すること。

2　銀行が対処すべき課題を記載すること。

3　企業集団の状況について記載する場合には、表題を「（1）　企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を含むその事業年度における事業の経過及び成果（主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント者しくは報告セグメント別）、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

（2）　財産及び損益の状況

（銀行の状況について記載する場合）

（単位：百万円）

| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 預　　金 | | | | |
| 定期性預金 | | | | |
| その　他 | | | | |
| 貸　出　金 | | | | |
| 個人向け | | | | |
| 中小企業向け | | | | |
| その　他 | | | | |
| 特定取引資産（トレーディング資産） | | | | |
| 特定取引負債（トレーディング負債） | | | | |
| 有価証券 | | | | |
| 国債 | | | | |
| その　他 | | | | |
| 総資産 | | | | |
| 内国為替取扱高 | | | | |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル | 百万ドル | 百万ドル | 百万ドル |
| 経常利益（又は経常損失） | | | | |
| 当期純利益（又は当期純損失） | | | | |
| 1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失） | 円　銭 | 円　銭 | 円　銭 | 円　銭 |

（記載上の注意）

1　預金、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
　なお、社債を発行する銀行は、「長期信用銀行債等(預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。)」及び「社債(長期信用銀行債等を除く。)」を区分して欄を設け、年度末残高を記載すること。
2　特定取引資産(トレーディング資産)とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引資産をいう。
　特定取引負債(トレーディング負債)とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特定取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引負債をいう。
3　貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出とを記載すること。
4　貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出とを記載すること。
5　記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
6　必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
7　必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
8　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第9条第1項に規定する遡及適用をいう。以下において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第2項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下において同じ。)又は修正再表示(同条第3項に規定する修正再表示をいう。以下において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。
　なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。
　上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。
9　1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。
　なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

(企業集団の状況について記載する場合)

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 経常収益 | | | | |
| 経常利益 | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | |
| 包括利益 | | | | |
| 純資産額 | | | | |
| 総資産額 | | | | |

(記載上の注意)

1　表題を「(2)企業集団及び当行の財産及び損益の状況」とすること。
2　記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
3　必要がある場合は、4連結会計年度以前の連結会計年度について記載すること。
4　必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
5　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第43号に規定する遡及適用をいう。以下において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下において同じ。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。
　なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。
　上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。
6　特例企業会計基準等適用法人等は、監査する企業会計の基準を明記した上で、本表中の項目等によらず、当該企業会計の基準で使用する項目等によって記載すれば足りる。

ロ　当行の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

| | | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | | | | | |
| | 定期性預金 | | | | |
| | その他 | | | | |
| 貸出金 | | | | | |
| | 個人向け | | | | |
| | 中小企業向け | | | | |
| | その他 | | | | |
| 特定取引資産(トレーディング資産) | | | | | |
| 特定取引負債(トレーディング負債) | | | | | |
| 有価証券 | | | | | |
| | 国債 | | | | |
| | その他 | | | | |
| 総資産 | | | | | |
| 内国為替取扱高 | | | | | |
| 外国為替取扱高 | | 百万ドル | 百万ドル | 百万ドル | 百万ドル |
| 営業利益 | | | | | |
| (又は経常損失) | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | |
| (又は当期純損失) | | | | | |
| 1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失) | | 円銭 | 円銭 | 円銭 | 円銭 |

(記載上の注意)

1　預金、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
　なお、社債を発行する銀行は、「長期信用銀行債等(預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。)」及び「社債(長期信用銀行債等を除く。)」を区分して欄を設け、年度末残高を記載すること。
2　特定取引資産(トレーディング資産)とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引資産をいう。
　特定取引負債(トレーディング負債)とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特定取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引負債をいう。
3　貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出とを記載すること。
4　貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出とを記載すること。
5　記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
6　必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
7　必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
8　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第9条第1項に規定する遡及適用をいう。以下において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第2項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下において同じ。)又は修正再表示(同条第3項に規定する修正再表示をいう。以下において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。
　なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。
　上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。
9　1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。
　なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

(3)　使用人の状況

(銀行の状況について記載する場合)

| | 年度末 |
|---|---|
| 使用人数 | 人 |
| 平均年齢 | 年 月 |
| 平均勤続年数 | 年 月 |
| 平均給与月額 | 千円 |

| | 年度末 | |
|---|---|---|
| | ○○○部門 | △△△部門 |
| 使用人数 | 人 | 人 |

(記載上の注意)

1　使用人は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。
2　適宜欄を設け、使用人数(就業者数で可)を主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に記載すること。

(企業集団の状況について記載する場合)

| | 当年度末 | |
|---|---|---|
| | 銀行業 | ・・・事業 |
| 使用人数 | 人 | 人 |

(記載上の注意)

1　表題を「(3)企業集団の使用人の状況」とすること。
2　適宜欄を設け、銀行、子会社及び子会社以外等(非連結の子会社及び子会社以外を除く。)の使用人数(就業者数で可)を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
3　必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(4) 営業所等の状況
(銀行の状況について記載する場合)
イ 営業所数

| | 当年度末 |
|---|---|
| | うち出張所 |
| | ( ) |
| | ( ) |
| | ( ) |
| | ( ) |
| 国内計 | ( ) |
| | ( ) |
| | ( ) |
| | ( ) |
| 海外計 | ( ) |
| 計 | ( ) |

ロ 当年度新設営業所

| 営業所名 | 所在地 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)
1 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の68の2第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2 「営業所数」については、適宜地区別に区分して記載すること。
3 駐在員事務所については、欄外に注記すること。
4 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に記載すること。
ハ 銀行代理業者の一覧

| 氏名又は名称 | 主たる営業所又は事務所の所在地 | 銀行代理業以外の主要業務 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

(記載上の注意)
当年度末時点における当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。
ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

| 所属金融機関の商号又は名称 |
|---|
| |
| |
| |

(記載上の注意)
当該銀行が銀行代理業等(銀行代理業、長期信用銀行法第16条の3第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第89条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法第90条の2第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の2第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第59条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。)を営む場合に記載すること。
(企業集団の状況について記載する場合)
イ 銀行業
ロ ・・・事業
(記載上の注意)
1 表題を「(4)企業集団の主要な営業所等の状況」とすること。
2 銀行業の記載にあたっては、以下のとおり記載すること。
① 当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数を記載すること。(当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除く。)
② 「銀行代理業者の一覧」については、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。
③ 「銀行が営む銀行代理業等の状況」については、当該銀行が銀行代理業等を営む場合に記載すること。
3 銀行業以外のその他の事業の記載にあたっては、適宜項目(ロ、ハ、ニ等)を設け、子会社及び子会社入等(非連結の子会社及び子会入等を除く。)の主要な会社名及びその主要な営業所を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連会入等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。
(5) 設備投資の状況
(銀行の状況について記載する場合)
イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

| 設備投資の総額 | |
|---|---|

(記載上の注意)
1 当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
2 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に、記載すること。
ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

| 内容 | 金額 |
|---|---|
| | |

(記載上の注意)
1 当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却については その内容を記載すること。
2 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に、記載すること。
(企業集団の状況について記載する場合)
(記載上の注意)
1 表題を「(5)企業集団の設備投資の状況」とすること。
2 銀行及びに子会社及び子会入等(非連結の子会社及び子会入等を除く。)の設備投資の状況を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載すること とし、関連会入等の設備投資の状況については、記載を要しない。
3 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
4 当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却については その内容を記載すること。
(6) 重要な親会社及び子会社等の状況
イ 親会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 資本金 | 親会社が当行の議決権比率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 百万円 | % | |

ロ 子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 資本金 | 当行が有する議決権比率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 百万円 | % | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(記載上の注意)
1 親会社及び子会社等のうち、重要なものについて記載すること。
2 銀行と親会社との間に銀行の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を「イ 親会社の状況」中の「その他」に記載すること。
3 重要な業務提携の概況を付記すること。

(7) 事業提携等の状況

| 事業提携等の目的 | 事業提携等の状況 |
|---|---|
| | |

(記載上の注意)
次に掲げる事項について記載すること。
1 重要な事業提携、吸収分割又は新設分割
2 他の会社(外国会社を含む。)の事業の譲受けのうち重要なもの
3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等(会社法施行規則第5条第1項第4号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)の取得又は処分のうち重要なもの
4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該銀行が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
(8) その他銀行の現況に関する重要な事項
(記載上の注意)
1 その他銀行の現況に関する重要な事項があるときは、その内容を記載すること。
2 当行の企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(8)その他企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。

2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項
(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(記載上の注意)
1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること。ただし、7及び9を除く。)。
2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、辞任した旨又は解任された旨、会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があるときは、その意見の内容及び同法第342条の2第1項又は第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)。
3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。

4　取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。
5　会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
6　監査等委員若しくは監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査等委員若しくは当該監査委員に就いている取締役又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。
7　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。
①　銀行が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由
②　銀行が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由
8　その他会社役員に関する重要な事項を欄外に記載すること。
(2)　会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区　分 | 支給人数 | 報　酬　等 |
|---|---|---|
| 取締役 | | |
| 会計参与 | | |
| 監査役 | | |
| 執行役 | | |
| 計 | | |

(記載上の注意)
1　報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。
2　取締役(監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額(当該報酬等が業績連動報酬等(会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。)又は非金銭報酬等(会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。)を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額、人及び様に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ヲ又はハに上り、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等について記載すること。
3　報酬等が業績連動報酬等を含む場合には、次に掲げる事項についても欄外に記載すること。
①　当該業績連動報酬等の額又は算定方法の算定の基礎として選定した業績指標(会社法施行規則第98条の5第1号に規定する業績指標をいう。以下同じ。)の内容及び当該業績指標を選定した理由
②　当該業績連動報酬等の額又は算定方法
③　当該業績連動報酬等の額又は算定に用いた①の業績指標に関する実績

4　報酬等が非金銭報酬等を含む場合には、当該非金銭報酬等の内容についても欄外に記載すること。
5　報酬に係る金額(非金銭報酬等を除く。)については、その金額を「報酬等」の欄に掲記すること。
6　会社役員(社外役員を除く。)が当該銀行の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等の金額を欄外に記載すること(報酬に係る金額については、その金額を記載の上で)。
7　会社役員の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議による定めがある場合には、当該定款の定めを設けたヨ又は当該株主総会の決議の日、当該定めの内容の概要及び当該定めに係る会社役員の人数を欄外に記載すること。会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社においては、記載を要しない。
8　会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
9　会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第3項の方針を定めているときは、当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要及び当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社においては、会社法第404条第2項第1号に規定する執行役等)の個人別の報酬等の内容が当該方針に応うものであると取締役会(指名委員会等設置会社においては、報酬委員会)が判断した理由を記載すること。
10　各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針(当該方針を除く。)を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であって金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。
11　取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨を欄外に記載するとともに、当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における銀行における地位及び職ヨ、委任された権限の内容、権限を委任した理由、権限の適切に行使されるようにするための措置を講じた場合においては、その内容を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社においては、記載を要しない。
(3)　責任限定契約

| 氏名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)
会社役員(取締役又は監査役に限る。)と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。
(4)　補償契約
イ　在任中の会社役員との間の補償契約

| 会社役員の氏名 | 補償契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)
1　補償契約とは、会社法第430条の2第1項に規定する契約をいう。以下同じ。
2　会社役員は、銀行との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以後に在任している取締役、監査役又は執行役を記載すること。
3　「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要(当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。
ロ　補償契約の履行等に関する事項

| 会社役員の氏名 | 補償契約の履行等に関する事項 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)
1　会社役員は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた役員(取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の終事業年度の末日までに退任した者を含む。)のうち、該当事項のある者を記載すること。
2　「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
①　補償契約に基づき当該会社役員に対して会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補填した銀行が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し自らの故意に基づくことなく法令違反を当つたかどうかの別、その旨
②　当該事業年度において、銀行が当該会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補填したときは、その旨及び補填した金額
(5)　役員等賠償責任保険契約に関する事項

| 被保険者の範囲 | 役員等賠償責任保険契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)
1　銀行が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約(会社法第430条の3第1項に規定する保険契約をいう。)を締結している場合に、該当事項を記載すること。

2　「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の内容の概要(被保険者が非実的に保険料を負担している場合にあっては、その負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である銀行の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。
3　社外役員に関する事項
(記載上の注意)
直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること((3)及び(4)を除く。)。
(1)　社外役員の兼職その他の状況

| 氏　名 | 兼　職　そ　の　他　の　状　況 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)
1　社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であること又は重要な兼職(同令第121条第6号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。
2　社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していること又は重要な兼職に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。
3　社外役員が次に掲げる者の配偶者、二親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。
①　銀行の親会社等(自然人であるものに限る。)
②　銀行又は銀行の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)
(2)　社外役員の主な活動状況

| 氏　名 | 在任期間 | 取締役会への出席状況 | 取締役会において行う発言その他の活動状況 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | |
|---|---|---|
| | | |

（記載上の注意）

1　本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあっては、次に定めるものを含む。

①　監査役会設置会社の社外監査役　監査役会

②　監査等委員会設置会社の監査等委員　監査等委員会

③　指名委員会等設置会社の監査委員　監査委員会

2　「取締役会」における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

①　当該社外役員の意見により銀行の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容（重要でないものを除く。）

②　銀行において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行（当該社外役員が社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

③　当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が基たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（①及び②に掲げる事項を除く。）

(3)　社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

| | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|---|---|---|---|
| 報酬等の合計 | | | |

（記載上の注意）

1　報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。

2　社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又は2ヘ、適宜政機のうえ記載することもできる。また、同条第6号に規定する報酬等についても記載すること。

3　銀行の社外役員に対する報酬以外の金額については、その金額を「銀行からの報酬等」の欄に括弧内書すること。

4　銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5　「銀行の親会社等からの報酬等」については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること（社外役員であった期間に受けたものに限る。）。

①　銀行に親会社等がある場合　当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該銀行を除く。）

②　銀行に親会社等がない場合　銀行の子会社又は子法人等

(4)　社外役員の意見

| 氏　　名 | 社　外　役　員　の　意　見　の　内　容 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

（記載上の注意）

1　「3　社外役員に関する事項」の(1)から(4)に掲げる内容に対して社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載すること。

4　当行の株式に関する事項

(1)　株　式　数　　発行可能株式総数　　千株

　　発行済株式の総数　　千株

(2)　当年度末株主数　　名

(3)　大株主

| 株主の氏名又は名称 | 当行への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持　株　数　等 | 持　株　比　率 |
| | 千株 | % |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

（記載上の注意）

1　当該事業年度の末日において発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主について、持株数の順に記載すること。

2　種類株式発行銀行（剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる以上の種類の株式を発行する銀行をいう。）にあっては、(1)から(3)までをそれぞれ株式の種類ごとに記載すること。

3　その他株式に関する重要な事項を記載すること。

(4)　役員保有株式

| | 株式の交付を受けた者の人数 | 株式の数（株式の種類及び種類ごとの数） |
|---|---|---|
| 取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員を除き、執行役を含む。） | | |
| 社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。） | | |
| 監査等委員である取締役 | | |
| 会計参与及び監査役 | | |

（記載上の注意）

当該事業年度中に銀行の会社役員（当該事業年度に会社役員であった者を含む。）に対して当行が交付した当行の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として慕集株式と引換えにする払込みに充てるための金額を交付した場合において、当該金額の払込みと引換えに交付した銀行の株式を含む。）がある場合には、株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）及び株式の交付を受けた者の人数を記載すること。

5　当行の新株予約権等に関する事項

(1)　事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を有する者の人数 |
|---|---|---|
| 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び執行役 | | |
| 社外取締役（監査等委員であるものを除く。） | | |
| 監査等委員である取締役 | | |
| 会計参与及び監査役 | | |

（記載上の注意）

1　会社役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。

2　新株予約権等は、銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として慕集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金額を交付した場合において、当該金額の払込みと引換えに銀行が交付した新株予約権等を含む。

(2)　事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を交付した者の人数 |
|---|---|---|
| 使　用　人 | | |
| 子会社及び子法人等の会社役員及び使用人 | | |

（記載上の注意）

1　銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り記載すること。

2　「使用人」とは、当該銀行の会社役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。

3　「子会社及び子法人等の会社役員及び使用人」とは、当該銀行の会社役員又は使用人を兼ねている子会社の会社役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の会社役員及び使用人をいうものとする。

4　その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

6　会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の状況

（単位　百万円）

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | そ　の　他 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

（記載上の注意）

1　会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務を行った指定社員（公認会計士法第3条の3の4に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。

2　報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。

3　次に掲げる事項を「その他」に記載すること。

①　報酬等について監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が会社法第399条第1項の同意をした理由

②　会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務をいう。以下同じ。）の内容

③　会計監査人が過去年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項（銀行が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。）

④　会計監査人が現に業務の停止を受けその停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

4　辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」に次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）を記載すること。

①　会社法第340条第3項の理由があるときは、その理由

②　会社法第340条第5項において読み替えて準用する同条第1項の意見があるときは、その意見の内容

③　会社法第340条第5項において読み替えて準用する同条第2項の理由又は意見があるときは、その理由又は意見

5　会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、当該銀行、子会社及び子法人等が支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。なお、この額は当該事業年度に係る金

額算出計算書に計上すべきものに限る。

(2)　責任限定契約

| 氏名又は名称 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容(当該契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(3)　補償契約

イ　在任中の会計監査人との間の補償契約

| 会計監査人の氏名又は名称 | 補償契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

1　銀行が、会計監査人との間で補償契約を締結している場合に記載すること。

2　「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要(当該補償契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

| 会計監査人の氏名又は名称 | 補償契約の履行等に関する事項 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

1　会計監査人は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計監査人(当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。)のうち、該当事項のある者を記載すること。

2　「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

①　補償契約に基づき当該会計監査人に対して会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨

②　当該事業年度において、銀行が当該会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補填したときは、その旨及び補填した金額

(4)　会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

ロ　会社法第444条第5項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

(記載上の注意)

当該事業年度の末日において公開会社でない銀行は、以下の事項について、記載を省略できるものとする。ただし、当該事項については、業務報告書に追加して記載すること。

①　当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額

②　会計監査人に対して非監査業務の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

③　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(記載上の注意)

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第118条第3号の規定に従い記載すること。

8　業務の適正を確保する体制

(記載上の注意)

次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。

1　会社法第348条第3項第4号に規定する体制

2　会社法第362条第4項第6号に規定する体制

3　会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに規定する体制

4　会社法第416条第1項第1号ロ及びホに規定する体制

9　特定完全子会社に関する事項

(記載上の注意)

銀行(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第847条の3第2項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該銀行及びその完全子会社等(同法第847条の3第2項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下において同じ。)における当該銀行のある完全子会社等(株式会社に限る。)の株式の帳簿価額が当該銀行の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の百分の1(同法第847条の3第4項の規定により当該割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)がある場合には、会社法施行規則第118条第4号の規定に従い記載すること。

10　親会社等との間の取引に関する事項

(記載上の注意)

銀行とその親会社等との間の取引(当該銀行と第三者との間の取引で当該銀行とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該銀行の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第1項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第4号から第6号まで及び第9号に掲げる事項を省略するものを除く。)がある場合には、会社法施行規則第118条第5号の規定に従い記載すること。

11　会計参与に関する事項

(1)　責任限定契約

| 氏名又は名称 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |

(記載上の注意)

会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(2)　補償契約

イ　在任中の会計参与との間の補償契約

| 会計参与の氏名又は名称 | 補償契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

1　銀行が、会計参与との間で補償契約を締結している場合に記載すること。

2　「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要(当該補償契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

| 会計参与の氏名又は名称 | 補償契約の履行等に関する事項 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

1　会計参与は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計参与(当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。)のうち、該当事項のある者を記載すること。

2　「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

①　補償契約に基づき当該会計参与に対して会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨

②　当該事業年度において、銀行が当該会計参与に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補填したときは、その旨及び補填した金額

12　その他

(記載上の注意)

1　会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針を記載すること。

2　その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

別紙様式第 10 号（第20条第２項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　附属明細書

年　月　日作成
年　月　日提出

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　名

（記載上の注意）
１　指名委員会等設置会社にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
２　この様式中に記載する金額、株数及び残数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
３　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位まで記載すること。
４　当該事業年度の末日において公開会社でない銀行は、「２　事業報告に関する事項」については、記載を省略することができるものとする。ただし、当該事項については、業務報告書に追加して記載すること。

１　計算書類に関する事項
(1)　有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>建物<br>土地<br>リース資産<br>建設仮勘定<br>その他の有形固定資産 | | | | | | | % |
| 有形固定資産計 | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>ソフトウェア<br>のれん<br>リース資産<br>その他の無形固定資産 | | | | | | | |
| 無形固定資産計 | | | | | | | |

（記載上の注意）
１　資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
２　当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
３　償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。

(2)　引当金

（単位：百万円）

| 区　分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | | 当期末残高 | 計上理由及び算定方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 目的使用 | その他 | | | |
| 貸倒引当金 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

（記載上の注意）
１　計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。
２　当期首又は当期末に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第49条の３第１項に規定する準備金等（以下「引当金等」という。）について、各引当金等の設置目的ごとの科目の区分により設置すること。
３　「当期減少額」欄のうち「目的使用」欄には、各引当金の設置目的である支出の事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
４　「当期減少額」欄のうち「その他」欄には目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

(3)　営業経費

（単位：百万円）

| 区　分 | 金　額 |
|---|---|
| 給料・手当 | |
| 退職給付費用 | |
| 福利厚生費 | |
| 減価償却費 | |

| | |
|---|---|
| 土地建物機械賃借料 | |
| 賃　　繕　　費 | |
| 消　耗　品　費 | |
| 給水光熱費 | |
| 旅　　費 | |
| 通　　信　　費 | |
| 広告宣伝費 | |
| 諸会費・寄付金・交際費 | |
| 租　税　公　課 | |
| そ　の　他 | |
| 計 | |

（記載上の注意）
監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては監査委員）が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(4)　その他の重要な事項

（記載上の注意）
その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

２　事業報告に関する事項
(1)　会社役員の業務の状況

| 区　分 | 氏　名 | 兼職法人等名 | 役　職 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

（記載上の注意）
１　本表における「会社役員」とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。
２　取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職（会社法施行規則第123条第８号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する者の兼職の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、就任法第７条第１項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
３　監査役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることの重要な兼職に該当する者の兼職の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。
４　兼職する他の法人等が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(2)　その他の重要な事項

（記載上の注意）
その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

別紙様式第１０号の２（第３４条の２の３５第１項関係）

別紙様式第10号の2（第34条の2の35第1項関係）

（記載上の注意）

1　「所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（銀行法第52条の２第１項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、全ての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。

2　銀行法第52条の２第２項の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条第１項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営む場合にあっては、認可番号に代えて、同条第２項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営むものである旨を表示すること。

別紙様式第１０号の２の２（第３４条の２の２第１項関係）

別紙様式第10号の2の2（第34条の2の46第1項関係）

（日本産業規格Ａ４）

外国銀行代理業務に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　名

（記載上の注意）

1．本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

2．法第52条の２第１項に規定する認可申請書その他の届出に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1　認可年月日及び認可番号

（記載上の注意）

銀行法第52条の２第２項の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条第１項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営む場合にあっては、認可年月日及び認可番号に代えて、届出年月日及び同条第２項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営む者である旨を表示すること。

2　外国銀行代理業務の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における外国銀行代理業務の経過及び成果を記載すること。

3　所属外国銀行

| 所属外国銀行名 | | 外国銀行代理業務の内容 |
|---|---|---|
| | 委託契約年月日 | |
| | | |
| | | |

（記載上の注意）

1　「所属外国銀行名」欄は、当該末現在における所属外国銀行（銀行法第52条の２第１項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号を記載すること。

2　「外国銀行代理業務の内容」欄は、所属外国銀行のために行う外国銀行代理業務の内容を記載すること。

4　役員及び使用人の状況

| | 役　員 | | 使　用　人 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | うち非常勤 | | |
| 総　数 | 名 | 名 | 名 | 名 |

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における外国銀行代理業務に従事する役員及び使用人について記載すること。

2　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5　営業所の状況

| 名　称 | 所　在　地 | 使用人 | 所属外国銀行名 | 外国銀行代理業務の内容 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

（記載上の注意）

1　「所属外国銀行名」欄及び「外国銀行代理業務の内容」欄は、営業所において複数の所属外国銀行のために銀行代理業務を営むときは、当該所属外国銀行ごとに記載すること。

2　適宜地区別に区分して記載すること。

6　外国銀行代理業務の実施状況

(1)　預金関係

①　代理

（単位：千円、件）

| 所属外国銀行名 | 流動性預金 | | うち当座預金 | | 定期性預金 | | 合　計（その他を含む。） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合　計 | | | | | | | | |

（記載上の注意）

当期末における預金の口座数及び残高を所属外国銀行ごとに記載すること。

②　媒介

（単位：件）

| 所属外国銀行名 | 流動性預金 | うち当座預金 | 定期性預金 | 合　計（その他を含む。） |
|---|---|---|---|---|
| | 件　数 | 件　数 | 件　数 | 件　数 |
| | | | | |
| | | | | |
| 合　計 | | | | |

（記載上の注意）

「件数」欄は、預金又は定期積金等（銀行法第２条第４項に規定する定期積金等をいう。）の受入れを内容とする契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属外国銀行ごとに記載すること。

(2)　貸出金関係

①　代理

（単位：千円、件）

| 所属外国銀行名 | 消費者向け貸出金 | | 事業者向け貸出金 | | 合　計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件　数 | 残　高 | 件　数 | 残　高 | 件　数 | 残　高 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合　計 | | | | | | |

（記載上の注意）

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属外国銀行ごとに記載すること。

②　媒介

（単位：千円、件）

| 所属外国銀行名 | 消費者向け貸出金 | | 事業者向け貸出金 | | 合　計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件　数 | 媒介額 | 件　数 | 媒介額 | 件　数 | 媒介額 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合　計 | | | | | | |

（記載上の注意）

1　当期中における貸金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を所属外国銀行ごとに記載すること。

2　「件数」欄は、媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至っ

た件数を記載すること。

3 「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貨付けの金額を記載すること。

(3) 為替取引関係 (単位：件)

| 所属外国銀行名 | 代理 | 媒介 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

(記載上の注意)

1 「代理」欄は、当期中における為替取引を内容とする契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。

2 「媒介」欄は、当期中における為替取引を内容とする契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

(4) 付随業務関係 (単位：件)

| 所属外国銀行名 | 付随業務の内容 | 代理 | 媒介 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

(記載上の注意)

1 「付随業務の内容」欄は、当期中にその契約の締結の代理又は媒介を行った銀行法第10条第2項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第8号及び第8号の2を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の内容を記載すること。

2 「代理」欄は、当期中における銀行法第10条第2項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第8号及び第8号の2を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に係る契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。

3 「媒介」欄は、当期中における銀行法第10条第2項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第8号及び第8号の2を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に係る契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

(5) 手数料の状況 (単位：千円)

| 所属外国銀行名 | 手数料 |
|---|---|
| | |
| | |
| 合計 | |

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属外国銀行から得た外国銀行代理業務に係る手数料の金額を記載すること。

## 別紙様式第10号の2の3（第34条の2の47第1項、第34条の4第1項関係）

別紙様式第10号の2の3（第34条の2の47第1項、第34条の4第1項関係）

（日本産業規格A4）

銀行法第52条の2の11第1項に基づく銀行議決権保有届出書・
銀行法第52条の3第1項に基づく変更報告書（No.　）(*)

年　月　日

金融庁長官　殿
財務(支)局長　殿

届号、名称又は氏名　(*)
住所又は本店所在地　(*)
届出又は報告義務発生日　年　月　日(*)

第1　提出者及びその他保有者等に関する事項

1　銀行又は銀行持株会社

| 銀行又は銀行持株会社の名称 | |
|---|---|
| 本店又は主たる事務所の所在地 | |

| 提出者、その他保有者及び共同保有者等の総数(*) | |
|---|---|
| 提出形態(*) | ※1　通名<br>2　その他 |

2　提出者等

(1)　提出者等の概要(*)

| ※1　個人<br>2　法人（1　株式会社　2　有限会社　3　その他（　）） | |
|---|---|
| （団体名等： | ） |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 商号、名称又は氏名 | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 住所又は本店所在地 | |
| 事業の種類 | |

| フリガナ（カタカナ） | | | |
|---|---|---|---|
| 旧商号、名称又は氏名 | | | |
| フリガナ（カタカナ） | | | |
| 旧住所又は本店所在地 | | | |
| 旧事業の種類 | | | |
| 個人 | 生年月日　年　月　日 | （フリガナ） | |
| | | 勤務先名称 | |
| | 職業 | 勤務先住所 | |
| 法人 | 設立年月日　年　月　日 | （フリガナ） | 代表者役職名 |
| | | 代表者氏名 | |
| | 資本金額（百万円） | | |
| 提出者との関係 | ※1　本人<br>2　その他大量保有者（銀行法第3条の2第1項第　号）<br>3　共同保有者<br>4　共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者（銀行法第3条の2第1項第　号） | | |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | | | |
| 電話番号 | | | |

(2)　上記提出者等が保有する議決権の数(*)

| 提出者等が保有する議決権の数 | |
|---|---|

(3)　保有の目的(*)

| 新保有の目的 | |
|---|---|
| 旧保有の目的 | |

(4)　取得資金(*)

①　取得資金の内訳

| 自己資金額(千円) | | 借入金額計(千円) | |
|---|---|---|---|

| その他（具体的に） | |
|---|---|
| | その他金額計（千円） |

| 取得資金合計（千円） | |
|---|---|

② 借入金の内訳

| （フリガナ）<br>名称（支店名） | 業種 | （フリガナ）<br>代表者氏名 | 所在地 | 金額<br>（千円） |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

3 その他保有者等(1)

(1) その他保有者等の概要

| ※ 1 個人<br>2 法人（1 株式会社 2 有限会社 3 その他（ ））<br>（団体名等： ） | |
|---|---|
| フリガナ（カタカナ） | |
| 商号、名称又は氏名 | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 住所又は本店所在地 | |
| 事業の種類 | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 旧商号、名称又は氏名 | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 旧住所又は本店所在地 | |

| 旧事業の種類 | | | |
|---|---|---|---|
| 個人 | 生年月日 年月日 | （フリガナ） | |
| | | 勤務先名称 | |
| | 職業 | 勤務先住所 | |
| 法人 | 設立年月日 年月日 | （フリガナ） | 代表者役職 |
| | | 代表者氏名 | |
| | 資本金額（百万円） | | |
| 提出者との関係 | ※ 1 その他保有者（銀行法第3条の2第1項第 号）<br>2 共同保有者に係るその他保有者に相当する者（銀行法第3条の2第1項第 号） | | |
| 本件上の連絡先及び担当者名 | | | |
| 電話番号 | | | |

(2) 上記その他保有者等が保有する議決権の数

| その他保有者等が保有する議決権の数 | |
|---|---|

(3) 保有の目的

| 新保有の目的 | |
|---|---|
| 旧保有の目的 | |

(4) 取得資金

① 取得資金の内訳

| 自己資金額（千円） | | 借入金額計（千円） | |
|---|---|---|---|

| その他（具体的に） | |
|---|---|
| | その他金額計（千円） |

| 取得資金合計（千円） | |
|---|---|

② 借入金の内訳

| （フリガナ）<br>名称（支店名） | 業種 | （フリガナ）<br>代表者氏名 | 所在地 | 金額<br>（千円） |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合(4)

| 提出者及びその他保有者が保有する議決権の数 | | (A) |
|---|---|---|
| | 提出者が保有する議決権の数 | |
| | その他保有者が保有する議決権の数 | |
| 銀行又は銀行持株会社の最終主の議決権 | | (B) |
| 議決権保有割合 | | （A／B×100） |
| 直前の届出書等に記載された議決権保有割合 | | |

5 銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況(7)

| 取得又は処分を行った者 | 年月日 | 議決権の数 | 取得又は処分の別 | 単価 |
|---|---|---|---|---|
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | |

6 銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況(7)

| 取得又は処分を行った者 | 年月日 | 議決権の数 | 取得又は処分の別 | 譲渡の相手方 | 単価 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |
| | | | ※1 取得 2 処分 | | |

第2 共同保有者に関する事項

1 共同保有者(4)

| ※ 1 個人<br>2 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ))<br>(団体名等 : ) | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ(カタカナ) | | | |
| 商号、名称又は氏名 | | | |
| フリガナ(カタカナ) | | | |
| 住所又は本店所在地 | | | |
| 事業の種類 | | | |
| フリガナ(カタカナ) | | | |
| 旧商号、名称又は氏名 | | | |
| フリガナ(カタカナ) | | | |
| 旧住所又は本店所在地 | | | |
| 旧事業の種類 | | | |
| 個人 | 生年月日 年 月 日 | (フリガナ) | |
| | | 勤務先名称 | |
| | 職業 | 勤務先住所 | |
| 法人 | 設立年月日 年 月 日 | (フリガナ) | 代表者役職 |
| | | 代表者氏名 | |
| | 資本金額(百万円) | | |

| | |
|---|---|
| 事務上の連絡先及び担当者名 | |
| 電話番号 | |

2 上記共同保有者が保有する議決権の数(5)

| | |
|---|---|
| 共同保有者が保有する議決権の数 | |

第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表

1 提出者、その他保有者及び共同保有者等(7)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | 21 | | 41 | |
| 2 | | 22 | | 42 | |
| 3 | | 23 | | 43 | |
| 4 | | 24 | | 44 | |
| 5 | | 25 | | 45 | |
| 6 | | 26 | | 46 | |
| 7 | | 27 | | 47 | |
| 8 | | 28 | | 48 | |
| 9 | | 29 | | 49 | |
| 10 | | 30 | | 50 | |
| 11 | | 31 | | 51 | |
| 12 | | 32 | | 52 | |
| 13 | | 33 | | 53 | |
| 14 | | 34 | | 54 | |
| 15 | | 35 | | 55 | |
| 16 | | 36 | | 56 | |
| 17 | | 37 | | 57 | |
| 18 | | 38 | | 58 | |
| 19 | | 39 | | 59 | |
| 20 | | 40 | | 60 | |

2 上記提出者、その他保有者及び共同保有者等の議決権保有割合(8)

| | | |
|---|---|---|
| 提出者、その他保有者及び共同保有者等が保有する議決権の数 | | (a) |
| | 提出者が保有する議決権の数 | |
| | その他保有者が保有する議決権の数 | |
| | 共同保有者が保有する議決権の数 | |
| | 共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の数 | |
| 銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権 | | (b) |
| 議決権保有割合 | | (A/B×100) |
| 直前の届出書等に記載された議決権保有割合 | | |

「記載上の注意」

1 一般的事項

(a) この様式において「議決権」とは、銀行法第2条第6項に規定する議決権をいう。

(b) この様式において「届出書等」とは、銀行法第52条の2の11第1項に規定する銀行議決権保有届出書又は第52条の3第1項に規定する変更報告書をいう。

(c) この様式において「提出者」とは、銀行法第52条の2の11第1項又は第52条の3第1項の規定により、届出書等の提出を行う者(代理人が提出する場合には、当該代理人に提出を委任する者)をいう。

(d) この様式において「その他保有者」とは、銀行法第3条の2第1項第2号から第5号まで及び第7号の規定により、提出者が保有しているものとみなされる議決権のうち、提出者が現に保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。

(e) この様式において「共同保有者」とは、提出者が銀行法第3条の2第1項第4号に掲げる者である場合における同号に規定する共同保有者をいう。

(f) この様式において「その他大量保有者」とは、総株主の議決権の100分の5を超えて議決権を保有するその他保有者をいう。

(g) この様式において「提出者等」とは、提出者及び当該提出者に届出書等の提出を委任したその他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者をいう。

(h) 記載事項のうち「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」については、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について、「3 その他保有者等」には、その他保有者がいる場合にのみ記載し、その他保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ記載し、共同保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、これらに加え「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に係る部分の開示を要しない。

(i) 提出者は、その他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者全員の委任を受けて、提出者等全員の届出書等を一つにまとめて提出することができる。

(j) 上記(i)の場合には、提出者等のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」に記載するとともに、当該提出者等の議決権の保有状況を一括して「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に記載すること。また、総株主の議決権の100分の5以下の議決権を保有するその他保有者及び共同保有者に係るその他保有者に相当する者の議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」に記載するとともに、「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に記載すること。この際には、その他大量保有者及び共同保有者の議決権の保有状況については、「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」及び「第2 共同保有者に関する事項」に記載することを要しない。

(k) 変更報告書は、議決権保有割合に100分の1以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、提出者の保有の目的の変更、その他保有者等の変更、その他保有者等の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、その他保有者等の保有の目的の変更、共同保有者の変更、共同保有者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本

所在地又は事業の種類の変更その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。なお、銀行法の他の規定及び他の法令に基づき、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長に上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。

(5) 変更報告書の提出に当たっては、銀行議決権保有届出書の記載事項の全てについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「２　提出者等」の「(1)　提出者等の概要」欄、「３　その他保有者等」の「(1)　その他保有者等の概要」欄又は「第２　共同保有者に関する事項」の「１　共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「１　銀行又は銀行持株会社」及び「２　提出者等」の「(1)　提出者等の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。

(6) ※のある欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(7) 届出書等に係る訂正報告書については、銀行又は銀行持株会社の名称、提出者の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は縦覧開始日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

(8) 銀行議決権保有届出書の提出を行う際には、提出者若しくはその他保有者又は共同保有者若しくは当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が事業を行っている場合は、これらの者の営業所（臨時若しくは出張所の施設又は無人の設備を除く。）の名称及び所在地を記載した書類を添付すること。なお、当該営業所の名称又は所在地の変更を行った場合には、当該変更を行った日の属する営業年度の終了の日から５日以内に、当該営業年度の終了の日現在の当該営業所の名称及び所在地を記載した書類又は当該変更を行った営業所についての当該変更前及び変更後の名称及び所在地を記載した書類を提出すること。

(9) この様式において、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

2　個別事項

(1) 表題

表題の欄は、銀行議決権保有届出書又は変更報告書のいずれか該当しないものを消し、変更報告書である場合には、銀行議決権保有届出書を提出した後、最初に提出した変更報告書から数えた通し番号を記入すること。

(2) 商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地

(1) 届出書等の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書等の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書等の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等１通につき１通ずつ添付すること。

(2) 届出書等の提出者が、その他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者全員の委任を受けて当該提出者等全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者が、その商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を届出書等の一頁目のみに記入すること。なお、当該その他大量保有者並びに当該共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者が、当該提出者に届出書等の提出に関する一切の行為につき、当該その他大量保有者並びに当該共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等１通につき１通ずつ添付すること。

(3) 「商号、名称又は氏名」欄については、法人の場合には、法人の商号又は名称及び代表者の役職氏名を記入すること。

(4) 届出又は報告義務発生日

銀行議決権保有届出書にあっては、総株主の議決権の100分の５を超える議決権の保有者（銀行法第３条の２第１項第２号から第７号までの規定により、当該各号に定める数の議決権の保有者とみなされる場合を含む。）となった日を、変更報告書にあっては当該変更報告書に記載すべき変更があった日を記載すること。

第１　提出者及びその他保有者等に関する事項

(1) 提出者、その他保有者及び共同保有者等の総数

提出者及びその他保有者並びに共同保有者及び共同保有者に係るその他保有者に相当する者の総数を記載すること。

(2) 提出形態

届出書等の提出者が、その他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者全員の委任を受けて当該提出者等全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には「１　連名」を○で囲み、それ以外の場合には「２　その他」を○で囲むこと。

(3) 提出者等の概要

(1) 「１　個人、２　法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。法人の場合には、会社形態について該当する番号を○で囲み、該当するものがない場合には、「合名会社」、「合資会社」等、具体的に記載すること。

銀行法第３条の２第１項第１号に規定する法人でない団体である場合には、当該団体を保有者として提出せず、代表者又は管理人を保有者として提出すること。また、この場合には、当該団体名及び提出者の当該団体との関係等を記載すること。

(2) 提出者等の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧商号、名称又は氏名」、「旧住所又は本店所在地」又は「旧事業の種類」欄に、変更前の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類を記載すること。

(3) 「事業の種類」欄には、当該提出者等が事業を行っている場合にのみ、届出書等の提出義務が発生した日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。

(4) 提出者等が個人である場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。

(5) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。

(6) 「資本金額」欄には、資本金額又は出資総額を記載すること。

(7) 「提出者との関係」欄には、提出者である場合は「１　本人」を○で囲み、その他大量保有者である場合は「２　その他大量保有者」を○で囲み、銀行法第３条の２第１項各号のうち、該当する号を記載すること。また、共同保有者である場合は「３　共同保有者」を○で囲み、当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者である場合は「４　共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者」を○で囲み、銀行法第３条の２第１項各号のうち、該当する号を記載すること。

(8) 上記提出者等が保有する議決権の数

その日の取引が全て終了した後の提出者が現に保有する銀行若しくは銀行持株会社の議決権の数又は提出者等の提出を委任したその他大量保有者若しくは共同保有者若しくは当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者が現に保有する銀行の議決権の数（その他保有者又は共同保有者に係るその他保有者に相当する者が、それぞれ提出者又は共同保有者に連結される会社である場合は、第１条の５第２項各号に規定する数とする。以下同じ。）を記載すること。

(9) 保有の目的

(1) 「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

(2) 銀行議決権保有届出書を提出する場合には、「新保有の目的」欄に保有の目的を記載し、「旧保有の目的」欄には記載しないこと。変更報告書を提出する場合には、「新保有の目的」欄には変更後の保有の目的を記載し、「旧保有の目的」欄には変更前の保有の目的を記載すること。

(10) 取得資金

(1) 取得資金（累計）の内訳

届出又は報告義務が発生した日に保有する議決権を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「その他」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、具体的な取得原因を記載すること。

(2) 借入金の内訳

「(1)　取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」（金融商品取引法施行令第１条の９に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「資金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

(11) その他保有者等

その他保有者等がいる場合に、「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「２　提出者等」に準じて記載すること。

(12) 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合

(1) 議決権保有割合は、その日の取引が全て終了した後の提出者及びその他保有者が保有する議決権の状況により記載すること。

(2) 「提出者が保有する議決権の数」欄には、提出者が現に保有する銀行又は銀行持株会社の議決権の数を記載すること。

(3) 「その他保有者が保有する議決権の数」欄には、その他保有者がいる場合にのみ、当該その他保有者が現に保有する銀行の議決権の数を記載すること。

(4) 「銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権」欄には、届出又は報告義務が発生した日の当該銀行又は当該銀行持株会社の総株主の議決権を記載すること。

(5) 「議決権保有割合」欄には、小数点以下３桁を四捨五入して小数点以下２桁まで算出した割合を記載すること。

(6) 「直前の届出書等に記載された議決権保有割合」欄には、変更報告書を提出する場合に、当該変更報告書の直前の届出書等に記載された議決権保有割合を記載すること。

(13) 銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況

(1)　銀行法第52条の３第２項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合以外の場合にのみ記載すること。
(2)　届出又は報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、届出又は報告義務が発生した日までの間の議決権の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、１日に２回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ１日分を合算して記載すること。
(3)　「取引又は処分を行った者」欄には、取得又は処分を行った者の商号、名称又は氏名を記載すること。
(4)　「議決権の数」欄には、取得し、又は処分した議決権の数を記載すること。
(5)　「取得又は処分の別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
(6)　「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。
(ｲ)　銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況
(1)　銀行法第52条の３第２項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合にのみ記載すること。
(2)　届出又は報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、届出又は報告義務が発生した日までの間の議決権の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、１日に２回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ１日分を合算して記載すること。
(3)　「取引又は処分を行った者」欄には、取得又は処分を行った者の商号、名称又は氏名を記載すること。
(4)　「議決権の数」欄には、取得し、又は処分した議決権の数を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。
(5)　「取得又は処分の別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
(6)　「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買及び又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その理由を明記した上で、この欄に記載することを要しない。
(7)　「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、金融商品市場内における売買及び又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

第２　共同保有者に関する事項
(ｲ)　共同保有者
共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「２　提出者等」の「(1)　提出者等の概要」に準じて記載すること。
(ﾛ)　上記共同保有者が保有する議決権の数
共同保有者がいる場合に、その日の取引が全て終了した後の当該共同保有者が現に保有する銀行の議決権の数を記載すること。

第３　提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する給指置
(ｲ)　提出者、その他保有者及び共同保有者等
その他保有者又は共同保有者がいる場合に、提出者及びその他保有者並びに共同保有者及び共同保有者が提出者に届出書等の提出を委任した場合における当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者の商号、名称又は氏名のみを記載すること。
(ﾛ)　上記提出者、その他保有者及び共同保有者等の議決権保有割合
(1)　議決権保有割合は、その他保有者又は共同保有者若しくは共同保有者に係るその他保有者に相当する者がいる場合に、その日の取引が全て終了した後の提出者及びその他保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の状況により記載すること。
(2)　「提出者が保有する議決権の数」欄には、提出者が現に保有する銀行又は銀行持株会社の議決権の数を記載すること。
(3)　「その他保有者が保有する議決権の数」欄には、その他保有者がいる場合にのみ、当該その他保有者が現に保有する銀行の議決権の数を記載すること。
(4)　「共同保有者が保有する議決権の数」欄には、共同保有者がいる場合にのみ、当該共同保有者が現に保有する銀行の議決権の数を記載すること。
(5)　「共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の数」欄には、共同保有者に係るその他保有者に相当する者がいる場合にのみ、当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が現に保有する銀行の議決権の数を記載すること。

別紙様式第１０号の３（第３４条の５第１項関係）

別紙様式第10号の3（第34条の5第1項関係）

（日本産業規格Ａ４）

銀行法第52条の４第１項に基づく銀行議決権保有届出書・
銀行法第52条の４第２項に基づく変更報告書（No.　　）

年　月　日

金融庁長官　殿
財務(支)局長　殿

届出者
氏名、名称又は氏名
住所又は本店所在地
届出又は報告義務発生日　　年　月　日

第１　提出者及びその他保有者等に関する事項
１　銀行又は銀行持株会社

| | |
|---|---|
| 銀行又は銀行持株会社の名称 | |
| 本店又は主たる事務所の所在地 | |

| | | |
|---|---|---|
| 提出者、その他保有者及び共同保有者等の総数 | | |
| 提出形態 | 第１号 | 通常 |
| | 第２号 | その他 |

２　提出者等
(1)　提出者等の概要

| | |
|---|---|
| 第１　個人<br>２　法人（１　株式会社　２　有限会社　３　その他（　　））<br>(団体名等：　　） | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 商号、名称又は氏名 | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 住所又は本店所在地 | |
| 事業の種類 | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 旧商号、名称又は氏名 | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 旧住所又は本店所在地 | |
| 旧事業の種類 | |
| 個人 | 生年月日　　年　月　日 |
| | （フリガナ） |
| | 勤務先名称 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 人 | 職　業 | 勤務先名称 | |
| | | 勤務先住所 | |
| 法人 | 設立年月日　年　月　日 | (フリガナ) | 代表者役職 |
| | | 代表者氏名 | |
| | 資本金額（百万円） | | |
| 提出者との関係 | ※　1　本人<br>2　共同保有者 | | |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | | | |
| 電　話　番　号 | | | |

(2)　上記提出者等が保有する議決権の数

| | |
|---|---|
| 提出者等が保有する議決権の数 | |

(3)　保有の目的

| | |
|---|---|
| 新保有の目的 | |
| 旧保有の目的 | |

3　その他保有者等

(1)　その他保有者等の概要

| | |
|---|---|
| ※　1　個人<br>2　法人（1　株式会社　2　有限会社　3　その他（　　））<br>（団体名等：　　） | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 商号，名称又は氏名 | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 住所又は本店所在地 | |
| 事　業　の　種　類 | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 旧商号，名称又は氏名 | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 旧住所又は本店所在地 | |
| 旧　事　業　の　種　類 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 個人 | 生年月日　年　月　日 | (フリガナ) | |
| | | 勤務先名称 | |
| | 職　業 | 勤務先住所 | |
| 法人 | 設立年月日　年　月　日 | (フリガナ) | 代表者役職 |
| | | 代表者氏名 | |
| | 資本金額（百万円） | | |
| 提出者との関係 | ※　1　その他保有者（銀行法第3条の2第1項第9号その他保有者）<br>2　共同保有者に係るその他保有者に相当する者（銀行法第3条の2第1項第　　号） | | |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | | | |
| 電　話　番　号 | | | |

(2)　上記その他保有者等が保有する議決権の数

| | |
|---|---|
| その他保有者等が保有する議決権の数 | |

(3)　保有の目的

| | |
|---|---|
| 新保有の目的 | |
| 旧保有の目的 | |

4　上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合

| | | |
|---|---|---|
| 提出者及びその他保有者が保有する議決権の数 | | (A) |
| | 提出者が保有する議決権の数 | |
| | その他保有者が保有する議決権の数 | |
| 銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権 | | (B) |
| 議決権保有割合 | | (A／B×100) |
| 直前の届出書等に記載された議決権保有割合 | | |

第2　共同保有者に関する事項

1　共同保有者

| |
|---|
| ※　1　個人<br>2　法人（1　株式会社　2　有限会社　3　その他（　　））<br>（団体名等：　　） |

| | |
|---|---|
| フリガナ（カタカナ） | |
| 商号，名称又は氏名 | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 住所又は本店所在地 | |
| 事　業　の　種　類 | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 旧商号，名称又は氏名 | |
| フリガナ（カタカナ） | |
| 旧住所又は本店所在地 | |
| 旧　事　業　の　種　類 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 個人 | 生年月日　年　月　日 | (フリガナ) | |
| | | 勤務先名称 | |
| | 職　業 | 勤務先住所 | |
| 法人 | 設立年月日　年　月　日 | (フリガナ) | 代表者役職 |
| | | 代表者氏名 | |
| | 資本金額（百万円） | | |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | | | |
| 電　話　番　号 | | | |

2　上記共同保有者が保有する議決権の数

| | |
|---|---|
| 共同保有者が保有する議決権の数 | |

第3　提出者，その他保有者及び共同保有者等に関する総括表

1　提出者，その他保有者及び共同保有者等

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | 21 | | 41 | |
| 2 | | 22 | | 42 | |
| 3 | | 23 | | 43 | |
| 4 | | 24 | | 44 | |
| 5 | | 25 | | 45 | |
| 6 | | 26 | | 46 | |
| 7 | | 27 | | 47 | |
| 8 | | 28 | | 48 | |
| 9 | | 29 | | 49 | |
| 10 | | 30 | | 50 | |
| 11 | | 31 | | 51 | |
| 12 | | 32 | | 52 | |
| 13 | | 33 | | 53 | |
| 14 | | 34 | | 54 | |
| 15 | | 35 | | 55 | |
| 16 | | 36 | | 56 | |
| 17 | | 37 | | 57 | |
| 18 | | 38 | | 58 | |
| 19 | | 39 | | 59 | |
| 20 | | 40 | | 60 | |

2　上記提出者，その他保有者及び共同保有者等の議決権保有割合

| | | |
|---|---|---|
| 提出者，その他保有者及び共同保有者等が保有する議決権の数 | | (A) |
| | 提出者が保有する議決権の数 | |
| | その他保有者が保有する議決権の数 | |
| | 共同保有者が保有する議決権の数 | |
| | 共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の数 | |
| 銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権 | | (B) |
| 議決権保有割合 | | (A／B×100) |
| 直前の届出書等に記載された議決権保有割合 | | |

（記載上の注意）

1　一般的事項

(a)　この様式において「議決権」とは，銀行法第2条第6項に規定する議決権をいう。

(b)　この様式において「届出書等」とは，銀行法第52条の4第1項に規定する銀行議決権保有届出書又は同条第2項に規定する変更報告書をいう。

(c) この様式において「提出者」とは、銀行法第52条の４第１項又は第２項の規定により、届出書等の提出を行う者（代理人が提出する場合には、当該代理人に提出を委任する者）をいう。
(d) この様式において「その他保有者」とは、銀行法第３条の２第１項第２号から第５号まで及び第７号の規定により、提出者が保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。
(e) この様式において「共同保有者」とは、提出者が銀行法第３条の２第１項第６号に掲げる者である場合における同号に規定する共同保有者をいう。
(f) この様式において「提出書等」とは、提出者及び当該提出書に届出書等の提出を委任した共同保有者をいう。
(g) 記載事項のうち「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」には、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について記載し、「３　その他保有者等」には、その他保有者がいる場合にのみ記載し、その他保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第２　共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ記載し、共同保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第３　提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する組織表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「３　その他保有者等」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第２　共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、これらに加え「第３　提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する組織表」に係る部分の提出を要しない。
(h) 提出者は、共同保有者全員の委任を受けて、提出者等全員の届出書等を一つにまとめて提出することができる。
(i) 上記(h)の場合には、提出者等のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「２　提出者等」に記載するとともに、当該提出者等の議決権の保有状況を一括して「第３　提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する組織表」に記載すること。また、その他保有者及び共同保有者に係るその他保有者に相当する者の議決権の保有状況について、別々に「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「３　その他保有者等」に記載するとともに、「第３　提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する組織表」に提出者等と併せて記載すること。この際には、共同保有者の議決権の保有状況については、「第２　共同保有者に関する事項」に記載することを要しない。
(j) 変更報告書は、議決権保有割合に10分の１以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、提出者の保有の目的の変更、その他保有者等の変更、[1]その他保有者等の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、その他保有者等の保有の目的の変更、共同保有者の変更、共同保有者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。なお、銀行法の他の規定及び他の法令に基づき、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長に上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。
(k) 変更報告書の提出に当たっては、銀行議決権保有届出書の記載事項の全てについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「２　提出者等」の「(1)　提出者等の概要」欄、「３　その他保有者等」の「(1)　その他保有者等の概要」欄又は「第２　共同保有者に関する事項」の「１　共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄及びに「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「１　銀行又は銀行持株会社」及び「２　提出者等」の「(1)　提出者等の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。
(l) 三のある欄は、該当する番号を○で囲むこと。
(m) 届出書等に係る訂正報告書については、銀行又は銀行持株会社の名称、提出者の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。
(n) 銀行議決権保有届出書の提出を行う際には、提出者若しくはその他保有者又は共同保有者若しくは当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が事業を行っている場合は、これらの者の営業所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の名称及び所在地を記載した書類を添付すること。なお、当該営業所の名称又は所在地の変更を行った場合には、当該変更を行った日の属する営業年度の終了の日から５日以内に、当該営業年度の終了の日現在の当該営業所の名称及び所在地を記載した書類又は当該変更を行った営業所についての当該変更前及び変更後の名称及び所在地を記載した書類を提出すること。
(o) この様式において、氏を改めた者については、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

2　個別事項

別紙様式第10号の２の３に準じて記載すること。

別紙様式第10号の４（第34条の５第７項関係）

別紙様式第10号の４（第34条の５第７項関係）

（日本産業規格Ａ４）

銀行法第52条の４第３項に基づく届出書・変更届出書(*)

年　月　日

金融庁長官　殿
財務(支)局長　殿

商号、名称又は氏名　　印
住所又は本店所在地　　印

1　提出者の概要(*)

| | | | |
|---|---|---|---|
| ※ 1　個人<br>2　法人（1　株式会社　2　有限会社　3　その他（　　））<br>（団体名等：　　） | | | |
| フリガナ（カタカナ） | | | |
| 商号、名称又は氏名 | | | |
| フリガナ（カタカナ） | | | |
| 住所又は本店所在地 | | | |
| 事業の種類 | | | |
| フリガナ（カタカナ） | | | |
| 旧商号、名称又は氏名 | | | |
| フリガナ（カタカナ） | | | |
| 旧住所又は本店所在地 | | | |
| 個人 | 生年月日　年　月　日 | （フリガナ） | |
| | 職業 | 勤務先名称 | |
| | | 勤務先住所 | |
| 法人 | 設立年月日　年　月　日 | （フリガナ） | 代表者役職 |
| | | 代表者氏名 | |
| | 資本金額（百万円） | | |

| | |
|---|---|
| 事務上の連絡先及び担当者名 | |
| 電話番号 | |

2　基準日(-)

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 新基準日 | 月末日 | 月末日 | 月末日 | 月末日 |
| 旧基準日 | 月末日 | 月末日 | 月末日 | 月末日 |

| | |
|---|---|
| 基準日変更の理由(-) | |

3　提出者の類型(-)

| | |
|---|---|
| ※1　第34条の5第2項第1号に該当　2　第34条の5第2項第2号に該当<br>3　第34条の5第2項第3号に該当 | |

| | |
|---|---|
| 銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名 | |
| フリガナ(カタカナ) | |
| 商号、名称又は氏名 | |

(記載上の注意)

1　一般的事項

(A)　この様式において「提出者」とは、銀行法第52条の4第3項の規定により、届出書の提出を行う者（代理人が提出する場合には、当該代理人に提出を委任する者）をいう。

(B)　この様式において「共同保有者」とは、提出者が銀行法第3条の2第1項第6号に掲げる者である場合における同号に規定する共同保有者をいう。

(C)　第34条の5第2項第3号に規定する銀行等は、その共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。

(D)　変更届出書は、基準日を変更する場合にはあらかじめ、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地に変更があった場合にはすみやかに提出すること。

(E)　変更届出書の提出に当たっては、変更のあった事項だけでなく、基準日の届出書の記載事項の全てについて記載すること。

(F)　この様式において、氏を改めた者においては、旧氏及びあを、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

2　個別事項

(イ)　表題

表題の欄は、基準日の届出書又は変更届出書のいずれか該当しないものを消すこと。

(ロ)　商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地

(1)　提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。

(2)　提出者が、第34条の5第2項第3号に規定する銀行等である場合であって、当該提出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出する場合には、当該提出者がその商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。

(3)　「商号、名称又は氏名」欄については、法人の場合には、法人の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記入すること。

(ハ)　提出者の概要

別紙様式第10号の2の3の「第1　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2　提出者等」の「(1)　提出者等の概要」に準じて記載すること。

(ニ)　基準日

基準日の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に任意の3月毎の月末日を記載し、「旧基準日」欄には記載しないこと。変更届出書を提出する場合には、「新基準日」欄には変更後の基準日（任意の3月毎の月末日）を記載し、「旧基準日」欄には変更前の基準日を記載すること。

(ホ)　基準日変更の理由

基準日の変更を届け出る場合に、その理由を具体的に記載すること。

(ヘ)　提出者の類型

(1)　提出者が該当する類型の番号を○で囲むこと。

(2)　「銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名」欄には、提出者が第34条の5第2項第3号に掲げる者に該当する場合（将来該当する場合を含む。）に、当該提出者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）であって、第34条の5第2項第1号又は第2号に掲げる者に該当する者の商号、名称又は氏名を1つ記載すること。

別紙様式第11号（第34条の24第1項関係）

（日本産業規格A4）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中　（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第1　中間事業概況書
1　事業の概要
2　子会社等の状況
3　会社役員及び職員の増減
4　株主の状況
5　連結自己資本比率等の状況
第2　中間連結財務諸表
1　中間連結財務諸表の作成方針
2　中間連結貸借対照表
3　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書
4　中間連結株主資本等変動計算書
5　中間連結キャッシュ・フロー計算書

(記載上の注意)

1　指名委員会等設置会社にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。第34条の10第1項若しくは第2項の認可申請書又は法第53条第3項第9号の規定及び第35条第3項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に旧氏及びあを併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及びあを変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該旧氏及びあを括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及びあのみを記載することができる。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

別紙様式第１１号（第３４条の２４第１項関係）

3　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位まで記載すること。

4　この様式中、第２の２　中間連結貸借対照表、第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書、第２の４　中間連結株主資本等変動計算書、第２の５　中間連結キャッシュ・フロー計算書に反記すべき事項は、第２の５　中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

5　上場会社等（金融商品取引法第２４条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行持株会社（特例会社会計監査等適用法人等である銀行持株会社を除く。）にあっては、この様式中、第２　中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

6　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書

1　事業の概要

（記載上の注意）

銀行持株会社について、主要期定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。なお、子会社等（銀行法第 52 条の 25 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る事業の状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

2　子会社等の状況

(1)　子会社等数の増減

| | 前　期　末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 子　会　社 | | | |
| 子　法　人　等 | | | |
| 関　連　法　人　等 | | | |
| 合　　計 | | | |

（記載上の注意）

「子会社」とは銀行法第２条第８項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行令第４条の２第２項に規定する子法人等のうち銀行法第２条第８項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは銀行法施行令第４条の２第３項に規定する関連法人等をいう（以下同じ。）。

(2)　銀行持株会社グループの事業系統図

(3)　子会社等の概況

| 会社名 | 所在地 | 認可又は届出年月日 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権に対する当社の所有割合 | 役員の兼任等 | 議決権に対する当社及び他の子会社等の所有割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 百万円 | | % | | % |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

（記載上の注意）

1　子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。

2　「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第52条の23第３項（同条第６項において準用する場合を含む。）の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第53条第３項第３号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。

(4)　子会社等の財務内容

| 会社名 | 決算日 | 経常収益又は売上高 | 経常利益 | 中間純利益 | 総資産 | 純資産額 | 当社への中間純利益等による配当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

（記載上の注意）

1　子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。

2　「決算日」欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

3　会社役員及び職員の増減

(1)　当社

| 区　　分 | | 前　期　末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|---|
| 会社役員 | 取　締　役 | うち非常勤（　） | うち非常勤（　） | |
| | 会　計　参　与 | | | |
| | 監　査　役 | うち非常勤（　） | うち非常勤（　） | |
| | 執　行　役 | | | |
| | 計 | | | |
| 職員 | 事　務　系 | | | |
| | 技　務　系 | | | |
| | 計 | | | |
| 合　　計 | | | | |

（記載上の注意）

1　「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数　　人

2　会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3　「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「所務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4　職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における出向職員数　　人

(2)　当社並びに子会社及び子法人等

| 区　　分 | 前　期　末 | 当中間期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 会　社　役　員 | | | |
| 職　　員 | | | |
| 合　　計 | | | |

（記載上の注意）

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、「会社役員」欄は、いずれかの会社において会社役員に就任している者について記載すること。

4　株主の状況

| 氏　名　又　は　名　称 | 所　有　株　式　数 | 割　　合 |
|---|---|---|
| | 千株 | % |
| | | |
| | | |

| | | |
|---|---|---|
| その他の株主（　　名） | | |
| 計　（　　名） | | 100 |

（記載上の注意）

銀行持株会社の株主について、持株数の多い順に 10 名を記載し、会社法施行規則第 67 条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行持株会社が２以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に 10 名を併せて記載すること。

**5　連結自己資本比率等の状況**
**（国際統一基準に係る連結自己資本比率）**

| 信用リスク・アセット算出手法 | |
|---|---|

（単位：百万円）

| 項目 | 前中間期末 | | 当期末 | |
|---|---|---|---|---|
| | | 個別自己資本による不足入額 | | 個別自己資本による不足入額 |
| **普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目** | | | | |
| 普通株式に係る株主資本の額 | | | | |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| うち、利益剰余金の額 | | | | |
| うち、自己株式の額（△） | | | | |
| うち、社外流出予定額（△） | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| 普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 | | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額 | | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ） | | | | |
| **普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目** | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | | | | |
| うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額 | | | | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものは外のものの額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | | | | |
| 繰延ヘッジ損益の額 | | | | |
| 適格引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 退職給付に係る資産の額 | | | | |
| 自己保有普通株式（純資産の額に計上されるものを除く。）の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の普通株式の額 | | | | |
| 特定項目に係る 10% 基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに係る。）に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに係る。）に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る 15% 基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに係る。）に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに係る。）に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに係る。）に関連するものの額 | | | | |
| その他 Tier1 資本不足額 | | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ） | | | | |
| **普通株式等 Tier1 資本** | | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本の額（イ）－（ロ）（ハ） | | | | |
| **その他 Tier1 資本に係る基礎項目** | | | | |
| その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| その他 Tier1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額 | | | | |
| 特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額 | | | | |
| その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ） | | | | |
| **その他 Tier1 資本に係る調整項目** | | | | |
| 自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | | |
| Tier2 資本不足額 | | | | |
| その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ） | | | | |
| **その他 Tier1 資本** | | | | |
| その他 Tier1 資本の額（ニ）－（ホ）（ヘ） | | | | |
| **Tier1 資本** | | | | |
| Tier1 資本の額（ハ）＋（ヘ）（ト） | | | | |
| **Tier2 資本に係る基礎項目** | | | | |
| Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| Tier2 資本調達手段に係る負債の額 | | | | |
| 特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額 | | | | |
| Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額 | | | | |
| 一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額 | | | | |
| うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額 | | | | |
| うち、適格引当金 Tier2 算入額 | | | | |
| Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ） | | | | |
| **Tier2 資本に係る調整項目** | | | | |
| 自己保有 Tier2 資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しないもの合計 | | | | |
| その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の合計 | | | | |
| Tier2 資本に係る調整項目の額（ｇ） | | | | |
| **Tier3 資本** | | | | |
| Tier3 資本の額（ｉ手ｉ－ｉｉｉ）（ｋ） | | | | |
| **自己資本** | | | | |
| 総自己資本合計（ｆ）＋（ｋ）（ｌ） | | | | |
| **リスク・アセット等** | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産（オン・バランス）項目 | | | | |
| オフ・バランス取引等項目 | | | | |
| ＣＣＰリスク相当額を 8％で除して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を 8％で除して得た額 | | | | |
| 指定関の個別分 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8％で除して得た額 | | | | |
| プロア調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額（ｍ） | | | | |
| **自己資本比率及び流動性カバレッジ** | | | | |
| 連結普通株式等 Tier1 比率（ハヘハ／ｍ） | ％ | | ％ | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 連結 Tier1 比率（ｆ）／（ｍ） | ％ | | ％ | |
| 連結総自己資本比率（ｌ）／（ｍ） | ％ | | ％ | |
| 国内基準銀行に求められる流動性カバレッジ比率 | ％ | | ％ | |
| 連結流動性カバレッジ比率 | ％ | | ％ | |
| **国際統一基準銀行に係る参考事項** | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 | | | | |
| その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに関る。）に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | | | |
| **Tier3 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項** | | | | |
| 一般貸倒引当金の額 | | | | |
| 一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | | | |
| 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） | | | | |
| 適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | | | |

（記載上の注意）

1　主要な、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

2　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 34 条の 20 第 1 項第 4 号に規定する連結自己資本比率をいう。

3　「国際リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4　「その他 Tier1 資本調達手段に係る発生資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5　「Tier2 資本調達手段に係る発生資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

6　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7　適用通則（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する適用通則をいう。以下この様式において同じ。）の規定により、前期末、欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告書の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

8　特例企業会計基準等適用法人等においては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。

**【国本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率】**

| | 当年開始年 | | | 前期末 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| エクスポージャーの所在国・地域 | カウンター・シクリカル・バッファーの計算に用いた各国・地域 | 各国・地域の適用比率（％） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％） | カウンター・シクリカル・バッファーの計算に用いた各国・地域 | 各国・地域の適用比率（％） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％） |
| | | | | | | |

| | 必要資本額（リスク・アセットの額の合計額×算出基準日時点） | | | 入） | 必要資本額（リスク・アセットの額の合計額×算出基準日時点） | | | 入） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| アルゼンチン | | | | | | | | |
| オーストラリア | | | | | | | | |
| ベルギー | | | | | | | | |
| ブラジル | | | | | | | | |
| カナダ | | | | | | | | |
| 中国 | | | | | | | | |
| フランス | | | | | | | | |
| ドイツ | | | | | | | | |
| 香港 | | | | | | | | |
| インド | | | | | | | | |
| インドネシア | | | | | | | | |
| イタリア | | | | | | | | |
| 日本 | | | | | | | | |
| 韓国 | | | | | | | | |
| ルクセンブルク | | | | | | | | |
| メキシコ | | | | | | | | |
| オランダ | | | | | | | | |
| ロシア | | | | | | | | |
| サウジアラビア | | | | | | | | |
| シンガポール | | | | | | | | |
| 南アフリカ | | | | | | | | |
| スペイン | | | | | | | | |
| スウェーデン | | | | | | | | |
| スイス | | | | | | | | |
| トルコ | | | | | | | | |
| 英国 | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 米国 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める日本国際基準行若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

2　「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率（銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

3　「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-ons (per cent of RWA)（当該比率が公表されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%）を記載すること。

4　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位まで を記載）。

5　本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、０と記載すること。

**【連結自己資本比率の領域的期限である連結レバレッジ比率】**

| 項目 | 当中間期末 | 当期末 |
|---|---|---|
| 連結レバレッジ比率 | % | % |
| 最低連結レベル1バッファー比率 | % | % |
| 連結レバレッジ・バッファー比率 | % | % |

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める日本国際基準行若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

2　「連結レバレッジ比率」とは、銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3　連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

**【外部 TLAC 比率】**

（単位：百万円、%）

| 項目 | 当中間期末 | 前期末 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 自己資本比率規制上の外部 TLAC | | |
| 普通株式等 Tier1 資本の額 | | |
| 外部 TLAC 適格のその他 Tier1 資本の額 | | |
| TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額 | | |
| 子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額 | | |
| その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目 | | |
| 外部 TLAC 適格の Tier2 資本の額 | | |
| TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額 | | |
| 残存期間が１年以上５年以下の Tier2 資本の5%、自己資本比率の算定上控除されている額 | | |
| 子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額 | | |
| その他の Tier2 資本に係る調整項目 | | |
| 自己資本比率規制上の外部 TLAC の額 | | |
| 自己資本比率規制外の外部 TLAC | | |
| その他外部 TLAC の額 | | |
| 資本再構築のための事前のコミットメント特当額 | | |
| 調整項目適用前の自己資本比率規制外の外部 TLAC の額 | | |
| 外部 TLAC | | |
| 外部 TLAC の額（調整前） | | |
| 領域規制グループ間のエクスポージャー | | |
| 自己保有のその他 TLAC 負債の額 | | |
| その他調整項目 | | |
| 外部 TLAC の額（調整後） | | |
| リスク・アセットの額及び総エクスポージャー | | |
| リスク・アセットの額 | | |
| 総エクスポージャーの額 | | |
| 外部 TLAC 比率 | | |
| リスク・アセットベース外部 TLAC 比率 | % | % |
| 資本バッファー最適前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率 | % | % |
| 連結資本バッファー比率 | % | % |
| 最低連結資本バッファー比率 | % | % |
| 総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率 | % | % |
| 期中調整比率 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 外部 TLAC 適格性を有しない、グループ外の第三者に対して負っている負債の総額 | | |
| 5%、無担保シニア債と当該日又は標準的に同順位である又はこれに劣後する期中優先の額 | | |
| 発行者の貸借対照表（持株会社単体）における経営足の額に計上される額 | | |
| TLAC 適格その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額 | | |
| TLAC 適格 Tier2 資本調達手段に係る負債の額 | | |
| その他外部 TLAC 調達手段の額 | | |
| 期中調整比率 | % | % |
| ボーン・コンサーン資本等比率 | | |
| ボーン・コンサーン資本等の額 | | |
| 適応対象外部 TLAC の額 | | |
| ボーン・コンサーン資本等の額が最低所要外部 TLAC の額に占める比率 | % | % |

（記載上の注意）

1　「外部 TLAC 比率」とは、銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

2　本表は、外部 TLAC 比率を算出する銀行持株会社が記載するものとする。

**【国内基準に係る連結自己資本比率】**

| | |
|---|---|
| 信用リスク・アセット算出手法 | |

（単位：百万円）

| 項目 | 当中間期末 | | 前期末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 | |
| **コア資本に係る基礎項目** | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 | | | | |
| 5%、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| 5%、利益剰余金の額 | | | | |
| 5%、自己株式の額（△） | | | | |
| 5%、社外流出予定額（△） | | | | |
| 5%、上記以外に該当するものの額 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額 | | | | |
| 5%、為替換算調整勘定 | | | | |
| 5%、退職給付に係るものの額 | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | | | | |
| 5%、一般貸倒引当金コア資本算入額 | | | | |
| 5%、適格引当金コア資本算入額 | | | | |
| 連結会計基準外の土地再評価の5%、経過措置によるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 分の増加による資本の増加に関する税効果を調整して発行された資本調達手段の額の5%、経過措置によるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 非支配株主持分の5%、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額（イ） | | | | |
| **コア資本に係る調整項目** | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | | | | |
| 5%、のれんに係るもの（のれん相当額を含む。）の額 | | | | |
| 5%、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るもの | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| を除くの額 | | | | |
| 連結引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 退職給付に係る資産の額 | | | | |
| 自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 | | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、モーゲージ・サービシングライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| うち、確認無金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、モーゲージ・サービシングライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| うち、確認無金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| コア資本に係る調整項目の額（D） | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **自己資本** | | | | |
| 自己資本の額（イ）－（D）（ハ） | | | | |
| **リスク・アセット等** | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産（オン・バランス）項目 | | | | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | | | | |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| オフ・バランス項目 | | | | |
| 13%リスク相当額を10%で除して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を10%で除して得た額 | | | | |
| 指定関の事務分 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を10%で除して得た額 | | | | |
| フロア調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額（ニ） | | | | |
| **連結自己資本比率** | | | | |
| 連結自己資本比率（ハ）／（ニ）） | % | | % | |

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

2　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の18第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。

3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

5　通知適用、中間連結財務諸表の総額又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

6　特例企業会計基準等適用法人等にあっては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。

第2　中間連結財務諸表

1　中間連結財務諸表の作成方針

銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

(1)　連結の範囲に関する事項

(2)　持分法の適用に関する事項

(3)　連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

特例企業会計基準等適用法人等にあっては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、中間連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の中間連結財務諸表（以記を含む。）に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。

2　第　期中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン及び買入手形 | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー及び売渡手形 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入金銭債権 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 商品有価証券 | | 特定取引負債 | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 外国為替 | | 社債 | |
| その他資産 | | 新株予約権付社債 | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| 無形固定資産 | | 賞与引当金 | |
| 退職給付に係る資産 | | 役員賞与引当金 | |
| 繰延税金資産 | | 退職給付に係る負債 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 役員退職慰労引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 特別法上の引当金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 繰延税金負債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支払承諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資本金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 為替換算調整勘定 | |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | |
| | | その他の包括利益累計額合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 非支配株主持分 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が

明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

② 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法

③ 有形固定資産の減価償却の方法

④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤ 貸倒引当金の計上方法

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

⑦ リース取引の処理方法

⑧ ヘッジ会計の方法

⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑪ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫ その他採用した重要な会計方針

⑬ 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、その旨及び概要。ただし、その旨及び概要であるときには、この限りでない。

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 199 条から第 204 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい

変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 210 条に規定する有価証券に関する事項

(7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の2第 1 項第 5 号が（「債権」の定義にあっては、同令第 34 条の 26 第 1 項第 4 号が）による。

(8) 関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

(9) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(10) 重要な係等事所に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(11) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項

① 1株当たりの純資産額（銀行法）

② 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の分合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の分合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(12) 中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）

(13) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 212 条及び第 213 条に規定するストック・オプションに関する事項

(14) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 214 条から第 216 条まで、第 219 条、第 220 条、第 222 条、第 223 条及び第 280 条に規定する企業結合に関する事項

(15) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 217 条、第 218 条及び第 221 条に規定する事業分離に関する事項

(16) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(17) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第 13 条の6の3その他法令の規定により取引を特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

3 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。

4 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

3 第 期中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」は、判断算書を構成する項目を第一の計算書に表示する方法により、「中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1) 中間連結損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | ××× |
| 資金運用収益 | ××× |
| （うち貸出金利息） | (×××) |
| （うち有価証券利息配当金） | (×××) |
| 役務取引等収益 | ××× |
| 特定取引収益 | ××× |
| その他業務収益 | ××× |
| その他経常収益 | ××× |
| 経常費用 | ××× |
| 資金調達費用 | ××× |
| （うち預金利息） | (×××) |
| 役務取引等費用 | ××× |
| 特定取引費用 | ××× |
| その他業務費用 | ××× |
| 営業経費 | ××× |
| その他経常費用 | ××× |
| 経常利益 | ××× |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | ××× |
| 特別損失 | ××× |
| 税金等調整前中間純利益 | ××× |
| （又は税金等調整前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | ××× |
| 法人税等調整額 | ××× |
| 法人税等合計 | ××× |
| 中間純利益 | ××× |
| （又は中間純損失） | |

| | |
|---|---|
| 非支配株主に帰属する中間純利益 | ×××× |
| （又は非支配株主に帰属する中間純損失） | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | ×××× |
| （又は親会社株主に帰属する中間純損失） | |

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（臨時記）

(2)　銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の分割又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の分割又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

7　総括科目及びその金額は、ゾシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

（2）　中間連結包括利益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 中間純利益 | ×××× |
| （又は中間純損失） | |
| その他の包括利益 | ×××× |
| その他有価証券評価差額金 | ×××× |
| 繰延ヘッジ損益 | ×××× |
| 為替換算調整勘定 | ×××× |
| 退職給付に係る調整額 | ×××× |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | ×××× |
| 中間包括利益 | ×××× |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | ×××× |
| 非支配株主に係る中間包括利益 | ×××× |

（記載上の注意）

1　中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゾシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

中間連結損益及び包括利益計算書

（「(1)　中間連結損益計算書」及び「(2)　中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、

第一の計算書に表示する場合）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | ×××× |
| 資金運用収益 | ×××× |
| （うち貸出金利息） | （××××） |
| （うち有価証券利息配当金） | （××××） |
| 役務取引等収益 | ×××× |
| 特定取引収益 | ×××× |
| その他業務収益 | ×××× |
| その他経常収益 | ×××× |
| 経常費用 | ×××× |
| 資金調達費用 | ×××× |
| （うち預金利息） | （××××） |
| 役務取引等費用 | ×××× |
| 特定取引費用 | ×××× |
| その他業務費用 | ×××× |
| 営業経費 | ×××× |
| その他経常費用 | ×××× |
| 経常利益 | ×××× |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | ×××× |
| 特別損失 | ×××× |
| 税金等調整前中間純利益 | ×××× |
| （又は税金等調整前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | ×××× |
| 法人税等調整額 | ×××× |
| 法人税等合計 | ×××× |
| 中間純利益 | ×××× |
| （又は中間純損失） | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | ×××× |
| （又は親会社株主に帰属する中間純損失） | |
| 非支配株主に帰属する中間純利益 | ×××× |
| （又は非支配株主に帰属する中間純損失） | |
| その他の包括利益 | ×××× |
| その他有価証券評価差額金 | ×××× |
| 繰延ヘッジ損益 | ×××× |
| 為替換算調整勘定 | ×××× |
| 退職給付に係る調整額 | ×××× |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | ×××× |
| 中間包括利益 | ×××× |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | ×××× |
| 非支配株主に係る中間包括利益 | ×××× |

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（臨時記）

(2)　銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の分割又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の分割又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　中間連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金

額を注記すること。

6　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を資金会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に応じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

8　総括科目及びその金額は、ダシック式様字等識別しやすい方法により記載すること。

9　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

4　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | その他の包括利益累計額 | | | | | | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | 持分の税の包括利益累計額合計 | 合計 | 新株予約権 | 非支配株主持分 | |
| 当期首残高 | × | × | ×× | △× | ×× | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ×× |
| 当中間連結期間 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | × | × | | | ×× | | | | | | | | | | ×× |
| 株主資本の減少 | | | △×× | | △×× | | | | | | | | | | △× |
| 現在の株式に換算する中間連結期間 | | | ×× | | ×× | | | | | | | | | | ×× |
| 連結の範囲の変更 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ×××× | | | | | | | | | | | | | | | ×× |
| 株主資本以外の項目の当中間連結期間 | | | | | | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ×× |
| 当中間連結期間 | × | × | ×× | ×× | ×× | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ×× |
| 当中間連結期間 | × | × | ×× | △× | ×× | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ×× |

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事項及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　その他の包括利益累計額及び純資産の各合計額の記載は省略することができる。

6　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 303 条から第 306 条までの規定に従い注記すること。

7　過去適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該過去適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

5　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結キャッシュ・フロー計算書

（連結法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 貸付金利息による収入 | |
| 預金利息による支出 | |
| 貸付金利息収入 | |
| 預金利息支出 | |
| 営業財務支出 | |
| ……… | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| ……… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| 非支配株主への配当金の支払額 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入 | |
| ……… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |

| | |
|---|---|
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | |

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

（開始法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失（△）） | |
| 減価償却費 | |
| 減損損失 | |
| 貸物引当金の増減（△） | |
| 貸金運用収益 | |
| 貸金調達費 | |
| 有価証券関係損益（△） | |
| 貸出金の純増（△）減 | |
| 預金の純増減（△） | |
| 貸金運用による収入 | |
| 貸金調達による支出 | |
| ……… | |
| 小　　計 | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| ……… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |

| | |
|---|---|
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| 非支配株主への配当金の支払額 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入 | |
| ……… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | |

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第12号（第34条の24第2項関係）

（日本産業規格A4）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会 社 名

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次


第1　事業概況書

1　事業の概要
2　子会社等の状況
3　会社役員及び職員の増減
4　会社役員の略歴及び所有自社株式
5　株主の状況
6　株主総会の状況
7　有価証券の内訳
8　連結自己資本比率等の状況

第2　連結財務諸表

1　連結財務諸表の作成方針
2　連結貸借対照表
3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書
4　連結株主資本等変動計算書
5　連結キャッシュ・フロー計算書


（記載上の注意）

1　指定金融会社等の社員にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。第34条の10第1項若しくは第2項の認可申請書又は法第53条第3項第9号の規定及び第35条第3項第5号若しくは第3号の2の規定による届出書に印氏及び住を押すで記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該印氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該印氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該印氏及び名のみを記載することができる。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

3　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位まで記載すること。

4　この様式中、第2の2　連結貸借対照表、第2の3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書、第2の4　連結株主資本等変動計算書、第2の5　連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第2の5　連結キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

5　当該事業年度の末日において公開会社でない銀行持株会社は、事業報告（銀行法施行規則別紙様式第14号）及び財産明細書（銀行法施行規則別紙様式第15号）で記載を省略した事項について、以下に同一内容の記載がある事項を除き、追加して記載すること。

6　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1　第　期（年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

1　事業の概要

（記載上の注意）

銀行持株会社について、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。なお、子会社等（銀行法第12条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る事業の状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

2　子会社等の状況

(1)　子会社等数の増減

| | 前　期　末 | 当　期　末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 子　会　社 | | | |
| 子　法　人　等 | | | |
| 関　連　法　人　等 | | | |
| 合　　計 | | | |

（記載上の注意）

「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは銀行法施行令第4条の2第3項に規定する関連法人等をいう（以下同じ。）。

(2)　銀行持株会社グループの事業系統図

(3)　子会社等の概況

| 会社名 | 所在地 | 認可又は届出年月日 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権に対する当社の所有割合 | 役員の兼任等 | 議決権に対する当社及び他の子会社等の所有割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 百万円 | | % | | % |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

（記載上の注意）

1　子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。

2　「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第52条の23第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第52条第3項第3号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。

（4）　子会社等の財務内容

| 会社名 | 決算日 | 経営収益又は売上高 | 経営利益 | 当期純利益 | 総資産 | 純資産額 | 当社への配当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

（記載上の注意）

1　子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。

2　「決算日」欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

（5）　子会社の収入の状況

| 会社名 | 業務の内容 | 当該業務に係る期中総収入 | 当社及びその子会社並びにその他の金融機関等からの収入及び期中総収入に占める当該収入の比率 | 当社及びその子会社からの収入及び期中総収入に占める当該収入の比率 | 当社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 百万円 | 百万円（%） | 百万円（%） | |

（記載上の注意）

1　銀行法第52条の23第3項第10号イに掲げる業務を営む子会社について記載すること。

2　銀行持株会社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無は、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券分等門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社及び信託業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。

3　金融機関等からの収入は、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、銀行法第52条の

23第1項に規定する子会社対象会社、信用金庫、信金中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会からの収入を記載すること。

3　会社役員及び職員の増減

（1）　当社

| 区分 | | 前期末 | 当期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|---|
| 会社役員 | 取締役 | うち非常勤（　） | うち非常勤（　） | |
| | 会計参与 | | | |
| | 監査役 | うち非常勤（　） | うち非常勤（　） | |
| | 執行役 | | | |
| | 計 | | | |
| 職員 | 事務系 | | | |
| | 技術系 | | | |
| | 計 | | | |
| 合計 | | | | |

（記載上の注意）

1　「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数　　人

2　会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3　「職員」欄は職外雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「営業系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4　職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数　　人

（2）　当社並びに子会社及び子法人等

| 区分 | 前期末 | 当期末 | 増減（△） |
|---|---|---|---|
| 会社役員 | | | |
| 職員 | | | |
| 合計 | | | |

（記載上の注意）

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、「会社役員」欄は、いずれかの会社において会社役員に就任している者について記載すること。

4　会社役員の略歴及び所有自社株式

| 役名及び職名 | 氏名又は名称（生年月日及び設立年月日及び住所） | 略歴又は沿革 | 所有自社株式数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | 株 | |
| 計 | 名 | | | |

（記載上の注意）

1　第24条の10第1項若しくは第2項の認可申請書又は法第53条第3項第9号の規定及び第35条第3項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に当氏及び名を併せて記載して提出した者（第35条第3項第3号に規定する役員等以外の者にあっては、当該認可申請書又は法第19条第1項の規定により提出された報告書に当該旧氏及び名を併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあっては、当該認可申請書又は当該報告書に記載された当該旧氏及び名を変更するまでの間、「氏名又は名称（生年月日及び設立年月日及び住所）」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　会計参与が法人であるときは、当該会計参与及びその職務を行うべき社員について記載すること。

3　銀行法第52条の19第1項による取締役（当名委員会等設置会社にあっては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

4　「所有自社株式数」欄は、銀行持株会社が以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

5　株主の状況

| 氏名又は名称 | 所有株式数 | 割合 |
|---|---|---|
| | 千株 | % |
| | | |
| | | |
| その他の株主（　名） | | |
| 計（　名） | | 100 |

（記載上の注意）

銀行持株会社の株主について、持株数の多い順に30名を記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行持株会社が以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の数の多い順に30名を併せて記載すること。

6　株主総会の状況

（記載上の注意）

銀行持株会社の株主総会について、総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7　有価証券の内訳

（単位：百万円）

| 種類 | | 額面総額 | 当期末残高 | 当期末手元現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 株式 | | | | |
| | 銀行業を営む子会社 | | | |
| | その他の子会社 | | | |
| | その他 | | | |
| 債券 | | | | |
| | 国債 | | | |
| | その他 | | | |
| その他の証券 | | | | |
| 計 | | | | |

（記載上の注意）

1　銀行持株会社が保有する有価証券の内訳を記載すること。

2　株式については、取得価額の合計額を「額面総額」欄に記載すること。

3　「当期末手元現在高」欄は関係等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8　連結自己資本比率等の状況

（国際統一基準に係る連結自己資本比率）

| 信用リスク・アセット算出手法 | |
|---|---|

（単位：百万円）

| 項目 | 当期末 | | 前期末 | |
|---|---|---|---|---|
| | | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 |
| 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 | | | | |
| 普通株式に係る株主資本の額 | | | | |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| うち、利益剰余金の額 | | | | |
| うち、自己株式の額（△） | | | | |
| うち、社外流出予定額（△） | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| 普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額 | | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ） | | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る調整項目 | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | | | |
| うち，のれん（借入金の時価評価により生じたのれんに相当する部分を含む。）の額 | | | |
| うち，のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの額 | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | | | |
| 繰延ヘッジ損益の額 | | | |
| 適格引当金不足額 | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | |
| 退職給付に係る資産の額 | | | |
| 自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 | | | |
| 少数出資金融機関等の普通株式の額 | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | |
| うち，その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | |
| うち，無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | |
| うち，繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | | | |
| うち，その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | |
| うち，無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | |
| うち，繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| その他Tier1資本不足額 | | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ） | | | |
| 普通株式等Tier1資本 | | | |
| 普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ） | | | |
| その他Tier1資本に係る基礎項目 | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額 | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る負債の額 | | | |
| 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額 | | | |
| その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額 | | | |
| その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ） | | | |
| その他Tier1資本に係る調整項目 | | | |
| 自己保有その他Tier1資本調達手段の額 | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | |
| 少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | |
| その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | |
| Tier2資本不足額 | | | |
| その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ） | | | |
| その他Tier1資本 | | | |
| その他Tier1資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ） | | | |
| Tier1資本 | | | |
| Tier1資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト） | | | |
| Tier2資本に係る基礎項目 | | | |
| Tier2資本調達手段に係る株主資本の額 | | | |
| Tier2資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | |
| Tier2資本調達手段に係る負債の額 | | | |
| 特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額 | | | |
| 一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額 | | | |
| うち，一般貸倒引当金Tier2算入額 | | | |
| うち，適格引当金Tier2算入額 | | | |
| Tier2資本に係る基礎項目の額（チ） | | | |
| Tier2資本に係る調整項目 | | | |
| 自己保有Tier2資本調達手段の額 | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額 | | | |
| 少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額 | | | |
| 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち，マーケット・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額 | | | |
| その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額 | | | |
| Tier2資本に係る調整項目の額（リ） | | | |
| Tier2資本 | | | |
| Tier2資本の額（（チ）－（リ））（ヌ） | | | |
| 総自己資本 | | | |
| 総自己資本合計（（ト）＋（ヌ））（ル） | | | |
| リスク・アセット等 | | | |
| 控除リスク・アセットの額の合計額 | | | |
| 資産（オン・バランス）項目 | | | |
| オフ・バランス取引等項目 | | | |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | |
| 最低所要額 | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | |
| フロア調整額 | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額（ヲ） | | | |
| 連結自己資本比率及び資本バッファー | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 連結普通株式等Tier1比率（（ハ）／（ヲ）） | % | | % |
| 連結Tier1比率（（ト）／（ヲ）） | % | | % |
| 連結総自己資本比率（（ル）／（ヲ）） | % | | % |
| 最低連結資本バッファー比率 | % | | % |
| うち，資本保全バッファー比率 | % | | % |
| うち，カウンター・シクリカル・バッファー比率 | % | | % |
| うち，G-SIB／D-SIBバッファー比率 | % | | % |
| 連結資本バッファー比率 | % | | % |
| 調整項目に係る参考事項 | | | |
| 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 | | | |
| その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | | |
| Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 | | | |
| 一般貸倒引当金の額 | | | |
| 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 | | | |
| 内部格付手法採用行において，適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除し上限（当該額が零を下回る場合にあっては，零とする。）を超える適格引当金に係るTier2資本算入上限額 | | | |

（記載上の注意）

1　本表は，海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

2　「連結自己資本比率」とは，銀行法施行規則第34条の20第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。

3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は，標準的手法，基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4　「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合，その内訳を欄外に記載すること。

5　「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合，その内訳を欄外に記載すること。

6　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7　連結適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する連結適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

8　特例金融会計基準等適用法人等にあっては、本表中の項目等により、採用する金融会計の基準を明記した上で、当該金融会計の基準で使用する項目等により記載することができる。

（資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率）

| | 当期末 | | | | 前期末 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| エクスポージャーの所在国・地域 | カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の保有リスク・アセットの額の合計額（百万円） | 各国・地域の金融局が定める比率（%） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース） | カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の保有リスク・アセットの額の合計額（百万円） | 各国・地域の金融局が定める比率（%） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%） | 適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース） |
| アルゼンチン | | | | | | | | |
| オーストラリア | | | | | | | | |
| ベルギー | | | | | | | | |
| ブラジル | | | | | | | | |
| カナダ | | | | | | | | |
| 中国 | | | | | | | | |
| フランス | | | | | | | | |
| ドイツ | | | | | | | | |
| 香港 | | | | | | | | |
| インド | | | | | | | | |
| インドネシア | | | | | | | | |
| イタリア | | | | | | | | |
| 日本 | | | | | | | | |
| 韓国 | | | | | | | | |
| ルクセンブルク | | | | | | | | |
| メキシコ | | | | | | | | |
| オランダ | | | | | | | | |
| ロシア | | | | | | | | |
| サウジアラビア | | | | | | | | |
| シンガポール | | | | | | | | |
| 南アフリカ | | | | | | | | |
| スペイン | | | | | | | | |
| スウェーデン | | | | | | | | |
| スイス | | | | | | | | |
| トルコ | | | | | | | | |
| 英国 | | | | | | | | |
| 米国 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

2　「各国・地域の保有リスク・アセットの額の合計額（百万円）」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率（銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

3　「各国・地域の金融当局が定める比率（%）」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%）を記載すること。

4　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。

5　本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

（連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率）

| 項目 | 当期末 | 前期末 |
|---|---|---|
| 連結レバレッジ比率 | % | % |
| 最低連結レバレッジ・バッファー比率 | % | % |
| 連結レバレッジ・バッファー比率 | % | % |

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

2　「連結レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3　連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

（外部TLAC比率）

（単位：百万円、%）

| 項目 | 当期末 | 前期末 |
|---|---|---|
| 自己資本比率規制上の外部TLAC | | |
| 普通株式等Tier1資本の額 | | |
| 外部TLAC適格のその他Tier1資本の額 | | |
| TLAC調整項目適用前のその他Tier1資本の額 | | |
| 子会社発行のTLAC非適格その他Tier1資本の額 | | |
| その他のその他Tier1資本に係る調整項目 | | |
| 外部TLAC適格のTier2資本の額 | | |
| TLAC調整項目適用前のTier2資本の額 | | |
| 残存期間が1年以上5年以下のTier2資本のうち、自己資本比率の算定上控除されている額 | | |
| 子会社発行のTLAC非適格Tier2資本の額 | | |
| その他のTier2資本に係る調整項目 | | |
| 自己資本比率規制上の外部TLAC | | |
| 自己資本比率規制外の外部TLAC | | |
| 資本再構築のための事前のコミットメント報告額 | | |
| 調整項目適用前の自己資本比率規制外の外部TLAC | | |
| 外部TLAC | | |
| 外部TLAC（調整前） | | |
| 破綻処理グループ間のエクスポージャー | | |
| 自己保有のその他TLAC負債の額 | | |
| その他調整項目 | | |
| 外部TLAC（調整後） | | |
| リスク・アセットの額及び総エクスポージャー | | |
| リスク・アセットの額 | | |
| 総エクスポージャーの額 | | |
| 外部TLAC比率 | | |
| リスク・アセットベース外部TLAC比率 | % | % |
| 資本バッファー需要前のリスク・アセットベース外部TLAC比率 | % | % |
| 連結資本バッファー比率 | % | % |
| 最低連結資本バッファー比率 | % | % |
| 総エクスポージャーベース外部TLAC比率 | % | % |
| 総外債務比率 | | |
| 外部TLAC適格性を有しない、グループ外の第三者に対して負っている負債の総額 | | |
| うち、無担保シニア債と法的又は経済的に同順位であるとはこれに充当する総外債務の額 | | |
| 発行者の資金対照表（持株会社単体）における純資産の額に計上される額 | | |
| TLAC適格その他Tier1資本調達手段に係る負債の額 | | |
| TLAC適格Tier2資本調達手段に係る負債の額 | | |
| その他外部TLAC調達手段の額 | | |
| 総外債務比率 | % | % |
| ゴーン・コンサーン資本等比率 | | |
| ゴーン・コンサーン資本等の額 | | |
| 最低所要外部TLACの額 | | |
| ゴーン・コンサーン資本等の額が最低所要外部TLACの額に占める比率 | % | % |

（記載上の注意）

1　「外部TLAC比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

2　本表は、外部TLAC比率を算出する銀行持株会社が記載するものとする。

［国内基準に係る連結自己資本比率］

採用リスク・アセット算出手法

（単位：百万円）

| 項目 | 当期末 | | 前期末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 | |
| コア資本に係る基礎項目 | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 | | | | |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | | | | |
| うち、利益剰余金の額 | | | | |
| うち、自己株式の額(△) | | | | |
| うち、社外流出予定額(△) | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| コア資本に算入される「その他の包括利益累計額」 | | | | |
| うち、為替換算調整勘定 | | | | |
| うち、退職給付に係るものの額 | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 | | | | |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | | | | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | | | | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | | | | |
| 適格引併営業の大蔵省令で定める額のうち、移過期間にエクコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 当該機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、移過期間にエクコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 非支配株主持分のうち、移過期間によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | | | | |
| コア資本に係る調整項目 | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | | | | |
| うち、のれんに係るものの(のれん相当額を含む。)の額 | | | | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | | | | |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | | | | |
| 適格引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 退職給付に係る資産の額 | | | | |
| 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 | | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するもの額 | | | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するもの額 | | | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | | | | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ) | | | | |
| リスク・アセット等 | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産(オン・バランス)項目 | | | | |
| うち、移過期間にエリリスクアセットの額に算入される額の合計額 | | | | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | | | | |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | | | | |
| 連結引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 退職給付に係る資産の額 | | | | |
| 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 | | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するもの額 | | | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するもの額 | | | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | | | | |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | | | | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ) | | | | |
| リスク・アセット等 | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | | | | |
| 資産(オン・バランス)項目 | | | | |
| うち、移過期間にエリリスクアセットの額に算入される額の合計額 | | | | |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額 | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| オフ・バランス取引等項目 | | | | |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | | |
| 銀行勘定の金利リスク | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | | | |
| フロア調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | | | | |
| 連結自己資本比率 | | | | |
| 連結自己資本比率((ハ)／(ニ)) | % | | % | |

（記載上の注意）

1 本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

2 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の68第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。

3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

5 遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

6 特例企業会計基準等適用法人等にあっては、本表中の項目等にとらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することが出来る。

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

(1) 連結の範囲に関する事項

(2) 持分法の適用に関する事項

(3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度等に関する事項

(4) のれんの償却に関する事項

特例企業会計基準等適用法人等にあっては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の連結財務諸表(注記を含む。)に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載されば足りる。

2 第 期末( 年 月 日現在)連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | | 預金性預金 | |
| コールローン及び買入手形 | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー及び売渡手形 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入金銭債権 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 商品有価証券 | | 特定取引負債 | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 外国為替 | | 社債 | |
| その他資産 | | 新株予約権付社債 | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| 建物 | | 賞与引当金 | |
| 土地 | | 役員賞与引当金 | |
| リース資産 | | 退職給付に係る負債 | |
| 建設仮勘定 | | 役員退職慰労引当金 | |
| その他の有形固定資産 | | 特別法上の引当金 | |
| 無形固定資産 | | 繰延税金負債 | |
| ソフトウェア | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| のれん | | 支払承諾 | |
| リース資産 | | 負債の部合計 | |
| その他の無形固定資産 | | (純資産の部) | |
| 退職給付に係る資産 | | 資本金 | |
| 繰延税金資産 | | 新株式申込証拠金 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 資本剰余金 | |
| 支払承諾見返 | | 利益剰余金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | その他有価証券評価差額金<br>繰延ヘッジ損益<br>土地再評価差額金<br>為替換算調整勘定<br>退職給付に係る調整累計額<br>その他の包括利益累計額合計<br>株式引受権<br>新株予約権<br>非支配株主持分<br>純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事象等を当事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映している旨その別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する金額

③　有形固定資産の減価償却の方法

④　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤　貸倒引当金の計上方法

⑥　退職給付に係る会計処理の方法

⑦　リース取引の処理方法

⑧　ヘッジ会計の方法

⑨　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑩　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　その他採用した重要な会計方針

⑬　子会社等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(7)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1号から第3号までに規定する有価証券に関する事項

(8)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第34条の28第1項第4号ロ）による。

(9)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年度又は償却額を変更したときは、その旨、ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(10)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(11)　貸借に係る引当金を直接控除した場合における貸借の貸借科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

(12)　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

(13)　銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(14)　銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。

(15)　関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

(16)　貸借が担保に供されている場合には、当該貸借の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(17)　重要な偶発事項に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(18)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額（臨単位）

②　銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(19)　連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事象年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。）

(20)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の7から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項

(21)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する事項

(22)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項

(23)　貸借の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(24)　以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

3　特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。

4　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

5　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

7　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の1000分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の1000分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

8　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

3　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「(1)　連結損益計算書」及び「(2)　連結包括利益計算書」は、同計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1)　連結損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | ×××<br>×××<br>×××<br>

| | | |
|---|---|---|
| 譲渡性預金利息 | ×××　　 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | ×××　　 | |
| 売現先利息 | ×××　　 | |
| 債券貸借取引支払利息 | ×××　　 | |
| コマーシャル・ペーパー利息 | ×××　　 | |
| 借用金利息 | ×××　　 | |
| 短期社債利息 | ×××　　 | |
| 社債利息 | ×××　　 | |
| 新株予約権付社債利息 | ×××　　 | |
| その他の支払利息 | ×××　　 | |
| 役務取引等費用 | ×××　　 | |
| 特定取引費用 | ×××　　 | |
| その他業務費用 | ×××　　 | |
| 営業経費 | ×××　　 | |
| その他経常費用 | ×××　　 | |
| 貸倒引当金繰入額 | ×××　　 | |
| その他の経常費用 | ×××　　 | |
| 経常利益 | | ×××　　 |
| (又は経常損失) | | |
| 特別利益 | | ×××　　 |
| 固定資産処分益 | ×××　　 | |
| 負ののれん発生益 | ×××　　 | |
| その他の特別利益 | ×××　　 | |
| 特別損失 | | ×××　　 |
| 固定資産処分損 | ×××　　 | |
| 減損損失 | ×××　　 | |
| その他の特別損失 | ×××　　 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | ×××　　 |
| (又は税金等調整前当期純損失) | | |
| 法人税、住民税及び事業税 | ×××　　 | |
| 法人税等調整額 | ×××　　 | |
| 法人税等合計 | | ×××　　 |
| 当期純利益 | | ×××　　 |
| (又は当期純損失) | | |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | ×××　　 |
| (又は非支配株主に帰属する当期純損失) | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | ×××　　 |
| (又は親会社株主に帰属する当期純損失) | | |

(記載上の注意)

1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性のさしいものを除く。)を注記すること。

(1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該連結会計年度及び当該連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項は会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が付き決されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(親単位)

(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

3 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4 特定取引収益及び特定取引費用の金額は、子会社等が銀行法施行規則第13条の4のその他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

8 銀行科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(2) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 当期純利益 | ×××　　 |
| (又は当期純損失) | |
| その他の包括利益 | ×××　　 |
| その他有価証券評価差額金 | ×××　　 |
| 繰延ヘッジ損益 | ×××　　 |
| 為替換算調整勘定 | ×××　　 |
| 退職給付に係る調整額 | ×××　　 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | ×××　　 |
| 包括利益 | ×××　　 |
| 親会社株主に係る包括利益 | ×××　　 |
| 非支配株主に係る包括利益 | ×××　　 |

(記載上の注意)

1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 銀行科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

5 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、経常調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記の注記と併せて記載することができる。

連結損益及び包括利益計算書

(「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | ×××　　 |
| 資金運用収益 | ×××　　 |
| 貸出金利息 | ×××　　 |
| 有価証券利息配当金 | ×××　　 |
| コールローン利息及び買入手形利息 | ×××　　 |
| 買現先利息 | ×××　　 |
| 債券貸借取引受入利息 | ×××　　 |
| 預け金利息 | ×××　　 |
| その他の受入利息 | ×××　　 |
| 役務取引等収益 | ×××　　 |
| 特定取引収益 | ×××　　 |
| その他業務収益 | ×××　　 |
| その他経常収益 | ×××　　 |
| 貸倒引当金戻入益 | ×××　　 |
| 償却債権取立益 | ×××　　 |
| その他の経常収益 | ×××　　 |
| 経常費用 | ×××　　 |
| 資金調達費用 | ×××　　 |
| 預金利息 | ×××　　 |
| 譲渡性預金利息 | ×××　　 |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | ×××　　 |
| 売現先利息 | ×××　　 |
| 債券貸借取引支払利息 | ×××　　 |
| コマーシャル・ペーパー利息 | ×××　　 |
| 借用金利息 | ×××　　 |
| 短期社債利息 | ×××　　 |
| 社債利息 | ×××　　 |
| 新株予約権付社債利息 | ×××　　 |
| その他の支払利息 | ×××　　 |
| 役務取引等費用 | ×××　　 |
| 特定取引費用 | ×××　　 |
| その他業務費用 | ×××　　 |
| 営業経費 | ×××　　 |
| その他経常費用 | ×××　　 |
| 貸倒引当金繰入額 | ×××　　 |
| その他の経常費用 | ×××　　 |
| 経常利益 | ×××　　 |
| (又は経常損失) | |
| 特別利益 | ×××　　 |
| 固定資産処分益 | ×××　　 |
| 負ののれん発生益 | ×××　　 |
| その他の特別利益 | ×××　　 |
| 特別損失 | ×××　　 |
| 固定資産処分損 | ×××　　 |
| 減損損失 | ×××　　 |
| その他の特別損失 | ×××　　 |
| 税金等調整前当期純利益 | ×××　　 |
| (又は税金等調整前当期純損失) | |
| 法人税、住民税及び事業税 | ×××　　 |
| 法人税等調整額 | ×××　　 |
| 法人税等合計 | ×××　　 |

| | | |
|---|---|---|
| 当期純利益（又は当期純損失） | | ××× |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失） | ××× | |
| 非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失） | ××× | |
| その他の包括利益 | | ××× |
| その他有価証券評価差額金 | ××× | |
| 繰延ヘッジ損益 | ××× | |
| 為替換算調整勘定 | ××× | |
| 退職給付に係る調整額 | ××× | |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | ××× | |
| 包括利益 | | ××× |
| 親会社株主に係る包括利益 | ××× | |
| 非支配株主に係る包括利益 | ××× | |

（記載上の注意）

1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性のさしいものを除く。）を注記すること。

(1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2 次に掲げる時当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（損失）

(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及びキャッシュ・フローの性質に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

3 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4 特定取引収益及び特定取引費用の金額は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が毎当期以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

7 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

8 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を実行会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

9 総括科目及びその金額は、ボシック式法字等識別しやすい方法により記載すること。

10 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

11 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10の注記と併せて記載することができる。

4 第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | その他の包括利益累計額 | | | | | | 株式引受権 | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | | |
| 当期首残高 | ×× | ×× | ×× | △×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | ×× | ×× | | | ×× | | | | | | | | | | ×× |
| 剰余金の配当 | | | △×× | | △×× | | | | | | | | | | △×× |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | ×× | | ×× | | | | | | | | | | ×× |
| 自己株式の処分 | | | | ×× | ×× | | | | | | | | | | ×× |
| ・・・・・・ | | | | | | | | | | | | | | | ×× |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 当期変動額合計 | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |
| 当期末残高 | ×× | ×× | ×× | △×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× | ×× |

（記載上の注意）

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。

3 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

6 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。

7 遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

５　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 貸付金回収による収入 | |
| 預金払出による支出 | |
| 受付金利息収入 | |
| 預金利息支出 | |
| 営業経費支出 | |
| …… | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| …… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| 非支配株主への配当金の支払額 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入 | |
| …… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | |

（記載上の注意）

１　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

２　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

（間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失（△）） | |
| 減価償却費 | |
| 減損損失 | |
| 貸倒引当金の増減（△） | |
| 資金運用収益 | |
| 資金調達費用 | |
| 有価証券関係損益（△） | |
| 受付金の純増（△）減 | |
| 預金の純増減（△） | |
| 資金運用による収入 | |
| 資金調達による支出 | |
| …… | |
| 小　　計 | |
| 法人税等の支払額 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | |
| 有価証券の売却による収入 | |
| 有形固定資産の取得による支出 | |
| 有形固定資産の売却による収入 | |
| …… | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 株式の発行による収入 | |
| 自己株式の取得による支出 | |
| 配当金の支払額 | |
| 非支配株主への配当金の支払額 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出 | |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入 | |
| …… | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | |

（記載上の注意）

１　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

２　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

**別紙様式第１３号（第３４条の２５第１項及び第４項関係）**

**別紙様式第13号**（第34条の25第1項及び第4項関係）

第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
銀行持株会社名
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

１　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①　子会社　銀行法第２条第８項に規定する子会社をいう。

②　子会社等　銀行法第52条の25に規定する子会社等をいう。

③　子法人等　銀行法施行令第４条の２第２項に規定する子法人等のうち、銀行法第２条第８項に規定する子会社を除いたものをいう。

２　中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に注記すべき事項については、中間連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

３　中間業務報告書（銀行法施行規則別紙様式第11号。以下同じ。）において中間連結損益及び包括利益計算書を記載する銀行持株会社は、この様式中に定める記載事項のうち、「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。

４　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記したうえで、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもって代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意２（13）に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| 現　金　預　け　金 | | 現　　金 | |
| コールローン及び買入手形 | | 繰　延　性　預　金 | |
| 買　現　先　勘　定 | | コールマネー及び売渡手形 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売　現　先　勘　定 | |
| 買　入　金　銭　債　権 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特　定　取　引　資　産 | | コマーシャル・ペーパー | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 商品有価証券<br>金銭の信託<br>有価証券<br>貸出金<br>外国為替<br>その他資産<br>有形固定資産<br>無形固定資産<br>退職給付に係る資産<br>繰延税金資産<br>再評価に係る繰延税金資産<br>支払承諾見返<br>貸倒引当金 | △ | 特定取引負債<br>借用金<br>外国為替<br>短期社債<br>社債<br>新株予約権付社債<br>その他負債<br>賞与引当金<br>役員賞与引当金<br>退職給付に係る負債<br>役員退職慰労引当金<br>特別法上の引当金<br>繰延税金負債<br>再評価に係る繰延税金負債<br>支払承諾<br>負債の部合計<br>（純資産の部）<br>資本金<br>新株式申込証拠金<br>資本剰余金<br>利益剰余金<br>自己株式<br>自己株式申込証拠金<br>株主資本合計<br>その他有価証券評価差額金<br>繰延ヘッジ損益<br>土地再評価差額金<br>為替換算調整勘定<br>退職給付に係る調整累計額<br>その他の包括利益累計額合計<br>株式引受権<br>新株予約権<br>非支配株主持分<br>純資産の部合計 | △ |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

① 連結の範囲に関する事項

② 持分法の適用に関する事項

③ 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

② 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法

③ 有形固定資産の減価償却の方法

④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤ 貸倒引当金の計上方法

⑥ 退職給付に係る会計物理の方法

⑦ リース取引の処理方法

⑧ ヘッジ会計の方法

⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑪ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫ その他採用した重要な会計方針

⑬ 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3) 会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 199 条から第 204 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項を次に1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の連結な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 210 条に規定する有価証券に関する事項

(7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号が（「債権」の定義にあっては、同令第 34 条の 25 第 1 項第 4 号が）による。

(8) 関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

(9) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(11) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項

① 1株当たりの純資産額（現状況）

② 銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の分割を行った場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の分割又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(12) 中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法の適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）

(13) 銀行法施行規則第 34 条の 20 第 1 項第 4 号に規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）

(14) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 212 条及び第 213 条に規定するストック・オプションに関する事項

(15) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 214 条から第 216 条まで、第 219 条、第 220 条、第 222 条、第 253 条及び第 260 条に規定する企業結合に関する事項

(16) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 217 条、第 218 条及び第 221 条に規定する事業分離に関する事項

(17) 資産の部の有価証券の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(18) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

3　特定取引債権及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る債権及び負債について記載すること。

4　特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。

5　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を受け合わせ財産の財産法について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

7　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未収法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

中間連結損益計算書 ［ 年 月 日から / 年 月 日まで ］

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税金等調整前中間純利益 | |
| （又は税金等調整前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益 | |
| （又は中間純損失） | |
| 非支配株主に帰属する中間純利益 | |
| （又は非支配株主に帰属する中間純損失） | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | |
| （又は親会社株主に帰属する中間純損失） | |

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の前後に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及びその確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（普通株式と異なることにつき1種何又は2種何以上の転換請求権その他これらに準ずる権利が付された当該株又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（臨時記）

(2)　銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質をより適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

7　経常利益及びその金額は、ゼンリック式(非常識的にやすい方法)により記載すること。

8　中間事務報告書に定める中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額を注記すること。

中間連結損益及び包括利益計算書 ［ 年 月 日から / 年 月 日まで ］

［「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」が記載に代える場合］

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税金等調整前中間純利益 | |
| （又は税金等調整前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益 | |
| （又は中間純損失） | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | |
| （又は親会社株主に帰属する中間純損失） | |
| 非支配株主に帰属する中間純利益 | |
| （又は非支配株主に帰属する中間純損失） | |
| その他の包括利益 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 為替換算調整勘定 | |
| 退職給付に係る調整額 | |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | |
| 中間包括利益 | |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | |
| 非支配株主に係る中間包括利益 | |

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の前後に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及びその確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（臨時記）

(2)　銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する

中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び都市銀式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

7　銀行持株会社及びその金額は、ボシック式法字等識別しやすい方法により記載すること。

8　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

第2　第　期　中　間　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所

銀　行　持　株　会　社　名

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

1　中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に注記すべき事項については、中間連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

2　中間事業報告書において中間連結損益及び包括利益計算書を記載する銀行持株会社は、この様式中に定める記載事項のうち、「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。

3　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準に従った「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がない場合にあっては、これらに類する記載）を要約して、この様式第2号の記載事項を記載するものとする。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意1（4）に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円又は億円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| 現　金　預　け　金 | | 預　金 | |
| コールローン及び買入手形 | | 譲　渡　性　預　金 | |
| 買　現　先　勘　定 | | コールマネー及び売渡手形 | |
| 債　券　貸　借　取　引　支　払　保　証　金 | | 売　現　先　勘　定 | |
| 買　入　金　銭　債　権 | | 債　券　貸　借　取　引　受　入　担　保　金 | |
| 特　定　取　引　資　産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 商　品　有　価　証　券 | | 特　定　取　引　負　債 | |
| 金　銭　の　信　託 | | 借　用　金 | |
| 有　価　証　券 | | 外　国　為　替 | |
| 貸　出　金 | | 短　期　社　債 | |
| 外　国　為　替 | | 社　債 | |
| そ　の　他　資　産 | | 新　株　予　約　権　付　社　債 | |
| 有　形　固　定　資　産 | | そ　の　他　負　債 | |
| 無　形　固　定　資　産 | | 賞　与　引　当　金 | |
| 退　職　給　付　に　係　る　資　産 | | 役　員　賞　与　引　当　金 | |
| 繰　延　税　金　資　産 | | 退　職　給　付　に　係　る　負　債 | |
| 再　評　価　に　係　る　繰　延　税　金　資　産 | | 役　員　退　職　慰　労　引　当　金 | |
| 支　払　承　諾　見　返 | | 特　別　法　上　の　引　当　金 | |
| 貸　倒　引　当　金 | △ | 繰　延　税　金　負　債 | |
| | | 再　評　価　に　係　る　繰　延　税　金　負　債 | |
| | | 支　払　承　諾 | |
| | | 負　債　の　部　合　計 | |
| | | （純　資　産　の　部） | |
| | | 資　本　金 | |
| | | 新　株　式　申　込　証　拠　金 | |
| | | 資　本　剰　余　金 | |
| | | 利　益　剰　余　金 | |
| | | 自　己　株　式 | △ |
| | | 自　己　株　式　申　込　証　拠　金 | |
| | | 株　主　資　本　合　計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰　延　ヘ　ッ　ジ　損　益 | |
| | | 土　地　再　評　価　差　額　金 | |
| | | 為　替　換　算　調　整　勘　定 | |
| | | 退　職　給　付　に　係　る　調　整　累　計　額 | |
| | | その他の包括利益累計額合計 | |
| | | 株　式　引　受　権 | |
| | | 新　株　予　約　権 | |
| | | 非　支　配　株　主　持　分 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　連結企業の継続に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

(3)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ハ（「債権」の定義にあっては、同令第34条の26第1項第4号ハ）による。

(4)　銀行法施行規則第34条の26第1項第4号に規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社は第一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行等を子会社とする銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）

(5)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(6)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額（親単位）

②銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の部分又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の部分又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(7)　中間連結会計年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財政又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）

2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この様式第2号の記載事項を記載すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

中間連結損益計算書 [ 年 月 日から / 年 月 日まで ]

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税金等調整前中間純利益 | |
| （又は税金等調整前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益 | |
| （又は中間純損失） | |
| 非支配株主に帰属する中間純利益 | |
| （又は非支配株主に帰属する中間純損失） | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | |
| （又は親会社株主に帰属する中間純損失） | |

（記載上の注意）

1　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　１株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（臨時報告）

(2)　銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

4　中間業務報告書に定める中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額を注記すること。

中間連結損益及び包括利益計算書 [ 年 月 日から / 年 月 日まで ]

［「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合］

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税金等調整前中間純利益 | |
| （又は税金等調整前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益 | |
| （又は中間純損失） | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | |
| （又は親会社株主に帰属する中間純損失） | |
| 非支配株主に帰属する中間純利益 | |
| （又は非支配株主に帰属する中間純損失） | |
| その他の包括利益 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 為替換算調整勘定 | |
| 退職給付に係る調整額 | |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | |
| 中間包括利益 | |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | |
| 非支配株主に係る中間包括利益 | |

（記載上の注意）

1　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　１株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（臨時報告）

(2)　銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

別紙様式第13号の2（第34条の25第1項及び第4項関係）

第1　期　決算　公告
年　月　日

住所
銀行持株会社名
代表取締役又は代表執行役　氏名

（記載上の注意）
1　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
①　子会社　銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。
②　子会社等　銀行法第52条の2に規定する子会社等をいう。
③　子法人等　銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等のうち、銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものをいう。
2　連結貸借対照表及び連結損益計算書に注記すべき事項については、連結損益計算書の次に一括して記載することができる。
3　業務報告書（銀行法施行規則別紙様式第12号。以下同じ。）において連結損益及び包括利益計算書を記載する銀行持株会社は、この様式中に定める記載事項のうち、「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。
4　特例主要会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「連結貸借対照表」及び「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「連結貸借対照表」中の記載上の注意2個に類する事項は、常に注記すること。

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン及び買入手形 | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー及び売渡手形 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入金銭債権 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 商品有価証券 | | 特定取引負債 | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 外国為替 | | 社債 | |
| その他資産 | | 新株予約権付社債 | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| 建物 | | 賞与引当金 | |
| 土地 | | 役員賞与引当金 | |
| リース資産 | | 退職給付に係る負債 | |
| 建設仮勘定 | | 役員退職慰労引当金 | |
| その他の有形固定資産 | | 特別法上の引当金 | |
| 無形固定資産 | | 繰延税金負債 | |
| ソフトウェア | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| のれん | | 支払承諾 | |
| リース資産 | | 負債の部合計 | |
| その他の無形固定資産 | | （純資産の部） | |
| 退職給付に係る資産 | | 資本金 | |
| 繰延税金資産 | | 新株式申込証拠金 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 資本剰余金 | |
| 支払承諾見返 | | 利益剰余金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 為替換算調整勘定 | |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | |
| | | その他の包括利益累計額合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 非支配株主持分 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）
1　銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。
①　連結の範囲に関する事項
②　持分法の適用に関する事項
③　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
④　のれんの償却に関する事項
2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
(1)　継続企業の前提（会社計算規則第58条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるとき（当該事象や状況の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項
①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④　当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別
(2)　次に掲げる会計方針に関する事項
①　有価証券の評価基準及び評価方法
②　土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
③　有形固定資産の減価償却の方法
④　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
⑤　貸倒引当金の計上方法
⑥　退職給付に係る会計処理の方法
⑦　リース取引の処理方法
⑧　ヘッジ会計の方法
⑨　金銭の信託の評価基準及び評価方法
⑩　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するとき、主要な事業における顧客との契約に基づくとした義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑫　その他採用した重要な会計方針
⑬　子会社等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項
①　会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
②　当該連結会計年度に係る連結財務諸表の②に掲げる項目に計上した額
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
(4)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
(6)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
(7)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
(8)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ（1）（債権）の定義に基づくほか、19今第34条の26第1項第4号ハ）による。
(9)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨、ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
(10)　有形固定資産の減価償却累計額及び引当金控除額
(11)　資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
(12)　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）
(13)　銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超える

いものに限る。）は、この限りでない。

⑭ 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び貯金銀行債等はこの限りでない。

⑮ 関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

⑯ 賃貸が創業に供されている場合には、当該賃貸の内容及びその金額並びに創業に係る費用の金額

⑰ 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

⑱ 次に掲げる１株当たり情報に関する事項

① １株当たりの純資産額（親神位）

② 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割を した場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

⑲ 連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事象年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。）

⑳ 銀行法施行規則第34条の10第１項第４号に規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社は第一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行等を子会社とする銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）

㉑ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の９から第15条の11まで に規定するストック・オプションに関する事項

㉒ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の13まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条のニに規定する企業結合に関する事項

㉓ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項

㉔ 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

㉕ 以上の ほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

3 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第13条の６のニその他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

4 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。

5 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

6 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

8 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一範疇の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

9 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| 貸出金利息 | |
| 有価証券利息配当金 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | |
| 買現先利息 | |
| 債券貸借取引受入利息 | |
| 預け金利息 | |
| その他の受入利息 | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 貸倒引当金戻入益 | |
| 償却債権取立益 | |
| その他の経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| 預金利息 | |
| 譲渡性預金利息 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | |
| 売現先利息 | |
| 債券貸借取引支払利息 | |
| コマーシャル・ペーパー利息 | |
| 借用金利息 | |
| 短期社債利息 | |
| 社債利息 | |
| 新株予約権付社債利息 | |
| その他の支払利息 | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 貸倒引当金繰入額 | |
| その他の経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 固定資産処分益 | |
| 負ののれん発生益 | |
| その他の特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 固定資産処分損 | |
| 減損損失 | |
| その他の特別損失 | |
| 税金等調整前当期純利益 | |
| （又は税金等調整前当期純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 当期純利益 | |
| （又は当期純損失） | |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | |
| （又は非支配株主に帰属する当期純損失） | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | |
| （又は親会社株主に帰属する当期純損失） | |

（記載上の注意）

1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴ 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及びその確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵ 収益を理解するための基礎となる情報

⑶ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2 次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴ １株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（純単位）

(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

3 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4 特定取引収益及び特定取引費用の金額は、子会社等が銀行法施行規則第13条の６の３その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

8 細部科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

9 業務報告書に定める連結包括利益計算書における包括利益の金額を注記すること。

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| 貸出金利息 | |
| 有価証券利息配当金 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | |
| 買現先利息 | |
| 債券貸借取引受入利息 | |
| 預け金利息 | |
| その他の受入利息 | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 貸倒引当金戻入益 | |
| 償却債権取立益 | |
| その他の経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| 預金利息 | |
| 譲渡性預金利息 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | |
| 売現先利息 | |
| 債券貸借取引支払利息 | |
| コマーシャル・ペーパー利息 | |
| 借用金利息 | |
| 短期社債利息 | |
| 社債利息 | |
| 新株予約権付社債利息 | |
| その他の支払利息 | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 貸倒引当金繰入額 | |
| その他の経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 固定資産処分益 | |
| 負ののれん発生益 | |
| その他の特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 固定資産処分損 | |
| 減損損失 | |
| その他の特別損失 | |
| 税金等調整前当期純利益 | |
| （又は税金等調整前当期純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 当期純利益 | |
| （又は当期純損失） | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | |
| （又は親会社株主に帰属する当期純損失） | |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | |
| （又は非支配株主に帰属する当期純損失） | |
| その他の包括利益 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 為替換算調整勘定 | |
| 退職給付に係る調整額 | |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | |
| 包括利益 | |
| 親会社株主に係る包括利益 | |
| 非支配株主に係る包括利益 | |

（記載上の注意）

1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)まで に掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2 次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) １株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（銀単位）

(2) 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

3 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4 特定取引収益及び特定取引費用の金額は、子会社等が銀行法施行規則第13条の６の３その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益をしくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記

載すること。
8　勘定科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
9　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

第2　第　　期　決　算　公　告（要旨）
年　月　日

住　所
銀行持株会社名
代表取締役又は代表執行役　　氏　名

（記載上の注意）
1　連結貸借対照表及び連結損益計算書に注記すべき事項については、連結損益計算書の次に一括して記載することができる。
2　業務報告書において連結損益及び包括利益計算書を記載する銀行持株会社は、この様式中に定める記載事項のうち、「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。
3　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準に従った「連結貸借対照表」及び「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」（当該企業会計の基準において「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」がない場合にあっては、これらに類する記載）を要約して、この様式第2中の記載事項を記載するものとする。ただし、「連結貸借対照表」中の記載上の注意1(6)に掲げる事項は、省に注記すること。

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | | 預金 | |
| コールローン及び買入手形 | | 譲渡性預金 | |
| 買現先勘定 | | コールマネー及び売渡手形 | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 売現先勘定 | |
| 買入金銭債権 | | 債券貸借取引受入担保金 | |
| 特定取引資産 | | コマーシャル・ペーパー | |
| 商品有価証券 | | 特定取引負債 | |
| 金銭の信託 | | 借用金 | |
| 有価証券 | | 外国為替 | |
| 貸出金 | | 短期社債 | |
| 外国為替 | | 社債 | |
| その他資産 | | 新株予約権付社債 | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| 無形固定資産 | | 賞与引当金 | |
| 退職給付に係る資産 | | 役員賞与引当金 | |
| 繰延税金資産 | | 退職給付に係る負債 | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | 役員退職慰労引当金 | |
| 支払承諾見返 | | 特別法上の引当金 | |
| 貸倒引当金 | △ | 繰延税金負債 | |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| | | 支払承諾 | |
| | | 負債の部合計 | |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資本金 | |
| | | 新株式申込証拠金 | |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 利益剰余金 | |
| | | 自己株式 | △ |
| | | 自己株式申込証拠金 | |
| | | 株主資本合計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | |
| | | 繰延ヘッジ損益 | |
| | | 土地再評価差額金 | |
| | | 為替換算調整勘定 | |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | |
| | | その他の包括利益累計額合計 | |
| | | 株式引受権 | |
| | | 新株予約権 | |
| | | 非支配株主持分 | |
| | | 純資産の部合計 | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
(1)　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④　当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別
(2)　土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
(3)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の２第１項第５号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第34条の26第１項第４号ロ）による。
(4)　銀行法施行規則第56条の10第１項第４号に規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社は第一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行等を子会社とする銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）
(5)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
(6)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額
(7)　次に掲げる１株当たり情報に関する事項
①　１株当たりの純資産額（銭単位）
②　銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨
(8)　連結会計期間の末日後、連結会社又は持分法が適用される非連結の子会社等の当連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。）
2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
3　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その営業及び収益その他の様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る営業及び収益の状態を明らかにするために必要があるときは、その営業及び収益の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

連結損益計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益（又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） | |
| 税引前当期純利益 | |

| |
|---|
| （又は税引前当期純損失） |
| 法人税、住民税及び事業税 |
| 法人税等調整額 |
| 法人税等合計 |
| 当期純利益 |
| （又は当期純損失） |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |
| （又は非支配株主に帰属する当期純損失） |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |
| （又は親会社株主に帰属する当期純損失） |

（記載上の注意）

1　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（講単位）

(2)　銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該旨令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

4　業務報告書に定める連結包括利益計算書における包括利益の金額を注記すること。

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

（「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合）

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益 | |
| （又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税金等調整前当期純利益 | |
| （又は税金等調整前当期純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 当期純利益 | |
| （又は当期純損失） | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | |
| （又は親会社株主に帰属する当期純損失） | |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | |
| （又は非支配株主に帰属する当期純損失） | |
| その他の包括利益 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 為替換算調整勘定 | |
| 退職給付に係る調整額 | |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | |
| 包括利益 | |
| 親会社株主に係る包括利益 | |
| 非支配株主に係る包括利益 | |

（記載上の注意）

1　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（講単位）

(2)　銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　銀行持株会社及びその子会社等のうち事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該旨令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

別紙様式第14号（第34条の28第1項関係）

別紙様式第14号（第34条の28第1項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業報告

（記載上の注意）

1　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

2　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載すること。

3　この様式中の表及び各項目の「（記載上の注意）」に定める内容が含まれていれば、適宜欄を追加してその他関連内容を記載し、又は様式中の表の形式によらないでも差し支えない。また、様式で規定する項目の記載順序を変更することや、異なる項目を一つの項目にまとめて記載しても差し支えない。

4　金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載項目と類似・関連する項目について、実質的に同一の内容と解される場合には、有価証券報告書で規定されている用語を用いても差し支えない。

5　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①　子会社　銀行法第２条第８項に規定する子会社をいう。

②　子会社等　銀行法第52条の25に規定する子会社等をいう。

③　子法人等　銀行法施行令第４条の２第２項に規定する子法人等のうち、銀行法第２条第８項に規定する子会社を除いたものをいう。

④　関連法人等　銀行法施行令第４条の２第３項に規定する関連法人等をいう。

⑤　完全子会社等　会社法第847条の３第２項第２号に規定する完全子会社等をいう。

⑥　親会社等　会社法第２条第１項第４号の２に規定する親会社等をいう。

6　銀行持株会社が当該事業年度に係る会社法施行規則第２条第３項第71号に規定する連結計算書類の作成会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち、「１　当社の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)事務所の状況」、「(5)設備投資の状況」及び「(6)その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行持株会社及びその子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「１　当社の現況に関する事項」

中「(2)財産及び損益の状況」については、当社に関する事項をも記載すること。

7　当該事業年度の末日において公開会社でない銀行持株会社は、この様式中に定める記載事項のうち「1　当社の現況に関する事項」、「2　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項」、「3　社外役員に関する事項」、「4　当社の株式に関する事項」及び「5　当社の新株予約権等に関する事項」については、記載を省略できるものとする。ただし、当該銀行持株会社は、この様式中に定める記載事項のうち事業報告で記載を省略した事項については、業務報告書（銀行法施行規則別紙様式第12号。以下同じ。）に同一内容の記載がある事項を除き、業務報告書に追加して記載すること。

1　当社の現況に関する事項

(1)　事業の経過及び成果等

（記載上の注意）

1　銀行持株会社の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行持株会社のその事業年度における事業の経過及び成果（子会社等に係るものを含む。）を記載すること。

2　銀行持株会社が対処すべき課題を記載すること。

3　企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)　企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果（主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント若しくは報告セグメント別）、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

(2)　財産及び損益の状況

〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕　（単位：百万円）

| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当額 | | | | |
| 銀行業を営む子会社 | | | | |
| その他の子会社 | | | | |
| 当期純利益（又は当期純損失） | | | | |

| 1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失） | 円銭 | 円銭 | 円銭 | 円銭 |
|---|---|---|---|---|
| 総資産 | | | | |
| 銀行業を営む子会社株式等 | | | | |
| その他の子会社株式等 | | | | |

（記載上の注意）

1　記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。

2　必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。

3　必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

4　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下4において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

5　1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ　企業集団の財産及び損益の状況　（単位：百万円）

| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 経常収益 | | | | |
| 経常利益 | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | |
| 包括利益 | | | | |
| 純資産額 | | | | |
| 総資産 | | | | |

（記載上の注意）

1　表題を「(2)　企業集団及び当社の財産及び損益の状況」とすること。

2　記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。

3　必要がある場合は、4連結会計年度以前の連結会計年度についても記載すること。

4　必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

5　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

6　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、本表中の項目等によらず、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載すれば足りる。

ロ　当社の財産及び損益の状況　（単位：百万円）

| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当額 | | | | |
| 銀行業を営む子会社 | | | | |
| その他の子会社 | | | | |

| 当期純利益（又は当期純損失） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失） | 円銭 | 円銭 | 円銭 | 円銭 |
| 総資産 | | | | |
| 銀行業を営む子会社株式等 | | | | |
| その他の子会社株式等 | | | | |

（記載上の注意）

1　記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。

2　必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。

3　必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

4　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下4において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

5　1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

(3)　使用人の状況

〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕

| | 当年度末 |
|---|---|
| 従用人数 | 人 |
| 平均年齢 | 年 月 |
| 平均勤続年数 | 年 月 |
| 平均給与月額 | 千円 |

(記載上の注意)
使用人は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。
(企業集団の状況について記載する場合)

| | 当年度末 | |
|---|---|---|
| | 銀行業 | ・・・・事業 |
| 従用人数 | 人 | 人 |

(記載上の注意)
1 表題を「(3)企業集団の従用人の状況」とすること。
2 適宜欄を設け、銀行持株会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の従用人数(従業者数で可)を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の従用人数は記載を要しない。
3 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。
(4) 事務所の状況
[銀行持株会社の状況について記載する場合]

| 事務所名 | 所在地 | 設置年月日 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |

[企業集団の状況について記載する場合]
イ 銀行業
ロ ・・・事業
(記載上の注意)
1 表題を「(4) 企業集団の主要な営業所等の状況」とすること。
2 銀行業以外のその他の事業の記載にあたっては、適宜項目(ロ、ハ、ニ等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社及びその主要な営業所を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。
(5) 設備投資の状況
[銀行持株会社の状況について記載する場合]
イ 設備投資の総額 (単位:百万円)

| 設備投資の総額 | |
|---|---|

(記載上の注意)
当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
ロ 重要な設備の新設等 (単位:百万円)

| 内容 | 金額 |
|---|---|
| | |

(記載上の注意)
当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
[企業集団の状況について記載する場合]
(記載上の注意)
1 表題を「(5) 企業集団の設備投資の状況」とすること。
2 銀行持株会社並びに子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の設備投資の状況を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については、記載を要しない。
3 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
4 当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
(6) 重要な親会社及び子会社等の状況
イ 親会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 資本金 | 親会社が有する当社の議決権比率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 百万円 | % | |

ロ 子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 百万円 | % | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(記載上の注意)
1 親会社及び子会社等のうち、重要なものについて記載すること。
2 銀行持株会社と親会社との間に銀行持株会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を「イ 親会社の状況」中の「その他」に記載すること。
3 重要な業務提携の概況を付記すること。
(7) 主要な借入先

| 借入先 | 借入金残高 | 当社への出資状況 | |
|---|---|---|---|
| | | 持株数 | 議決権比率 |
| | 百万円 | 千株 | % |

(8) 事業譲渡等の状況

| 事業譲渡等の日付 | 事業譲渡等の状況 |
|---|---|
| | |

(記載上の注意)
次に掲げる事項について記載すること。
1 重要な事業譲渡、吸収合併及び新設分割
2 他の会社(外国会社を含む。)の事業の譲受けのうち重要なもの
3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は株予約権等の権等(会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)の取得又は処分のうち重要なもの
4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該銀行持株会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
(9) その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項
(記載上の注意)
1 その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項があるときは、その内容を記載すること。
2 当社の企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。
2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項
(1) 会社役員の状況 (年度末現在)

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(記載上の注意)
1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び9を除く。)。
2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、辞任した旨又は解任された旨、会社法第343条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があるときは、その意見の内容及び同法第342条の2第2項又は第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)。
3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
4 取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。
5 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
6 監査等委員若しくは監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査等委員若しくは当該監査委員に就いている取締役又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。
7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

① 銀行持株会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

② 銀行持株会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

8 その他会社役員に関する重要な事項を欄外に記載すること。

(2) 会社役員に対する報酬等 (単位：百万円)

| 区分 | 支給人数 | 報酬等 |
|---|---|---|
| 取締役 | | |
| 会計参与 | | |
| 監査役 | | |
| 執行役 | | |
| 計 | | |

(記載上の注意)

1 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。

2 取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等（会社法施行規則第38条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第38条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。）を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。

3 報酬等が業績連動報酬等を含む場合には、次に掲げる事項についても欄外に記載すること。

① 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標（会社法施行規則第38条の5第2号に規定する業績指標をいう。以下同じ。）の内容及び当該業績指標を選定した理由

② 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法

③ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた①の業績指標に関する実績

4 報酬等が非金銭報酬等を含む場合には、当該非金銭報酬等の内容についても欄外に記載すること。

5 報酬以外の金額については、その金額（非金銭報酬等を除く）を「報酬等」の欄に括弧内書すること。

6 会社役員（当該会社を除く。）が当該銀行持株会社の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等の金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。

7 会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めがある場合には、当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日、当該定めの内容の概要及び当該定めに係る会社役員の人数を欄外に記載すること。会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、記載を要しない。

8 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

9 会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めているときは、当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要及び当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあっては、会社法第404条第2項第1号に規定する執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針におうものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあっては、報酬委員会）が判断した理由を記載すること。

10 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（9に規定する方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない銀行持株会社については、記載を省略することができる。

11 取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨を欄外に記載するとともに、当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における銀行における地位及び担当、委任された権限の内容、権限を委任した理由、権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、記載を要しない。

(3) 責任限定契約

| 氏名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

| 会社役員の氏名 | 補償契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

1 補償契約とは、会社法第430条の2第1項に規定する契約をいう。以下同じ。

2 会社役員は、銀行持株会社との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役を記載すること。

3 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

| 会社役員の氏名 | 補償契約の履行等に関する事項 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

1 会社役員は、銀行持株会社との間で補償契約を締結し又は締結していた役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。

2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

① 補償契約に基づき当該会社役員に対して会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した銀行持株会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したことは責任を負うことを知ったときは、その旨

② 当該事業年度において、銀行持株会社が当該会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

| 被保険者の範囲 | 役員等賠償責任保険契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)

1 銀行持株会社が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する保険契約をいう。）を締結している場合に、該当事項を記載すること。

2 「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である銀行持株会社の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（(3)及び(4)を除く。）。

(1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏名 | 兼職その他の状況 |
|---|---|
| | |
| | |

| | |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

（記載上の注意）
1　社外役員が他の法人等の業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）であることが重要な兼職（同令第121条第８号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する場合は、銀行持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。
2　社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、銀行持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。
3　社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行持株会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。
①　銀行持株会社の親会社等（自然人であるものに限る。）
②　銀行持株会社又は銀行持株会社の特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号に規定する特定関係事業者をいう。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）

(2)　社外役員の主な活動状況

| 氏　　名 | 在任期間 | 取締役会への出席状況 | 取締役会における発言その他の活動状況 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

（記載上の注意）
1　本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあっては、次に定めるものを含む。

①　監査役会設置会社の社外監査役　監査役会
②　監査等委員会設置会社の監査等委員　監査等委員会
③　指名委員会等設置会社の監査委員　監査委員会

2　「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。
①　当該社外役員の意見により銀行持株会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容（重要でないものを除く。）
②　銀行持株会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行（当該社外役員が社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行）が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要
③　当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（①及び②に掲げる事項を除く。）

(3)　社外役員に対する報酬等　　（単位：百万円）

| | 支 給 人 数 | 当社からの報酬等 | 当社の親会社等からの報酬等 |
|---|---|---|---|
| 報酬等の合計 | | | |

（記載上の注意）
1　報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。
2　社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第５号ロ又はハにより、適正意見のうえ記載することもできる。また、同条第６号に規定する報酬等についても記載すること。
3　銀行持株会社の社外役員に対する報酬以外の金額については、その金額を「当社からの報酬等」の欄に括弧内書すること。
4　銀行持株会社の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
5　「当社の親会社等からの報酬等」については、次の①又は②に掲げる場合の区分ごとに、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること（社外役員であった期間に受けたものに限る。）。
①　銀行持株会社に親会社等がある場合　当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該銀行持株会社を除く。）
②　銀行持株会社に親会社等がない場合　銀行持株会社の子会社又は子法人等

(4)　社外役員の意見

| 氏　　名 | 社 外 役 員 の 意 見 の 内 容 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

（記載上の注意）
「3　社外役員に関する事項」の(1)から(4)に掲げる内容に対して社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載すること。

4　当社の株式に関する事項
(1)　株式数　　発行可能株式総数　　千株
　　発行済株式の総数　　千株
(2)　当年度末株主数　　名
(3)　大株主

| 株主の氏名又は名称 | 当 社 へ の 出 資 状 況 | |
|---|---|---|
| | 持 株 数 等 | 持 株 比 率 |
| | 千株 | % |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

（記載上の注意）
1　当該事業年度の末日において発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主について、持株数の順に記載すること。
2　種類株式発行会社（剰余金の配当その他の会社法第108条第１項各号に掲げる事項について内容の異なる２以上の種類の株式を発行する会社をいう。）にあっては、(1)から(3)までをそれぞれ株式の種類ごとに記載すること。
3　その他株式に関する重要な事項を記載すること。

(4)　役員保有株式

| | 株式の交付を受けた者の人数 | 株式の数（株式の種類及び種類ごとの数） |
|---|---|---|
| 取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除き、執行役を含む。） | | |
| 社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。） | | |
| 監査等委員である取締役 | | |
| 会計参与及び監査役 | | |

（記載上の注意）
当該事業年度中に銀行持株会社の会社役員（当該事業年度に会社役員であった者を含む。）に対して当社が交付した当社の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、当社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに交付した当社の株式を含む。）がある場合には、株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）及び株式の交付を受けた者の人数を記載すること。

5　当社の新株予約権等に関する事項
(1)　事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を有する者の人数 |
|---|---|---|
| 取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役 | | |
| 社外取締役（監査等委員であるものを除く。） | | |

| | | |
|---|---|---|
| 監査等委員である取締役 | | |
| 会計参与及び監査役 | | |

(記載上の注意)
1　会社役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。
2　新株予約権等は、銀行持株会社が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り、銀行持株会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えてする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに銀行が交付した新株予約権等を含む。

(2)　事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を交付した者の人数 |
|---|---|---|
| 使用人 | | |
| 子会社及び子法人等の会社役員及び使用人 | | |

(記載上の注意)
1　銀行持株会社が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り記載すること。
2　「使用人」とは、当該銀行持株会社の会社役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。
3　「子会社及び子法人等の会社役員及び使用人」とは、当該銀行持株会社の会社役員又は使用人を兼ねている子会社の会社役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の会社役員及び使用人をいうものとする。
4　その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

6　会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

(記載上の注意)
1　会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行持株会社の監査の職務を行った指定社員（公認会計士法第34条の10の４に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。

2　報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。
3　次に掲げる事項を「その他」に記載すること。
①　報酬等について監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が会社法第399条第１項の同意をした理由
②　会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務をいう。以下同じ。）の内容
③　会計監査人が過去２年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項（銀行持株会社が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。）
④　会計監査人が現に業務の停止を受けその停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
4　辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」に次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）を記載すること。
①　会社法第340条第３項の理由があるときは、その理由
②　会社法第345条第５項において読み替えて準用する同条第１項の意見があるときは、その意見の内容
③　会社法第345条第５項において読み替えて準用する同条第２項の理由又は意見があるときは、その理由又は意見
5　会社法第444条第３項に規定する大会社である場合には、銀行持株会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、当該銀行持株会社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。ただし、この額は当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。

(2)　責任限定契約

| 氏名又は名称 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |

(記載上の注意)
会計監査人と銀行持株会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(3)　補償契約
イ　在任中の会計監査人との間の補償契約

| 会計監査人の氏名又は名称 | 補償契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)
1　銀行持株会社が、会計監査人との間で補償契約を締結している場合に記載すること。
2　「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

| 会計監査人の氏名又は名称 | 補償契約の履行等に関する事項 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

(記載上の注意)
1　会計監査人は、銀行持株会社との間で補償契約を締結し又は締結していた会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。
2　「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
①　補償契約に基づき当該会計監査人に対して会社法第430条の２第１項第１号に掲げる費用を補填した銀行持株会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
②　当該事業年度において、銀行持株会社が当該会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の２第１項第２号に掲げる損失を補填したときは、その旨及び補填した金額

(4)　会計監査人に関するその他の事項
イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
ロ　会社法第444条第３項に規定する大会社である場合には、銀行持株会社の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の２第５項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行持株会社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実
(記載上の注意)
当該事業年度の末日において公開会社でない銀行持株会社は、以下の事項について、記載を省略できるものとする。ただし、当該事項については、業務報告書に追加して記載すること。
①　当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
②　会計監査人に対して非監査業務の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容
③　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
(記載上の注意)
財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第118条第３号の規定に従い記載すること。

8　業務の適正を確保する体制
(記載上の注意)
次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。
1　会社法第348条第３項第４号に規定する体制
2　会社法第362条第４項第６号に規定する体制
3　会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに規定する体制
4　会社法第416条第１項第１号ロ及びホに規定する体制

9　特定完全子会社に関する事項
(記載上の注意)
銀行持株会社（当該事業年度の末日において、その完全親会社等（会社法第847条の３第２項に規定する完全親会社等をいう。）があるものを除く。）に特定完全子会社（当該事業年度の末日において、当該銀行持株会社及びその完全子会社等（同法第847条の３第３項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下において同じ。）における当該銀行持株会社のある完全

子会社等（株式会社に限る。）の株式の帳簿価額が当該銀行持株会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の５分の１（同法第847条の３第４項の規定により５分の１を下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。）がある場合には、会社法施行規則第118条第４号の規定に従い記載すること。

10　親会社等との間の取引に関する事項

（記載上の注意）

銀行持株会社とその親会社等との間の取引（当該銀行持株会社と第三者との間の取引で当該銀行持株会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該銀行持株会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第１項に規定する注記を要するもの（同規ただし書の規定により同項第４号から第６号まで及び第８号に掲げる事項を省略するものを除く。）がある場合には、会社法施行規則第118条第５号の規定に従い記載すること。

11　会計参与に関する事項

(1)　責任限定契約

| 氏名又は名称 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |

（記載上の注意）

会計参与と銀行持株会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(2)　補償契約

イ　在任中の会計参与との間の補償契約

| 会計参与の氏名又は名称 | 補償契約の内容の概要 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

（記載上の注意）

1　銀行持株会社が、会計参与との間で補償契約を締結している場合に記載すること。

2　「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

| 会計参与の氏名又は名称 | 補償契約の履行等に関する事項 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

（記載上の注意）

1　会計参与は、銀行持株会社との間で補償契約を締結し又は締結していた会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。

2　「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

①　補償契約に基づき当該会計参与に対して会社法第430条の２第１項第１号に掲げる費用を補填した銀行が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し故令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

②　当該事業年度において、銀行持株会社が当該会計参与に対して補償契約に基づき会社法第430条の２第１項第２号に掲げる額を補填したときは、その旨及び補填した金額

12　その他

（記載上の注意）

1　会社法第459条第１項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針を記載すること。

2　その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

別紙様式第１５号（第３４条の２８第２項関係）

別紙様式第15号（第34条の28第２項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　附属明細書

年　月　日作成
年　月　日提出

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

（記載上の注意）

1　指名委員会等設置会社にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

3　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載すること。

4　当該事業年度の末日において公開会社でない銀行持株会社は、「２　事業報告に関する事項」については、記載を省略することができるものとする。ただし、当該事項については、業務報告書に追加して記載すること。

1　計算書類に関する事項

(1)　有形固定資産及び無形固定資産　（単位：百万円）

| 種　類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産 | | | | | | | % |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| 長期前払費用 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

（記載上の注意）

1　当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

2　償却累計率は、取得価額に対する減損損失累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。

(2)　引当金　（単位：百万円）

| 区　分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 目的使用 | 当期減少額 その他 | 当期末残高 | 計上理由及び算定方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 貸倒引当金 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

（記載上の注意）

1　計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

2　当期首又は当期末に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第54条の３第１項に規定する準備金等（以下「引当金等」という。）について、各引当金等の設置目的ごとの科目の区分により設置すること。

3　「当期減少額」欄のうち「目的使用」欄には、各引当金の設置目的である支出の事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

4　「当期減少額」欄のうち「その他」欄には目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

(3)　営業経費　（単位：百万円）

| 区　分 | 金　額 |
|---|---|
| 給料・手当 | |
| 退職給付費用 | |
| 福利厚生費 | |
| 減価償却費 | |
| 土地建物機械賃借料 | |
| 営繕費 | |
| 消耗品費 | |
| 給水光熱費 | |
| 旅費 | |
| 通信費 | |
| 広告宣伝費 | |
| 諸会費・寄付金・交際費 | |
| 租税公課 | |
| その他 | |
| 計 | |

（記載上の注意）

監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては監査委員）が監査をするについて、参考となるように記載すること

と。

(d)　その他の重要な事項

（記載上の注意）

1　法第52条の2第1項に規定する基準を満たす銀行持株会社の子会社に対する貸付金及び当該基準を満たす資産（第1条の3の2第2項に基づき金融庁長官が定めるものに限る。）の額を記載すること。ただし、同項に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社のみが記載を行えば足りる。

2　その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2　事業報告に関する事項

(1)　会社役員の兼職の状況

| 区　分 | 氏　名 | 兼職法人等名 | 役　職 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

（記載上の注意）

1　本表における「会社役員」とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。

2　取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する者の兼職の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、銀行法第7条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

3　監査役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。

4　兼職する他の法人等が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(2)　その他の重要な事項

（記載上の注意）

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

別紙様式第16号（第34条の34第6号関係）

別紙様式第16号（第34条の34第6号関係）

（日本産業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる事務所の所在地

名　　称

氏　　名

| | 価　額 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 資　産 | | |
| 現金・預金 | | |
| 有価証券 | | |
| 未収入金 | | |
| 貸付金 | | |
| 土地 | | |
| 建物 | | |
| 動産 | | |
| 権利 | | |
| 貸倒引当金 | △ | |
| その他 | | |
| 計(A) | | |
| 負　債 | | |
| 借入金 | | |
| 未払金 | | |
| 前受金 | | |
| その他 | | |
| 計(B) | | |
| (A)－(B) | | |

（記載上の注意）

1　この調書は、許可申請者が個人である場合にのみ、記入すること。法第52条の37第1項に規定する申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　単位は、千円とすること。当該単位未満は切り捨てること。

3　資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、中間日の前年の12月31日における残高を記載すること。

4　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。

5　土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

ただし、借入金により取得した居住用（事業用を兼ねる場合を含む。）の土地又は建物にあっては、次により計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載すること。

「土地」又は「建物」の価額＝

居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価格 × 取得時の自己資金 / 取得時の借入金＋取得時の自己資金 × 居住用面積 / 居住用面積＋事業用面積

＋

居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価格 × 事業用面積 / 居住用面積＋事業用面積

「借入金」の価額＝算出日の借入金の価額 × 事業用面積 / 居住用面積＋事業用面積

6　定例引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

7　「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

別紙様式第17号（第34条の40第1項関係）

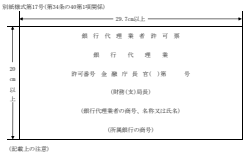


（記載上の注意）

1　「所属銀行の商号」には、所属銀行（銀行法第2条第16項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。二以上の所属銀行があるときは、全ての所属銀行の商号を記載すること。

2　銀行法第52条の36の2第1項に規定する銀行等が銀行代理業を営む場合にあっては、許可番号に代えて、同条の規定により銀行代理業を営む者である旨を表示すること。

3　銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、銀行法第52条の36第1項の許可を受けず銀行代理業を営むこととできる者にあっては、「銀行代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第2条第1項の規定により銀行法第52条の36第1項の許可を受けず銀行代理業を営む者である旨を表示すること。

4　改正法附則第3条第1項の規定により銀行法第52条の36第1項の許可を受けたものとみなされる者にあっては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、改正法附則第3条第1項の規定により銀行法第52条の36第1項の許可を受けたものとみなされた銀行代理業者である旨を表示すること。

5　金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の2第1項（同法第67条において準用する場合を含む。以下3において同じ。）の規定により銀行法第52条の36第1項の許可を受けたものとみなされる者にあっては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の2第1項の規定により銀行法第52条の36第1項の許可を受けたものとみなされた銀行代理業者である旨を表示すること。

別紙様式第17号（第34条の40第1項関係）

別紙様式第18号（第34条の59第1項関係）

（日本産業規格A4）

銀行代理業に関する報告書
（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）
本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1　許可年月日及び許可番号

2　銀行代理業の概況
（記載上の注意）
直近の事業年度における銀行代理業の経過及び成果を記載すること。

3　所属銀行等

| 所属銀行名 | 銀行代理業再委託者名 | | 銀行代理業の業務の内容 |
|---|---|---|---|
| | 業務契約年月日 | 再委託契約年月日 | |
| | | | |
| | | | |

（記載上の注意）
1　「所属銀行名」欄は、当期末現在における所属銀行（銀行法第2条第16項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。
2　「銀行代理業再委託者名」欄は、銀行代理業再委託者（銀行法第52条の58第2項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて銀行代理業を営むときに限り、当該銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び銀行代理業の許可番号を記載すること。
3　「銀行代理業の業務の内容」欄は、所属銀行のために行う銀行代理業の業務の内容を記載すること。
4　法第52条の37第1項に規定する申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

4　使用人の状況

| | 使用人 |
|---|---|
| 総数 | 名 |

（記載上の注意）
1　本表は、当期末における銀行代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。
2　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5　事務所の状況

| 名称 | 所在地 | 所属銀行名 | 銀行代理業の業務の内容 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

（記載上の注意）
1　「所属銀行名」欄及び「銀行代理業の業務の内容」欄は、事務所において複数の所属銀行のために銀行代理業を営むときは、当該所属銀行ごとに記載すること。
2　適宜地区別に区分して記載すること。

6　銀行代理業の実施状況
(1)　預金関係
①代理　（単位：千円、件）

| 所属銀行名 | 流動性預金 | | うち当座預金 | | 定期性預金 | | 合計（その他を含む。） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

（記載上の注意）
当期末における預金の口座数及び残高を所属銀行ごとに記載すること。

②媒介　（単位：件）

| 所属銀行名 | 流動性預金 | うち当座預金 | 定期性預金 | 合計（その他を含む。） |
|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | | | | |

（記載上の注意）
「件数」欄は、銀行法第2条第14項第1号に規定する契約の締結の媒介を行ったもの

のうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属銀行ごとに記載すること。

(2)　貸出金関係
①代理　（単位：千円、件）

| 所属銀行名 | 消費者向け貸出金 | | 事業者向け貸出金 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 残高 | 件数 | 残高 | 件数 | 残高 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

（記載上の注意）
当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属銀行ごとに記載すること。

②媒介　（単位：千円、件）

| 所属銀行名 | 消費者向け貸出金 | | 事業者向け貸出金 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 媒介額 | 件数 | 媒介額 | 件数 | 媒介額 |
| | | | （　） | （　） | | |
| | | | （　） | （　） | | |
| 合計 | | | （　） | （　） | | |

（記載上の注意）
1　当期中における銀行法第2条第14項第2号に規定する契約の締結の媒介を行った件数及び媒介額を所属銀行ごとに記載すること。
2　「件数」欄は、媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。
3　「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
4　「件数」及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（銀行法施行規則第34条の37第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

(3)　為替取引関係　（単位：件）

| 所属銀行名 | 代理 | 媒介 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

（記載上の注意）
1　「代理」欄は、当期中における銀行法第2条第14項第3号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。
2　「媒介」欄は、当期中における銀行法第2条第14項第3号に規定する契約の締結の媒

介行為を行った契約件数を記載すること。

(4)　手数料の状況　（単位：千円）

| 所属銀行名 | 手数料 |
|---|---|
| | |
| | |
| 合計 | |

（記載上の注意）
「手数料」欄は、当期中に所属銀行（銀行代理業再受託者（法第52条の58第2項に規定する銀行代理業再受託者をいう。）にあっては、銀行代理業再委託者）から得た銀行代理業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第１９号（第３４条の５９第１項関係）

別紙様式第19号（第34条の59第1項関係）

（日本産業規格A4）

銀行代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代　表　者　氏　名

（記載上の注意）

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1　許可年月日及び許可番号

（記載上の注意）

銀行法第52条の60の2第1項に規定する銀行等が銀行代理業を営む場合にあっては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により銀行代理業を営む者である旨を記載すること。

2　銀行代理業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における銀行代理業の経過及び成果を記載すること。

3　所属銀行等

| 所属銀行名 | | 銀行代理業再委託者名 | | 銀行代理業の業務の内容 |
|---|---|---|---|---|
| | 委託契約年月日 | | 再委託契約年月日 | |
| | | | | |
| | | | | |

（記載上の注意）

1　「所属銀行名」欄は、当期末現在における所属銀行（銀行法第2条第16項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。

2　「銀行代理業再委託者名」欄は、銀行代理業再委託者（銀行法第52条の58第2項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて銀行代理業を営むときに限り、当該銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び銀行代理業の許可番号を記載すること。

3　「銀行代理業の業務の内容」欄は、所属銀行のために行う銀行代理業の業務の内容を記載すること。

4　法第52条の37第1項に規定する申請書に、旧氏及びルを併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及びルを変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及びルを括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及びルのみを記載することができる。

4　役員及び使用人の状況

| 役員 | | | 使用人 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 総数 | 名 | うち非常勤 | 名 | 名 |

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における銀行代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の取り扱いに注記すること。

2　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5　営業所又は事務所の状況

| 名称 | 所在地 | 使用人 | 所属銀行名 | 銀行代理業の業務の内容 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

（記載上の注意）

1　「所属銀行名」欄及び「銀行代理業の業務の内容」欄は、営業所又は事務所において複数の所属銀行のために銀行代理業を営むときは、当該所属銀行ごとに記載すること。

2　適宜地区別に区分して記載すること。

6　銀行代理業の実施状況

(1)　預金関係

①代理　（単位：千円、件）

| 所属銀行名 | 流動性預金 | | うち当座預金 | | 定期性預金 | | 合計（その他を含む。） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

（記載上の注意）

当期末における預金の口座数及び残高を所属銀行ごとに記載すること。

②媒介　（単位：件）

| 所属銀行名 | 流動性預金 | | うち当座預金 | | 定期性預金 | | 合計（その他を含む。） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | | 件数 | | 件数 | | 件数 | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

（記載上の注意）

「件数」欄は、銀行法第2条第14項第1号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属銀行ごとに記載すること。

(2)　貸出金関係

①代理　（単位：千円、件）

| 所属銀行名 | 消費者向け貸出金 | | 事業者向け貸出金 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 残高 | 件数 | 残高 | 件数 | 残高 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

（記載上の注意）

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属銀行ごとに記載すること。

②媒介　（単位：千円、件）

| 所属銀行名 | 消費者向け貸出金 | | 事業者向け貸出金 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 媒介額 | 件数 | 媒介額 | 件数 | 媒介額 |
| | | | （　） | （　） | | |
| | | | （　） | （　） | | |
| 合計 | | | （　） | （　） | | |

（記載上の注意）

1　当期中における銀行法第2条第14項第1号に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を所属銀行ごとに記載すること。

2　「件数」欄は、媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。

3　「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額を記載すること。

4　「件数」及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（銀行法施行規則第34条の37第6号へに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

(3)　為替取引関係　（単位：件）

| 所属銀行名 | 代理 | 媒介 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

（記載上の注意）

1　「代理」欄は、当期中における銀行法第2条第14項第3号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。

2　「媒介」欄は、当期中における銀行法第2条第14項第3号に規定する契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

(4)　手数料の状況　（単位：千円）

| 所属銀行名 | 手数料 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| 合計 | |

（記載上の注意）

「手数料」欄は、当期中に所属銀行（銀行代理業再受託者（法第52条の58第2項に規定する銀行代理業再受託者をいう。）にあっては、銀行代理業再委託者）から得た銀行代理業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第１９号の２（第３４条の６３の１２第１項関係）

別紙様式第19号の2（第34条の63の12第1項関係）

（記載上の注意）
「委託銀行の番号」には、委託銀行の番号を記載すること。二以上の委託銀行があるときは、全ての委託銀行の番号を記載すること。

別紙様式第１９号の３（第３４条の６３の６３第１項関係）

別紙様式第19号の3（第34条の63の63第1項関係）

（日本産業規格Ａ４）

電子決済等取扱業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
の所在地
商号
代表者の氏名

（記載上の注意）
１　本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
２　法第52条の60の４第１項の登録申請書又は法第52条の60の７第２項の規定による届出書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

１　登録年月日及び登録番号

２　電子決済等取扱業の概況

（記載上の注意）
直近の事業年度における電子決済等取扱業の経過及び成果を記載すること。

３　委託銀行

| 委託銀行名 | 委託契約年月日 | 電子決済等取扱業の業務の内容 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |

（記載上の注意）
１　「委託銀行名」欄は、当業未現在における委託銀行の商号を記載すること。
２　「電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、委託銀行のために行う電子決済等取扱業の業務の内容を記載すること。

４　役員及び使用人の状況

| | 役員 | | 使用人 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | うち非常勤 | | |
| 総数 | 名 | 名 | 名 | 名 |

（記載上の注意）
１　本表は、当業末における電子決済等取扱業に従事する役員及び使用人について記載すること。
２　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

５　営業所の状況

| 名称 | 所在地 | 使用人 | 委託銀行名 | 電子決済等取扱業の業務の内容 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |

（記載上の注意）
１　「委託銀行名」欄及び「電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、営業所において複数の委託銀行のために電子決済等取扱業を営むときは、当該委託銀行ごとに記載すること。
２　適宜順区別に区分して記載すること。

６　電子決済等取扱業の実施状況

(1)　法第２条第17項第１号に掲げる行為に係る業務

（単位：件、千円）

| 委託銀行名 | 流動性預金 | | うち当座預金 | | 定期性預金 | | 合計（その他を含む。） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 | 口座数 | 残高 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

（記載上の注意）
当業末における預金の口座数及び残高を委託銀行ごとに記載すること。

(2)　法第２条第17項第２号に掲げる行為に係る業務

（単位：件）

| 委託銀行名 | 流動性預金 | うち当座預金 | 定期性預金 | 合計（その他を含む。） |
|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | | | | |

（記載上の注意）
「件数」欄は、法第２条第17項第２号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を委託銀行ごとに記載すること。

(3) 手数料の状況　　(単位：千円)

| 委託銀行名 | 手　数　料 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| 合　計 | |

(記載上の注意)
「手数料」欄は、当期中に委託銀行から得た電子決済等取扱業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第１９号の４（第３４条の６３の６３第１項関係）

別紙様式第19号の４（第34条の63の63第１項関係）　　(日本産業規格Ａ４)

電子決済等取扱業に関する報告書
（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

国内における
たたき台資産所
の所在地
商号
日本における
代表者の氏名

(記載上の注意)
１　本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
２　法第２条８項１号に規定する登録申請者又は法第２２条の２７第２項の規定による届出書に、当該及び名を含めて記載した者については、これらの書類に記載した当該当該及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「日本における代表者の氏名」を記載する欄に当該当該及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該当該及び名のみを記載することができる。

１　登録年月日及び登録番号
(記載上の注意)
法に相当する外国の法令の規定により当該外国において法第２２条の２の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者であることを表示すること。

２　電子決済等取扱業の概況
(記載上の注意)
直近の事業年度における電子決済等取扱業の経過及び成果を記載すること。

３　委託銀行

| 委託銀行名 | 委託契約年月日 | 電子決済等取扱業の業務の内容 |
|---|---|---|
| | | |

(記載上の注意)
１　「委託銀行名」欄は、当期末現在における委託銀行の商号を記載すること。
２　「電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、委託銀行のために行う電子決済等取扱業の業務の内容を記載すること。

４　役員及び使用人の状況

| | 役　員 | うち非常勤 | 使　用　人 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 総　数 | 名 | 名 | 名 | 名 |

(記載上の注意)
１　本表は、当期末における電子決済等取扱業に従事する役員及び使用人について記載すること。
２　「役員」欄は、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含んだ員数を記載すること。
３　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

５　営業所の状況

| 名　称 | 所　在　地 | 使用人 | 委託銀行名 | 電子決済等取扱業の業務の内容 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(記載上の注意)
１　「委託銀行名」欄及び「電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、営業所において複数の委託銀行のために電子決済等取扱業を営むときは、当該委託銀行ごとに記載すること。
２　適宜地区別に区分して記載すること。
３　国内における営業所についてのみ記載すること。

６　電子決済等取扱業の実施状況
(1) 法第２条第17項第１号に掲げる行為に係る業務

(単位：件、千円)

| 委託銀行名 | 滞留性預金 | | うち当座預金 | | 定期性預金 | | 合　計（その他を含む。） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口座数 | 残　高 | 口座数 | 残　高 | 口座数 | 残　高 | 口座数 | 残　高 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

(記載上の注意)
当期末における預金の口座数及び残高を委託銀行ごとに記載すること。

(2) 法第２条第17項第２号に掲げる行為に係る業務　　(単位：件)

| 委託銀行名 | 滞留性預金 | うち当座預金 | 定期性預金 | 合　計（その他を含む。） |
|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 |
| | | | | |
| | | | | |
| 合　計 | | | | |

(記載上の注意)
「件数」欄は、法第２条第17項第２号に規定する特約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を委託銀行ごとに記載すること。

(3) 手数料の状況　　(単位：千円)

| 委託銀行名 | 手　数　料 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| 合　計 | |

(記載上の注意)
「手数料」欄は、当期中に委託銀行から得た電子決済等取扱業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第２０号（第３４条の６４の４第２号ニ関係）

別紙様式第20号（第34条の64の4第2号ニ関係）

（日本産業規格Ａ４）

財産に関する調書（　年　月　日現在）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

| | 価　額 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 資　産　計(A) | | |
| 負　債　計(B) | | |
| (A)−(B) | | |

（記載上の注意）

1　この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。法第52条の61の3第1項に規定する登録申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

3　(A)及び(B)の価額の算出は、次のとおり行うこと。

(1)　基礎とする資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。

(2)　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記(1)にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている時価格に基づき算出した価額による。

(3)　土地及び建物の価額については、上記(1)にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

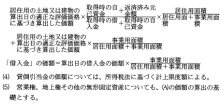

居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格＝基づき算出した価額

取得時の日に返済済み元に基づき　金額
取得時の借入金　取得時の日に返済済み元に基づき　金額
取得時の借入金　取得時の日に返済済み元に基づき　金額
居住用面積
居住用面積＋事業用面積
居住用面積＋事業用面積
居住用面積＋事業用面積

「借入金」の価額＝算出日の借入金の価額＝

事業用面積
居住用面積＋事業用面積

(4)　資産計当金の価額については、所得税法に基づく計上規定額による。

(5)　営業権、地上権その他の無形固定資産についても、(A)の価額の算出の基礎とする。

別紙様式第２１号（第３４条の６４の２１第１項関係）

別紙様式第21号（第34条の64の21第1項関係）

（日本産業規格A4）

電子決済等代行業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

1　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

2　記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

3　法第52条の61の3第1項の規定による登録申請書又は法第52条の61の6第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1　登録年月日及び登録番号

2　電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

3　契約締結銀行

| 契約締結銀行名 | 契約年月日 | 電子決済等代行業の業務の内容 |
|---|---|---|
| | | |

（記載上の注意）

1　「契約締結銀行名」欄は、当期末における契約締結銀行（銀行法第52条の61の10第1項の契約を締結している銀行をいう。以上はいて同じ。）の商号を記載すること。

2　「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結銀行との契約に従って行う電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（銀行法第2条第21項第1号に掲げる行為をいう。以下同じ。なお、同号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4　委託先

| 委託先名 | 所在地 | 委託契約年月日 | 電子決済等代行業の業務の内容 |
|---|---|---|---|
| | | | |

（記載上の注意）

1　本表は、委託先（第34条の64の3第2項第2号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。

2　「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。

3　「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。

4　「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5　電子決済等代行業再委託者数

| 者 |
|---|

（記載上の注意）

当期末において、電子決済等代行業者として第34条の64の9第3項各号の委託を受けている同項の電子決済等代行業再委託者（以下「電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6　使用人の状況

| 総　数 | 使　用　人 |
|---|---|
| | 名 |

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における電子決済等代行業に従事する使用人について記載すること。

2　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7　事務所の状況

| 名　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| | |

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における電子決済等代行業を営む事務所について記載すること。

2　適宜、地区別に区分して記載すること。

8　電子決済等代行業の実施状況

（単位：件、者）

| 決済指図伝達 | | 口座情報の取得・提供 |
|---|---|---|
| 契約件数又は利用者数 | 決済指図伝達の件数（為替取引に至らなかった件数を含むか否か） | 契約件数又は利用者数 |
| | （　） | |

（記載上の注意）

1　「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（銀行法第2条第21項第1号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、

当該電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う電子決済等代行業再委託者や電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別取引のみが継続される場合には個別契約。以下同じ。）の作成又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が銀行法第2条第21項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の（　）内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含む」、含まない場合は「否」）を記載すること。

3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等（銀行法第2条第21項第5号の預金者等をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

# 別紙様式第２２号（第３４条の６４の２１第１項関係）

別紙様式第22号（第34条の64の21第1項関係）

（日本産業規格A4）

電子決済等代行業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代表者氏名

（記載上の注意）

1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

2 記載事項に関し留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

3 法第52条の61の3第1項の規定による登録申請書又は法第52条の61の6第1項の規定による届出書に社長等の名を冠せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該社長等の名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該社長等の名を括弧書で併せて記載し、又は当該社長等の名のみを記載することができる。

1 登録年月日及び登録番号

2 電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

3 契約締結銀行

| 契約締結銀行名 | 契約年月日 | 電子決済等代行業の業務の内容 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |

（記載上の注意）

1 「契約締結銀行名」欄は、当期末における契約締結銀行（銀行法第52条の61の10第1項の契約を締結している銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。

2 「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結銀行との契約に従って行う電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（銀行法第2条第21項第1号に掲げる行為をいう。以下同じ。なお、同号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

| 委託先名 | 所在地 | 委託契約年月日 | 電子決済等代行業の業務の内容 |
|---|---|---|---|
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |

（記載上の注意）

1 本表は、委託先（第34条の64の3第2項第2号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。

2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。

3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。

4 「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5 電子決済等代行業再委託者数

| 人 |
|---|

（記載上の注意）

当期において、電子決済等代行業者として第34条の64の9第3項各号の委託を受けている同項の電子決済等代行業再委託者（以下「電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 役員及び使用人の状況

| | 役　員 | | 使 用 人 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | うち非常勤 | | |
| 総　数 | 名 | 名 | 名 | 名 |

（記載上の注意）

1 本表は、当期末における電子決済等代行業に従事する役員及び使用人について記載すること。

2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7 営業所又は事務所の状況

| 名　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| | |
| | |

（記載上の注意）

1 本表は、当期末における電子決済等代行業を営む営業所又は事務所について記載すること。

2 適宜、地区別に区分して記載すること。

8 電子決済等代行業の実施状況

（単位：件、者）

| 決済指図伝達 | | 口座情報の取得・提供 |
|---|---|---|
| 契約件数又は利用者数 | 決済指図伝達の件数<br>（為替取引に至らなかった件数を含むか否か） | 契約件数又は利用者数 |
| | （　） | |

（記載上の注意）

1 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（銀行法第2条第21項第1号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う電子決済等代行業再委託者や電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別取引のみが継続される場合には個別契約。以下同じ。）の作成又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が銀行法第2条第21項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の（　）内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含む」、含まない場合は「否」）を記載すること。

3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等（銀行法第2条第21項第5号の預金者等をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第２３号（第３４条の６４の２１第１項関係）

別紙様式第 23 号（第34条の64の21第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる事務所
の所在地

名　　称

氏　　名

| | 価　　額 | 摘　　要 |
|---|---|---|
| 資　　産<br>現金・預金<br>有価証券<br>未収入金<br>貸付金<br>土地<br>建物<br>備品<br>権利<br>貸倒引当金<br>その他<br>計(A) | | |
| 負　　債<br>借入金<br>未払金<br>前受金<br>その他<br>計(B) | | |
| (A)−(B) | | |

（記載上の注意）

1　この調書は、電子決済等代行業者が個人である場合に限り、報告書に添付すること。

2　法第52条の61の３第１項の規定による登録申請書又は法第52条の61の６第１項の規定による届出書に出氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該出氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該出氏及び名を欄外書で併せて記載し、又は当該出氏及び名のみを記載することができる。

3　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

4　資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残高を記載すること。

5　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記３にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。

6　土地及び建物の価額については、上記３にかかわらず、最近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしてる差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額 × 取得時の日 / 取得時の借入金 × 返済済み元金 / 取得時の借入金 × 居住用面積 / 居住用面積 + 事業用面積

居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額 × 事業用面積 / 居住用面積 + 事業用面積

「借入金」の価額＝算出日の借入金の価額 × 事業用面積 / 居住用面積 + 事業用面積

7　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

8　「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。

別紙様式第２４号（第３４条の７８関係）

別紙様式第24号（第34条の78関係）

（日本産業規格A4）

年　　月　　日提出

業務に関する報告書

第　　期　（　年　　月　　日から　年　　月　　日まで）

金融庁長官　殿

提出者（郵便番号　　）

所在地

電話番号（　　）　　－

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目　　次

1　紛争解決等業務の概要

2　紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時期

3　組織に関する事項

4　紛争解決委員及び役職員の増減

5　役員の氏名等

6　他の事業の種類及び内容

7　役員の兼職状況

8　主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

9　意思決定機関の状況

10　加入銀行業関係業者等の状況

11　紛争解決等業務の状況

(1)　苦情処理手続の実施状況

(2)　紛争解決手続の実施状況

(3)　紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）

(4)　紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内容（当期の状況）

12　他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

13　その他特記事項

（記載上の注意）

1　法第52条の61第１項の指定申請書又は法第52条の78第１項の規定による届出書に出氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該出氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該出氏及び名を欄外書で併せて記載し、又は当該出氏及び名のみを記載することができる。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1　紛争解決等業務の概要

| |
|---|
| |

2　紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時期

| 名　　称<br>（設置年月日） | 所　　在　　地 | 業務を行う日及び時期 |
|---|---|---|
| （　年　月　日） | 郵便番号　　－<br>電話番号（　　）　　－<br>電子メールアドレス | |
| （　年　月　日） | 郵便番号　　－<br>電話番号（　　）　　－<br>電子メールアドレス | |
| （　年　月　日） | 郵便番号　　－<br>電話番号（　　）　　－<br>電子メールアドレス | |
| （　年　月　日） | 郵便番号　　－<br>電話番号（　　）　　－<br>電子メールアドレス | |
| （　年　月　日） | 郵便番号　　－<br>電話番号（　　）　　－<br>電子メールアドレス | |
| （　年　月　日） | 郵便番号　　－<br>電話番号（　　）　　－<br>電子メールアドレス | |
| 営業所<br>計　　事務所 | | |

3　組織に関する事項

| |
|---|
| |

4　紛争解決委員及び役職員の増減

（単位：人）

| 区　　分 | 前　期　末 | 当　期　末 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| 紛　争　解　決　委　員 | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 役　　員 | | | | |
| （うち非常勤役員） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） |
| 職　　員 | | | | |
| そ　の　他 | | | | |
| 合　　計 | | | | |

（記載上の注意）
1 「役員」とは、法人にあっては役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては代表者又は管理人をいう。
2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。

5 役員の氏名等

| （フリガナ）<br>氏名又は商号若しくは名称<br>生年月日 | 職名又は呼称 | 住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地 | 略歴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 年　月　日 | | | | |
| 年　月　日 | | | | |
| 年　月　日 | | | | |
| 年　月　日 | | | | |
| 年　月　日 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 年　月　日 | | | | |
| 年　月　日 | | | | |
| 計　　名 | | | | |

（記載上の注意）
1 法第52条の63第1項の指定申請書又は法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における住所を記載すること。
3 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
4 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6 他の事業の種類及び内容

| |
|---|
| |

（記載上の注意）
1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

| （フリガナ）<br>役員の氏名又は商号若しくは名称 | 役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及びその主たる営業所又は事務所の所在地（役員が他の事業を営んでいるときはその旨） | 事業の種類又は法人の業務の種類 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| | | |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

（記載上の注意）
1 法第52条の63第1項の指定申請書又は法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
3 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
4 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

| （フリガナ）<br>氏名又は商号若しくは名称 | 住所又はは主たる営業所若しくは事務所の所在地 | 議決権の割合 | 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の別 | 議決権が株式である場合は形式の数 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 株 |
| | | | | 株 |
| | | | | 株 |
| | | | | 株 |
| | | | | 株 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 株 |
| | | | | 株 |

（記載上の注意）
「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第34条の77第2項第3号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

| |
|---|
| |

（記載上の注意）
株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入銀行業関係業者等の状況
(1) 銀行業関係業者

| 番号 | 商　　号 | 本店の所在地 | 加入年月日 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(2) 銀行業関係業者以外の加入者

| 番号 | 氏名又は商号若しくは名称 | 住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地 | 主要な事業の内容 | 加入年月日 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

（記載上の注意）
　記載基準日は事業年度の末日とする。

11　紛争解決等業務の状況
(1)　苦情処理手続の実施状況
ア　苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

（単位：件）

| 新受 | 前期の未済 | 受付事件内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 既済 | | 未済 | |
| | | 当期の新受分 | 前期の未済分 | 当期の新受分 | 前期の未済分 |
| | | | | | |

（記載上の注意）
「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ　苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

| 類型 | 当事者の別 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 顧客が法人 | 顧客が個人 | その他 | 計 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

| 類型 | 終了事由の別 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 不開始 | 解決 | 移行 | 不応諾 | 不調 | その他 | 小計 | 移送 | 計 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |

（記載上の注意）
1　「類型」には、苦情処理手続を実施した銀行業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
2　「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ　苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

| 所要期間 | 件数 |
|---|---|
| 1月未満 | |
| 1月以上～3月未満 | |
| 3月以上～6月未満 | |
| 6月以上 | |
| 計 | |

（単位：件）

| 手続実施方法 | 件数 |
|---|---|
| 面　談 | |
| 電　話 | |
| 電子メール | |
| ファクシミリ | |
| 文書の送付 | |
| そ　の　他 | |

(2)　紛争解決手続の実施状況
ア　紛争解決手続の受付件数（当期の状況）

（単位：件）

| 新受 | 前期の未済 | 受付事件内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 既済 | | 未済 | |
| | | 当期の新受分 | 前期の未済分 | 当期の新受分 | 前期の未済分 |
| | | | | | |

（記載上の注意）
「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ　紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

| 類型 | 請求の価額の別 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 60万円以下 | 60万円超～140万円以下 | 140万円超～300万円以下 | 300万円超～1000万円以下 | 1000万円超～1億円以下 | 1億円超 | 算定不能又は不明 | 計 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |

| 類型 | 当事者の別 | | | 代理人（法定代理人を除く。）の別 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 顧客が法人 | 顧客が個人 | 計 | 双方代理人 | 一方代理人 | 代理人なし | 計 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

| 類型 | 終了事由の別 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 成立 | 見込み立なし | 双方の離脱 | 一方の離脱 | その他 | 小計 | 不応諾 | 移送 | 計 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | | | | | | | | | |

ウ　紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）

（単位：人）

| 類型 | 紛争解決委員の別 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | 計 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |

（記載上の注意）
1　「類型」には、紛争解決手続を実施した銀行業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
2　紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
3　複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。
エ　紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

| 所要期間 | 件数 |
|---|---|
| 1月未満 | |
| 1月以上～3月未満 | |
| 3月以上～6月未満 | |
| 6月以上～1年未満 | |
| 1年以上～2年未満 | |
| 2年以上 | |
| 計 | |

（単位：件）

| 所要回数 | 件数 |
|---|---|
| 1回 | |
| 2回 | |
| 3回 | |
| 4回 | |
| 5～10回 | |
| 11回以上 | |
| 計 | |

（単位：件）

| 手続実施方法 | | 件数 |
|---|---|---|
| 面談 | 計 | |
| | 電　話 | |
| | 電子メール | |
| | ファクシミリ | |
| | 文書の送付 | |
| | そ　の　他 | |
| そ　の　他 | | |

（記載上の注意）
「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

(3)　紛争解決等業務の料金等の収受（当期の状況）

（単位：千円）

| 料金・負担金 | | | |
|---|---|---|---|
| 料金額 | | 負担金額 | 計 |
| 苦情処理手続 | 紛争解決手続 | | |
| | | | |

(4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳(当期の状況)

(単位:件)

| 類型 | 苦情処理手続に関するもの | 紛争解決手続に関するもの | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 指定紛争解決機関の苦情業務に関するもの | | | | |
| 手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの | | | | |
| 手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの | | | | |
| 手続の進行に関するもの | | | | |
| 資料の保存・収集、秘密の保持に関するもの | | | | |
| 報酬・費用に関するもの | | | | |
| 苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの | | | | |
| その他 | | | | |
| 計 | | | | |

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

| |
|---|
| |

13 その他特記事項

| |
|---|
| |

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。